

令和元年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月6日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・行政報告	8
・議案等の上程（第45号～第70号）	10
・議案等に対する質疑	18
・陳情の報告（第1号～第4号）	21
・議案等の委員会付託	22

第2号 9月9日（月）

・一般質問	26
山脇秀隆議員	
1. 農業用ため池管理保全法について	27
2. 南里水路について	35
3. 防犯の取り組みについて	40
木村優子議員	
1. 共生社会へ環境整備を	42
2. 里親制度への取り組みについて	51
3. 新生児聴覚検査への取り組みについて	55
太田健策議員	
1. 都市計画マスタープラン策定について	60
2. 高齢者の免許返納について	72
田川正治議員	
1. 小中学校や支援学級の教室不足を解消するための小学校の新增設と 支援学校の建設計画について	77
2. 老朽化した公共施設の新増設と改修工事や耐震化による子育て高齢 者施設の整備計画と維持管理について	88
3. 通学道路や通勤道路、農道や生活道路などの暗闇地域の危険個所の 安全対策について	93
4. 都市計画マスタープラン中間見直し策定における将来を見据えた公 共施設の建設や土地利用計画について	94

第3号 9月10日(火)

・一般質問	100
本田芳枝議員	
1. 5万人のまちづくり構想について	101
2. 障がい児保育・教育について	109
3. 福祉センターを拠点とするふれあいバスの長所、短所について	116
案浦兼敏議員	
1. 粕屋町都市計画マスタープランの中間見直しについて	120
2. 九州大学農場跡地の利用について	130
久我純治議員	
1. 第5次粕屋町総合計画について	141
2. マイナンバーカードについて	156
川口 晃議員	
1. 公共施設の長寿命化と老朽化対策	162
2. 会計年度職員への移行計画の進行状況について	173
3. 通学道路及び一般道の危険箇所の安全化について	180

第4号 9月11日(水)

・一般質問	187
福永善之議員	
1. 消防団の在り方について	189
安藤和寿議員	
1. 2020年東京オリンピックについて	196
2. 児童受け入れについて	201
中野敏郎議員	
1. あれからどう考え、どう動きましたか	206
井上正宏議員	
1. 防犯対策の今後の取組みについて	226
2. 学童保育指導員の給与改善について	240

第5号 9月30日(月)

・議案等の上程(第71号)	245
・議案等に対する質疑	246
・議案等の委員会付託	248
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	248

議案第45号	粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について……………	248
議案第46号	粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 制定について……………	248
議案第47号	粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について……………	251
議案第48号	粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について……………	251
議案第49号	令和元年度粕屋町一般会計補正予算について……………	254
議案第50号	令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	257
議案第51号	令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について………	257
議案第52号	令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	257
議案第53号	令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 について……………	257
議案第54号	令和元年度粕屋町水道事業会計補正予算について……………	262
議案第55号	令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算につ いて……………	262
議案第56号	備品購入契約の締結について……………	264
議案第57号	工事請負契約の締結について……………	264
議案第58号	工事請負契約の締結について……………	266
議案第59号	平成30年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	267
議案第60号	平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	270
議案第61号	平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	270
議案第62号	平成30年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	270
議案第63号	平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	270
議案第64号	平成30年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決 算の認定について……………	276
議案第65号	平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分 及び収入支出決算の認定について……………	276
議案第66号	住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について……………	278
議案第67号	和解について……………	280
議案第68号	糟屋郡公平委員会委員の選任同意について……………	282
議案第69号	糟屋郡公平委員会委員の選任同意について……………	282

議案第70号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について……………	282
（追加）議案第71号 令和元年度粕屋町一般会計補正予算について……………	283
陳情第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討するこ とを国に働きかける意見書提出を求める陳情書……………	285
陳情第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討す ることを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書……………	288
陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国 及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書……………	289
陳情第4号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書……………	290
・（追加）議案等の上程（決議第1号）……………	293
・（追加）議案等に対する質疑……………	293
・（追加）討 論……………	294
・（追加）採 決……………	295
・委員会の閉会中の所管事務調査……………	296
・閉 会……………	297

令和元年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和元年9月6日（金）

令和元年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月6日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 陳情の報告
- 第7. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 福 永 善 之
2番 井 上 正 宏	10番 久 我 純 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 本 田 芳 枝
4番 安 藤 和 寿	12番 八 尋 源 治
5番 中 野 敏 郎	13番 木 村 優 子
6番 太 田 健 策	14番 山 脇 秀 隆
7番 川 口 晃	15番 小 池 弘 基
8番 田 川 正 治	16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 山 野 勝 寛
都市政策部長 山 本 浩	住 民 福 祉 部 長 中 小 原 浩 臣

総務課長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
税務課長	中 原 一 雄	収納課長	白 井 賢太郎
協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	吉 村 健 二
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課長	安 松 茂 久	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 みづほ
会計課長	藤 川 真 美		

(開会 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めまして、おはようございます。

本日9月定例会が招集されましたところ、議員各位には、公私共にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議会といたしましては、十分に審議を尽くし、町民の要望を町の諸施策に反映すべく努力いたしたいと存ずるものでございます。また、非常に強い台風13号が東シナ海を北上しております。進路予報からは離れておりますが、町民の皆さま方におかれましては、油断をせず、大雨などに十分に警戒をされ、被害がないようお祈りを申し上げます。残暑厳しい日が続きます。議員各位におかれましては、十分ご自愛の上、議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は16名全員でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には会議規則第127条の規定により、議長において、3番、案浦兼敏議員及び5番、中野敏郎議員を指名いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの25日間と決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第3、「行政報告」を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和元年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、まだまだ残暑が厳しい折、また、何かとご多忙の中、全員の皆さまのご出席を賜りまして、心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

先ほど議長のご挨拶の中にありましたが、昨今の全国的に発生します自然災害、非常に多ございます。特に、去る8月27日からの秋雨前線による豪雨で九州北部、特に佐賀県内に大きな被害が発生しました。被災されました皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心から願っております。

この大雨によって、粕屋町にも警戒レベル4の危険がある発令があり、直ちに、災害対策本部を設置いたしました。特に今回は、長雨による土砂災害警戒情報が発令され、その基準によって、町内3箇所の土砂災害危険地域に、避難勧告を8月28日の朝7時半に発令し、避難所3箇所を同時に開設いたしました。29日の深夜、全ての警報解除に至るまで、幸いにも被害が発生することもなく、また、避難者の方も1名もなく無事終息いたしました。丸二日間、昼夜を分かたず職員一丸となって、災害警戒、災害対策に当たりました。しかしながら、今後も緊張感を持って町民の安心・安全のための防災体制に努めていきたいと思っております。

それでは、「行政報告」をいたします。

報告第3号は、「平成30年度粕屋町健全化判断比率について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

報告第4号は、「平成30年度粕屋町公営企業の経営の健全化について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

次に、「その他の報告」をいたします。

別紙でお配りしております資料をご覧ください。まず、「一部事務組合の平成30年度決算について」でございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合、また、粕屋南部消防組合、福岡県後期高齢者医療広域連合。また、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、そして、北筑昇華苑組合について記載をしております。決算額につきましては、資料のとおりでございますので、どうかご覧いただきたいと思っております。

次に、「和解の報告」でございます。

去る8月2日の第3回臨時議会において、議決をいただいております国民健康

保険税の取り立て金請求事件に係る和解について、去る8月27日に開催されました第4回口頭弁論に出廷の場におきまして、この議決どおり、和解が成立いたしました。後日、和解調書が作成され、税金等の納付が完了となることを報告したいと思います。

次に、去る7月6日に町内で発生した殺人事件について、現在の状況をお知らせいたします。今議会の一般質問で、議員数名の方よりご質問を受けておりますので、詳細はここでは述べませんが、この事件発生後直ちに、関係方面に問合せや要望を行いました。被害者発見後、一週間で犯人はスピード逮捕されたものの、今だに事件現場の環境が改善されておらず、この間20数件、住民の皆さまから電話やメールをいただき、早期の環境の改善を要望するお声をいただいております。

今も関係当局と協議を行っているところでございますが、今後も精力的に働きかけを行い、早い環境改善を目指したいと思います。

以上で、「行政報告」を終わります。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第4、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は、26件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは、議案の上程を行います。

令和元年第3回粕屋町議会定例会に、町から提案いたします案件といたしましては、条例の制定が1件、条例の改正が3件、令和元年度補正予算が7件、備品購入契約の締結が1件、工事請負契約の締結が2件、平成30年度決算認定が7件、住居表示関連が1件、和解についてが1件、公平委員会委員の選任同意が3件、以上26件でございます。それでは、議案第45号から順にご説明を申し上げますが、議案第59号から議案第65号までの決算認定につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

最初に、議案第45号は、「粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について」でございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係

る欠格事項の削除を行うものでございます。また、粕屋町消防団広報啓発班の増員に伴い、定員を改正するものでございます。

次に、議案第46号は、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」でございます。

地方の厳しい財政状況が続いているものの、多様化する行政需要に対応するため、今や臨時非常勤職員は地方行政の重要な担い手となっています。このような中で、臨時非常勤職員の適正な任用勤務条件を確保することが求められており、平成29年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されます。主な改正内容は、一般職の会計年度任用職員を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への移行を図るものでございます。制度導入に伴い、給与及び費用弁償に関し、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第47号は、「粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

本年10月1日から、幼児教育保育の無償化が開始されます。この幼児教育保育の無償化は、我が国における急速な少子化の進行、並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため実施されるものでございます。つきましては、これに関連する所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第48号は、「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」でございます。

住民基本台帳法施行令等の改正により、住民票等に旧氏を併記する取扱いが本年11月5日から開始されます。これに伴い、旧氏での印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするため、所要の規定を整備するものでございます。

議案第49号は、「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億704万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、150億1,949万円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、繰越金を5,645万9千円。国庫支出金を1,416万8千円。県支出金を826万3千円増額し、町債を3,073万2千円減額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から5,655万1千円の繰入れを計上しております。

一方、歳出の主なものとしたしましては、私立幼稚園就園奨励事業費を2,866万6千円。障害者自立支援給付事業費を1,011万8千円。学童保育所運営事業費を767万6千円。私立・町外保育施設等運営事業費を690万4千円。児童福祉総務事務

費を574万7千円増額するものでございます。

次に、議案第50号は、「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,311万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億9,760万3千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税875万1千円を追加。収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を2,074万4千円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、前年度繰上充用金を942万8千円、国民健康保険事業費納付金を399万7千円減額するものでございます。

次に、議案第51号は、「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,308万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,989万8千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を500万円減額し、繰越金を2,808万2千円追加するものでございます。

一方、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を2,308万2千円追加するものでございます。

議案第52号は、「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,877万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,947万8千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金を1億1,582万3千円、繰入金金を254万9千円増額し、保険料を82万4千円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を1億1,582万2千円、地域支援事業費を161万円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ111万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,639万8千円とするものでございます。歳入は、前年度繰越金を111万2千円増額し、歳出は諸支出金を92万2千円、総務費を19万円増額するものでございます。

次に、議案第53号は、「令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」でございます。

今回は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を206万6千円とするものでございます。歳入は、前年度繰越金

を89万1千円増額し、歳出は、一般会計繰出金を89万1千円増額するものでございます。

議案第54号は、「令和元年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容は、上下水道料金システム更新事業について、プロポーザルの結果により費用が確定したため減額するものでございます。収益的支出につきまして、委託料を936万円減額し、9億1,758万9千円。債務負担行為につきましては、限度額を702万4千円減額し、1,227万6千円とするものでございます。

次に、議案第55号は、「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容は、上下水道料金システム更新事業について、プロポーザルの結果により費用が確定したため、これも減額するものでございます。収益的支出につきまして、委託料を936万円減額し、13億3,511万2千円。債務負担行為につきましては、限度額を702万4千円減額し、1,227万6千円とするものでございます。

次に、議案第56号は、「消防ポンプ自動車買い替えによる備品購入契約の締結について」でございます。

粕屋町江辻区を受け持ち区域とする第3分団の消防ポンプ自動車は、購入から19年が経過しているため、老朽化によりポンプ性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができない恐れがありますので、買換えを行うものでございます。

この購入を実施するにあたり、令和元年7月12日に、7社による指名競争入札を行いましたところ、株式会社九州防災センター 代表取締役 永江昭浩が、消費税込み1,911万円で落札いたしましたので、この者と消防自動車購入契約を締結するにあたり、条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、契約期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和2年2月28日までとなります。

議案第57号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋西小学校放課後児童クラブ室増築工事を実施するもので、増加する利用希望者を受け入れるために、軽量鉄骨2階建、建築面積122.06平米、延床面積238.11平米の建物を増築するものでございます。既存建物は、平成21年に児童室3室を建築しており、今回の増築で2室増え、計5室をすることで定員200名までの受入れが可能となります。

この工事を実施するにあたり、令和元年8月22日に8社による指名競争入札を行いましたところ、株式会社オーリーブハウス 代表取締役 田中金丸が、工事請負金額5,859万7千円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきま

しては、契約効力発生の翌日から令和2年3月27日となります。財源といたしましては、国、県より子ども子育て支援整備交付金の補助金を受けて実施するものでございます。

議案第58号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、江辻橋の橋梁補修工事を実施するもので、橋長が52m、有効幅員は車道部が6m、歩道部が1.9m、架設より40年以上が経過しております。車道部においては、コンクリートの剥離やひび割れ。歩道部においては、床版の腐食等経年劣化が著しいため、断面修復工事、ひび割れ注入工事、床版取替工事などの補修工事を行うことにより、橋梁の長寿命化と安全性の向上を図るものでございます。

この工事を実施するにあたり、令和元年7月30日に10社による指名競争入札を行いましたところ、株式会社SNC 代表取締役 二川敏明が、工事請負金額8,178万5千円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和2年2月28日となります。財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金を活用して実施いたします。

次の議案第59号から議案第65号までの決算認定につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

では、議案第59号から65号までご説明を申し上げます。

議案第59号は、「平成30年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

一般会計の決算額は、歳入総額145億9,881万7,618円。歳出総額142億1,956万5,123円となり、歳入歳出差し引き額は、3億7,925万2,495円となります。この額には次年度への繰越明許費繰越財源2,279万3千円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は、3億5,645万9,495円で、次年度へ繰り越しとなりました。

また、一般会計の町債残高は、前年度より3億7,642万3千円減少し、102億4,570万3千円となり、基金残高は前年度より5,234万2千円増加し、36億7,721万1千円となります。

次に、議案第60号は、「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成30年度歳入歳出決算は、歳入総額36億338万5,591円。歳出総額36億7,395万6,762円で、歳入歳出差し引き7,057万1,171円の歳入不足となり、赤字決算となり

ました。

まず、歳入では、国保新制度の開始により財政運営の責任主体が都道府県になったことに伴い、前年度と比較して県支出金が22億1,214万8,410円の増となりました。また、前年度の交付金の返還のため、一般会計からの法定外繰入金が6,762万1,504円の増となりました。

一方、歳出につきましては、制度改正に伴い、給付費に必要な費用の金額全額を、県が市町村へ交付するかわりに、市町村は、県が決定した納付金を納付する運用となり、新規項目である国民健康保険事業費納付金が11億1,536万268円となりました。また、前年度と比較して、保険給付費が1億2,724万1,932円の減となっております。

平成30年度決算状況は、7,057万1,171円の赤字となりましたが、歳入に平成29年度からの繰越金1,407万4千円が含まれているため、単年度の収支では、8,464万5千円の赤字となりました。理由といたしましては、県支出金等の公費の歳入が当初の見込みどおりに入らなかったことによるものでございます。

議案第61号は、「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成30年度歳入歳出決算は、歳入総額5億2,046万9,818円。歳出総額4億9,238万6,477円で、歳入歳出差し引き2,808万3,341円が次年度への繰越しとなりました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営をしております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の3億8,633万1,085円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の4億7,576万5,289円でございます。

次に、議案第62号は、「平成30年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成30年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額23億3,417万2,167円、歳出総額22億1,834万8,669円で、歳入歳出差引額1億1,582万3,498円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者保険料が5億6,561万3,763円。国・県・支払い基金からの負担金及び交付金が13億583万134円。一般会計からの繰入金が3億3,805万6,340円、繰越金が8,006万3,244円でございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、全体の88%を占める保険給付費が19億5,202万4,584円、総務費が7,569万2,227円、地域支援事業費が1億893万3,575円でございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額1,742万9,913円、歳出総額1,631万5,927円で、歳入歳出差引額111万3,986円が次年度への繰り越しとなりまし

た。

歳入の主なものとしたしましては、ケアプラン作成によるサービス収入が1,175万9,118円、繰入金503万6千円でございます。

一方、歳出は、総務費が1,518万1,067円、サービス事業費が113万4,860円でございます。

次に、議案第63号は、「平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成30年度の決算は、歳入総額202万5,192円、歳出総額112万3,614円で、歳入歳出差引額90万1,578円が次年度への繰越しとなりました。

歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が72.3%、過年度分の償還率が1.8%となっております。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第64号は、「平成30年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成30年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ1億5千万円、建設改良積立金へ1億8千万円処分をするものでございます。あわせて、平成30年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管更新工事等を5箇所、粕屋浄水場中央動力盤ほか更新工事等を行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益10億644万9,751円、事業費用8億2,704万3,666円で、差引1億7,940万6,085円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額382万7,520円、支出総額3億3,712万5,724円で、差引不足額3億3,329万8,204円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

次に、議案第65号は、「平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ1億2千万円、減債積立金へ1億1千万円処分をするものでございます。

あわせて、「平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算について」ですが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益13億4,866万9,867円、事業費用12億3,637万9,732円で、差引1億1,229万135円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額8億5,654万

6,240円、支出総額10億6,436万7,248円で、差引不足額2億782万1,008円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

以上、決算認定の説明を終わります。

(副町長 吉武信一君 降壇)

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

続きまして、議案第66号でございます。議案第66号は、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を別図2に示すとおり、酒殿1丁目・酒殿2丁目・酒殿3丁目・酒殿4丁目・酒殿5丁目と変更するものがございます。実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、7月5日に開催されました粕屋町住居表示審議会におきまして、了承する旨の答申をいただいております。また、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、7月8日から8月7日までの30日間、工事を行いました。このたび、このその工事期間が終了いたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について議会の議決を求めるものがございます。

次に、議案第67号は、「和解について」でございます。

本議案は、平成31年3月議会におきまして議決いただきました、町営住宅にかかる訴えの提起について、去る令和元年7月16日福岡地方裁判所において第2回口頭弁論が行われ、その中で相手方から粕屋町が管理する町営住宅の未払い賃料を分割で支払う方向での和解案が示されました。

本町といたしましても、債権の円滑な回収を図りたいと考えておりますので、和解案に応じるものがございます。つきましては、次回口頭弁論において和解を行うにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものがございます。

議案第68号、議案第69号、議案第70号は、いずれも「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」でございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

現在、糟屋郡公平委員会委員をしていただいております藤田清満氏、山田裕嗣氏、櫻木幸弘氏の3名の方が、本年10月31日をもって任期満了となることに伴いまして、小河武文氏、緒方博氏、尾畠弘典氏の3名を後任として新たに選任いたしたく、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものがございます。3名の方の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、人格高潔で地方自治の本旨及び民主的な事務処理に理解があり、人事行政に関しましても精通された方々でございます。選任同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し

上げたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第5、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

議案第67号「和解について」質問いたします。和解された後、被告は、町営住宅から出て行かれるんですかね。その辺が何も書いてないようですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今回の議案は、相手方から未払い賃料の分割の支払い、これを和解案として、出されてありますので、それに応じるものでございます。

今回の議案につきましては、その後の状況につきましては、議案としては提出をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

関連、引き続き、太田議員。

◎6番（太田健策君）

そうしますとこれは、まだ町営住宅にずっと居住されとうということになっていくのかどうかというふうな、私が住んどるとこの地域やもんですから。やはりその辺の後の支払い等がまた同じような方向になっていくんじゃないかなと心配しておりますが。区費等もちゃんと払ってあるのかどうかちゅうのもその辺も分かりませんので、その辺のこともある程度考慮されて和解されないと。

区費はほったらかし、組費もほったらかしで居住をされるということになると、地元でも混乱するっちゃんないかと思いますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この家賃の滞納についての和解案でございますので、それ以後の住居、そしてまた、地区での生活のあり方につきましては、今現在ですね、これはお答えすること

ができません。

委員会等でご質問があればそれまでには、所管のほうで分かる範囲ですね、お答えできると思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案第46号について質問いたします。3点ほどございます。これは多分、総務常任委員会の管轄ではないかなと。まだはっきり決まったわけではないんですが、多分そうではないかと思っておりますので、私はその委員会に所属をしていませんので、また一般質問で川口議員が質問をされていますが、それにかぶらない形でちょっと質問をさせていただきます。

一点目はですね、対象人数ですね。職員の雇用状況っていうのが、多分これは私のまだあくまでも推測ですが、嘱託の方と臨時採用の方が対象ではないかと思っております。大体その何名くらいを想定して、対象をきちんとどのようにしてあるのか。このいただいている資料の中ではですね、それも少しは書いてあるんですけど、具体的にちょっと分からないということで、分かる範囲で。

それから二番目にですね、この移行措置っていうのはとても大切で、私はこの条例案については移行措置も含めてですね、どのように移行するかということの自治体としての対応も、一つの考え方としてきちんと公表されるべきではないかと思うので。現在ですね、嘱託の方と臨時採用の方が雇用しておられますけれども、その方たちは一旦辞めて、新たに公募なのか、あるいはその公募によらない再度任用なのか。その辺がちょっと具体的に何も条例の中には書いていないので、それが二点目。

それから三点目はですね、雇いどめを一般にあります。うちの町は一応そういうその規則などがあるのか分からないんですけど、それに現在ずっと長期でですね、採用されている状況がございしますが、この際、会計年度再任用制の一番のポイントは、例えば、ほかの自治体で上限何年とか、そういうことも含まれてされているようなので、その辺の内容はどうなのか。

その三点をお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

条例そのものですね、中身に突っ込んだご質問と思います。

詳細につきましては、また委員会のほうで詳細は説明いたしますが、今日答えら

れる範囲でお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

条例のほうの制定で、議会のほうにもご審議いただくようにしておりますので、詳しくは町長も申しましたとおりなんですが、人数、嘱託と臨時さんの職員ですけれども、現在約300名ほど雇用体系での中です、お世話になっている状況でございます。

あとの項目についてはですね、現在ちょっとお答えしにくいところもございますので、また委員会等も通じてですね、ご説明させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

二点と三点については、委員会審査をされると。その中で説明をされるということですね。私は委員会に入っておりません。それで傍聴できるのが一番いいんですけれども、そのときにその内容をその後ですね、詳しく録音テープ聞くなり、委員長のほうから報告を受けるなりして考えます。

それで、最初の私が質問した嘱託の方と臨時採用の方の対応に対して、それは条例には決めてはいないんですけれども、もう既に来年ですね、4月からこれが任用され出発しますので、現時点でそれに対する予算措置とか、そういったものも一切考えてあると思うんですよね。だから、300人程度の、これは現在ですね、嘱託人数が平成31年の3月において103名、それから臨時雇用の方が182名。

この方全てが対象というふうに現在は考えておられるんですね。これは確認でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

基本的には、臨時職員並びに嘱託職員の方を対象とはいたしますが、制度の中でですね、いろいろ運用的に新しいことも考えておりますので、その中で検討してまいりたいということも含めてですね、また委員会の中でご説明したいと思っております。なかなか、この場で全てのことを申し上げるのはなかなか申し上げにくいところもございまして。

◎議長（鞭馬直澄君）

よろしいですか。ほかにございますか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

それではないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に日程第6、「陳情の報告」を行います。

今期定例会で受理した陳情は、4件であります。事務局長が報告をいたします。
古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

それでは、議事日程表の5ページをお願いいたします。

陳情文書表、受理番号1番、件名、「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」。

受理番号2番、件名、「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」。

受理番号3番、件名、「安全安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」。

なお、受理番号1番から受理番号3番までは、受理年月日は、いずれも令和元年8月21日、陳情の要旨、いずれも陳情書の写し添付につき省略。陳情者の住所及び氏名は、いずれも福岡市博多区博多駅南一丁目9番8号、ケイ・アイビル2階 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原正勝様。

続きまして、受理番号4番、受理年月日、令和元年8月21日、件名、「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」。

陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。陳情者の住所及び氏名、福岡市博多区千代四丁目30番2号、山本ビル4階 天皇陛下御即位福岡県奉祝委員会 実行委員長 山本泰藏様。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

お諮りします。

今回提出されております陳情第1号から陳情第4号までの陳情4件は、粕屋町議会会議規則第92条第2項及び第95条の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

異議なしと認めます。従いまして、陳情受理番号1番から陳情受理番号4番につ

いては、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

なお、この陳情につきましては、最終日において討論、採決となります。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、日程第7、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました45号議案から48号議案、56号議案から58号議案、66号議案から70号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

また、49号議案から55号議案の令和元年度補正予算関係につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を、また、59号議案から65号議案の平成30年度決算認定関係につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を地方自治法第109条及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に中野敏郎議員、副委員長に久我純治議員。決算特別委員会の正副委員長は、委員長に久我純治議員、副委員長に安藤和寿議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時26分）

令和元年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和元年9月9日（月）

令和元年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月9日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 14番 | 山脇秀隆 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 13番 | 木村優子 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 6番 | 太田健策 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 8番 | 田川正治 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 末若憲治 | 9番 | 福永善之 |
| 2番 | 井上正宏 | 10番 | 久我純治 |
| 3番 | 案浦兼敏 | 11番 | 本田芳枝 |
| 4番 | 安藤和寿 | 12番 | 八尋源治 |
| 5番 | 中野敏郎 | 13番 | 木村優子 |
| 6番 | 太田健策 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 川口晃 | 15番 | 小池弘基 |
| 8番 | 田川正治 | 16番 | 鞭馬直澄 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次
税務課長	中原一雄	収納課長	臼井賢太郎

協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	吉 村 健 二
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課長	安 松 茂 久	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
会 計 課 長	藤 川 真 美		

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

皆さま、改めましておはようございます。

本日9月9日は、救急の日であります。目的は、救急医療関係者の意義を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい意識を深めることとなっております。総務省消防庁の消防白書によりますと、平成28年度救急車で搬送された人は全国で約620万人。そのうち約半数は、軽症の傷病者及びその他。その他というのは、医師の診断がない者等というデータが出ております。

最近では、軽い症状の場合や、なかにはタクシー代わりに呼んだりすることなどが大きな問題となっております。救急車や救急医療は限りある資源でございます。いざというときの安心のために救急車を正しく利用することを、私たちは守っていかねばならないと思います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から、「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、また、答弁者の発言につきましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁者におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手をされますよう、併せてお願いを申し上げます。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

議席番号14番、山脇秀隆でございます。

まず、8月末に、北部九州を襲いました線状降雨帯は、長崎・佐賀・福岡・大分県の4県に対しまして数十年に一度の大雨をもたらし、大きな被害をもたらしました。被災されました方々には、お見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。一日も早い復興を願うものであります。

粕屋町におきましても、土砂災害警報による避難勧告が出され、江辻区・大隈区・長者原上区におきまして70所帯、約200名あまりの避難勧告が出されたことテレビでも報道されておりました。粕屋町では、町長も発言をしておられましたけれど

も、8月28日午前7時30分に災害対策本部が設けられましたが、議会の対応は、残念ながら不明のまま時を過ぎたようであります。災害発生時の議員対応マニュアルは機能しているのかどうか、不安を残したところだと思います。議長には再度検証をしていただき、このあたりの検証をしっかりと報告をいただければと思います。

さて、こうした自然災害は年々その度合いを増してきており、時と場所を選ばず、想定外の災害が起きているのが昨今であります。また、地球温暖化やブラジルの森林火災など、地球規模での災害が起きております。一部では、人災であるとの報道もあります。いずれにしましても、防災減災は喫緊の課題であると言わざるを得ません。

それでは初めに、農業用ため池管理保全法について質問をいたします。

平成31年4月19日に農業用ため池の決壊による被害発生を防ぐために、自治体の管理権限を強化する農業用ため池管理保全法が成立いたしました。同法は2018年の西日本豪雨で、ため池決壊で被害が相次いだことを受け、必要な改修などを推進するため、制定されたものであります。国と自治体、ため池の所有者らの役割を明確化し、ため池の所有者らには都道府県への届け出が義務づけられました。県は、決壊して周辺地域に被害を与える恐れのあるため池を特定農業用ため池に指定し、防災工事を所有者に命令したり、代執行を行ったりできるようになります。

粕屋町には、ため池と呼ばれる池が大小さまざまな点在いたしておりますが、特定農業用ため池に指定されたため池はあるのか、まず1点。

また、農業用ため池の多くは江戸時代以前に築造されたものが多く、権利者の世代交代が進み、所有者が明確でない場合も多いということでもあります。所有者不明で適正な管理が困難なため池については、市町村が管理権を取得できるということではありますが、所有者不明のため池はあるのか、これ2点目です。

更に、離農や高齢化で管理ができないため池の増加も懸念されております。そうしたため池はあるのか。これ3点目です。

そして最後になりますが、今回の法整備で町の対応がどのように変わるのか、一括して質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、ご質問にお答えする前にですね、このため池の防災については、河川と同様にですね、非常に注意・監視する必要があると思います。ため池が決壊すると、これ河川以上ですね、大きな被害を被るというふうになるかと思えます。

ご質問の4項目につきましては、最初の質問につきましては私のほうから、以後

詳細につきまして担当部署のほうからお答えいたします。

まず、特定農業ため池に指定されたため池はというご質問ですが、粕屋町に關係するため池、存在するため池は全部で12箇所ございます。そのうち、農業用ため池として定義されるものにつきましては、国及び地方公共団体が所有するものなどを除くこととなっていますので、自治体所有の4箇所のため池を除き、残りの8箇所が農業用ため池として該当しております。更に、この8箇所の農業用ため池は全て池から100m以内に住居がございますので、特定農業用ため池に該当しております。具体的には、赤石池、新大間池、井山池、敷縄池、畑田池、古の浦池、葛葉池、谷がに池のこの8箇所でございます。

残りの4箇所につきましては、参考までですが、古大間池、阿恵大池、駕与丁池、毛田池でございます。

以降につきましては詳細を担当部署のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

引き続き、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

所有者が不明なため池ということですが、先ほど町長が言いました12箇所のため池については、全て所有者がはっきりしております。不明なため池はございません。

3番目のご質問として、離農や高齢化で管理できないため池ということですが、日ごろ、池の維持管理につきましては、農区長さんや財産組合、その代表者の方たちとですね、連携をとりながら、町において農業用ため池の管理は適正にできているというふうに考えております。

最後の質問で法制で変わる点ということですが、全国的には先ほど議員も言われましたように災害によりですね、農業用ため池が被災する事例が発生しております。世代交代により、権利関係が複雑化したり、利用者を主体とする管理組合が弱体化すると。こういった中で、日常維持管理が適正に行われない懸念がされておるといのが全国の問題点であろうと思っております。このため、法改正が行われておりまして、防災減災対策の強化を図る必要があるということで、所有者等による届出制度、適正管理義務が今回の法で明文化されております。

決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼす恐れのある、特定農業用ため池の指定制度ということで、決壊を防止するための防災工事、こちらにつきまして施工命令、代執行等が、自治体のほうに与えられた権利となってきております。所有者が不明なため池、当町においてはありませんが、こちらにつきまして管理権を取得できると、こういったことも今回の法の中で、新たに出てきておる点だと思っております。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律で規定された内容が以上のような内容になります。

一方粕屋町においては、現状と照らし合わせてみますと、どの池も適正に管理されております。管理体制が弱体化しているとは言えません。こういった点で今後、農業用ため池のですね、所有者または管理者、県に対する届出義務が発生します。更には特定農業用ため池として掘削ですね、とか、植栽。こういったことを行う場合にはですね、防災工事計画などを県の許可が必要となってきますので、関係者に周知していかなければいけないというところでありまして。また、町におきましてはハザードマップを作成し、決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路などを地域住民に周知していく必要があるとこのように考えております。

今後、こういった取組みを進めていきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

高まる被災リスクを考え、茨城大学の平成28年の全国ため池20万箇所の調査報告では、過去10年間の被災の原因は、71%が豪雨によるものであり、地震によるものは、29%であったということでありまして。

農林水産省では、ため池一斉点検を平成25年から3年間で約9万6千箇所を対象に実施しました。決壊した場合には、住宅等に影響を与える恐れのある防災重点ため池が全国に約1万1千箇所あることが分かりました。詳細調査を実施したもののうち、5割強で耐震不足が確認され、4割弱で豪雨対策が必要と認められました。

市町村におきましては、ソフト面でのハザードマップの作成を実施することになっておりますが、先ほど部長のほうからもハザードマップの作成ということが挙げられましたが、この耐震診断はどのようになっているかをちょっと教えてもらっていいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

耐震診断につきましては、新大間池と古大間池については、県のほうで実施されております。

残りのため池につきましては、今後は町のほうで実施する予定としております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

さて、所有者不明のため池はないという答弁でありました。

特定農業用ため池はありますよということで、先ほど8箇所というお答えでございましたが、県が防災工事を代執行した場合、その費用は、権限は今さっき町のほうに移るということでしたけど、所有者に請求できるのかをちょっと教えてもらっていいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

所有者に請求費用をですか。費用を所有者に請求するというご質問内容なんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

県が防災工事をしなさいと命令できますよというふうになってる。で、今さっきの話では町が管理権、執行権を持って、その防災工事をしたっていう場合ですね。所有者が当然、農区とか水利組合とかあるとは思いますが、その辺に請求ができるのかなというふうにちょっと思ったんですが、その辺はどうなんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

費用負担の件でございます。

条例のほうに粕屋町公共（農業）用施設管理区分及び建設事業費負担条例というのがございます。その中では、ため池については、所有者が25%を負担するということになっておりますが、第3条で、特に事情のある場合においては町長が別に定めるということになっておりますので、ケースバイケースで判断していくものと思います。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ケースバイケースっていうのは、ちょっと意味が分からない。どういったときにケースバイケースになるのかを。例えば、その農業用管理者がいっぱいいて、どういふふうになるのかとか。負担能力がないから、そういう場合に町のほうでやりまわすっていう話なのか。

そのケースバイケースをちょっと教えてもらっていいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

先ほどちょっとありましたが、防災重点ため池として今後耐震診断等を行っていく予定になっております。

これも、令和2年度までの補助ということで予定されておりますので、今後、そういった耐震診断を町のほうで進めていきたいと考えておるところです。その結果、施工が必要になれば、内容を見て判断していくものと思います。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町の負担がどれだけあるか、どれぐらいの割合があるかっていうのはですね、正にケースバイケースだろうと思います。

公共公益性が高いようなため池、そしてまた、その水利に関する受益者の農家が非常に少ないとか、そういったケースがあろうと思いますので、その場合、そのときにまた内部協議しまして、もちろんその当事者のほう、県・国のほうとも協議をいたしまして、決定したいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

糟屋郡粕屋町外1市水利組合っていうのがあって、平成31年度にはその組合に負担割合、これ福岡市と粕屋町というふうになってるんですけどね。負担割合、負担金を納めてるんですけど、それ600万納めてる。

この間、この管理してる中に新大間、古大間、葛葉、駕与丁、古敷縄、古の浦の6箇所のため池にかかわる水源、篠栗町大字若杉字流頭より粕屋町大字大隈、新大間ため池に至る間及び篠栗町大字尾仲字宮下より、同町大字乙犬字ヨコギに至る間の仕掛け水路の維持管理等、水利に関する事務を共同処理するというふうにあるんですね。新大間池護岸工事っていうのが3千万円で予算計上をされてるんですね。

これにつきまして、先ほどの考え、管理組合に対して所有者25%というふうな文言を先ほど課長のほうから出されましたが、これの護岸工事費用っていうのはこれ、全額粕屋町負担だったんですかね。それとも、そういった割合で負担計上されたんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

新大間につきましては、各池につながる重要な池ということで、これは県の補助事業2分の1でございますが、それを使って事業を推進しております。

そういったことから申請自体は自治体が申請していくことになりますので、町が2分の1負担、県が2分の1負担という形で事業を進めさせていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今回のため池の改正法律制定によってですね、役割の明確化っていうふうなことが一番にうたわれているため池法案だと思うんですね。その中で所有者の役割負担、自治体の役割負担、というような流れがあったと思うんで、この護岸工事は防災、それとも、あそこの道路による護岸工事、道路開設による護岸工事なんですかね。この辺の防災工事なんですかこれ。護岸工事は。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今回行なってる護岸の工事につきましては、侵食被害を与えているというような内容においてですね、行うということでしております。防災の一端を担っているかもしれませんが、浸食防止のための工事という位置づけであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ということは、今回のこの農業ため池管理保全法に基づけば、これ当然、所有者にも請求できるという話にならないのかなって簡単にちょっと思ってしまうんですが、これ請求できない理由というのは、何かあるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほども、八尋課長のほうが説明しましたが、この新大間池は町内の各池に配水っていいですか、農業用水を配水しております。従いまして、全ての町内の、全てといいですかね、数多くのため池に関連するような親となるような池でございます。従いまして、町として県と一緒にこの防災に準ずる維持補修工事を行った

ということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

すみませんね、何回も同じような質問して。

いや、ですから、農業用ため池っていう部分では、今分かるんですよ。自治体も当然国・県もそうでしょうし、自治体も多分各自治体もそういった責任を負ってそれを整備するっていうことはあると思うんですね。ただ、水利組合があるわけですから、当然水利組合としての負担っていうのをやっぱり考える。そうしないとたぶん水利組合には以前から水路利用税とかですね、そういうことでお金を集めた経緯もあったんじゃないかなと思うんですよ。

今、だいたい上下水道完備して川に流すということはないでしょうし、水路に流すことも余りなくなってきたから、そういうことはなくなってきたと思うんですけど、以前は、私が越してきたときも確か水路利用料という形でお金を回収されたような記憶があるんですが、そういったことで積み立ててきた基金というのも大幅にあるんじゃないかなと。この基金の使い道とか、そういうのもあっていいんじゃないかなと。多少なりともなんか負担があってもいいんじゃないかなっていうふうに考えてしまうんですけど。

今、全額負担みたいな形で国2分の1、自治体2分の1っていうことで補助して、やりますっていうお話だったんですけど、これはあとのほうの水路関係にもちよつと関係してくるので、この水利組合っていうのは一体何なのかっていうのを、もう1回明確にさせていただいてよろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

水利はですね、これはもう相当いにしえの昔からそれぞれの池、河川につきまして権利が発生しておるものでございます。

従いまして、その関連するような経費を水利組合で各分担をしながら集めて、そして、関連するような事業を行っているというようなことでございます。今おっしゃいました粕屋町外1市水利組合につきましては、箱崎あたりまで関係するようなもので、駕与丁から須恵川を通して水利が発生しているというようなことでございます。

従いまして、もしそういったふうな補修工事があれば、当然それは協議の上となるかと思いますが、今言いました新大間池につきましては、それぞれの粕屋町の各

池に関連するようなことをございますので、県と町が負担して工事を行ったということをございます。

議員が今おっしゃるような負担について、もうちょっと平たく言えば、今の時代だから、もう少し考え直したらどうかというご指摘かと思います。これは、これから先ですね、検討をしてまいりたいとは思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

なぜこういった質問をするかという、今まで水利組合とか、ため池とか水路とか、いろんな問題が発生したときに管理が違ったり、農区が管理したりとかいろんな話があって、どこが責任所在があるのかなってというのが明確じゃなかったわけですね。

今回、この法律によって、明確化されたっていうのは非常にいいことだなと思うし、また、そういった権限が町にも来て、これ直しなさいよと直さなければいけないとか、そういうことが言えるようになったということはですね、非常にいいことだというふうに思ったんで、この辺は、今後井堰の問題であるとか、井堰負担の問題であるとか、いろいろ農水路の問題、いろいろ農業に関する補助であるとかそういう考えがいろいろ出てくるので、この辺を明確にしておけば、議員の皆さんも審議する上で分かりやすいのではないかなというふうに思ったんで、一応質問させていただきました。

ちょっと気になったんですけどね、今、新大間は須恵川に至って箱崎に行って、駕与丁に行って、それが東区箱崎のほう、福岡市も関係しますよということだったので、福岡市の負担はない、ある、あるんですか、今回。2分の1、2分の1っていう新大間の、新大間の今、新大間を工事したね、案件は県と町というお話だったですね。だから、それが流れて行く、駕与丁から流れて福岡市まで流れて行ってっていう、影響しますからっていう話だったから、今そういった質問したんですけど、それは違うんですね。違う。うん。

ちょっともう一回明確に。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町外1市水利組合はですね、駕与丁から流れて須恵川に至り、また箱崎のほうまで流れてですね、博多湾まで注ぐ、この水利組合のことをございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ということですね。この辺はしっかり明確にしておきたいというふうに思います。ため池所有者の役割が明確化され、責任所在が明らかになり、農業委員会に対して今回の法整備の説明も行われたという報告がございました。また、町の役割でもハザードマップが作成され、災害に対しての対応ができるということでありました。関係する農家や住民に対して詳細に説明責任もあります。先ほど部長のほうからも説明をしっかりしていきたいというふうな答弁もございました。日ごろから防災意識が重要だと感じるところでございますので、今後とも適切な対応が求められますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、南里水路について質問いたします。

平成30年4月25日に南里水路の擁壁崩壊によって、修理保全が行われました。今回の崩落により、水路際の事業者の土台に損害を与えかねないということで、緊急に改修が行われ、改めて、擁壁の老朽化に気づかされました。町では、今後この擁壁の改修計画を立て、順次実施していくということでもございました。

まず最初に、今回崩落に至った原因とですね、今後必要な対策を答弁願ひます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

崩落の原因ということですが、議員も現場見られておられるようですが、現地のほうで既設の擁壁のほうは、かなり傾いた状態にあっております。

そういった状況の中に、降雨等による被害が重なって、崩落したというのが現状でございます。

◎14番（山脇秀隆君）

（許可のない発言あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今後も南里水路につきましては、粕屋中学校の南側から仲原ファミリープラザ、こちらの西側まで約2.9km、2,900mほどございます。

農業用振興地域の護岸につきましては、間知ブロック等で施工されてますが、準工業地域内の3箇所、約230m、こちらが、今回崩落した護岸と同一の構造となっておりますので、今後護岸の改修工事の必要性が高く、多額の費用が必要となるといふ状況ですが、今後どのような方法でですね、整備をするべきかということの検

討を行っていきたいというふうを考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

南里水路っていうのは、志免町から先ほどありました粕屋中学校南側を通過して仲原、柚須、東区宮松を抜けて、福岡市の2級河川、綿打川っていうんですかね、として宇美川、須恵川と合流するルートになっております。水路といっても綿打川の命名があり、河川としての役割も果たしているようであります。当然、生活排水も以前は流れていたと思います。

また、こうした水路を町としても当然守っていくのが大事であると思いますが、改修保全には、先ほども部長のほうからもありましたように多額の予算がかかるということでもあります。今後、この計画に対する町の対応を聞きたいと思っております。

今後、大幅な予算が見込まれますので、この辺の対応をどうやっていくのかということをお聞きしたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、議員がですね。正に口にされた水路、これ南里水路という実際の現状の河川の幅にしてはですね、水路という名前なのかと思うばかりでございますが、水路の改修をする場合には非常に町の負担が非常に多ございます。もう多いというか、町のほうがする必要がございます。

従いまして、農業用水路及びその普通河川のこの状況では、補助事業に該当することができません。従いまして、準用河川として指定されますと、国庫補助事業の要件を満たさない事業でも何とかですね、事業債活用の可能性がございますので、現在、南里水路を準用河川へ指定するこの事務を進めておるところでございます。

それがなりますと、補助事業の可能性が出てくるということで、財政的な負担もなくなるだろうと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

一応、南里水路って言って漠然と今までしてきたんですよね。私たちもどっからどこまでは南里水路なのかっていうのがあって、地図で見ても水路の水の色が途中で途切れて志免のほうでも途切れたりしてるんですよね。

どこからどこまでを南里水路という指定にしてあるのかをちょっと教えてもらっ

ていいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

南里水路ということで位置づけておりますのは、粕屋中学校の南側、志免町境のところからですね、仲原ファミリープラザの西側まで、福岡市境の区間の約2,900mの区間でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そうすると、志免町の境目から福岡市の境目までが南里水路というふうにしてるって話ですね。

この南里水路を当然、綿打川っていうふうに明記されている、地図では明記されてるんですよね。水路なんですけど。福岡市に入ると綿打川っていうふうになってですね。2級河川に格上げしてなってるんですよね。延長1,710m、流域面積4.8km²と表記されております。その繋がる南里水路を町の準用河川にっていうことで、今町長がやりたいというお話でございました。

この準用河川として申請を上げるっていうことですが、当然河川法では、準用河川は2級河川に準じるというふうにありますので、当然、それを申請するに当たってですね、当然洪水流量の計算や堤防の設計など、申請には必要だとは思いますが、また河川としての堤、いわゆる堤防のあり方とか、それを維持管理するためのツールなどもつくらなきゃいけないということで、結構費用がかかると思うんですが、まず、この申請に必要な予算をどれぐらい町長は見込んであるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細は担当課のほうでお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

基本的には今言われた2級河川っていうのは、都道府県知事、こちらのほうが指定するようになっておりますが、準用河川となりますと町村長のほうで行いますので、特に費用というようなことは予定しておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そうすると、もう今のままで町の準用河川ですよと。もう水路じゃありませんというお話なんですね。

先ほどちょっと水利組合のお話をさせていただきましたけど、当然、町が見るべき河川になればですね、町が負担をして費用を出していかなきゃいけないというふうな流れになってくると思うんですけど、それに支川としてこう出てる水路っていうのは、どこが管理するようになるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと反対に質問ですが、通常の水路がですね、それぞれの河川に流れ込んでますね。その水路はですね、水路事業については町の所有がもうほとんどでございます。例外があるでしょうかね、もうほとんど水田を潤すための入水路、排水路あたりのことだと思いますけども、それは町のほうで管理義務はございます。

ただしですね、現実的には農区の方々、農家の方々が自分の水田に利用する水路、排水路ですので、清掃、維持管理をしていただいているのが現状でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そうすると、川として水路は町が管理します。そこから引き込み用の水路に関しては、各農家、農区が管理するっていうことでいいんですよね、今の話だと。違うんですか。ちょっと私、農家じゃないんで。

詳しくちょっと教えて、その辺も曖昧になってきたんで今ので。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私が今申しあげましたですね、通常の維持管理。これはもう例えば草を切ったり、その水路の底にあるような例えば泥とかですね、堆積する泥を上げたり。水路を有効に活用するための維持、これは農業者の方、農区の方々に本当に汗水たらしていただいているのが現状でございます。

しかしながら、例えばその水路が崩落したりとか、入水路、排水路ですよ。それが崩落したりとか、非常に水路としての効用果たさないようなことになった場合は、町のほうで工事をしている状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今回、河川として格上げをして、格上げは自分とこでできるということで。そうすれば、河川として国・県なりに補助事業として出せるものがあると、あつて経費の負担軽減ができるということで、そういった方式で今回、申請を上げるということとはよく分かりました。私もそれは賛成します。

これっていつまでにやるとか、そういう計画ってあるんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

ただ今の議員の発言された内容に一部行き違いがあるようですので、補助事業が採択できるというわけではございません。

補助事業に満たさないような状況であっても、事業債、こちらのほうの活用ができるということで、そういうふうな事業債あたりを活用するために準用河川をとして格上げをやりたいというのが現状です。補助事業という直接的な項目ということではありませんので、その点を一応述べさせていただいております。

準用河川の手続につきましてはですね、今年度内での事務処理を予定して、今、諸問題等がないかというような確認等を行っておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

すみません、ちょっと分からなかったかな。

準用河川にしてメリットがあるというふうな捉え方したんですけど、メリットって何ですか、じゃあ具体的に。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

事業債等の起債等のもので、対象になり得るという可能性があるということです。事業債ですね。それとか、準用河川にしておけば、もし災害等になったときにはですね、そういうふうな補助事業とかの対象になってくるということが出てくるかと思えますけど、通常的なことと言えば、今やろうとしているのはその事業債の活用について取り組むために準用河川をやろうとしているという状況です。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと誤解があったらいけませんので、災害とかですね、大きなその河川の機能に影響するようなことがあったらですね、これは補助事業の採択になります。

しかしながら、例えば、護岸のちょっとした修理、あるいはその河床といいます底ですね、あたりの浚渫とか、底のコンクリート張りとか。そのような通常の維持に関係するようなことにつきましては、全く今はその事業債、起債そのものも認められておりませんので、それも準用河川になると、採択基準になってくるということ。

様々なこの度合いでですね、重要河川になるメリットがあるということです。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今回、町長が町の準用河川として、水路から格上げをして、その事業債を有効に使いながら、修理保全を実施していくってことはですね、防災や景観に利するものであるというふうに考えますので、早期実現に向けてですね、計画を推進していただきたいというふうに訴えて、次の質問に入ります。

これまで防災について質問をしまいましたが、防犯について若干ですけど質問したいと思います。この質問につきましては、ほか2名の議員が質問をするってということになっておりますので、あえて同じ質問はしないようにしたいと思いますので、ちょっと割愛をして一点だけ質問していきたいというふうに思います。

粕屋町扇橋近辺の県道沿いの木立の生い茂る歩道際で痛ましい殺人事件が7月の6日発生いたしました。事件発生から犯人逮捕まで9日という早さで解決いたしました。県道脇には低木があり、人の背丈ほどあり、車道からは見えにくい場所であり、側には須恵川が流れており、起きるべくして起きた感さえあります。犯人が犯行場所に選んだ理由が幾つもあります。こうした場所をなくしていくのも、行政の仕事であると思います。県道沿いということもあり、町が手をつけにくい面もあるかと思いますが、通学路でもあり、早急な対応が必要だと感じました。

今回の件に関しましては、地域住民からもたくさんの要望、要請が来ており、町長のお耳にも入っているというふうに存じております。ここで私が聞きたいのは、この事件後、事件後すぐにですね。

町はどういった対応をしたのか。町長はどういった対応をしたのかを聞いて終わりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

再度ですね、時系列にちょっとご説明したいと思います。

まず7月の6日に行われたらごと思われる犯行がですね、されております。それから、行方不明になられたご家族の方がですね、ご親族の方も含めていろいろ捜索をされて、7月の8日月曜日の日に発見を、須恵川のこの該当地、扇橋の河川の中で、この無惨な形で発見されたというふうに痛ましい事件でございました。私も家も近所でございます。昔からよく通っているところでございますので、現場のことはよく知っておりますが。あれほど県道ですね、歩道が、植栽も含めてそのままになっている。まったくその剪定もされてない状況っていうのはもう愕然としました。

従いまして、11日の日、ちょうどですね、この山脇議員も御存じと思いますが、この週には石井国土交通大臣もご来庁されてですね、様々な要望もしたわけですが。その間に私もいろいろ考えまして、7月の11日木曜日の日にですね、担当課を通じて県の土木事務所のほうにこの現場の樹木と植栽の伐採、また撤去も考えてくれというふうに要望を強くいたしました。しかしながらですね、日にちが経っても何の変化もないということで、再度、土木事務所のほうに担当課を通じて電話したり、私自身もですね、電話もしたんですが、警察当局のほうから、伐採・撤去については止められてるという状況が判明いたしました。これは、いずれ公判になるという事件の解決に向けてのですね、警察当局の推測からいくと、現場の保全が大事だからということでございます。

従いまして、それはもうやむなしかなと思いましたが、あまりに今後の改善が見通しが立たないような状況でありましたので、7月30日の日に、粕屋警察署のほうに私も出向きました。担当2人を連れてですね。警察署長、そしてまた管理官と言いまして事件の担当の主管でございますが、そちらともお会いしてですね、早期の環境の改善を私だけじゃなくてももう粕屋町民全てが望んでるというふうに強く要望しましたが、もうちょっと待ってくれと。検察当局とも、以後話し合うということで今現在に至っております。

本当に今はですね、8月の2日の日に容疑者が死体遺棄の罪で福岡地検に起訴され、いよいよ公判になるのかなと思いますが、公判を待たずに、何とか現場の環境改善をできるように今も要望しておる状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

いずれにしても、小事が大事であるというふうによく言われますけど、やはり大きな難が起こったら、大きな善がきますよということでございますので、私はその大善っていうのは改善だろうと思いますね。

あそこ大幅にやっぱり徹底して改善することが町民の目にはですね、やったっていうふうな目に映る。これは少し伐採したくらいじゃ、イメージがやっぱり変わらないと思うんですよね。やっぱり大幅に大きく改善することが僕は、大きな役割があるんじゃない、そういった意味があるんじゃないかなというふうに思ってますので、その辺はしっかり住民の立ち位置に立って、改善をしていただきたいというふうに要望していきたいと思います。

災害や災難から住民をどう守るかをテーマに、今回考えてみました。防げることは早急に手を打ち、防ぐことが大事であると思います。また、防犯・防災の意識向上にも努めなければと思う次第であります。災害は忘れた頃にやってくるということを心に留め、気を緩めず、防災防犯に努めたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ここで、一旦暫時休憩といたします。

始まりを10時35分からといたします。

(休憩 午前10時19分)

(再開 午前10時35分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号13番、木村優子議員。

(13番 木村優子君 登壇)

◎13番（木村優子君）

議席番号13番、木村優子です。通告書に従って質問をいたします。

1問目でございます。共生社会へ環境整備をということで進めてまいります。

令和の時代に入って日本が直面する最大の難問は、急速な人口減少と言われ、今世紀半ばには1億人を切るとの見通しもあるようであります。さて、今年の4月に改正出入国管理法が施行され、今後5年間に最大34万人の外国人労働者の受け入れ拡大が見込まれております。こうした中、親が外国籍の子どもの日本での教育をめぐる課題も指摘を受けています。

今年6月には日本で暮らす外国人への日本教育の充実を促す、日本語教育推進法が成立し施行されました。今後、外国人労働者が増加する日本社会において、人種

や宗教、ジェンダーにかかわらず、マイノリティーの小さな声を聴きとれる政治が求められます。こういったことを踏まえて、粕屋町がどのような取組みを行っていくのか、以下質問をしてまいりたいと思います。

早速でございますが、(1)の町内の外国人の数とその多くの国籍はどこなのか。

また、近年の外国人の増加数はいかがでしょうか、ということで答弁をお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、担当部署のほうからお答えしますが、正に議員がご指摘されたですね、外国人労働者の問題。これはもう喫緊の課題、日本の課題になろうかと思えます。それは、国の課題だけではなくて、地方公共団体においても、様々な分野で教育、そしていろんな手続き、また労働の面、企業の町内の企業に関する面につきましても、外国人労働者の方々が入ってこられることにより、日本でいうそれぞれの昔からの習慣と違う、習慣並びにその文化が入ってくるだろうと思われまます。

以後につきましては、詳細を担当所管のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

国籍はどこか、また増加数はというご質問だと思います。

町内に現在住んでおられます外国人の数は、最新これ8月下旬の数字でございますけれども、631名おられます。その中で一番多く住んでおられる方が中国の方で208名。続いて、韓国の方が157名、ベトナムの方107名、この3箇国の方々が100名を超えております。続いてフィリピンの方36名、アメリカの方26名、スリランカの方18名、ネパールの方12名、台湾の方11名、インドネシアの方10名。あと10名に満たない国籍の方、合わせて現在32箇国の方が粕屋町におられます。

また、外国人の人口は年々言われるとおり増加しております。この10年ほどで倍近くに増えております。増加率が高いお国の方は、中国の方とベトナムの方の増加率が現在多いようです。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

私は、ちょっと想像していた以上に、かなりいらっしゃるんだなというふうに感じた次第ですが、続きまして(2)になります。

その家族構成ですね、単身が多いのかとかですね、未成年の数がどうなのか。通学が必要な児童などがどのぐらいいらっしゃるのかなど、ちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

世帯の構成のはっきりした把握っていうのは大変難しいんですけども、数字はおおよそのものになります、お答えいたします。

外国人世帯約470世帯中ですね、複数の外国人で住んである世帯が約90世帯。そのほか外国人の方が単身または日本人の方と住んでおられる混合世帯の方々が、約380世帯となっております。未成年の方の数は93名、その中でも小学生に該当する方が18名、中学生に該当する方が5名ほどおられ、就学前の方が約48名というふうになっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

人数の割には就学、未成年の方の数はちょっと少ないのかなというふうにと今見たんですけども、続きまして3番にまいります。

(3)の外国人からの町への相談はあるのかということと、その主な内容、どういったことをご相談がされているのかっていうことをちょっと教えていただきたいのをお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

総合窓口課だけやないと思われるご質問でしたので、庁舎内、全ての課にちょっと調査っていいですか、お尋ねしましたところ、特に外国人であるからといった内容でのご相談というようなことはお受けしてないようでございます。

総合窓口課に限って申し上げれば、外国人の方に各種手続に関して、御案内することは月に数回はございます。日本人の方と同じような相談に来られることは、年に2、3回程度。保険のこととかですね、そういった手続のこととかは年に2、3回、窓口課ではあるようでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

以前ですね、同僚議員の質問の答弁において、外国人の方への通訳に関してはアプリを使用したりとか、コンタクトをとっているような回答があったかなというふうに記憶しているんですけども、現在ですね、中国の方が多いということで、日本語がしっかりこうお話になられるのが大丈夫なのかとか、そういったときに言語の問題ですね、とかが発生していないのか。今までのとおりでそういったアプリを利用して問題は現在のところないのか、などがちょっと気になるのですが、こういった点はいかがですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

お答えいたします。

議員さんが把握していらっしゃるのとおりですね、総合窓口課とかのお手続きのときには、アプリというか、今スマートフォンとかをよく使って翻訳の機械が充実していますので、その辺で専門的なこととかは対応させていただいています。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

ちょっとまた掘り下げて申し訳ないんですけど、日本語が話せなくて来られる方ってというのは、あんまり今役場の中ではいらっしゃらないんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

そうですね、言語がちょっとご不自由な方とかは、日本語の分かる方が一緒について来られたりってことも多いのですが、単身で来られる方に関しては、もう辞書を持ってきたりスマートフォンで対応したりってというのは、もうほんと年に数回あるような状態かと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

分かりました。

さて、先に述べました日本語教育推進法の基本的施策として、日本語教育の機会拡充に向け、外国人の児童生徒を指導する教員の養成や研修、地域の日本語教室の運営の支援などが明記をされております。また、日本語教育に従事する人の能力、資格向上と処遇の改善なども挙げてあるようであります。このことを踏まえて、ちょっと教育の現場のほうをお尋ねしたいのですが、これ(4)になります。

未就学児も含めて先ほどちょっと数的にはそんなに多くはないのかなと思うんですけども、小中学校での課題と今後の取組みに関してはいかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

子ども未来課が所管する、保育所や幼稚園に通われている外国人の方でお答えさせていただきます。各園を調査いたしました結果、9月1日現在で、外国人のお子さんは11名おられます。園に通われていることでの課題といたしましては、まだお子さんが小さいということで、言葉が通じにくいということはございますけれども、保育士がコミュニケーションを取りながら、絵を使ったり指差し確認して日本語と関連をつけるなど、日本語が理解できるような保育を実施しております。また保護者の方に対しましては、日本語をお話できる方が大半でございますので、特段の課題は現在はないというふうに考えております。

今後も保育現場における日本語教育の推進を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校教育課が所管する小中学校での課題と今後の取組みについてお答えいたします。

粕屋町の小・中学校では日本語の教育が必要な中国からの転入児童が、今現在在籍しております。現在中国語を話せる支援員を町費で配置して、学校生活上の不安解消及び日本語の習得を図っている状況でございます。

課題と今後の取組みということですが、日本語教育が必要な児童生徒に対しましては、その児童の話す言葉に対応できる指導員が必要となってきます。今回の中国からの転入生につきましては、県に対しまして、外国児童生徒等に対する日本語指導対応の加配教員という教員の配置を要望しておりましたが、結果的に県からの配置はなされませんでしたので、町により支援員という形で配置をしているところで

ございます。

対象となる児童が転入してきた場合に、安心して学校生活を送れるように、また日本語の習得ができるようにすることが課題と考えられます。そのため、対応できる教員の配置を県に要望を行っていきたいとも思っています。また、県の配置がない場合は、町で児童生徒への支援に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

やっぱり県とのですね、連携大変重要になるのかなというふうに思いますので、私たちが声を上げていくべきかなというふうに思っております。

それでは、地域に関してになっていきますが、地域の日本語教室の運営の支援などがこの法律の中に明記をされているというふうに先ほども述べさせていただきました。(5)になります。

日本語教師など、ボランティアとして登録をしている方々が粕屋町にいるのか。

また、その必要な方に対するマッチングっていうのがうまくできているのかっていうところをお聞かせ願いたいのですが、お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

ボランティアという形でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

協働のまちづくり課のほうでですね、所管しておりますボランティア登録ですね。こちらのほうの中にはですね、今議員おっしゃいます日本語教師に対するボランティアっていう形の登録が現在、過去もでございますけれども、一人も登録は残念ながらないような状況でございます。おのずとマッチングというところもございませんので、そういう先生がですね、ご協力していただけることがおられましたら、積極的に登録していただければというふうに思いますが、今のところ残念ながらそういうふうな状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

ちょっとびっくりっていうか、あらっと思った次第です。私がちょっと知ってる

方で日本語教師の方がいらっしゃって、そういったボランティアをやりたいということでもちょっとおっしゃったことがあったんですね。ただその要望がないというか、そういったことでちょっとお断りまではいかなかったんでしょうけど、今のところボランティアには登録をするような形までちょっといったのかどうか分かりませんが、いたんです、実際は。そこら辺がうまくいってないのかなあというのをちょっと今、現在ですね、いないということから推測して、そういった経緯がいろいろあるのかなっていうふうにちょっと思いました。

やはりこのボランティアっていうのはすごく大きくなっているふうにちょっと思っておりますので、日本語教師だけではなくてですね、こういった中国語など話せる方とか、いろんな多言語話せる方のボランティアを募っていくっていうのは大事なのではないかなと思いますので、ここの募集ですね、これちょっと推進していただきたいのですが、いかがでしょう。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

ありがとうございます。議員おっしゃいますような要望の方おられるということで、私どものボランティア登録に対してのもう少しPRの仕方と思うんですね。少し町民の方にアピールしながら、もう少し考えていきたいと。

積極的に受け入れられるような形でですね、考えていきたいと思いますので、もうしばらく待ってください。よろしくお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

粕屋町全体を見たときに、今質問した4番、5番を除きまして、かぶる部分は省略していただいて、(6)に上げているんですけども、現在外国人の方に対して、町が行っているっていうことがどんなことがあるのかっていうのを、お聞かせ願いたいんですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

外国から来られた方、まず不安に思われるのは、日本での生活に溶け込むことについて。

これはですね、やはり行政が最初にそういった門戸を開いてっていいですか、御案内をガイドをして、こういった暮らしありますよ、こんなふうな学校の手続きあ

りますよというようなことをアナウンスする必要があるかと思います。しかしながら、言語の問題でスムーズにいかないということで、今回、県のほうもそういった相互にコミュニケーションができるようなシステムを今考えてあります。

しかしながら、それを待たずに町としてもそのスマートフォンだけじゃなくて、そのシステムのスムーズに同時会話ができるようなことも今、検討しておる最中でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

分かりました。福岡県内で外国人に向けて日本語教室などを行っている市町があるようでございます。

その教室の数は県内に96あって、糟屋郡内においては、お隣の志免町が行っているということで、ここ志免町一つだったんですけれども。志免町はボランティアが行っているということで、日本語教室がございます。国際交流事業というのも行っているというふうに少しお聞きしております。

粕屋町においても、町長も先ほどおっしゃられましたけれども、日常生活を送る上ですと、いろいろ国でお国柄でちょっと違ったりいたしますので、やはりごみ捨ての一つにしてもですね、ちょっと分かりにくいところが日本の中でもあったりする。そういったマナーの一つとしてですね、日本語教室などでこういったものを教えるとか、対策を今後考えてほしいという思いからですね、7番を質問をさせていただきますが、今後考える町としての施策をお聞かせください。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど総務部長が申し上げましたが、募集をしてもですね、ボランティアの方々の応募がないということなんです、これは積極的にこれからのグローバル社会、外国人が入管法の改正によって、どんどん入ってこられる。粕屋町は福岡都市圏のほんともう隣の町でございますので、そういった可能性が非常に高いだろうと思われる町でございます。

従って、そういったボランティアの方々に協力をしてもらいながら日本語教室も行い、そして先ほど私申し上げましたように、今はもうAI、システムですと、IoTといいますか、インターネットオブシングスといいます、今までにないインターネットを使って、様々な機能を補完するようなことも考えながら、これから先の外国人問題につきましては考えていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

現在のボランティアがいない状況の中で、ちょっと私が今から言うのもどうかなと思いつつ、親子でもですね、講座が受けられるように、こども館など利用をして、また定期的にサンレイクとか福祉センターなどで講座などを開催してはいかがかなというふうにちょっと考えるんですけど、このことに関してはいかがと思われますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

いずれにしてもですね、スタッフが必要でございます。

スタッフを揃えながらこういった事業も考えていきたいと思いますが、まずは、そのアナウンスする必要があると思うんですね。いつ、どこで、こういった事業をやっているというようなことを外国人の方にも広く、深く知らしめる必要があると思いますので、まずは、その辺から入っていききたいと思います。

そしてまた陣容が揃いましたら、こういった今ご提案のですね、日本語教育あたりを広く、積極的に行うような事業も展開していきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

8番になります。これらも外国人問題ですね、外国人の方の問題、日本語教育を所管する部署を分かりやすく、整備していただきたいという思いがございます。

今、粕屋町が対応するとしたら一番初めには総合窓口にお見えになるのかなというふうには思うんですけども、そこからの御案内とかですね、また大変になってくるのかなと思うので、分かりやすく整備をしていただけたらというふう思うんですが、町長はその点はどのように思われますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

行政の範囲はですね、本当に広うございます。従いまして、先ほど私言いましたようにシステムにつきましてもですね、総合窓口課だけではだめなのかなと。

広くそれぞれの窓口を持っているところが、横断的にこの外国人の問題について考える必要があろうかと思っておりますので、その辺はまだ今、決定をせずにですね、今後

検討していくつもりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

それでは、2問目に入らせていただきます。

里親制度への取組みについてを質問してまいります。

以前、粕屋町社会福祉協議会で、子どもを支える居場所を考えると題して、九州大学専任講師でNPO法人SOS子どもの村JAPAN理事の田北先生より講義を受ける機会をいただきました。このとき多分、課長の時代に山本課長がいらっしやったんじゃないかなと記憶してるんですけども。虐待や経済的事情などで親と一緒に暮らせない子どもたちは、全国で約4万5千人に上ると言われております。近年は、虐待に関する相談が増加し、社会全体が受け皿となって育てる、社会的擁護の必要性が高くなっています。その役割は、主に施設療育が担っている一方、新しい環境で育てる里親制度の普及が進んでいないのが現状であります。

里親家庭は、戸籍上も家族関係になり、法律上の権利義務関係が生涯にわたって発生する養子縁組とは異なります。里親には、里親手当のほか一般生活費など、里親に支給されることなど、知らない方も多いかと思えます。また、日本は他の先進国と異なり、そのほとんどの子どもたちが施設で暮らしています。私は、田北先生の講義を受ける前は、里親に関するハードルが高いような気がしておりましたが、正しい知識を得ると、私でも協力できることがあると感じた次第です。町民の方々に里親制度を正しく知っていただくことは、大変重要と思っております。厚生労働省は、毎年10月を里親月間と位置づけ、里親制度やファミリーホームを推進する集中的な広報啓発が実施されますので、今から町の考えを問うていきたいと思えます。

まず、(1)になります。里親制度への取組みとして、粕屋町が行っていることがありますか。また、児童相談所との連携はどのように行っていますか。

お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

粕屋町の取組みといたしましては、福岡県からのチラシ、それからポスターなどを役場そしてこども館等に設置いたしておりまして、制度の周知を行っているところでございます。また、保護者の方が児童をみることができないなどの相談等があった場合には、児童相談所等と協議しながらご紹介等、常に児童相談所と連携をとりながら対応を行っているのが今の現状でございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

私も最近こども館に行きましたら、このチラシが置いてあるのできちんと置いてあるんだなあというふうにはちょっと思ったんですけども、今回、この質問をするに当たりまして、6月議会でも同じようなことを申したんですが、ホームページをやっぱり先に見るということをさせていただきました。

前回すぐ対応していただきまして感謝しているところでございますが、今回ホームページで里親制度に関して検索またさせていただきましたら、ちょっと残念なことに2013年の広報かすやのお知らせのみで、それも里親制度の説明会の開催に関するものだけだったということでした。

今回もですね、今連携はとっていると児童相談所と連携をとってるということでございますけれども、リンクをですね、またしていただけるように、その仕組みですね、お願いしたいんですけどもいかがですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

前回に続き、重ねたご指摘、本当に申し訳ございません。

全ての事務事業が古い情報のままあるかと思えます。その辺も含めて、新たなリンク、そして新しい情報を掲載するように、所管とも協議いたします。

ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

日本において、里親委託が広まらない理由が、最近の研究で明らかになりつつあります。その一つは、家庭で得られる大人との愛着、信頼関係はただ一つ、一組の関係じゃなくてはいけないと思われていること。

里親に委託すれば、短い時間であっても家庭的な環境、関係が体験できますが、予定している家族との愛着関係に影響すると誤解して、子どもから家庭的体験を奪い、また、別の大人との愛着、信頼関係を結ぶチャンスを逃してしまう結果になっているということでありました。里親は、子どもにとって一時的に家庭環境を体験でき、他者との愛着、信頼関係を育む仕組みで、短い期間で数日間でもある場合があるというふうには受けました、ということでした。

福岡市での取組みは有名で、ここで少し紹介いたしますと、福岡市西区をモデル区として、「校区に一人里親を」をスローガンに里親を増やす運動、校区里親運動に取組み始め、2014年4月に福岡市西区校区里親普及事業が開始をされています。

家族が病気などになって一時的に親元で暮らせなくなった場合、校区内に里親があれば、子どもは転校せずに学校に通うことが可能となります。校区里親は身近なエリアで一時的に子どもを預かる里親、短期の里親であります。短期であるということは、一人の子どもをみんな複数人で支えるということでもあります。里親のなり手を増やすということでもあります。

(2)の質問でございますが、これに関連してショートステイについて質問をしていきたいと思っております。

ショートステイは、市区町村が実施する子育て支援短期利用事業の一つで、保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭、経済的理由などにより、家庭での生活が一時的に困難になった子どもを一定期間預かる事業です。しかし、そのほとんどが、乳児院や児童養護施設で預かるものであり、里親家庭が受け皿となっているケースはほとんどないようであります。

近年は、育児疲れなどの増加により、施設が満杯になるケースが出てきているようであります。また、施設が各区に存在しているとは限らないので、子どもを預ける場合は、保護者が離れた施設まで送迎する必要があり、利用を諦める保護者が少なくない。また、施設の人員不足やリスク等もあり施設に預けられてる間は通学・通園ができない。

こういったことから、親子が分離した後の里親から、分離する前の里親へ在宅支援ができるよう、ショートステイなど里親制度への今後の取組みをということで質問をさせていただきたいのですが、どのように考えるかをお聞きいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

福岡県内でもですね、約1,600人の子どもさんたちが様々な事情で親と一緒に暮らすことができないというふうに聞いております。

児童養護施設や乳児院、里親のもとで今現在暮らされているというふうに聞いております。まずは粕屋町ではそのような子どもたちが出ないように、日ごろから子育てアドバイザーや保健師等による相談業務の充実を図ることが、まずは大切ではないかというふうに考えております。里親制度自体の業務につきましては、児童相談所が行っておりますけれども、町といたしましても、相談があった場合には、児童相談所と住民との迅速な橋渡しができるよう、先ほどもホームページ等の周知が

まだできてないということでございますので、こういったのを含めて、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

まずはですね、私もまだちょっと行けてないんですが、西区にあります子どもの村の視察であったり、講演を町として行うなどの考えはどのように思われるか、ちょっと町長にお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

早速、所管のほうもですね、研修をさせたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

はい。期待をしていきたいと思います。

今、答弁は住民福祉部長がずっと答えていただいたんですけども、この子どもさんのことなので、所管課ですね、子ども未来課なのか、介護。私は介護福祉課なのかなというふうにちょっと思ってるんですけども、町民の方がご相談に行く場合、直接行く場合はどちらに所管課行ったらよろしいんですかね。

確認です。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子どもさんに関するものであれば、こども館のほうに来ていただければ、そちらのほうの相談は必ずお受けして、ご需要聞いて、よりよい対応していきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

こども館ということで、役場に来た場合は介護福祉課ですかね。子ども未来課。やはり、子ども未来課でよろしいですか。すみません。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

そうですね、子どもさんに関するそういう里親制度とか短期の先ほどのショートステイの絡みであれば、役場に来られたら、こども未来課のほうに来ていただければ、こども館のほうと連携してですね、やっていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

分かりました。町民の方にも分かりやすく、リンクしていくときにこういったことも細かく載せていただけるとありがたいかなというふうに思います。よろしくお願いたします。最後の質問に入っていきます、3問目です。

28年の9月議会におきまして、私一般質問をさせていただきまして、その中からの再度質問でございます。新生児聴覚検査への取組みについてをお聞きしてまいります。新生児聴覚検査とは、生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえ具合を調べるもので、生後すぐに難聴を発見し早期療育につなげることができます。

新生児聴覚検査は、専用の機器を用いて、寝ている赤ちゃんの耳に音を流し、脳波や返ってくる音によって聴力を調べます。生後3日以内に行う初回検査と、その際に再検査とされた赤ちゃんを対象に、生後1週間以内実施する確認検査があります。この検査は、2012年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨をしております。生まれつき聴覚に障がいのある先天性難聴は、千人に1から2人の割合でいるとされております。早めに補聴器をつけたり、適切な指導を受けたりすることで、言語発達の面で効果が得られると言われております。逆に発見が遅れると言語の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性があります。

前回の質問において、実施率・把握率をお聞きし、全体の89%が検査を受けているというふうに聞いております。ただ、1割の方がそういうことで受けていないということでもございました。また、この中でですね、母子手帳に記載がない方がいたってということやら、母親自身が把握していないことがあるということでも答弁をいただいた次第で、ちょっとここはびっくりしたところでもございました。今、産婦人科では、しっかりとこの部分に関しては説明がなされているというふうに今は聞いております。

現在の状況としてお伺いをしていきたいと思いますが、いろんなことであれなんですけど、ざっくりと質問しておりますが、現在の状況はいかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

まず、新生児聴覚検査の進捗状況でございます。

申請時期に行われるこの検査は、通常、出産された産婦人科で出産後3日目から退院されるまでの間に行われまして、粕屋町では、乳児家庭全戸訪問というのを健康づくり課で行っております。この際に、必ず受診をしておるか、しておられないかの結果の把握を行っております。

粕屋町におけます新生児聴覚検査の実施率は、平成28年度93.8%、平成29年度96.9%、平成30年度は97.2%と年々受診される方が増えているという、現在はこういった状況です。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

私が質問したときから比べると、受診率が増えているということで、嬉しく思っているところでもありますけれども、何か町が行ってこういった受診率が上がったというようなことがございますでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

周知のところに力を入れるようにはしておりまして、また全国的にもですね、かなり知られるようになったということと、以前は産婦人科にその機械等がないこともありましたので、そのあたりは随分変わってきているかと思えます。

そして現在は、周知のところでは、一番直接御案内ができるのが母子手帳の交付の際ですので、そのときにですね、母子手帳でもう一つ別冊というのが、県が発行してるのがありますけれども、その中での聴覚検査の必要性について書かれているところがありまして、そこを開きながらマーカーを入れて、ぜひぜひ受けてくださいというふうな御案内をしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

この別冊にすいませんついてですけれども、前からですね、いろいろ別冊だったんですけれども、この聴覚検査に関してはここ何年かで盛り込まれているというこ

とでよろしいんですか。

だいたい導入されたのはいつぐらいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

すみません。何年から入ったか、ちょっと正確に記憶しておりませんが、数年前からですね、入っております、それが入ってからは必ずそこを見せてというふうにしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

パーセントがですね、パーセンテージが上がってきているので、今後の質問どうしようかなと考えているところですが、だけど100%でないというところが、私はすごく気になるんです。続けさせていただきます。

新生児検査を受けた子どもは、早期療育に至る確率が受けていない子どもよりも20倍も高くなって、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するという研究結果から出ているところであります。人とのコミュニケーションは孤立を防ぎ、その後の人生を左右いたします。だからこそ早期発見が重要ということになります。

検査の実施率を高めるために、まず産科医がその重要性を認識し、母親に丁寧に伝え受診を勧めること。これはもう随分進んでというふうに産科の先生からもお伺いしております。その上で、治体の協力が欠かせないということになります。患者への継続した支援を行うには、自治体が検査結果を把握しておく必要があつて、以前のパーセントを上回っているのかがすごく気になっているところでありました。

この新生児の聴覚検査に係る自己負担額というのが、医療機関によって異なるようではありますが、1回当たり大体4,500円から5千円程度、費用の面が壁になってですね、検査を受けないと判断する母親が少なくないというふうに言われております。検査費用は、地方交付税による財源措置の対象になっており、私が質問した3年前と比べて初回検査を公費で負担する自治体が増えてきているということでありました。福岡市も今年4月から助成を始められるようでありました。

前回、この公費助成の導入を行って受診を促す体制づくりをというふうな答弁を、この体制づくりをとの答弁に、国・県の動向を踏まえながら今後、調査・検討を進めさせていただきたいというふうに言われていたんですけども。

後で分析をしながらというふうに考えているので、まず、この進捗状況ですね、どのように考えていらっしゃるか、まずお聞きいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

把握に関しましては、例えばですね、出産後すぐに何らかの病気等がありまして、入院をなさってらっしゃる、長期入院とかですね、の方以外はほぼ把握ができております。それから、この助成につきましてですけれども、この検査自体は、木村議員さんおっしゃるように、その後の人生に大きく関わることでありますので、私たちもぜひ100%の人に受けていただきたいというふうに思っております。

公費助成についてなんですけれども、結果から言いますと現在のところですね、粕屋町の実態からすぐに公費助成というふうには考えていない状況です。理由といたしましては、まず一つは先ほど申し上げましたように、その受診率が97.2%というふうに少しずつ上昇しているということがあります。それからもう一つですけれども、そうとは言っても未受診者がですね2.8%いらっしゃいますので、その方の未受診者の受診されなかった理由っていうのを、ずっと調査を行っております。

その伺った理由なんですけれども、病院で検査について聞かれたかどうかをちょっと覚えてないとかですね、聞かれなかったというようなことですか、あと、やっぱり受けたほうがよかったんですねといったような返答が大きくて、私たちとしましてはやはり重要性の周知というところに、もっと力を入れるべきかなというふうに思っております。

現在、出産前に新生児の聴覚検査のことを直接お話しできるのが一番大きいのは、先ほど申しました母子手帳の交付のときなんですけど、そのときっていうのが、妊娠3か月の前後でいらっしゃいますので、そのときに周知して、どうしても出産までに7、8箇月ぐらい間があいてしまうというところと、母子手帳の交付の際に、お伝えすべきことがもう本当に盛りだくさんで、大事なことばかりなんです。ですから、もしかするとたくさん情報の中の一つの情報といった形で、印象に残っていらっしゃらないとかいう場合もあるかもしれません。

それで、今は何らかこう母子手帳見れば思い出していただけたらとかですね、あとは、これは初産の方だけになるんですけども、パパママ学級っていうのが両親学級がありますので、そこでのもう一度念押しの周知ですとか、パパママ学級自体に参加をなさらなくても、その前に御案内のところにもう一度入れるとかですね。そういったことをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎ 13 番（木村優子君）

ちょっと覚えていない方がほとんどでということで、ちょっと料金が壁になっているような方とかはあまりいらっしゃらないですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

理由がそこが一番気になっておりまして、経済的な理由があるのではないかと、いうところでずっと理由を聞いてるんですけど、ほぼ経済的な理由ではなくって、そちらのほうが多いような状況です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎ 13 番（木村優子君）

私も産婦人科に行きましてですね、どういった理由で受けられない方がいらっしゃるのかということをお尋ねしたところ、やはり料金の面が大きいということでございました。ですので、前回からの分で考えれば、1割の方が受けてないという状況でありましたので、分析を進めていく中で、例えば、低所得者の方でそれを受けることができなかったということであれば、まずそこから助成してはどうかというふうにも思った次第で、今回、進捗と併せて一般質問をさせていただいたところでもございましたけれども。

この聴覚検査に関してですね、もう一度、出産される前にどういった方法かで、パパママ学級は初産だけでございますから、経産婦さんも含めて、どうにか周知できないかなと思って、お手紙なりかお電話なりか、ちょっとそういった部分も含めながら、検討を重ねていただけたらいいのではないかなというふうに思うんですが、こういったところいかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

今、議員さんおっしゃったようにですね、ありとあらゆるいろんな方法を考えていきたいと思っております。

で、出産前に、体調はどうですかっていったことですか、そういったのに少し載せようかなという実は案もあったんですが、中には母子手帳発行の後にですね、流産なさってらっしゃる方とかもいろいろいらっしゃって、そのあたりもですね、ちょっと気になる場所ですので、でももっともっと方法はあるかなと思いますので、いろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

今回、費用の面で助成できればいいんでしょうけど、うちの町も出生率が多く、でも意識が皆さん高いんだなっていうことで、また今再確認できたような形です。

今後もですね、動向見ながら必要であれば助成をしていくとかいうような検討も必要になると思いますので、私のほうもしっかりまた継続して、こここのところ調べながらいきたいなというふうに考えた次第です。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（13番 木村優子君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

ここで、暫時休憩といたします。

午後1時、13時00分を再開といたしたいと思います。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号6番、太田健策議員。

（6番 太田健策君 登壇）

◎6番（太田健策君）

議席番号6番、太田健策です。通告書によりまして、質問いたします。

1番目に都市計画マスタープランの策定についてということで、質問をいたします。平成22年にマスタープランの計画書が出されました。その中からまず質問させていただきますが、粕屋町の面積14.12km²、これの都市計画マスタープラン策定については、ここに書いてありますとおり、国土利用計画、農業振興地域整備計画を併用して、作り上げるということをうたっております。その中からですね、まだこのほかにも結局、公共施設総合管理計画書なんかを今、役所のほうではつくってある。ということとっておりますが、こういうダブって人間の職員の中でですね、こういう計画書をダブって出すというのは、大変やないかと思えます。スタッフが十分足りるかなと。

その計画の中でマスタープランをつくられますとですね、やっぱり人任せの通常の例年の計画の引き続きの計画書になるっちゃんないかと心配しております。それで、

そういう計画書にならないようにですね、計画書をつくっていただくように、ということで質問をして参りますが。

22年の計画書の中にですね、都市整備の6つの方向性ということであってあります。1番に「秩序ある土地利用を行い、人口増加や都市機能の集積をまちの魅力づくりに掲げます」と。「コンパクトシティ形成のため、駅を中心に、にぎわいと暮らしの拠点充実を図ります」と。「交通の要衝としての役割を果たしながら、環境に優しい交通のまちをめざします」と。「多世代が安全・安心・快適に暮らせるまちづくりをめざします」と。「グリーン・トライアングルを中心に「緑の粕屋町」のイメージを確立します」と。最後に「住民・事業者と行政の協働でまちづくりを行います」ということが、22年に作られました、都市計画マスタープランの22ページの中に載っております。

この中からですね、1番から6番までに掲げられましたマスタープランの策定の、今度新しく作られることを、これを利用して恐らく作られると思いますが、これの結果としての報告をですね、していただきたいと思っております。

町長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

平成22年に計画しました都市計画マスタープラン、これは向こう20年間の長期の都市計画に関する、粕屋町のプランを練ったものでございます。

今回、ちょうど中間見直しということで、平成で言いますと、32年、10年後ですね、令和2年になりますが、その時期を見据えて計画の練直しを今始めたところでございます。過去10年といいますか、これは20年間の全体のマスタープランですので、今後ですね、この10年間の以前の最初からの10年間の成果・検証は同時に行っていくところでございます。

今口頭ではご質問はされませんでした、1番のどう変わっていくか、この6つの方向性で報告してください、という質問にお答えしてよろしいでしょうか。

今、議員が全てのこのマスタープランの計画の項目を全てご披露いただきましたけども、この中で、特に粕屋町の強み、弱みもございますが。強みとしてはですね、正にその駅を中心とした拠点、これが形成しやすいということはございます。6つのJRの駅がございまして。そしてまた、その駅が交通の要衝としての役割を果たしているということで、人が賑わえるまちづくりができるということがございまして、今回、この駅を中心とした賑わいと暮らしの拠点の充実。これを更に強めたいと。以後の10年間のマスタープラン、見直しのマスタープランについては、このこ

とを強みとして、特に重点的に深めていきたいと思っております。

具体的に言いますと、町の中心に位置します長者原駅、原町駅とその周辺を中心拠点と位置づけるとともに、その他町内のJRの駅の周辺、そして町南端の南側、志免町側になりますが、大規模集客施設、商業施設、これを地域拠点と位置づけまして、賑わいと都市機能の充実を図り、都市型のまちづくりを目指すと。

それを優先順位としてあげて行うもつもりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長が言われます駅を中心としたまちづくりをやるということではありますが、22年に計画されて、10年近く経ちますけど、この計画書の駅の周りを見てもですね、10年間で何も変わってないということなんです。それで、計画書だけはこういうふう to 充実を図りますということだけでは、何かやはりどっからどう手つけて、中心市街地を形成していくとか、この駅の周辺の商業地域を見直すとかいうような、根本的な考え方を出していかないとですね。

ただ単に書いても、何の、ただ書き上げたこういうマスタープランをつくり上げたということだけしかないから、もう少し町長にもやはり、なられて今後の粕屋町のまちづくりとして、駅を中心にやりたいというのが駅のどの辺をどういうふうに変えてやっていきたいかっていうのをですね、是非教えていただきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今から正に作成するところでございますので、詳細につきましてははですね、答弁をいたしかねますが、確かにこの10年間ですね、都市計画マスタープランにうたった、「賑わいづくり」というのがですね、前進してないなという実感がございます。

しかしながら、これはやはり財政的な問題、様々なその地域にお住まいの方々の問題がございますけれども、粕屋町としては、これはやはり外せない。今後ですね、粕屋町の発展を考える時にあたっては、これは外せない重要な要因だと思います。

ただ、その中でもですね、酒殿駅が、確かに単線ローカルで無人駅になってしまいましたけども、酒殿駅中心とした開発もございます。その開発に並行しながら、酒殿駅の拠点をつくりたいなというのは一つございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今、酒殿駅の件が出ましたけど、その酒殿駅、今から計画を立てると言われておりますのでですね、計画の方向性を出されるというのは、どこの課が担当しておるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

都市計画課のほうで担当しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そしたら都市計画課のほうでは、今までこの3つの方向性、22年出された結果の報告書か何かは、もう新しい都市計画に向かって、どういうところが出来なかった、どういうところが変えていかないかんというような、そういう考え方は持ってありませんかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

まずですね、進んでないというようなご意見をいただいておりますが、先ほど町長言いました酒殿駅周辺のまちづくりというのは進んでおりますし、この10年間の間に花ヶ浦の部分、ヒラキとか、そういったところでのまちづくり等が進んできております。

こういったまちづくりを進めるベース、基本になってるのがこの都市計画マスタープランになっておりますし、交通的なことと言いましても、町内で東環状線であったり、筑紫野・古賀線であったりですね、そういった道路整備等も進んできております。こういったものも、基本的にはこの都市計画マスタープランというものに則って進められておりますので、そういった点で、進んできておるといふふうに私は認識しております。

また一番最初、22年度ですね、一番最初の目標で設定しております「秩序ある土地利用」ですね。それと人口増加や都市機能の集積を町の魅力づくりに繋げますといった点。これを一番最初に押してるんですが、そのことについて、守られてきた状態が、現在のまちづくりに繋がって来ているといふふうにこちらとしては認識しております。そして、今回の見直し、あくまでも見直しですので、行政の継続性、こういったものも守った中で、こういった点を今後力を注ぐべきかといふふうな位

置付けを考えていくのは現在の状況だと思っております。

ですので、特にどういった点を検証するとか、そういった作業ではなくてですね、マスタープランに基づいて、こういう取組みができてきたその状況の中で、今後の10年間でどういうふうなところに重点を置きながらやるべきかと、そういったふうな見直しを行っておりますので、特に報告書等は作成等は行っておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今回、新しく作られる都市計画なんですけど、この策定委員会には町会議員が入ってないんですね。

だから、報告だけでしか聞かないから、計画聞いたときにはもう遅いと。やはりですね、町会議員のところには、私だけじゃなくて皆さんのところにですね、やはり、いろんな意見が入って来てるんですね。こうしてほしい、ああしてほしいというようなことは。それが結局、今は言える場がないということで、町会議員は何しようとかと。いっちゃん町の発展はしよらんやないかというようなことを、町民が言っているんです。

今、山本部長が言われたように、住民は、この出されたマスタープランに添って、粕屋町が少しでも発展するっちゅう感触を持ってないんですよ。計画されておる都市計画道路も、もう何十年もそのままやし。それと、私も言いましたけど、長者原の変電所。原町の電電公社の会社のあそこ辺も昔からそのまま建っとして、そのまま全然変わる要素もないし、変わらん。町にコンパクトシティ、駅を中心に賑わいと暮らしの拠点というこう書いてありますけど。ここら辺も、そういう影がチラッと見えてこんです。やはり、町から声をかけて、そういうまちづくりをするからという話し合いの場でもつくって、町の真ん中に変電所があるところなんてないと思いますよ。そういうやつも今回の新しい計画書には、是非計画として取り上げていただくようにということで一般質問しよるわけですよ。

町が、この10年間で変わったのは、酒殿地域の開発されよう部分が新しくできたぐらいで、九大農場の跡地の駅もできる予定と書いてありますけど、これもまずはっきりしないような状況ですね。そういうことで、もうしかし、これは早く出来んなら出来ん、ということで公園の計画はあっておりますけど、公園の計画がどの広さで、どれだけが公園になると。残りの土地は、どういう方向に開発をするというようなことも決めていかれないと、このままダラダラ行きよったら、またどういう方向になるか分かりませんですね。

それからグリーン・トライアングルと言って書いてありますね、粕屋町のイメー

ジ。駕与丁公園・敷縄・御野立、丸山、大池・九大農場地跡からトライアングルの整備と書いてありますけど、今度、この九大跡地がそれくらいトライアングルから外れるか外れるないか、その辺も分からないような状態ですね。やはり計画ちゅうのは、先々にそれとその計画される人員ですね。人員が我々が見ても今の状況からにおいても、職員不足ということがよく分かります。本格的にこれ、こんなやっついこうとするなら、やはりそこ辺の専門意識を持った職員をやはり入れて、今の現況の職員では、ほかの仕事も手いっぱいであるということも考えていただいでですね、この都市計画マスタープランに取り組んでいただかんと、都市計画マスタープランもですね、何も動かないということになりますね。

それから、このほかにも公共施設等総合管理計画書も各課で作るということになっておりますね。それも手つけるような職員の手がないんじゃないですか。打ち出すのは打ち出しても、何事も前進まないということでは、やはり町会議員としてですね、町民から何しようかと声かけられて、その答えが出ないと。町が計画がはっきりしないということで、言い訳をせないかんとということで、やはり、これだけの計画をされるなら、やはり町長としてですね、人員の配置をやはりもう少し考えてやらないと。人間だけで、仕事だけ増やしてどんどんやっついこうとすれば、ちょっと難しいんじゃないかとその辺も心配しておるんですよ。

その辺を町長、お考えはどんなふうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私としてはですね、今、太田議員のご指摘は非常に参考になります。

確かに町の政策はですね、計画はしても実施するのは当然、職員でございます。その職員が数とその知識レベルにおいて、やはり、他の自治体に負けないようなぐらいの規模、内容でやらなくちゃいけないというのは、もう本当に痛切に考えております。世の中は色々その人工知能とかですね、ロボティクスとか、機械化のことが言いますが、やはりマンパワーがこの地方自治を動かしているというのは、私の基本的な考え方でございます。

私が、ちょうど1年前に就任したわけですが、それ以後、職員の人事部局とも協議しながら、だんだんその職員を増やしていくということは考えておりますが、これは定数管理、また県・国のほうのですね、人事部局との色々交渉もございますので、やみくもに人間を増やすわけにいかない。

財政的にも非常に人件費が高騰しては、町の財政を圧迫するようなこともございますので、これはその辺の横にらみをしながらですね、町のこれからの行政施策の

展開とを考えながら、増やしていくつもりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長、人員配置もまあ県から福岡市からやっぱりですね、退職者を足らん時に募集するかして埋め合わせをすとかいうようなこともですね、考えてやっていかないと。職員の負担は全然軽くないからですね。是非ともその辺も考えていただきたいと思います。

それから、何でこの都市計画マスタープランが進まないのかということも考えましたが、都市計画マスタープラン策定委員会の名簿っちゅうのが、この中ありますね。この名簿見ても、もう人員はだいぶ変わっておりますね。この変わった人員はどうなってるんですかね、これ。変わったら名簿を作り直して、配布せないかんでしょうが。これ見てんですか、これ。名簿。ね。これはもうおらっしゃる人おらっしゃる人のほうが多いじゃないですか、これ。これでは、マスタープラン作っただけで、後、意見を出すにも出されん。そうでしょう。載っとうでしょう。マスタープランの後ろのほうに。ねえ。変わったらやっぱり変わったで、後を選考して、やはり、この人たちが意見を求めるなら、求めるようなこともしていかないと、何の進展もないですね。やけんこのメンバーの人じゃ総合計画の中のメンバーも同じことなんですよ。

総合計画もこれは28年3月に作っては、5年で一応見直しだから、これの計画も見直しの経過もせないかんですね。そしたら、もう本当言うて、それだけの仕事が今の町の職員で出来るんですか、出来んと思いますよ。そこいら辺は真剣に考えて、やっぱりこの名簿見てみんですか、これ。これは昔のままですよ、これも名簿も。これもやはりね、変わらっしゃったら、変わった人が選考して知らせないと。大事なことやないでしょうかね。そこ辺がやはりこの計画書出来るか出来んか判断する時には、こういうずさんな、変わっても放ったらかしちゃあとなら、内容的にも放ったらかしてしもうとるばいなど。前進まんと思うんですよ、町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

都市計画マスタープランにつきましては、メンバーの入替えでございます。

また、そのメンバー表もお配りしてるはずですが。そして、総合計画のほう、マスタープランのほうはですね、今、策定中ですので、その人員の選考を今、ただ今やってる途中でございます。

当然、その委員につきましては、変化がございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

なら、町長。マスタープランのメンバー変わっとうなら変わっとうで、先にやりゃあいいじゃないですか。

貰ってないからこれあるんですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

まずですね、考えていただきたいのは、都市計画マスタープラン策定委員会なんですよ。

ですので、平成22年は22年当時の策定委員さんを選任しております。その際には要綱等に基づいて、学識の経験者であるとか、町内の立場であったりとか、あと公募をかけるとかですね。そういうことにおいて、選んでおります。今回、見直しをかけるにあたって新たに策定委員会ということで立ち上げておりますので、おのずとメンバーは変わります。10年経っておりますので、同じ方がおられない場合もありますし、立場上、役職が変わられてある方もあります。公募も新しくかけておりますので、メンバーが同じになるということではありません。なおかつ、新しいメンバーの方は新しいメンバーの方で、これまでのことの検証されたりとか、そういう作業も行ってきております。

策定に昨年からあたってますけど、この間、建設常任委員会等も開かれておりますので、その際に、建設常任委員会のほうには、この名簿等はお渡ししておりますし、途中経過も、この前の6月の後の建設常任委員会のところでも報告させていただいておるところだと思っておりますので。

こういう策定委員会のほうに、議員さんが入らないっていうこと自体は、ここの都市計画マスタープラン云々というよりも、町全体で議会との協議の中です、決められておりますので、私どもが口を挟むところではないと思いますが、そういった意味でご理解していただかなければいけないんじゃないかなというふうには思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

私たちになった頃には、そういう都市計画策定プランの策定委員会に、町会議員

が入らないということの理由なんて全然知りませんのでですね。

やはり、一番町の中の様子分かるのは、町会議員やないかと思えますね。町会議員は、その中には、やっぱり2～3名は入っていかないと。やはり、このメンバーだけでは、大学教授なんて粕屋町に来たこともない人が、ただそんな時だけ来て、なかなかいい案は出らんとしますよ。だから、是非ともですね、粕屋町に都市計画審議会がありますね。審議会の役員には町会議員も確か、2～3名入っとうと思えますね。それがここに何で入らないのかなど。そういう人を入れとけば、いろんな意味で議員もこういう審議会の策定については入っとうと、そして町民に報告できますが。こんな入ってないから、どんな質問されても言い訳のしようがない。

それと、この策定委員会の先ほど申されましたメンバーが決めてありますが、一旦決めてしもうて、やはり10年経つまでには何回かこの内容を決められた方に、この判断をですね、やっぱり意見を聞く場面を持つとかないと。作ったらそれなりに進んで行きよればいばってん、進まんときは誰が考えて意見しますか。誰も意見せんでしょう、そやから進まないんでしょうが。だけん、新しく作られるメンバーでもやはり出来て、中にはやはり意見交換会にして、方向性がどうなっとうかやはり報告をして、変更せないかんとおの意見とか何かも聞き入れていくというようなことを取り入れていかれないと。

先に進まんやないかと思えますが、どんなふうですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今正にですね、議員ご指摘のマスタープランのこの10年間の成果について考えながら、以後の10年間のマスタープランの、後期のマスタープランの今後の計画を考える。その新しい委員さんを選んで、今からやるところでございます。

従いまして、検証しながら、今から先の10年間、粕屋町の都市計画をどうしようかというのを議論をしていただくメンバーが決まって、正に審議をしていただいているということでございます。

当然、内容につきましてはその都度ですね、議会の委員会のほうにも報告しながら、ご意見を真摯に受けながら、この計画を決定するということになっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長、議員がそのメンバーに中に入らないっていう理由が私、全然聞いておりませんのでですね、分かったら是非教えていただきたいと思えますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

先ほど意見が出ておりました、議員からの選出なんですけども、これは確かですね、18年9月の議会運営委員会のほうですね、議員からの要望で委員さんのあたりには入らないっていう形で、取り決めがなされているようでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

これは、マスタープランは22年に出来たんですよ。4年前にそれが18年ってというのは、4年前にそげん決まるんですか。議員が入らないやら。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

もうこれはですね、平成18年に私どもはここで説明すべきことじゃないと思います。

議会運営委員会のほうで決められて、それ以後の都市計画マスタープランだけではなくてですね、色々な委員会ございますが、そちらに議員さんが入られてないというふうに記憶しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

分かりました。

どこへ聞いたらいいですとですかね、議長。議長、どこに聞いたらいい、その辺のことは。ねえ。やはり、ちゃんとした理由があつて、ちゃんとした理由があつて、議員は入らないということをどっかで決められとうと思いましたが、そういうことも分からんで入っとらんけんて、町民には言い訳はきかんと思いますよ。ねえ。なら議長、議運のほうで審議しますかね、していただけますかね今度、分からんなら。

なら、次に進みます。この第5次総合計画とマスタープランとの関係ですかね、町長。大体これら総合計画がこのマスタープランの上になると思いますけど、それとの関連性は、これを作るときの総合計画作るときの何か関連性ちゅうのは、どういうふうにして作られよるとですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

見直しにあたりまして、第5次粕屋町総合計画のほか、様々な広域的な視点からこの福岡都市圏域の都市計画の基本的な方針を定める、福岡都市圏都市計画区域マスタープラン。様々な関連する計画がございます。それを総合的に調整を図りながら、この都市計画マスタープランを作っておるところでございます。

正に議員がおっしゃったですね、マスタープランのほうが上位じゃないかと。そのとおりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

その関連の中でやはり、これ、どっちも読んでもですね、町民との考えを、町民の考えを受けとめて作成するようなことをうたってありますが、先ほども言いましたけど、都市計画道路が何十年もそんなりなってますね。それはもう大概で見直して、やっていかないかん時期に来とっちゃないかと。それを、引っかかとう土地の人はいつも言われますよ。粕屋町の議員が何しようかね、あんた達はいっちょん役に立たんやないねって。職員の皆さんは言われんかもしれんばってん。私はもう酒飲み行ったらそげんことばっかり言われます。それで、言いようとばってんが何もしちゃんなれんったいっていう、嫌なしょんないことになってしまいますよね。だから、やはりもう、これも都市計画も、扇橋から都市計画がもう何十年もなるっちゃないですか。そしたらもう大概には、箱田町長も新しくなれたら、この都市計画道路も昔と違うて、もう家も建ち込んでしもうた。作る必要はないけん、今の607号線ですか、あれを広うなす計画に変えろやとかですね。

やはり、そういう考え方に変えていただかんと。いつまんでも、このままやったら50年も100年も都市計画道路が変わらんというようなことになりますんでですね。ぜひとも、そういう607号線の道路を広くして、駅の前を広くして、長者原駅・原町駅あたりは、やっぱ中心市街地の形成ということについて、入れていただかんと。

あれですよ、粕屋町、町長、飲み行ってんですか。もう晩方お客おりませんよ。なんでかというかね、タクシーがおらないんですよ。22時過ぎたらタクシーがこんとですよ。どこに電話してもタクシーがおらんで言うて。やけん、飲み来る人おらんとですよ。商工会の発展には繋がらんとですよ。これに書いてありますけど、飲み行かれたらよう分かると思いますよ。皆さん酒飲みよう人も多かろうけん。是非とも町の雰囲気を含み取っていただいて、そして、それをやっぱり町政にそこをどげんふうにしていかないかんかということを含み取っていただければ、我々もこうやって嫌ごとと言うて質問する必要はないんですよ。

是非ともですね、町長にもやはり町の中のね、行ったら、ファミリーレストランも1軒もないと。夕方ご飯食べ行って、どっこも満員で座るとこないって帰ってこないかん。そういう苦情ばかりなんです。ファミリーレストランも誘致して、子どもが増えてから、家族ぐるみの子どもが落ちついておらないというのは、その辺もあると思いますよ。

その辺もやはりしかとまちづくりをされるならですね、考えていただいて。やはり、そういう事に繋がるようなですね、やはりやっていただきたいと思います。

それから、箱田町長の就任時の所信表明とマスタープランとの関係はなかったんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に重要な関連がございます。私はですね、本当一年前に就任したときの町政運営に関する所信表明をさせていただきました。

「子育てしやすいまちづくり」、「住みやすいまちづくり」、そして「誇れるまちづくり」、最後に、「安心して生活できるまちづくり」。この中でですね、全てまちづくりなんですけども、人口減少時代が到来したという中であっても、粕屋町については、人口の増加傾向がある。当然子どもさんは増える。子どもさんの子育てしやすいまちづくりをするためには、やはり賑わいがある、賑わいが必要なまちづくりだろうと思います。

そしてまた、防災面、バリアフリー化の面につきましてもですね、これは本当この町が抱える問題のもう本当に一番だろうと思います。粕屋町はですね、伝統ある町でございますけども、新しく福岡市の都市圏として位置づけられる、福岡市にお勤めになってあるその方のベッドタウンとして、これは福岡市と同様ですね、ニーズを求められると思います。

粕屋町に住んでるある方は、福岡市に勤めている、福岡市を毎日見てあります。ですから、そういったニーズを必要とされる方々に対してですね、我々もサービスを提供する必要があるという認識がございますので、今回の都市計画マスタープランにつきましても、私が掲げましたその4つのまちづくり、これも反映をさせていただくように申しております。この人口の増加に対するですね、対策はどうするかというのは、財政的な問題が非常に大きいのしかかってまいります。

従いまして、将来的にも財政が潤うような都市基盤整備、簡単に言えば、企業の誘致も含めたところの町の財政面の向上を図りたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

その中で町長が仲原保育所と中央保育所の建替えの問題で、これは民間には出さないということを言われて、資金面も今、出るところを考え探しておる、というように言われておりましたが、その後、この問題は進みましたですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは昨年11月にですね、議会の皆さん方からも提言をいただきまして、それから今現在もですね、財源を含めた検討をしておる状況でございます。

以前にも私は申し上げましたように、その間、非常にその老朽化した保育所でございますので、今、積極的にその老朽化した部分を補修し、少しは長寿命化するようですね、考えておりますけども。

国が申します、幼児教育として保育の無料化もですね、今後この国、粕屋町がどんなふう展開していくか、どういうふうに変化していくかというのを見定めながら、新しい保育所の建設は考えていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

大体時期をですね、いつごろかということで、やっぱり町民の皆さんに教えてやらないかん責任があるということで質問しましたが、町長にはまだお答えが十分でないということで、それは次の機会にまた質問するようにしまして、次の質問に移らせていただきます。

高齢者の免許返納についてということですね。今、高齢者の交通事故が様々なところで起こっております。

高齢者の免許返納について、町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

連日のように、高齢者の方が運転される自動車の交通事故は、確かに発生しております。高齢者の方々を本当にひとくくりにして、説明することは非常に困難でございます。

高齢者と言われても、本当に元気な方々もおられますし、やはり健康的にも不安があるけれども、どうしても車がいるということで、無理してといひますか、本当

に必要に迫られて運転されておられるかと、切実な問題があるかと思えますけども、少しでも運転に不安を感じられたら、すぐに相談窓口や家族に相談するなどして、これは役場のほうもですね、協働のまちづくり課でそういった相談にも応じております。

当然、警察のほうも応じておりますので、自主返納、免許証の自主返納を促進していただくように、そういった動きをしておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それでは2番目の糟屋郡の高齢者の免許返納についての人数と条件等をですね、分かったら報告してください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

高齢者の免許返納の人数と条件というところでございますけれども、免許証返納については、福岡県の公安委員会がその事務を行っております。

町では、当然支援も行っておりますけれども、町内では粕屋警察署のほうで、免許証の実際の返納はすることができることになっております。数でございますけれども、現在把握しているのはですね、各市町が高齢者の自主返納の支援事業を行っております。その関係でですね、把握をさせていただいております。

これは、平成30年1月からですね、12月の人数でございますけれども、各町ごとに読み上げていきますので。粕屋町が79人、篠栗町が27人、志免町が92人、久山町が16人、新宮町が70人、それから須恵町が29人、宇美町が49人、古賀市が80人。合計の30年の1月から12月の合計が442人、これは警察のほうからですね、情報を得て調べさせていただいてる数字でございます。また、次に免許返納の条件という形で気になられておりますけれども、条件というのは一切ありませんで、返納については、やはり個々の理由はあると思います。

病気だったり、高齢で運転に自信がなくなったりとか、そういうふうな方でそういうふうな理由を元にですね、免許の返納をされるというふうな形になってます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

これは返納というのは警察にするんですね。その返納した方には、町から何かカ

ードをやるとか、そういうこと何もないんですね。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

返納された方には、町のほうから支援をしております。

高齢者免許返納支援事業という形で、返納されたら、半年間の間にうちのほうに申請していただくと、粕屋町では、70歳以上に限りませけれども、5千円のICカードの券を贈呈しておりますので、今後の公共交通等で、ご利用していただければというふうな形で行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

免許返納した人が、今、シニアカー、電動カートに乗ってありますね。これは確か免許は要らないと思うんですけど、これに購入する際にはですね、町からの支援は何もないんでしょう。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

残念ながら、このシニアカーっていうのはですね、議員もおっしゃいますように免許証自体はありませんで、御承知のように歩行者との同じ扱いという形になっております。残念ながら、町としてもこのシニアカーの購入補助っていうのは行っておりません。

しかしながら、高齢者福祉関係で、そういう形の中で、業者のほうで、販売店でそういうふうな特典っていうのはあるようでございますが、町の補助金という形では、現在行っておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

部長あの、このシルバーカーいくら位するか知っちゃう。いくら位するか、シルバーカー。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

機種によって、機種というか色々な形がございますけれども、概ね30万円程度だ

というふうに認識しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

やはり、もう免許を返納する位の年になると75歳以上でしょうから、収入もね、年金頼りやないかと思うんですよ。それに、30万程の出費をするということになると、月賦でもされると思うんですけど。しかし、いつ亡くなるか分からん年齢ですから、あんまり月賦も長いことかんでしょうから、やはり、その辺は将来的に数がどんどん増えていくやないかと思えますけど。

やはり、そこ辺は町長ね、何か、何らか考えてやらないとこれを進めるにしても大変やないかと思えますが、お考えどうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

シニアカー、セニアカーとも言いますが、それに対してですね、単純に補助金を出して、それで終わりというわけではないと思います。

反対にシニアカーがですね、町内を動くとき反対に交通事故が増えたり、ちょうど視覚的にですね、自転車よりも低いぐらいの位置でありますので、視覚視認ができないというようなこともあって、交通事故の心配もあると。これ以前、マスコミのほうにも報道され、歩道の関係も残念ながら広い4mも5mもあるような歩道は、そうそう町内にございませぬ。

従いまして、その歩道行く際にも歩行者との交通障害、あるいはその歩道から転落とかですね、様々な問題がございますから、単純に推進をするというわけでございませぬが、これ議員ご指摘のとおりですね、今後の問題として検討させていただきたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長が言われましたが、このシニアカーが道路、歩道がですね、電柱が真ん中に立ったり、それやら歩道が1m位しかなかったりしたら、通るのは難しいんですね。これがどんどん増えるということになると、やはり警察のほうと打ち合わせをして、歩道の整備、今でも歩道は小学生等の歩道がちゃんとないところもあります。県道であっても。

県道でも、ちょうど長者原の酒屋、焼酎屋の前ですね、あれもう3年位前に歩道

を整備するというので、そんなあり放ったらかされとる。もう通って見られたら分かりますが、歩道がありません、反対側は。うちの子どもたちは、狭いほうの道路を通って通学しておりますけど、やはり、そういう面をやっつけていかれるとなると、やっぱり警察のほうとも打ち合わせて、早くその歩道の整備もやはり計画されて、子どもたちも安心して、年寄りも安心して通れるような歩道づくりを計画していたきたいと思います。

それをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

(6番 太田健策君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

暫時休憩といたします。

始まりを午後2時10分といたします。

(休憩 午後1時56分)

(再開 午後2時10分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号8番、田川正治議員。

(8番 田川正治君 登壇)

◎8番（田川正治君）

議席番号8番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき質問を行います。

安倍政権が10月から導入しようとしている消費税10%への増税に反対し、中止を求める声が大きく広がっております。参議院選挙の出口調査でも選挙の世論調査でも消費税増税反対が多数です。読売新聞では52%、共同新聞では55.9%、NHKでは57%。多数の国民が反対しているように参議院選挙後の今でも、国民の理解は得られておりません。更に今回、10%増税の目玉として政府が打ち出す軽減税率やキャッシュレス決済によるポイント還元、複数税率の導入。このようなことが現場で大混乱をもたらすという不満が強く、怒りも噴出しております。

厚労省が発表した7月の毎月勤労統計調査では、実質賃金が7箇月連続で減少し、更に商業販売額、卸売と小売りの合計は、昨年12月以来8箇月連続で減少しています。消費税10%増税する経済情勢ではありません。外国では、消費税を廃止したり引き下げたりして減税することで景気対策をしている国もあります。マレーシアでは、昨年6月に6%の消費税を廃止しました。中国は、今年4月景気対策として税率を引き下げ、カナダでは、実施当時の税率7%を5%に引き下げるなど、外国ではこのような消費税による国民の税負担を軽減する動きが強まっています。安倍政権は消費税を10%に増税した後、●●が求める消費税を引き上げを更に行っていこ

うという考えも示しております。消費税10%増税、どうなるのかという問題があります。

消費税によって幼児教育が無償化になるということについては大変、幼児教育の無償化という点では一歩前進ということになりますが、消費税を財源にするということによって生活に負担がかかる。幼児教育の無償化に恩恵を受けない家庭もある。このようなことが言われております。小・中学校の教育、また教材費や制服などにも今後影響が出てくるという点で言えば、子育て支援に逆行するというのがこの消費税であります。消費税を逆進性の強い税金であり、子育て世帯、高齢者、障がい者など社会的弱者の生活を直撃いたします。消費税10%増税は今からでも中止すべきというのが私の考えであります。

以上述べまして、消費税の問題も含め、今後小学校、中学校、そして幼児教育などに対する環境整備をどのようにしていくかという点について質問を行ってまいります。

まず1番目は、小・中学校や支援学級の教室不足、解消するための小学校の新增設、支援学校の建設についてであります。

マンモス校というので、中央小は900人超えるという状況になってるわけですが、マンモス校の教室を解消していく、学校の教室不足を解消していくというためにも、新しく小学校新設するということも含めて、将来を見通した計画が必要だというふうに考えます。

そこで質問です。マンモス校についての定義、デメリットについて、これは教育長に答弁を、説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校関係の法規には、マンモス校という言葉は、私はないというふうに認識しております。

それで今おっしゃってるのは、学校教育法施行規則にはですね、小学校、中学校とも12学級から18学級を標準とするという法令はあります。これは特別支援学級を除くということです。標準とするということはどういうことかというのと、義務教育学校国庫負担云々という法律の中にもですね、概ね12から18学級を標準とするっていう文言も同じくありますので、これをいわゆる中規模学校というように言い換えてもいいんじゃないかと思えます。19学級から30学級までを大規模校という言い方をします。恐らく田川議員がイメージされてるのは、これがマンモス校かなというふうに思っております。19学級から30学級です。それから31学級を過大規模校。大

規模の過ぎるという字を頭につけますが、まあ大規模。

うちの場合はですね、小学校は18学級を通常学級で超えております。全て20学級を超えておりますので、大規模校になります。中学校の場合は、特別支援学級を除きますと18学級ですので、6クラスの3学年ということで18学級。これは、中規模学級のちょうど上限だというふうに捉えられていいんじゃないかと思います。

ただ特学が今うちの学校多ございますので、これ入れると、もう全て過大規模校になるかなと、小学校はですね。そういうふうに思ってます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

それで、このマンモス校は大規模校ということでですね、この文科省が出した小・中学校の適正配置に関するこれは主な意見などということで集約した部分があるんですが、大規模校の問題として、四つほど挙げてるんですが、世界的な学校の規模についての見当を見ると、教育的観点から小さな学校が望ましいという見方もあり、大きな規模の学校の上限をどうするかという視点もある。

大規模な学校について、学級数が多くなることによって、特別教室や屋内運動場など、施設の使用に支障を生じてくることがある。災害が起きた際の校舎からの避難に時間かかる。屋内運動場に全校児童・生徒が集まれないというようなことが生じることもある点に配慮する必要がある、というようなことが述べられているわけです。

こういう点で言えば、今粕屋町での学校の施設の校舎用地の中で、この大規模校の問題が当てはまるといいますか、そういう状況になってるんじゃないかというふうに思うんですが、教育長の答弁をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

先ほどの答弁の中で、メリット、デメリットの話をちょっと私しておりませんでしたので、今議員がおっしゃったようにですね、特別支援学級のこと、それから災害が起こったときのこと、大規模校と小規模校のそれぞれメリット、デメリットあるかと思いますが。

うちの場合も中から大のほうですので、まずメリットのほうはですね、やはり子どもたちが切磋琢磨して、とにかく運動面も学習面もとにかく友達といろんなことを経験できると。小規模校の場合は、異年齢になってしまいますので、縦の関係での学びが中心になるかなと。また大きい学校でしたら、習熟度別とか小人数学級と

かグループ学習とか、そういったふうに学習のスタイルがいろいろ変更ができますよと。小規模校の場合は、一人一人の学力、若しくは特性に応じた学習支援ができますよというのはあるかもしれませんが。子ども理解の面からいうと小規模のがいいんでしょうけど、大規模は大規模です、子どもたちがいろんな友達、またいろんな先生方とつき合えるということもございますので、いわゆる多様性・多面的・多角的なものの見方考え方が、そういった素地が養われるっていういい面もあるのかなというふうに思っております。

また、最後にちょっとおっしゃっていただきました災害の分でございますが、これもやはり大規模校の場合はかなり難しゅうございます。小規模校の場合でしたら、やはり地域とか保護者の協力がすぐできますので、例えばへき地教育なんか見ますとですね、やはり、地域ぐるみで災害対応はしてあります。ただ、うちの場合はなかなかそこが小・中学校保護者を交えた災害教育、防災・減災の教育はですね、やろうとしてるんですけど、なかなか保護者まで巻き込むとか、地域を巻き込むといったまだそこまで至ってないのが現状でございます。そういったふうに考えますと、メリット、デメリットありますが、一人一人に目が届くのは小規模校、しかし大規模校ならではのやっぱり切磋琢磨、コミュニケーション、集団能力、若しくは自分の良さに人を通じて自分の良さを築くとか、そういった良さは私はあるかと思いますので、全て大規模が悪いというふうには思っておりません。やはり捉え方の問題かなと。

また教員もいろんな資格を取って教員がまいりますので、専門の先生が来ます。小規模校の場合は、臨免といまして、臨時免許を取った上で専門じゃない教科を教えたりということもございますので、そういった意味では専門性が生かされるのも大規模校かなと。

また、いろんな学校を支える組織も、多人数のほうがいろんな資金の面、人的な補助も私はできるかなと思っておりますので、どちらかといって大規模のほうをメインに今お話ししておりますが、そういったメリットもあるというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

私は大規模校の問題についてとか小規模がいいとかいうことで2つの分け方を二者選択をとということで迫ったっていうか、答弁求めたわけではありません。

今の粕屋町の現状から見てですね、教室が不足する、そして特別支援学級も不足する。一昨日の学校の公開日に行って、特別支援学級なんか見ましたけど、とても

環境が整っているというふうには言えません。それは冷暖房の関係が一番大きいです。それと障がいを持つ子どもが、生徒がですね、二つの部屋に間仕切りされて上が天井が空いとって声が聞こえるという状況の中で、この子どもが学校で教育受けなきゃならないというような状況などを、どういうふうに解決するかという問題から、この大規模校ということとあわせた、粕屋町のこの現状を、今後どういうふうにしてやっていくかという問題について、質問をしていくことにしてるんです。

問題は、私たちは決算のときに資料をもらいます。そのときに私が20年度と29年度の比較をしてみました。小・中学校の場合、特に小学校は、敷地面積は変わらない、その中で校舎面積がどんどん増える。しかしそれでも学校の教室が不足する。そして二つに間仕切りして障がい者の子どもたちが、学校の教育で受けられないけない環境という問題が増えてきてるんですね。

中学校の場合は、学校の教室も広げたりすることとかもあって、周りが農地ということなどあって、今までも広げてきてるというのはあるんですが。今の状況で言ったら、小学校の周辺の宅地化した状況の中で、教室、学校の用地そのものを広げるということはもう難しい状況になってるんじゃないかというふうに思うんですね。

これは資料でもそういうふうにあります。校舎の総面積は、結局6,210平方メートル、小学校の場合、校舎が増えたと。そして、学級数が54クラス増えて児童数973、これがこの9年間で増えた条件。ですから、敷地の器は変わらないけど、建物だけ、校舎はどんどん増やさないかんということになればですね、ほかに運動場使うところとか学童保育とか使うところがですね、狭まっていく。

それでもう一つは、学童保育も今増えてきてる状況の中で、これを敷地内で建てて、学童保育の子どもたちを受け入れるということが、難しくなってきたという状況だと思うんですね。西小学校の場合は、新たに今度2教室、学童保育もつくりましたけど、しかし、そのほかのところはそれがもう満杯状態にしますかね、敷地の状況の中では、いうふうになってきてると思うんですね。

そういう点で、教育長にもう一度答弁を求めたいんですけど、このような粕屋町の小学校の今の立地条件ですね、それと子どもが増えていくという状況の中で、先ほど言いました9年間で千人ぐらい子ども増えてるんですね。これからは毎年、町の総合計画統計にある将来フレームというのを見たら、総合計画の中で。これ10年から15年かけて人口増加していくということなど、触れておるわけです。出生率も県下一位というような状況の中で毎年600人、700人今ずっと増えてきてるんですね。

これが10年間先になったら、この今の状況の中で建てますということも難しい状況、敷地も狭く限られた状況という中で、本当にこの今からの将来に今後、粕屋町に若い世帯が、住んで子どもを育てるという条件としては、今の状況ではですよ、

問題といたしますか、支障があるという点が考えられると思うんですね。

そういう点で言えば、今後どういうふうな方向で考えられてるのか、教育長に答弁求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

毎年700、800はですね、4小学校合わせてもそんなには増えてないかと思います。

私のほうの試算でいきますと、今から約5、6年先には4小学校で3,300ぐらいかなというふうに思っています。今3,500ですので、もうちょっと増えるんか。すみません。200、300ほどですね、増えるというのが今のところ総合窓口課からいただいたデータの中の算出でしているところでございますが。

小学校ですね、例えば新たにつくるっていうのはなかなか僕は難しいだろうと思います。かと言って、今は本当に校舎敷地内に新築・増築というのかな、はなかなか難しい状態があります。ただ、それを今から6年先にこうなるだろうからということで、建てればいいんですけど、そこはなかなかできにくい部分もありますし、現在のところですね、まだ多目的室とか、例えば特別教室とか、そういった教室が少しありますので、現状見ながらやっていくべきだろうというふうに思っておりますので、あまり大きなことを5、6年先のことでですね、こうしたいとか学校このように増改築やりますとかいうことは、ちょっと今申し上げにくいところです。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

それは教育長の立場だから言えないと。財政問題が関係するからということが根底にあるんですよ。

今の状態で、教育長が学校の施設の中で子どもを受け入れる、そしてそれができないならばどうするかという点で言えば、今からの将来計画も含めて積極的に提案していかないと、教育長、教育部門としてですね。そうしないと人口は増えるという、2040年まで増えていくと5万2千になる、5万7千か。確かそういう総合計画の中に載ってます。そういう点でいけば、子どもも増えるということも、これは明らかでしょ。

このままの状態、いや5年後、10年後考えられません、今この状態で何とかやっていきますということだけではですね、もういわゆる教室の中に子どもを余計入れるということしか部屋がなければできないですね。それ以外建て増すしかないでしょ。建てますよってなったら、私がさっきから言うように学童保育も不足してい

る。建てられないという状況などもあるでしょう。だから私はもう今の状況の中で、4つの小学校満杯状態の中でね、やってると。

だからこれは限界やないかという立場で考えたんですね。どういうふうにしたら、これが受け入れられる状況がつけられるのか。

それを答弁をもらいたいんですけど、なかなか今の状態やったら、いや、それはできませんよっていうような感じしか受けないですけどね。どうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私個人で言わせてもらえば、それは学校を別の場所にもう1個作ってくださいとかですね。例えば敷地を近隣にある田んぼのほうをちょっと買い取っていただいたりしていただきたいとかあります。

ただ行政側としてはですね、そういった無茶なことは言えませんしですね。ただ、今議員おっしゃってました、それはあなたの教育長としての個人の見解でしょっていうことでしたけど。

私も学校教育課なり、例えばほかの部署とも時々こう話すんですけど、やはり今、学校の中で何ができるかという、小学校1年生、2年生は35人学級をできるだけ国と県はやれということ言ってるんです。うちの小学校は3年生、4年生、5年生、6年生もですね、35人学級を校長と教育委員会の相談の上ですね、やっても構わないよ。しかし人はやれないけども、学校の中で努力してやってくださいということで、少人数学級、いわゆる35人学級ということで全部やってるんですけど、やってる学年があります。そこを40人学級にすればですね、学級数が少し減ります。例えばそういったことも一つの案です。

もう一つは、近隣の学校見てみるとちょっとクラス数が増えるとプレハブでちょっと学級を授業を1年間、2年間ちょっとこうやってみるとか、そういったこともやっていただいております。また、先ほど言いました多目的ホールというか、多目的室という2部屋ぐらいの吹き抜けの教室がございますが、そこを普通学級にもっていくとかですね。そういったこともできますので、学校設置基準法というのがございますが、その中に敷地面積、それから体育館を作りなさいとかいろんな条件があるわけですけど。そこに多目的室を必ず作れという条件は特にございませんので、そういった部屋を普通教室にやるっていうのも今後考えていきます。

だからですね、そういったことが少しまだ見えてますので、そんなに次年度は各小学校とも1年生が今度は2クラスずつ増えるぞとかそういうことであれば、至急、学校は建てますけど、それで一つ二つ増えていきそうだとしたら、学校

の今ある状態をどう利用していくかというところに今私たちは目を向けているところですよ。ですから、いよいよこれから2~300小学校。中学校でいうと5~600人の子どもたちが増えていく中でですね、どうしていいかというのは、今後もまた協議はやっていきますので。

ちょっとここで私が例えば5年後に1校つくりますとかですね、それはちょっと勘弁してください。そこまでは言えないです。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

町長に答弁を求めたいんですけど。

今、私が質問した内容と教育長の答弁も含めてですが、今の状況の中で、小学校の校舎、敷地内での今後の子どもが増える中での受入体制としては、見通しとして立てれるということが、今、教育長が当面の問題でしょうけど、言われましたけど。

私はその当面の問題だけじゃなくて、今後増え続けるという人口があるにも、町で計画された内容から見たらですよ。それに応じた公共施設、学校の施設、保育所の施設を建てて、つくっていくということが前提にないとですね。人は増えるけど、子どもは増えるけど施設はないということでは無責任な状態だと思うんですよ、計画との関係からといくですとね。

そういう点で言えば、町長が今まで酒殿で今度350くらい世帯が増えるということですが、今後私の周りもそうですが、あちこち家も建って、子ども連れ、若い人たちが増えてきよります。

間違いなく増えるということはあるんですけど、そういう点で町長は今の体制、学校施設、小学校の施設の中で受け入れられるというのが、いつまで見通しが立つというふうに考えられますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町のですね、将来の人口フレーム。これ今おっしゃるように、2025年には5万2千人、そして2040年には5万7千人というような計画がございます。

子どもの数は当然人口が増えれば伸びるんですが、教育長ともよく話をしていますが、今の施設で何とか耐えうればですね、多目的教室の利用あるいは学級の多人数化あたりでしのいでもらえば、これは粕屋町に山積する優先課題は非常に多ございます。その中で、何とかその学校関係、学童保育の関係も含めて、後でできるというようなことをですね、提案もし、その提案をしていただく中で協議をしております。

す。将来、それじゃあだめじゃないかと、不安じゃないかと。確かにそうです。しかし、今現在で、何年後に学校建てるというのは、今の粕屋町の財政状況、財源の関係ではですね、はっきりしたことを申し上げる状況にはございません。

そのためにも、従来から私言っておりますが、粕屋町の自主財源、自己財源を増やす計画をしておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

この問題については、今日結論を出すということではなくて、早急にしかし方向性は示さないかんという問題だと思いますので。また次の機会に内容については取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、2番目の問題ですが、町立幼稚園の問題があります。これ2番目になります。2番目というのは1の(2)ですね、1の(2)。

町立保育所ですね、特に具体的には中央保育所を移転して、幼保連携こども園、保育所と一緒にしたそういう施設をつくっていくということについてですが、これは小学校の、中央小学校の教室不足も解消していくということとあわせてですね、新しく保育所を建設すると。新しくというのは中央保育所の建替えなども含めてですが。そういう点からですね、その方向を計画すべきじゃないかというふうに思ってるんですね。前6月のときの一般質問のときに課長のほうからは、町立保育所の建替えとあわせて幼保連携を検討していきたいということで、中央幼稚園の問題について具体的には私のほうからは言ってなかったんですが。

今回はこの中央保育所の幼稚園との問題についてですね、そういうふうに連携こども園を建設するという方向が望ましいんじゃないかというふうに思うんですが、答弁を求めます。

これは部長ですね、住民福祉部長。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

中央幼稚園を移転してはというご質問でよろしいですか。

まず、町立の幼保連携こども園の建設についてですが、幼保連携型とは幼稚園的機能と保育園的機能を両方の機能を持ち合わせた単一施設として未就学児に対して一体的な教育と保育を行う施設ということで認識いたしております。

現在の中央幼稚園は年々園児数が減ってきております。しかし、他の幼稚園に比べるとまだまだ中央幼稚園は多い状況でございます。現在、中央小学校と一体的な

施設として運用しておるところでございます。10月からは、幼児教育、保育の無償化が始まり、園児数が今後どのように変わっていくかがまだまだつかめない状況でございますので、今後の動向を見ながら検討していきたいというふうに現在は考えております。

それと、幼稚園と敷地内に新設も含めて回答いいですか。次に、大川と西幼稚園の敷地内に新園建設の計画というご質問についてですが、大川幼稚園は昭和56年に建設されまして、西幼稚園は昭和54年に建設された共に40年近く経った施設でございますので、今後建替えも当然検討せざるを得ない施設となってきました。

公共施設の個別計画を現在策定中でございますので、その結果に基づきまして、今後の計画について考えていきたいというふうに現在思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

大川と西幼稚園の敷地内に新園建設というのは、そのときにですね、私は幼保連携こども園、町立でつくるとというのが非常に今大事じゃないかというふうに思っておりますので、そういう立場でも検討していただきたいということを提案して、次に移ります。

3番目はですね、特別支援学級の教室不足のためにエアコン設置の間仕切り工事進捗状況について、これは先ほども述べましたし、6月議会で提案して、この工事を急いでくれというふうに提起していたんですが、この点についての進捗状況についてです。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

特別支援学級の教室不足解消のための増設計画、エアコン設置、または間仕切り工事についてというご質問にお答えいたします。

まず、特別支援学校ですね、児童数はちょっと予測しづらい面がございます。まずですね、増設の計画といたしましては、当初予算から学校と何回か協議をいたしまして、翌年度の学級編制と教室の配置につきまして、各学校が前年度に計画を立てて、その配置計画を学校教育課と協議をいたしております。年々確かに小中学校とも児童・生徒数、特別支援学級の数が増加しております。特別支援学級の教室につきましては、普通教室をそのまま1教室使用すると確実に教室が不足してまいりますので、小・中学校の全学校において、これから間仕切り工事で対応しようと

は考えております。

先ほどちょっと田川議員がおっしゃってございましたように、私も土曜日学校公開日に各学校、支援学級等見まして。確かにエアコンですよね、当初建ててある部分は、エアコンが1台に2箇所の吹き出し口がございまして、ただ結局今現在、間仕切りをしているのは全て、結局、吹出口が2箇所あるんで、真ん中で間仕切りをしてエアコンに関しては、2部屋に冷風が流れるようになっております。

で、今、その音がやかましいとかありますので、上まで、壁のほうですね、遮断して、代わりに火災報知機をそれぞれつけております。あと放送施設も、そういうふうにつけておりますんで。ただ、以前つけてある分が確かにまだ上のほうが開いて、火災報知機も真ん中に一つってというような状態ですので、その辺はですね、ちょっと優先順位を考えて、予算もありますけど早急に考えていきたいと思っております。

今現在そういうふうにしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

そうですね、間仕切りの問題ともう一つはですね、エアコンは送風機が二つあるんですけど、リモコンが一つなんです。ですから、真ん中が開いてってですね、隣の子が風邪引いとるときにこちらの子は温度調節ができないと。一つのリモコンですからね。で、苦情を言われてました。

だから、子どもの病気とかいろんな症状の問題ももう一つ、このエアコンのリモコンが一つで、二つの送風機を使いようっちゅう関係で起きてるということと言われておりますので、そういう点では、間仕切りをしっかりとするという音が聞こえないようにすることもですが、今言ったようなエアコンのリモコン1台1台つけてもらってということをごさね、ぜひやるように提案しておきたいんですが。

その点について、その点についてを答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

施設の関係ですので、若干関係ございますので言いますが。

本体は一つだろうと思うんですね。吹出しが二つあっても、本体を二つしないのだめじゃないかなと思うわけです。リモコンが二つあっても本体は一つですから。温度は調節は一つしかできないと。

ですから、ちょっとその辺は総合的に現場も調査しながら検討していきたいと思

います。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

そうですね、室外機が二ついるでしょうね。室外機が二つと吹き出しが二つ、エアコンそしてリモコン。個別にそれぞれつけんといけないということになるということですよ。大川小学校は、ちゃんと間仕切りできて一つ一つ付いとんです。ついてないところも、中学校と大川小学校はついてありませんでした。いうことで、ちょっと調べてもらってですね、そういう点では対応してもらいたいというふうに思います。

次に、特別支援学校についての糟屋地区へ誘致計画について、6月議会で教育長の答弁で、糟屋地区教育長会でもこの問題について話が出ておるといふうなことでありました。

私は、そのときにも特別支援学校は粕屋町だけの問題ではなく、周りの子どもも含めて学校に来るといふ、そういう施設になりますので、支援学校になりますので、周りの自治体との協力も得て、財政的な問題も含めて対応してやれるようにして欲しいということがあるわけですが。

この点について、教育長のほうの答弁で、今までどういうその後の状況としてなっているかについて説明をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

県のほうが新しく三つつくるということで、私たち教育長会のほうについてはもうそれで対応しようということになっておりますので、今、特に動きはございません。

ただ、それぞれ教育長たちとも話の中で、やはりうちの町にはそういった土地はないよねというような話は常に出ますので、もうそれ以上の議題としては上がってきておりません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

これは、もう一つ私、特別養護老人ホームの問題のときでも、この糟屋地区内のそれぞれの周辺の自治体も含めて一緒にこの施設をつくるようにしていく必要があ

るということも、提案してきておるわけですが。

そういう点で、支援学校の建設誘致については、町長会とかそういうところでの話として問題は、出して話し合うというようなことは、そういうふうなことでやってほしいというふうに思うんですが、町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、教育長が申し上げましたように、三校の新設の支援学校が設立されるという計画があって、これは開設が2025年までの計画になっておりますので、今現在、町長会等で、そういった具体的な今後の話はまだ今のところございません。

また、教育長が先ほど言いますように、土地がないというのは2万㎡の土地を無償提供するのが条件でございます。ですから、これは粕屋町内にそういったまとまった空地は今のところございませんので、無償提供できるようなですね。

ということでございますので、これは広域的に考えていくべき問題だろうと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

県の計画に対してもですね、3箇所の提案が、方向性が示されたときに、周辺の自治体も含めて、この糟屋地区でということでの誘致運動といいますか。誘致する行動といいますか、というのを起こしていくように各町長との話も含めてそういう形で物事を進めていかないと、ほかのところでは、そういうふうに宗像でも、糸島でも、太宰府でも、そういう立場で、その自治体だけでなく一緒にそういう方向でやっぱり県に対して要望していくということになると思いますので、そういう点での取組みをですね、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、それと次は、老朽化した公共施設の増設改修工事などについて質問をいたします。中央保育所と仲原の建替えについてと耐震化計画、それと中央保育所の雨漏りの改修、これ三点についてであります。

建替えの問題については、特別委員会などの取組みを行っていますが、この点について、町のほうからの説明もお願いしたいというふうなことと、もう一つは耐震化については、平屋だから耐震化の検査必要ないというのは今まで言われてきたことなんです。しかし、新しく家を建て、東北震災が起きる前の建築法での建築ということなどで、それが新建築・建設基準は満たしていないことがあるかと思えます。そういう点で言えば、この耐震診断も含めて行って、必要な工事をするべき

じゃないかということが二つ目です。

三番目については、中央保育所の雨漏りについてであります。これは、参議院選挙の投票日のときから、それから、その後も雨が強かったときに雨漏りをして、天井から屋根から落ちてきた水が天井のボードの上に溜まって、あちこちから水が落ちるということで、ボードが落下して、下におる子どもに当たるんじゃないかと。事故にならなければいいがというようなことなどが保育所のほうからも言われております。

そういう点では、緊急に雨漏り対策について、改修をするということについて、この三点について子ども未来課、神近課長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

老朽化した保育所。これはですね、私も実際現場で見ました。

早急の処置も指示はしたんですが、その後、非常に今年の夏の後半は非常に雨が多かった関係、台風もございましたけども、その関係でまた新たな雨漏りの箇所も見つかって、その辺の対策を今計画しております。

詳細につきましては、担当課のほうからご説明いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

中央小の雨漏り補修につきましては、中央幼稚園、中央保育所ですね。雨漏りの補修につきましては、昨年度は特に雨漏りの報告は上がっておりませんでしたけども、先ほど議員が言われましたように今年の5月、少量の雨漏りが報告され、7月の頃から徐々に雨漏りの箇所が広がって、8月に起こりました台風8号の影響で更に今現在、雨漏りの箇所と量も増えてきております。

それで、子どもたちの保育にも支障来しておるということですので、現在緊急工事を行うように準備を進めておりますので、まだ決まった日にちはありませんけども、早急に工事をしたいというふうに今進めております。

それと、耐震化の件ですけれども、議員言われましたように、過去に耐震の義務がないということで回答をしておるということですが、二階建てかつ延べ面積が1,500以上の建物に対しては耐震の義務がないということで、多分回答したんだろうと思います。仲原、それから中央保育所ともに旧耐震基準の建物でございますので、そして平屋でございます。

現在のところ、耐震の審査の計画というのは具体的にはありません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

先ほども言いました雨漏りも含めてですけど、かなり建物の躯体と申しますか、屋根のほうからずっと落ちとる水によって、木材が傷んできていると思うんですね。そういう点で言えば、目に見えない状況があると思います。

先日、何か業者に見てもらったというような話もあるんですが、今の状況ですら、本当に大丈夫なのかというのがあります。それで、その天井も含めて、どこですか、中央幼稚園のときも天井が落下したっていうのがありましたけど、結局、ボードの分で水が溜まったらいつかまた落ちる状況になりますよ。だから、そういう点で言えば、早急に改修のほうはやってもらう、やるようにする必要があります。事故が起きた後では遅いと思います。

それと、耐震化の問題も同じような状況だと思うんです。新しく建てる計画を、建て替え特別委員会の中でも町のほうから説明あるんですけど、実際はそれが本年度中、来年度の初めとかいうことになったとしても、今の時点で事故にならないようにどうするかという点で言えば、もう建物そのものが老朽化して危ないという状況があると思うんですね。そこについては、私はもっとよく建物の診断もして、そして、安全なら安全ということも含めて次の計画をどうするかという方向も示していかないと、今の状態でいけば不安な状態が、保育所のほうの関係者も含め、あると思うんですね。そういう点で対応策を急いでほしいというふうに思います。

それについて、町長の答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正式な耐震の診断につきましては、今申し上げますように、義務づけられておりませんので、これは多額の費用をかけてする計画がございません。

しかし、一般の建築士あたりの判断を、例えば屋根裏とか躯体そのものの状況を見てもらう。これは必要だろうと思いますので、それは進めたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

町長の答弁にありましたように、そういうことは、少なくともやっぱりちゃんと状況を把握して、その問題について、はっきり対策を立てたということも含めて、

皆さんに分かるようにする必要があるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ取り組みをしてもらいたいと思います。

次に、福祉センターの建替えの問題と特別養護老人ホームの新設の問題です。

福祉センター建替えの問題。これは、今までも述べてきました。ただ、私はこれも避難施設としての福祉センターとして確保していける、ちゃんと安全にそういう対象者、高齢者、障がい者など、介護必要だとかそういう人たちを受け入れられる施設として確保していくべきところだというふうに思うんです。

そういう点から、今の福祉センターの建物の中で、そういうことができるような状況なのか。耐震問題も含めてあるわけですけど、それについても答弁を求めたいと思います。

これは、中小原部長。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

私のほうから耐震の関係をご答弁させていただきます。

福祉センターの建替えと耐震計画については、現在、旧、昔の寿楽荘部分について耐震診断を今現在、実施中でございます。その結果を踏まえて、今後の検討を進めていきたいと。

耐震の関係は以上です。あと避難所の関係は別に。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

それでは、私のほうから障がい者や高齢者などの避難施設の整備計画の進捗状況につきまして、お答えさせていただきます。

粕屋町の福祉避難所として今まで、福祉センターに加え、平成30年11月に緑の里と協定を締結し、特別養護老人ホーム緑の里、緑の里ショートステイ Kizuna の計2箇所を福祉避難所として追加指定しております。また、福祉センター、旧寿楽荘部分の耐震診断の結果により、改修を行う際には、今までよりも福祉避難所として利用しやすい施設になるよう、関係課と協議を進めながら検討をしております。

併せて町内の福祉施設と連携を図りながら、更なる福祉避難所の拡充を進めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

福祉避難所として位置づけて、今後、施設整備やっていくという点で、ぜひ取り組みを強めてもらいたいというふうに思います。

それで、今言われました民間のところも含めて、増やしていくというのは全国的にもそういう取り組みで対応してるということが言われておりますので、そういう点でぜひ取り組みを強めてもらいたいということを要望していきたいなど。

それともう一つは、特別養護老人ホームについてですが、これも今まで緑の里の定員がいっぱいで、待機している人たちが多くという状況の中で、この糟屋6町でもこの施設が必要だという点について提案をしまいましたが、この進捗状況について説明を。中小原部長。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

特別養護老人ホームの進捗状況ということですが、本年7月に事業所を選定いたしております。

8月に事業所から提出されました応募書類を福岡県のほうに進達した状況が今の状況でございます。福岡県の審査が現在行われておりますが、12月に施設整備の適宜の判断が県のほうが行うというようなことで聞いております。

現在、進捗状況は以上のとおりです。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

今、説明を受けましたが、大体人数はどのくらいの人数なんですかね。

緑の里が100人ぐらいって言うことがずっと言われてるんですよ。その待機しているというのは。そういう点から見て、どのくらいの受入れができるかということがありますが、それについて。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

現在の予定は、50名できるような施設と計画いたしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

では、一つちょっと一つは外して、また次回に説明、複合施設の問題は。

三番目の通学道路や通勤道路、農道や生活道路などの暗闇地域の危険箇所の安全対策についてであります。

これは、危険な場所というのは、防犯灯もなく、暗闇というような人通りが少ないというようなところが当然あるわけです。そういう点で言えば、今回、不幸な痛ましい事件が起きました。ここは環状線の側道で、街灯もなく切れてるというような道路に面した分をですね、というようなことなども言われておりますし、また、農道とかいうこと河川敷というようなことで、こういうところは大体一番何かあい路になって、そういう設備が取り付けにくいというような問題なんかも、いろんな障害があるんじゃないかというふうに思うんですが。

こういう状況のところの例えば、小学校とか中学校の通学道路とか生活道路のところ。今のこの事件起きたということだけじゃないんですが、日常的にそういう点検もして、対策をとってやってあると思いますけど、その点について危険場所ということが新たに対策を立てる、防犯灯をつけるというようなことなどが進められてるところなどについて、説明を求めたいと思いますが、学校教育課長。

通学路と通勤、生活道路のところの点について説明をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

全体的に防犯灯という形のご質問にも変わるかなと思っております。

まず、先般起きました痛ましい事件の現場ですけれども、町長のほうの前回のほうの質問の中でお答えしておりますけれども、8月9日に、防犯灯は地元の協力も得まして設置をしているところでございます。

全体的に通学路や通勤道路などの暗闇の道路に限った、限定した調査というのは現在行っておりませんが、通学路につきましては、各小・中学校が年に一回調査点検等を行っております。また、粕屋町役場の各課におきまして、粕屋町通学路安全プログラムというものがございます。これに基づきまして、これ2年に1回開催をしております。福岡県、あるいは警察などの関係機関と合同で通学路の点検も行っております。

このような結果を踏まえまして、暗くて危険な箇所があれば、該当する行政区等の協力を得まして、防犯灯を設置しているというふうな形で、今後も明るく犯罪のないまちづくりを邁進していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

先ほどの、今日の山脇議員が質問されたときに、あそこの県道との関係とかいろいろな事情があるというようなことなどが言われておりましたけど、いずれにしてもそういうあい路になるようなところというのが特別ですね、対策立てるための話を県なり関係者とやっていくということは、必要だというふうに思います。

そういう点で言えば、次に質問するのは、農道ですね。

農道は、いろんな事情があって、私も地域の区長さんから説明、要望があったりして、照明灯ですか、防犯灯をつけるということなど話をした場合に、行政区のほうから、農区の役員を紹介されてその人と話をして対策立てるといようなことなどがあったりして、なかなか前さ進まないといようなことなどがありました。

こういう農道の分の暗闇のところの照明についての設置という点で、箇所数は幾つか私もあるんですが、そういう点については町として、行政区から上がってきたら、農区の人たち、関係者との地権者との話は町で行っていくということで取り組んでもらいたいんですが、その点について説明を。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

直接的に農道に設置をという協議っていうのは、担当部署は地域振興課になりますが、現在のところ行われておりません。

今後、農地周辺での防犯灯の設置要望等があれば、関係行政区、農業関係者との合意形成を図れるように取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

町のほうはぜひ関係者との間で、間ちゅうですか、話し合いに住民のほうからの要望とか区長からの要望に関わってやってもらうということで取り組んでもらうということを再度、要望して、次に進みたいと思います。

次はですね、最後になりますけど、都市計画マスタープランの見直しの問題ですけど、これは、前回質問したときには33、これ順番を変えて行います。

旧焼却場の解体撤去の問題についてやります。質問を先に行いたいと思います。前回質問したとき、33年度までに事業すれば、●●地方債で解体できるという答弁でしたけど、この焼却場の問題の解体・撤去の計画と跡地利用についての説明を求めたいと思います。

答弁を求めます、町長の答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

前回もご説明いたしましたけども、特に清掃センターの煙突部分ですね。これは非常に老朽化して危険な状態でございますので、急いで解体・撤去する必要があるというふうに当然思っております。

令和2年度から2箇年の計画で、解体・撤去をする予定でございますが、財源としましては起債を利用するというふうに考えております。そのために、まず今何をしてるのかということでございますが、以前説明しましたように土地、その敷地内の土地の汚染状況、この調査を専門家のほうに依頼してその結果を待っている状況でございます。

その結果を受けて、どこまでの範囲汚染しているのか、あるいは汚染がないのか等につきましては、今後その結果も議会の皆さまにも報告を申し上げ、今後の跡地利用、跡地の対策の計画を練りたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

時間がなくなりました。跡地利用についても含めて、ぜひ公共施設として使っていけるような形で整地をしていただきたいということを要望しておきたいと思いません。

それと最後になりますが、出生率が県下で一番の粕屋町子育て支援のために、保育所、幼稚園、学童保育、学校、障がい者福祉関連の施設など、将来を見据えた公共施設や公園の建設が必要とも考えます。

このようなことも含めて、都市計画マスタープランの見直しに計画を取り入れていただくように要望したいと思いますが、町長の答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

子育てしやすいまちづくり、これ私の政策の一丁目1番地でございます。

それがまた粕屋町の将来の発展につながる、持続できる社会の実現につながるというふうに思っております。

当然ながら、この都市計画マスタープランの中におけるそういった位置づけを行っていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

最後ちゅう言いますか、財源問題も含めてですが、公共用地小学校建てたり、保育所を建てたりというようなことなど含めて、公共施設を建てた後のこの10年、20年後どうするのかということなどが、財源問題含めてよく問題になります。

しかし、公共施設を残すことによって、高齢化した粕屋町のそういうまちづくりの中でもですね、子育て支援に使ったところなども含め活用できるようにしていくと有効活用できると、そういうふうな町の施設整備というのが、私は求められておりますが、その点について、町長の答弁最後をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な分野でこういうことが今うたわれております。

当然、人口減少時代に突入をいたします。その前に建てた公共施設をいかに利用できるのかということが、非常に喫緊の課題でございますけれども、新しく建てる施設につきましては、それは当然将来の計画に入れたところで計画をしていきたいと思っております。

◎8番（田川正治君）

（許可のない発言あり）

（8番 田川正治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて、本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせをいたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は4名をもって終了いたします。明日、10日火曜日にも4名、11日、水曜日にも4名の一般質問を実施予定です。時間の都合がつかますれば、明日、明後日も引き続きお越しくさせていただきますよう御案内を申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後3時01分）

令和元年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和元年9月10日（火）

令和元年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月10日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	11番	本 田 芳 枝	議員
2番	議席番号	3番	案 浦 兼 敏	議員
3番	議席番号	10番	久 我 純 治	議員
4番	議席番号	7番	川 口 晃	議員

2. 出席議員（16名）

1番	末 若 憲 治	9番	福 永 善 之
2番	井 上 正 宏	10番	久 我 純 治
3番	案 浦 兼 敏	11番	本 田 芳 枝
4番	安 藤 和 寿	12番	八 尋 源 治
5番	中 野 敏 郎	13番	木 村 優 子
6番	太 田 健 策	14番	山 脇 秀 隆
7番	川 口 晃	15番	小 池 弘 基
8番	田 川 正 治	16番	鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	山 野 勝 寛
都市政策部長	山 本 浩	住 民 福 祉 部 長	中 小 原 浩 臣
総 務 課 長	堺 哲 弘	経 営 政 策 課 長	今 泉 真 次
税 務 課 長	中 原 一 雄	収 納 課 長	白 井 賢 太 郎

協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	吉 村 健 二
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課長	安 松 茂 久	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
会 計 課 長	藤 川 真 美		

(開議 午前9時30分)

◎議長(鞭馬直澄君)

改めまして、おはようございます。早速議事に入ります。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今から、「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、また、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か、明確となるように声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号11番、本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番(本田芳枝君)

おはようございます。

11番、本田芳枝でございます。通告書に従って、ただ今より一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今日は、3問用意しております。それで、いつも時間が限られている中で、私は欲張りなところがあって、あれもこれもとタイミングを逃しまいと思って、結局は非常にいつも心残りのことが多いので、皆さんにも申し訳ないと思っています。今回もどのような展開で質問が出来るか、ちょっと自分自身もあまり心もとない気持ちでございますが、いろんな意味も深めて、込めて、今しか出来ないことを中心に質問したいと思います。

それで、最初に今日は、町長に就任されて一年が経ったということで、昨年、立候補される時は突然の流れだったので、多分準備もないまま、やはり粕屋町のためにとあって、立たれたのではないかと思います。でも、一年経った今、やはりご自分の今までの公務員としての生活もあっただろうし、それからちょっと離れて、外から粕屋町を見てという思いで、この町をどういうふうに持っていったらいいのかなという流れの中で、この一年間を過ごされたと思います。前任者、前々任者、それよりもっと前の皆さんがなされたことを、どのように繋いでいけるか。議会から、私も見守って参りました。それで、一応前文として、このように書いてます

ので申し上げます。

町長に就任されて一年が経ちました。町長は市制施行をする、しないにかかわらず、人口の伸びが確実にあるので、5万人のまちづくりを推進したいと述べられています。具体的な動きをいまだつかめないうえです。来年度予算編成で具体化することを期待して、次の件に町長のお考え、また、町民とどう協働してまちづくり構想を実現されようとするのかをお尋ねいたします。

まず最初に、箱田町長の5万人のまちづくり構想。一応、国立社会保障人口問題研究所の統計では、2030年には粕屋町は5万1,446人となっています。それで、粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の人口も、この流れでいっているのではないかと思います。

それで、今後町政にあたってどのような思いで、この町のまちづくりを進めて行くかというふうな観点から、町長の思いをお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょうど一年前の本日、町長の就任式がございました。

あつという間の一年でございましたが、その間、私自身もいろいろ政策、施策について思いを巡らし、将来の粕屋町をどうしたいかという考えを巡らせましたけども、過去を振り返って考える時期もございました。

昭和32年3月に粕屋町が大川村と仲原村が合併して、発足しました。1万人台の人口で始まったこの町も、今や4万7千人の大きな人口を抱えるまでとなっております。なおかつ、予算規模、決算規模につきましては、もう皆さん御存じのとおり、予算ではもう150億位の一般会計予算を計上するまでとなっております。

この町がこれほど人口が増大し、発展するというのは、私が、昭和50年代に入庁をした時にはですね、2万6千人位の人口であったんですが、約倍ぐらいということで、考えもつきませんでした。ただ、その当時、人口が大きくなれば町の勢いは溢れるというふうに、単純に考えた時期がございましたが、町長に就任して、この一年間振り返りますと、それぞれの住民の方々の要望、そして、議員の皆さま方のご意見を考えるにあたって、やはり、財政力、これが非常に必要だと思います。

この5年間を振り返りますと、社会保障費だけの伸びでも、倍ぐらいの増加をきたしております。投資的経費につきましても、やはり、この粕屋町のインフラ関係の維持補修を含めた整備費は、5年前とあまり変わらないぐらいの予算規模、決算規模でございます。そういった中で、この粕屋町を、将来的に持続可能なまちづくりを行うためにはどうしたらいいかと、いうことを考えますと、やはり財政基盤を

しっかりとしたものにしないと、将来の粕屋町のまちづくりは支え切れないだろうと思っております。

従いまして、今議員が最初におっしゃいました、5万人のまちづくり構想。これは5万人っていうのは、市制をにらんだところだろうと思うんですが、やはりその前に、財政的なしっかりした基盤づくりを、方向性をはっきり示して、そして、その上に、その基礎の上に乗った形で、住民の皆さまの幸せを感じられる、持続できる粕屋町のまちづくりを行いたいと思っておりますのでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

財政的なところを中心に、持続可能なというふうにおっしゃっておられましたが、ちょっと私は考えが違うんですけれども、更に進めて、財政的な基盤を強固なものにするために、町長ご自身は、どのように今後、政策というか、それを打ち出そうとされていますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

以前、議会の中でもお話ししましたが、住民の方々の増加、人口の増加と併せてですね、やはり企業、産業の立地を進める。

また、町内の産業・企業の発達を深める。これが、総合的なバランスのとれた、将来のまちづくりに繋がるだろうと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その流れに関しては、今から私がお尋ねします4つの計画に基づいた流れの中で、具体的にお示しをしていただこうかなと今思いました。

財政的な基盤といいますのは、確かに外からの企業誘致も大切ですが、町民の皆さん一人一人が、自分の生活を楽しみ、この粕屋町という地域内での持続、中での経済が潤滑、回っていくっていう、そういう考え方も非常に大事。利益だけを追求するのではなく、人と人とが豊かに触れ合うということが私はですね、とても大事で、それがSustainable Development Goalsの大きな目標ではないかなと私は思っているんですが、その財政的な方向性について、後で具体的に、この計画の中にどのように盛り込まれるのかをお尋ねいたします。

それでは、町長はですね、まず31年施政方針の中で、通常はよく、今までのほう

は総合計画の中で一つ一つというふうに提示しておられましたが、まず公約をきちんとご自分が昨年皆さんに選挙の時に出された公約を、要するに四つの公約を挙げながらその流れの中で思いを出され、そして、その後に基本目標といたしますか、総合計画の流れを四つ述べておられますが、その施政方針への思いを少し聞かせていただけますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

施政方針、これはもう当初申し述べましたから繰り返すことは、非常にその限られた時間の中でありますので省略いたしますが、いずれにせよ、粕屋町の住民の方が、福岡都市圏で地理的に、ほとんど類似都市圏、類似都市に住んであるにもかかわらず、ゆとりと、住んで幸福感を感じられるようなまちづくり、これはもう基本だろうと思います。

そのためにもですね、そしてまた、安心・安全な生活が保障されるというのが、私、自治体を預かる首長としては、その使命を全うすることが大事だろうと思っております。そのためには、先ほど言いますように、町民の家庭のサービス、そして福祉の向上、いずれにせよですね、財政的なものが基盤となります。これをこの一年経過した後ですね、本格的に進めたいと思っております。

具体的には先ほどおっしゃるように、また後ほどということですけども、全ての私の公約は、そこに集約されればと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その公約の中に、持続可能な開発ということを幾つか述べられて、今も言葉の端に上げておられますが、町長ご自身は、この持続可能な開発目標、SDGsということは今盛んに色んなところで言われていますが、どのように考えて町政に生かそうと思っておられますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

このSDGs、ゴールズは、持続可能な開発目標、様々な分野で多岐にわたって目標を掲げてありますが、これ全て、本当に必要なものだろうと思います。

目標であって、具体的には、これをそれぞれの施策に反映するというございます。全部で17項目ございますので、一つ一つは、具体的に申すことはできない

んですけども、とにかく住民の方々が幸福感を味わえるような、まちづくりを目指していきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

非常に抽象的なお答えをいただいたような気がするんで、実はこの計画と非常に具体性があるのではないかと。だから、全世界の人が取り組める、今課題として向き合っているのではないかと。そして、日本政府も非常にこれを力を入れている。その根底には、私は粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、持続可能な開発目標を取込んだ計画を作っているのではないかと、いうふうに考えるようになりました。

それで、そういった視点は、各皆さんのまちづくりの中で生かされていると思う。昨日かな、一昨日かな、ある職員の方と話すとき、これは自分たちがやってきたことではないか、というふうにおっしゃっておられました。私もそう思います。特に、誰一人取り残さない No One Left Behind という考えは、うちの町では特にですね、健康づくり課の皆さんにその思いを、私は厚生常任委員会の時に強くいたしました。誰一人、一人残さず全ての子どもに福祉をとということで意気込んでおられたようなところがございます。

そういうのは感じておりますが、町長は今、この国の流れ、そういったことで、職員にどのようにこの視点をお話されて、職員がどのように日常生活の中で生かそうと思っているのか、その辺は何かございませんか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

職員には、とにかく机上、机の上だけで仕事をするなど言っています。というのは、今正に議員がご指摘の住民のニーズを捉えるためには、住民の方々とコミュニケーションする必要があります。ご意見を拝聴し、そして建設的な討議をしながら、この町をどう進めて行くか、このまちづくりをどう進めて行くかということを議論する必要があると思います。

例示で言いますと、今正に健康づくり課の職員とお話しされたと思いますが、健康づくり課の職員は、とにかく健康で住民が幸せを感じるような施策を考えております。昨年からあるように、ムンプス。おたふく風邪の予防接種も、この粕屋町はこの郡部では最初に手がけました。そういったふうで、住民の健康行政で、やっぱり先取りをしながら、住民の方々にサービスを提供するっていう必要があるという

ことで、そういう視点で考えております。

健康寿命を延ばすことが、非常にこれからの日本の将来にわたって高齢化社会を迎える、将来にわたって、非常に重要なことだというのは、常々私も職員とはそういった話をしておるところです。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

福祉関係では非常にそういったことが表に、私がたまたま2年間、厚生常任委員会の委員長をしておりましたので、そうなのかなというふうに思っています。

で、課題があると思います。その課題はですね、うちの町が計画を、今、四つの計画を現在進行中の計画を挙げていますが、その課題を、町民の皆さん、職員の皆さんと、どうこのまちづくりを中心に考えていくかというその生かし方。例えば福祉ではそういうふうに思ってますけど、例えば計画策定のときにどのような形で、その視点、今町長がおっしゃったことが、職員の皆さんに伝わり、そして、町民の皆さんに伝わっているのか。その辺が、ちょっと見えないところがあるんですよ。

具体的に今からちょっと申し上げたいと思いますけど、まずですね、私が今提示している四つの計画ですね。粕屋町第5次総合計画後期基本計画と、それから粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略。それから粕屋町男女共同参画、それから都市計画マスタープランにおける町長の思いとそれからまちづくりの視点、ご自分の視点をどう絡ませて、どのような計画を作っていったらいいのか。

ある程度具体的にお話をいただければいいと思います。それお願いしたいです。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずですね、第5次粕屋町総合計画。この経過につきましては、前回の計画の策定時において、広報、ホームページで公表を行って参りました。今回の後期基本計画策定時、今年来年におきましてもですね、同様の公表の方法は考えておるところでございます。

また、来年、令和2年の秋には、まだ計画素案段階でございますが、以前の後期基本計画のパブリックコメントの募集のキックオフを兼ねて、やはり、粕屋町の未来を語り合うワールドカフェ方式、そしてシンポジウム、これを開催する予定にしたいと思っております。また、粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本年6月に、2020年度から始まる第2期総合戦略のベースとなる、このまち・ひと・しごと創生基本方針2019が、閣議決定されたところでございます。

今後、12月に国、来年の2月には県が、次期戦略を策定する予定となっておりますので、粕屋町も、今後順次公表される、国や県の戦略を勘案しながら、積極的に策定するようにしておるところでございます。地方創生、これが切れ目のない取り組みを求められている中でございますが、次期戦略改定までの期間が非常にタイトなスケジュールとなっております。

町民の皆さまへの進捗状況の公表は、パブリックコメント等、非常に限られたものになっていくと思っておりますけれども、機会をとらえまして公表していく予定でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

四点あるんですけども、時間もどんどん過ぎていきますし、私がちょっと思っていることを申し上げたいと思います。

粕屋町の男女共同参画は、新しい法律が策定された後出来てますので、それは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と、政治分野における、男女共同参画の推進に関する法律が出来てますので、それを粕屋町は責任自治体として、どのように展開するかということ。

それから、都市計画マスタープランは、昨日も同僚議員が、そして今からも何人かの方がお話しされると思いますが、正に先ほど町長がおっしゃった、財政的基盤を構築するためにも、これは非常に大事な計画であると思いますが、私が今から課題として申し上げたいのは、例えば、広報かすやの8月号にですね、粕屋町総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生推進会議の委員を募集しますと。私はうっかり一つとってたんですけど、二つを同時に同じコーナーの中で募集してあるんですね。これ一般の方が募集するいったらどういうふうに、しかもこれはどういった内容、具体性がない非常に。2行か3行説明があるだけで。それで応募者がどの位いらしたのか。その辺は分からないんですが、私が色々な場面で応募者を見ると、私の知ってる方が結構何回もされていると、というような気がいたしております。

それで、この応募、町民の意向をですね、どの程度町長ご自身が、この計画の中に盛り込みたいのか。私は、公募された人たちが一緒にいろいろ勉強して、それが人材育成にも繋がると思うので、もう少しそれを幅を増やしてもらいたい。それから会議の結果は、必ず今見ますと箇条書きで、こういう問題を話したという、議題に挙げた問題だけ。しかも、次の委員会の予定日は未定。そういった報告の仕方。それから傍聴者も募集しておられますが、非常に少ない。こういう流れの中で、例えば今非常に大事な、四つの計画が策定してあります。

しかもですね、これを私が計算すると、全部で2千万円程の予算がかかっています。例えば、粕屋町総合計画は、31年度は400万円、来年も含めて600万円。それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略は580万円。それから、粕屋町男女共同参画は492万円。そして、都市計画マスタープランは489万円。これだけのお金をですね、かけるわけですよ。そしたら町長の思いが職員に伝わり、あるいはそれに対して町民の皆さんの思いが、この計画の中に盛り込まれるようにですね。そしてそれが、町長の今後の市制、3年か、私はその次までお願いしたいと思っていますが、その今基礎となる段階なんですね。ところが、私が最初に申し上げたように、町長のそういう思いが、こういう思いでこういう計画を立てる、町民の皆さんよろしく願います。というような、そういう思いが、今伝わらないところがあるような気がしてしょうがないんです。それは半分は心配でもあります。

今、粕屋町は曲がり角に来ています。そのような中で町長は、職員の皆さんの経験をどのように生かすか。そして町民の皆さん、国の流れ、世界の流れ、その中で粕屋町がどう舵を取って進んでいくのか。非常に大事な時期になっているので、もう少しその辺が具体的に見えてくるような、広報、発表の仕方をお願いしたいと思います。それが無いのかも分からない。こういう言い方したら悪いんですけど、私はあると思っています。ただ、それを表に出すだけの方法っていうのが足りないんじゃないか。

前回、選挙の投票率で非常に投票率が低いということを申し上げて、7月に大型施設で臨時の投票所を作ってくださいったこともあって、今回41%になったんですけど、うちの町の投票率が低いっていうのは、町政に対するその関心が薄いのではないかと。関心はあるんだけど、何かやっていそう。自分も参加して何かができそう。そういったわくわく感を町民が受け取れないんじゃないか。そういう思いで、今ちょっと私は、町長の有り様を見ながら、その辺をもうちょっと考えて、アピールをしていただきたいと思っているんですが。具体的には四つの計画が出ています。

それを進めるにあたって、もう少し町長の思いを聞いてみたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、職員も非常に熱度があります。計画を立派なものにしようと、この粕屋町の将来を決める計画だからですね。

私も、庁議といいまして部長、課長含めたところの会議でもですね、職員と意見交換をしてるんですが、確かに議員がおっしゃるように、それが伝わらないという

のは、やはりあるとは思いますが。伝え方だろうと思うんですね。だから、例えば広報あるいはホームページ、その二つのツール、大きな二つのツールで、細かく伝えるべきだろうと思いますが、ただ細かく複雑に伝えると、逆に興味なくすんですね。その辺の熟度といいますか、濃さを考えながら、今後、計画していきたいと思えます。

私は、今、本田議員からエールを送られたものというふうに理解しております。ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それで、具体的に来年ですね、まちづくりカフェを開くというふうにおっしゃっておりましたが、実は私、今年でもいいんじゃないかと。

見えていますとですね、例えばこういう審議会とか計画の人の募集が遅いんですね。今、これ8月にあったんです。実際それを始めようとしたら、もう9月です。例えば福祉の部門で、健康づくり課とか介護福祉課と、そういうところは非常に早いんですね。何でも物事の発表も。私それが一つは遅い。それから具体性のある、こういう計画をしますがということで、町民の皆さんにアピールする。こういう方たちとこういうふうにしていきますと。

例えば、写真を載せて一緒にみんなと視察をして、進捗状況を皆さんに伝えるとか。もうちょっと何かそういう具体的なことを伝えてくだされば、私は、町民は、うちの町はどんどん進んでいる。いいようにいってるなというワクワク感、期待感が持てるのではないかと。せつかくいいものを持ってるのにですね、それが足りない。

具体的にどうしたらいいかっていうのは、やっぱりそれは職員の皆さんが考えるところだと思います。一つ私の例で言えば、私は実はブログを出してて、毎日そのアクセス数が出てくるんです。それを見ながら、皆さんがどういった問題に関心を持ってもらえるのか、考えながらブログを書いています。それが思うようにいかないこともあります。自分の思いとアクセスされる方の思いが違うことがあるから。

でも、非常にそれは参考になるんですね。だから、例えば町長がホームページでアクセス数がどの位なのか。それを増やすためにはどうしたらいいのか、今の若い人たちはどうしたら町政にもっと問題、関心を持ってくれるかを、分からないんです。皆さんの考えを教えてください、だけでもいいと思うんです。そういうアピールをですね、してほしい。そうするとうちの町は変われます。十分に変わる素質を持っています。

例えば今回ですね、私は決算を見たときに、収納率が非常に良くなっているんです。久山の次です。糟屋地区内1市7町で。それは、やっぱり町長が具体的に仕掛けをされた、職員時代に。それが今、結果として生きている。それいい例かどうか分からないんですけど、皆さんはとてもそれぞれいいものをお持ちなので、それを粕屋町全体に、あるいは福岡県内、あるいは日本国中に、例えばそのツールとして、先ほど言いました持続可能な目標づくり、そういうものをツールにして、皆さんの思いを外に出すということ、ぜひ力を入れて頑張ってください。

今、町長は机に向かっていることが多いと言われてまして、外に飛び出せ公務員、というふうに職員の方におっしゃっておられますが、実際どの位の方が飛び出して、そのような意見を例えば議会でも、町民の皆さんにアピールしておられるのか、その辺はどうでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。通告書にはないような質問だと思うんですけど。

◎11番（本田芳枝君）

ああ、そうですか。ごめん。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

資料も用意してたと思いますが、ちょっと時間かかりますので、記憶の範囲でお答えします。

職員のほうにですね、実はアンケート調査をしました。これは任意ですから、強制的に出せということじゃないんですが、私、意外とですね、皆さん、職員のほうは、例えば地域の行事、地域の役員、そしてまた自分の趣味という部分でしょうけども、そういった人と人との繋がりを求めていますね、外に飛び出しているようです。

そういった、せっかくそういった機会があるので、これは粕屋町のアピールも含めたところの行政の紹介、あるいはその粕屋町こうしてるんだよ、今から先粕屋町が、こう方向性として考えているんだよってというようなことを今後、広く住民の方々に伝えてほしいし、反対に住民の方々からご意見を賜りたいというふうに、今後の展開を考えているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、次に行かせていただきます。障がい児保育・教育について。

この文章読んでると長くなるので、時間もあまりないから、一応もう早速お尋ね

したいと思います。

実は、土曜日に学校公開日がございますので、私自分が今、特別支援学級、特別支援教育に非常に関心がございますので、そこをずっと見たいなと思って、3校気持ちの上では思っていたんですけど、結局、中央小学校だけにしか行くことが出来ないで、その感想を申し上げると、非常に力を入れてくださっているなど。学校の雰囲気もいいし、子どもたちの状況もとてもいいし、それから環境整備として、エアコンの問題とか、色々あると思うんですけど、そういった中で、先生方一生懸命してくださっている。それがすごく伝わって、本当に教育委員会は頑張ってくれてるなど。色んなことがあるだろうけれども、頑張ってくれてるなってすごく思いました。

それで、今までどういうふうに行っているんですか、どうなんでしょうかというのを、問うてそのお答えをいただきましてですね。それで、学校特別教育支援コーディネーターというような方も、文部科学省から今派遣をされてしておられるという流れの中で、現在こう来ているという状況ですが、その辺の流れを教育長に現状をこの質問の内容も含めて、簡単に言っていたらありがたいです。

具体的でない。突然振った。意味が分からない。私が自分の中で流れがあるものだから、つい教育長に流れをと言ってしまうんですけど、具体的にですね、この(1)のことを私が質問として挙げてますよね。

そういうふうに言ったら分かるでしょうか。

じゃあ(1)をすみません。じゃあ、お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すみません、本田議員のこの1番の回答をさせていただきます。

本田議員の3月のご質問に引続き、進捗状況を説明いたします。特別支援学級在籍の児童・生徒は、教科による通常学級で授業を受けるなど、通常学級の子どもたちと係わる時間を多く設定しており、また、特別支援学級の児童・生徒同士の交流等も行っております。

昨年度に続きまして粕屋東中学校は、文部科学省指定の特別支援教育の視点を踏まえた、学校経営構築研究を行っており、粕屋町全体で特別支援教育の充実を図り、学校の組織づくり、授業づくり、幼保小中高の連携等を視点にして研究を行っております。今年度は、昨年度の研究の成果と課題を生かしまして、板書の色の工夫、タイマーを活用しながらの授業などを行っております。また、昨年から特別支援コーディネーターの連絡会も2回実施しておりまして、特別支援教育の今後のあり方

等について協議を進めております。

更に、町雇用のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、毎日学校を訪問し、特別支援教育の研修や相談等で手厚いサポートを行っております。指導方法につきましては、ユニバーサルデザインの視点に立って、授業づくりを行っております。具体的には、余計な情報を黒板などに掲示をしない、シンプル。授業の目的をはっきりさせる、クリア。口頭での指導ではなく、具体的に操作したり、映像見せたりする、ビジュアル。友達と話し合っただけで学習を進める、シェアなどを行っております。どの学級においても、このユニバーサルデザインの視点を入れて授業を行うように心がけております。

指導内容につきましては、個別の指導支援計画の作成や活用を行い、その子どもの実態に応じた指導内容を決めております。教材については、その子どもの実態に応じて、例えば、ノートやプリントのマス大きさなど、行数を変えるなどの工夫等を行っております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

そういう地道な取組みがですね、多分私は一校だけしか行けなかったのが全体のことは言えないんですが、子どもさん方にも先生方にも保護者の方にもね、伝わっている状況が今あるのかなというふうに実感いたしました。ただ、そういった中で、課題があると思います。

それは、今後、どういったふうに粕屋町が、この特別支援学級支援を、教育の支援をしていくか、まず数の問題。非常に増えている、あるいは増えそう。しかも、子どもの数よりも、全体の1割ぐらゐは特別支援学級に入るような子どもさんがいるという、うちの町はそういう感じなんですけど、よその自治体には非常に少ないんですね。ところが1割というよりも1割以上、今回の増え方を見ると、特別支援学級の子どもが、去年から今年にかけて増えています。

結局、いろんな情報を集めると、よその地域自治体からうちの町に来られているようなこともあります。ただ、それをプラスと見るかマイナスと見るか。私はマイナスだと思って、非常にある隣りの大きな自治体に腹が立ったんですけど。そこがですね、あまりそう、そういう支援をされていないような状況があったので、非常にこれはちょっとおかしいんじゃないか。なんでうちの自治体がそれを被らないといけなかなと思ったりもしましたけれども。逆にですね、これをプラスに生かす。それがですね、先ほどの教育、質の高い教育、それから福祉の面で、うちの

町が努力をする。そのことに得られる普通の一般の子どもさんにも、それが例えば今、ユニバーサルデザインを全体にしているというふうにおっしゃいましたね。

実は私は、提案の中でその話をしようかなと思ったんですけど、既にうちの町では、教育の小・中学校の中で、学校全体でユニバーサルデザインを取り組んでいる。それは本当に先駆的な、先進的なやり方だろうと思って、非常に進んでいると感謝いたします。ただ、これがやっぱり力の限界があるのでね、今後それをどうするかということと、それから保護者の方が、受容できている方もあるんですけども、中々その辺の気持ちが、中途半端な方がいらっしゃるようで。それがお子さんにも伝わって、マイナス面も出てきているのではないかというふうに感じられる部分もあります。

それで私、前、教育長がおっしゃった個別計画を、高校まで今は引き継ぎ出来るようになりましてとおっしゃっておられましたが、そのサポートノート。多分福岡県のサポートノートを粕屋町でも利用されてるのか、それ実際その利用率はどの程度なのか。

その辺をちょっと分かる範囲で結構ですから、教えていただけますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

特別支援教育につきましては、議員は本当に県のほうまで問い合わせをされたり、よく窓口のほうにおいでいただいたり、また、現場のほうの各先生方と直接話されたりですね。本当に関心を持っていただいていることに、本当に感謝申し上げたいと思いますし、現場のほうも、議員の方からこういう質問を受けたということで、何か刺激をいただいて、更にこう充実せないかなということで、また、個人的に勉強してまますという声もよく聞いております。

今おっしゃっていただきましたように、この特別支援教育につきましては、やっぱり保護者の理解を得ないといけない。それから子どもたちの中で、いろんな差別事象が逆に起こってはいけないということで、非常にこの辺の教育については何といたしますか、国も県もそうなんですけど、学力と、心の教育と、健やかな体の育成というこの3つは基本的にはもう昔から変わってないんですが、特に福岡県は、この4番目として特別支援教育の充実というのを掲げておりますので、これは全教員、また採用試験の時からこの4つ目の勉強はしてきております。

それで非常に高い意識を持ってるんですが、中々道徳とか、学校行事の中で、そういった子たちと一緒に、いわゆる共生社会を作っていく。またはインクルーシブ教育をやっていく中で、どうしても摩擦が生じてきます。これをあえて起こさせて、

解決をさせるというのがやっぱ僕は教育だろうと思いますので、起こらない教育っていうのは僕は間違ってると思う。なので親御さんが理解出来なければ、理解出来るように足しげく、その方と話をするとかですね、いうことが大事だろうと思います。

そしてその次に質問されました、福岡の就学サポートノート。いわゆるこれ支援シートが中に入ってるんですが、これは粕屋町は使っております。

これは小学校から中学校は、全部これは引継ぎをさせております。高校のほうにもするよというふうになっておりますが、ちょっとそこは数的に私把握しておりません。ただ、するよという通達は県からも来ておりますし、私もそれはすべきだということで学校のほうにはその指導はしております。

ただこれはですね、親御さんの同意があるんですね。なので、これをやっぱり親御さんとういう記録をしております、出していいですかということでまた膝を交えて話す。そういった機会が要りますので、どういうグラフに使われるんですかということの説得のほうにも時間かかりますから、果たして3年生の担任がこれを高校に出す時に、その同意をどこまで時間とってやってるかっていうのは、ちょっと申し訳ないですけど、把握は出来ておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今回ずっと私色々調べたら、何が問題なのかっていうのは、高校に特別支援学級がないということで、普通のクラスに入られるんですね。

そうすると、ある程度学力があっても、コミュニケーション不足とか、そういったことで非常に悩まれる。でもやっぱりお子さんとしては、親御さんとしては高校に入りたい。そういう中で、中学校の特別支援教育のあり方について、色々不安を持っておられる方がおられました。でも、私は今世の中の流れで、高校でも本当にそのお子さんに合った進学が出来るような流れが出来ているんだっていうのは、先生方から教えていただいて、非常にうれしいし、そのこと分かる範囲で皆さんにお伝えしたいなというふうに、今思っているところですが。

このサポートノートをどのように活用しておられるかという実態が、私はちょっとある程度知りたいんですけども、全員、これは持っておられて、小学校の時からですね、未就学児からこういうのはあると思うんですけど、私はインターネットでダウンロードしたんですが、これをですね、全員特別支援学級の子どもさん対象に、全ての方がこれを持っておられて活用されているということでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

全員使ってるかということの調査をしておりません。ただ、使うようになっておりますので、私は使ってくれてると思います。

これだけではなくて特別支援計画、特別指導計画っていうのがあります。そしてどういう指導をやって、どういう結果だったかということは、必ず担任はメモしておかないと。例えばですけど、学期ごとの評価をするときに、通知表の評定では、特別支援学級の子たちはしておりませんので、特に中学の場合ですけど。こんな学習をして、こういうことが出来るようになりましたという、通知表にはそういう文書表記で出来るようになったことを書きます。そのための補助資料として、こういったものが必要になってきますので、そういった記録あたりも次の先生たちに、こういった支援は役に立ったよということで送っている。

いわゆる持続可能になっていう言い方しますが、接続をしながらやっているということとは私は確認をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

教育長のお答えは、各学校の教師の方の間のこと。それから、学校と学校の引継ぎに関してというふうな立場からお話をさせていただいたと思うんですけど、私は違うんです。

これを利用して、保護者とその担任の先生とか色々な方が、コーディネーターの方なんか、そのお子さんの特性を深くこれを通して、もっと深く話が出来るとはないかと。そうしたら、保護者の理解も進むのではないかとというふうに思っているんです。

先生方多分利用されてるし、よく活用されていると思います。だから、その視点で、もうちょっと物事を進めていただきたいし。それから私が親だったら、ちょっと書きにくいなっていうところもあるんですね。だから、取り組みやすいサポートノート。例えば粕屋町方式で考えるとか、親御さんと一緒になって。そうすると、親御さんはそういう支援を受けてるっていうことが非常にプラスになって、前向きな生活が営まれるというふうに私は思うので、せっかくあるものを有効に活用するために、新たに例えば、こうしてください、こうしてくださいではなくて、今の状況の中で、もっと進んだお互いの気持ちの交流。で、それが先ほど持続可能な部分にも繋がるし、障がいを持った方へのいわゆる理解も深まるし、お互いそれがいい結果に回っていくのではないかと思っているんで、その辺を今後ちょっと、よろし

くお願いしたいと思います。

それとですね、これが可能かどうか分からないんですけども、一つは学級支援員の充実ということで非常に予算もとっていただいているんですけども、実際人材がないとかということで、決算見ると余っているという実態があります。ところが実際、その支援員の方が、特定の子どもさんを中心にやっていると、ほかのお子さんへの影響もあるとかいう心配があったり、いろんな思いが現場であるんじゃないかと。

だから、もう少しこの支援員を充実させてほしいなというふうなのは思うんですけど、ただうちの町の今の予算の範囲内では十分していただいていると思いますが、逆にですね、その支援学級を増やすんじゃなくて、この支援員を充実させることで、例えば小人数学級を、いつかおっしゃってましたよね。人数をちょっと工夫して今の学校の中でやりくりをしていきたいと。そのためには、やっぱり学級支援、学校支援員をもう少し充実させた形で手配が出来ると、現場の先生方もとても喜ばれるし、いろんな意味で生きてくるんじゃないかなと思いますので、これは一つの提案として、申し上げます。

何かおっしゃりたい。教育長、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

時間のないところ申し訳ございませんが。

特別支援員については、よく、よその町から来られた先生方がおっしゃっていただく言葉に、粕屋町は手厚いですねと。特に、人の配置をしていただいたのは嬉しいですという現場の声は聞きます。

ただ、今本田議員がおっしゃってるように、やっぱり特別支援学級は一つの学校に14、16あるというのはですね、やっぱり異常な状態。この学級にそれぞれ1人ずつつきたい位はありますが、それだけではやっぱり一つの学校の職員を雇うぐらい数が必要になってきます。それで、もっと増やしたいというのも確かにありますし、上限が8人という、特別支援学級は8人っていうのがありますので、通級のほうもそれぞれ2学級位しかないからですね、もっとそこも増やしていきたいなど。

私が一番今思ってるのは、支援員も当然増やしていただいて、これ上限がない。しかし、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、例えば、うちの指導主事あたりをですね、そういった先生方を指導して、支えていく職員をもうちょっと増やしたいなというのは、正直あります。

総括的にそういった先生たちを支援していくような、それはちょっと今年要望

してみようかなと思ってますので。本田議員、ここまで関心を持っていただいておりますので、まず役場の中にそういう人たちを作るのは私賛成よと言っただければ、私は非常にありがたく思います。

ぜひ応援をお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

非常にそれは私、スクールカウンセラーとそれからソーシャルワーカー。

増やしていただいているということに非常に喜びを持っておりますし、今回非常に悲惨な事故が扇橋のところでありましたけれども、そのお子さんに対するその対応を、スクールカウンセラーの方とソーシャルワーカーの方が本当によくしていただいたと、現場の先生が喜んでおられました。やっぱりそれは、形では見えないんですね。でもそういう見えないところでの支えを、そういう方たちがしておられるというのに、本当に私はよかったなというふうに思っています。今後もぜひ、この人的配置をよろしくをお願いいたします。

次にいきます。いつもバスのことは最後になって時間が足りなくなるので、ちょっと困ったなと思いながら今日も最後になってしまいました。それで。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。今のところで(2)のとは。

◎11番（本田芳枝君）

(2)が今後の展開というところで。

◎議長（鞭馬直澄君）

よろしいですか。

◎11番（本田芳枝君）

はい、結構でございます。ちゃんと手元に置いていました。

福祉センターを拠点とする、ふれあいバスの長所短所についてと。ここあえて、メリットデメリットとは書いておりません。そこをちょっとどういうふうに含ませたらいいかなと思っていますが、まず読みます。

町が計画している全ての構想の実現に関連して、地域公共交通の拡充は欠かせないと思います。現在町のふれあいバスの拡充に関して、壁になっている課題についてお尋ねします。

長所に関しては委託費が安い、また福祉センターの倉庫、つまり車庫ですね、が活用できるということでしょうか。短所については、以下の課題があると思います。

町長の見解をお願いします。四つ上げております。

それぞれちょっと見解を言ってくださればありがたいです。お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私のほうからですね、包括的にお答えをいたします。

福祉センターを起点とするこのふれあいバスは、議員も御存じのとおり、土日運行始めました。

驚異的な利用者の伸びがあります。非常に私自身も嬉しく思いますが、今後、福祉センターのふれあいバスにつきましては、発展した形では考えております。

ただ、その運行協議会あたりのお考え、そして財政的な、要するにコストパフォーマンス的なものもございまして、担当所管、これもう昔から担当をしております副町長のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

最初の質問、（１）がですね、便が少ないということですね。ふれあいバス２台、４コース、４便で運行しております。現行の運行時間が８時半から１７時の間ですね。ここで運行するという事は、４便が可能な最大便数ですね。その便数が少ないという、これを増やすということになれば、台数を増やすとか、ことを考えていかなくちゃならないと思います。今のアンケートとかですね、土日祝日運行ですね。そういうことをプラスアルファということやっていって、便数は少ないですけど、出来るだけ住民の方の要望に応じていってという状況だと思います。

続けて２番目、いきますか。続けていいですか。２番のですね、目的地までの遠回りっっちゃうことですね。これは、全コース、１コースを約１時間かけて回るから、往復運行は当然無理ですよ。それで、コースの設定、どういうふうにするかということで、運行のダイヤとかバス停、地元の方の、利用者の意見を反映して、協議検討を積み重ねて、今のようになっている状況でございます。

３番の利用者が望む目的地への路線拡充。これは、やはり高齢者が、自家用車などの交通手段を持たない。地域社会参加を促進するという事で、福祉施設利用者の利便性の向上、目的としたものがふれあいバスですね。ですから、道路運送法に抵触しないように、これは西鉄バスとかですね、競合したらいけないということがありますので、無償で運行するという事であれば、今のふれあいバスで路線を増やすというのは、ちょっと出来ないかなというところですね。

４番目の事故への対応。これは、バスの運行を委託しております社会福祉協議会。

そこで運行責任者を設置して、事故対応マニュアル作成、そういうこともしまして、事故があった場合の状況確認を行ったり、介護福祉課に速やかに報告を行うとか、迅速な対応を今努めておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今まで、今、副町長がおっしゃってくださったことは皆よく分かっていて、それをどうするかというのが今の課題だろうと思います。それで今のお答えでは、課題のまま現在動いているという感じですね。

結局、ふれあいバスを福祉バスとしていくためには、現状でしか仕方がないというふうな思いをお持ちなんじゃないかと思います。それで、ただ先ほど町長がおっしゃったように、本当に多くの皆さんから360日位運行ですよ。結局、お正月だけお休みかな、それはとても喜んでお声をたくさん私だけじゃなくてほかの議員も、そのように言っていたので、一つ前進かなと思います。ただ、私はどうしても一つ懸念があるんです。

それは、今の福祉バスの拠点を、結局福祉センターにしています。それは、元々の発端は、福祉センターに人を呼び込むための発端なんですね。ところが、今既にそういう機能はなくて、粕屋町全体の人の移動ということで、今委託をされていると思うんですが、それを福祉協議会に委託していいのだろうか。私は、福祉協議会はもっと他にすることがあるんじゃないかと。私は、このことが例えば今年の3月、委託管理、経営を管理している、ちょっと言葉がさっと出てこないんですけど、その継続の案件が出た時に、町側が報告をしている中で、福祉バスの運行の内容がすごく多かったんですよ。

それで、私は福祉協議会がもっとほかに財産がいっぱいあると。粕屋町の福祉に関して、本当にあの方たちが一生懸命されてこられたし、そういう財産を、今のバスの運行を中心としたやり方で、かなり大事なものを消費しているんじゃないかという見方を持っております。町もですね、そこに委託することで、一応自分たち経費が安いというところなんか止まっているんじゃないかなというふう思うんです。私は、福祉協議会と町と両方考えたときに、今の状況は良くないと思ってます。

やはり、これは専門の業者にきちんとお願いして、例えお金がかかっても5万人のまちづくり、というところから考えると、これは一つの投資でその投資が必要なところだと。そして福祉協議会には、福祉に関する事を充実させる、そういう福祉協議会とのつき合い方、対応をして福祉協議会そのものを育てていくという粕屋町

のあり方を示してほしい。

福祉バスを巡回させることは、福祉協議会にとっては、本当に大変なことだろうと思います。例えば事故一つ、たまたま私が福祉センターに行ったときに、後からぶつけられたと。そういう話が電話で来ていました。本人、運転手の方がですね一生懸命されても、運行管理者がいたとしても、そういうことが多々あるわけです。そのような状況を、粕屋町が私には黙認しているとしか思えないんです。

もっともです、きちんとこのバスを運行させる、いうことを直視して、粕屋町のあり方を考えてほしい。例えば、確かに今の1,500万に対して、利用者数はある程度伸びてます。ほかの自治体に比べると、ほかの自治体、委託すると高いです。だけれども、将来性があります。しかも、やっぱり専門分野は専門家に任せる。福祉協議会の専門はあくまでも福祉です。出発がそうだったから、今までずっと続けていますが、これは福祉協議会にも私の意見を申し上げました。もっと福祉のことに力を入れてくださいと。ひょっとしたらこれは、重荷になっているのではないかなというふうな思いもお話ししました。それは向こうはどのように捉えてあるか、それは分かりません。ただ、今後の粕屋町の5万人のまちづくりを進めていくにあたって、もっと違う視点で、福祉協議会ともつき合う、それからコミュニティーバスの運行をする。

お金がかかるかも分かりませんが、それが町としての正論だと私は今思っているんで、今後もそれを続けたいと思っています。

ちょうど時間になりましたが、ちょっと最後に副町長おっしゃってましたので、どちらか、はい、はい、はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、本田議員の発言の中に、非常に私自身はですね、疑問を持つことがございます。

福祉バスを社会福祉協議会に押しつけて、社会福祉会の本来の業務に支障を来たしてる、これ絶対ありません。これはそういう感覚を持たれないでほしい。

福祉協議会は非常に一生懸命に、今後の粕屋町の福祉を考えてあります。また、バスを一方的に社会福祉協議会に押しつけて、我々は何も知らないっていう、そういう感想を持たれた傍聴の方もおられます。それは否定します。

例えば、ふれあいバスが町内を回っておりますが、バス停がないようなところ、バスのベンチがないようなところにつきましては、町の職員が一つ一つ現場を回りながら写真を撮って状況を把握しながら、ここにベンチが要るだろう。今年無理なら

来年要るだろうということ、前、今部長になっておりますけれども、山本課長時代に行っております。町としても、全面的にこのふれあいバスの向上、サービスの向上は、積極的にやっております。

確かに、今のふれあいバスの状況では、不備な点はあろうかと思いますが、今年も土日運行の開始を始めました。今後もですね、そのコースについての状況、ちょっと私今この場で披れきすることは出来ませんが、拡大を考えております。

そういったことで、全て社会福祉協議会のほうに、全部投げやっているとすることは、そういうお考えを改めていただきたいと思っております。

◎ 11番（本田芳枝君）

（許可のない発言あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

もう、時間過ぎてます。

◎ 11番（本田芳枝君）

終わります。これはどうしても私が自分の意見として言いたかったことなので、今後もよろしくお願いします。

以上でございます。

（11番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

暫時休憩とします。

再開を10時50分とします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

（3番 案浦兼敏君 登壇）

◎ 3番（案浦兼敏君）

議席番号3番、案浦兼敏です。

今回の一般質問では、1問目で粕屋町都市計画マスタープランの中間見直しについて、2問目では、九州大学農場跡地の利用について、町長の考えをお聞きいたします。それでは、一般質問通告書に従い質問いたします。

まず1問目の粕屋町都市計画マスタープランの中間見直しについての質問です。

平成22年、2010年10月に策定されました現在の粕屋町都市計画マスタープラン。すなわち、都市計画基本方針の策定を目的といたしまして、粕屋町の将来のあるべ

き姿を示し、その実現に向けた都市整備を進めていくための指針として策定するとされており。その役割としまして、1番町の将来像を明らかにし、まちづくりの基本的な考え方を分かりやすく示します。2、個別の都市計画の決定変更の指針となります、とあります。目標年次といたしまして、概ね20年後の平成42年、2030年を目標とし、中間年度に見直しを行うほか、社会、地域の情勢に大きな変化があった場合は、必要において見直しを行います、とは書いてあります。来年、令和2年度、2020年度が中間年度にあたりますので、今年の8月から都市計画マスタープランの見直し作業は、進められていることと思います。

目標人口2030年で4万8千人としておりましたけども、間もなく達成しそうな勢いで都市化が進んでおります。市制施行を視野に入れたまちづくりが必要と思われる。現在、計画策定に向けて作業を進めておられますが、町民はこのことについて大変関心を持っており、知りたいと考えております。来年3月にパブリックコメントを行われるというふうに聞いておりますけども、やはり、町民が少しでも早くそういう情報を知りたいと思っておりますので、この度質問いたします。質問に入ります前に、昨日の一般質問の中でちょっと気になった点がありますので、ちょっと確認したいと思っております。

一つは都市計画マスタープランと総合計画との関係でございますけども、都市計画マスタープランと総合計画の関係で、上位、下位の計画っていう答えがあったような気がしたけども、私の理解では粕屋町まちづくりについてのそういうハードの部分、都市整備のものについては都市計画マスタープランで。そして、施策等のソフトの部分が総合計画で策定されるというふうに私は考えております。

また、年次の捉え方につきましても、都市計画マスタープランにつきましても、20年間の計画で、そして10年後に見直して、また更にその20年後を見据えた計画を見直しを行うということ。一方、総合計画は10年の計画で、その中を10年を前期と後期に分けて5箇年ずつして、後期計画では残りの5年間の計画を策定するというふうに私は理解しておりますけども、このことでいいのか、まずちょっと確認したいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

上位と下位、どちらかと言われる質問がですね、ありましたのでお答えしますが、真意としては、総合計画マスタープランで、例えば数値的な目標を掲げるときに、都市計画マスタープランとの相違があっちゃいけないということがございます。反対に都市計画マスタープラン、これは長期の20年間にわたる計画ですので、10年ご

とに行うマスタープラン・総合計画と数字上の差異があってはいけないということで、それぞれ補完するものとしてはですね、若干違いがありますが、都市計画と総合的な粕屋町全体のマスタープラン。そういったそれぞれのすみ分けがございますが、相違があっちゃいけないということでございます。

ですから、今おっしゃるように都市計画に特化したようなハード的なものをですね、主に都市計画のほうでは分野として扱ってるという感覚でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

分かりました。後で総合計画について質問される議員さんもいらっしゃいますので、ちょっと昨日聞いた段階でちょっと疑問に感じましたので、ちょっと確認の意味で質問させていただきました。

そこで、本題に戻りますけども、これまでの10年間における計画の進捗状況について、計画どおり進んだものは何か。また、進まなかったものとその理由を何か、これについてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、計画どおりに進んだものということでございますが、平成22年度に都市計画マスタープランが策定された後、将来都市像として活力ある町、そして質の高い暮らしの町、緑の町、コンパクトシティとして取り組まれたまちづくりといたしましては、人口増加を受けとめる質の高い住宅整備として、サンレイクかすや西側に位置します、おひさまのまち花ヶ浦や、阿恵大池公園西側の原町5丁目の住宅地などのほか、賑わい暮らしの拠点として、昨日もお話ししましたが、JR酒殿駅の南側で事業が進められております、土地区画整理事業がございます。また、広域的な役割に応えるための物流拠点の充実として、福岡都市高速粕屋ランプ北側の戸原北西地区の物流施設がございます。

また一方、都市基盤の整備といたしましては、県道607号扇橋交差点から二又瀬までの都市計画道路の完成、これ4車線化ですね。そして、現在事業中の扇橋交差点から広田交差点までの福岡東環状線並びに国道201号大隈跨道橋から須恵町境までの筑紫野古賀線バイパス、それらの建設事業がございます。

緑の拠点づくり、これグリーントライアングルの保全整備という観点でございますが、阿恵大池公園等の整備を行っておるところでございます。このような内容が、平成22年以降取り組まれてきましたまちづくりでございます。

一方、これまでの10年間に進まなかったもの、そしてその理由とはいうことでございますが、都市計画マスタープランは、まちづくりの将来ビジョンを確立し、市町村が定める都市計画、まちづくりの指針となるものでございます。

まちづくりを進めるにあたりまして、関係行政機関との協議、調整連携も必ず必要でございますので、事業を行う際には多くの費用も発生するところでございます。また、行政のみでまちづくりを進められるものではなく、住民の方々や事業者、そして行政が協働でまちづくりを行う必要がございます。そのために、都市計画マスタープランで目指すまちづくりの将来像につきましては、すぐできるものじゃない。

10年間というスパンではできなかったということで、今後の長い期間も必要となって参るだろうと思っております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、今回の計画見直しに伴いましてから、町民へのアンケート調査を実施されたと聞いてます。

町民のまちづくりに関する意識や要望、どのように捉えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

22年の都市計画マスタープランで、多くの住民が粕屋町を「身近な生活基盤が整った、豊かな緑がある住宅都市」というイメージを持たれております。

望ましいまちの姿として、「生活密着型の小さな商店やサービス医療施設が充実したまち」、これらを望む方々が上位でございました。今回の都市計画マスタープランの見直しにあたりまして、アンケート結果で望ましいまちの姿としては、道路が整備され、駅やバスが利用しやすい「交通利便性が高いまち」、が上位でございました。

また、ご質問のまちづくりの課題や必要な都市基盤・公共施設の整備として、重要度が高いと考えているのが、交通に関する施策として「歩行者・自転車が安心して通行できる道路の整備」であり、安全・安心に関する施策では、「防犯のまちづくり」や「地震や水害などの災害に強いまちづくり」が重要と考えられておるようでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

また、確かアンケート調査をですね、昨年実施されてからその結果が出てますけど、こういうのがやっぱりこう、ホームページとか何かで、公表されないんでしょうか。というのは、やはりこのアンケートに協力した方についてはですね、そういう結果がどうなったかというのもですね、非常に気にしてある方もあるんですけども。

そういうアンケート調査結果は、公表の予定はないんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

現在まだアンケートの結果公表は行っておりません。

策定委員会の中でご報告させてもらいまして、議論等いただいておりますのでございます。

今後、公表については進めたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、今回の計画見直しで、前回比べて、修正とか変更を追加しようとする事項は、主なものはどんなものがあるか、まずお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

初めに、九州大学の原町農場への新駅構想についてでございますが、現都市計画マスタープランの策定後、新駅設置の調査検討並びにJRとの協議を行っております。今現在も行っております。

新駅設置には、軌道構造上ですね、鉄道の軌道、その構造上大きな問題がございます。それは、駅を設置する場合には、直線状の軌道が好ましいのですが、原町農場前では軌道が御存じのように大きくカーブをしております。ここに駅を設置した場合には、通常よりもホーム、プラットホームと列車との間に大きく隙間ができます。そこに大きな安全面の問題が生じます。また、福岡東環状線の整備に伴い軌道が現在より上がりますので、軌道の勾配が今以上に大きくなり、直線部、これはちょうど粕屋西小学校横でございますが、そこであっても駅構造上、駅設置の構造上好ましくないとのことでございました。

当時、JRとも協議を行いました。これらの構造上の問題点などで新駅設置の実現性は非常に難しく、都市計画マスタープランでの位置づけは難しく今日に至っております。これは今回の見直しで修正する必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以降もいいですね。続きまして、地域拠点、南部にあります大規模集客施設の周辺の役割についてでございますが、いいですか、そこはいいですか。はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次のところまで言っていただいて、私はそこまでついていけませんのでちょっと。次に聞こうと思った新駅構想について、今回のですね計画の中では断念するというような説明がありました。それが軌道の構造上とかそういう分での理由ですけど、例えばそれをもう少し西側にして、例えば粕屋西小のほうに移動するとかそういう方法は。でよって、確かに農場のところは確かにカーブしてますけども、西小とか幼稚園のところじゃ直進になってますのでそういうことではできないんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、後段のほうでちょっと述べましたけども、上げる必要があるんですね。従って、その勾配上の問題で西小学校のほうにも、駅の設置は好ましくないというJRとの協議がございました。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それじゃ理由としましては、一つは大きくカーブしてるから、カーブが大き過ぎるということと、それと都市計画道路をつくる、嵩上げるんでその勾配上通れないということ。

そこに新駅はできないということで、今回の見直しで、その新駅構想を断念するっていうことで理解してよろしいんでしょうかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まだですね、この都市計画マスタープランの審議会の中ではですね、そういった協議をしておりませんので、好ましくないという段階に今は留めております。

修正する必要があるだろうというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かにですね、私の思案していたようにね、西側に持って行ってね、西小か幼稚園のほうへもっていけば、そうできれば、その部分を例えば西小、農場跡地にですね、真ん中に西小と例えば小中の一貫校ぐらいの。特に西区のほう、西の方面では人口が増えてますので、そういうふうな大胆な計画はできんもんだらうかって、私なりに勝手に思っておったわけでございますけども。それについては、技術だけ面はありましようけども、できるだけこうですね、皆さんの将来の夢を持てるまちになるような形の検討をお願いしたいと思っております。

それと今回、新たに地域拠点として南部大規模集客施設周辺が上がってますけども、町としては、この新たな地域拠点にどのような役割を期待してあるんでしょうか。できましたら具体的にお答え願います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

地域拠点ということで、今回の見直しの中で、南部大規模集客施設周辺の役割ということで位置づけを行う予定にしております。町の都市整備の方向性の一つといたしまして、「JR駅などの交通拠点を中心に、にぎわいと都市機能の充実を図り、集約型のまちづくりをめざします」としてしております。バス交通のですね、要となっております、町南部の大規模集客施設周辺につきましてもですね、身近な地域拠点と位置づける予定をしております。

具体的には、町内だけでなく町外や福岡空港、こういったところとも、バス交通の要となって現在機能しております。待合施設の拡充を図るとともに、町内巡回バス、こちらのほうの乗入れ等も、現在協議を進めておるところでございます。

住民のバス交通網といたしまして、利便性の向上を目指す位置づけ、こういったことが行いますので、都市計画マスタープランへ盛り込みたいとこのように考えておる状況であります。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

大規模集客施設周辺では、要するにそういう公共交通の結節点としての活用とい

うことで、確かに、さっき町長の答弁がありましたように、来年はふれあいバスを、こういうここまで乗り入れるっていうことを計画したいということをおっしゃってましたし、確かにルクルから、空港とか博多駅方面のバスが、発着してますし、現在の607号主体のだけでなく、もう少し南のほうにおいてもそういうルートを確保したほうが、今後、交通渋滞とかなんかについても、少しは緩和されるんじゃないかというふうに考えております。

そういうことで、それにあたって、今後例えばイオンとか西鉄との協議が今後されるんですか。少し今してあるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

イオンモール福岡っていうのが実際の名称なんですが、そちらのほうとはですね、ただ今協議を行っております、私の推測としては、これは協議の中でも話があるんですが、今年中には結論が出ると。決着がつくだろうと思います。

私は乗入れできるものと確信をしています。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

イオンはそうですけど、あと西鉄の問題がありますよね。西鉄のほうがいオンのほうに乗入れてますので。

そこら辺についてはどうでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その問題も含めて決着するということです。

イオンモールと粕屋町だけの問題ではなくて、西鉄バスとの要するに三者の話し合いの協議が今あっておまして、それを今年中には解決する見込みだろうと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ぜひともね、そういう方向で協議がまとまるように期待してるところでございます。

次にまた町長は、常に駕与丁公園の活用を図りたいと言われておりますけども、

これについては、この都市計画マスタープランにどのように反映されるのかお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

駕与丁公園についてであります。町の中心拠点に隣接する駕与丁公園。こちらにつきましては、町民の貴重な憩いやレクリエーションの場であるとともに、緑豊かな景観を形成しており、住民の多くが町内で最も守るべき景観というふうなアンケート調査等の結果も出ております。

粕屋町の顔となるべき駕与丁公園、こちらにつきましては、次世代に引き継ぎ、景観として演出し育てていく必要があります。そのため、都市計画マスタープランでは、町のシンボルとなる公園を充実させ、駕与丁公園の更なる魅力向上を行うため、バラ園の充実や公園利用者の利便の向上に資する公園施設、これは、飲食とか売店とかいうことを現在検討しておりますが、の設置のですね、検討などを盛り込みたいとこのように考えておる状況であります。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

駕与丁公園につきましては、確か今年度予算に駕与丁公園の活用調査の予算100万円は計上されておりますね。これは関連してですね、私は先日福岡市の公園の担当の部長のところに行っているいろいろ話したところ、やっぱりサウンディング市場調査ですか、いろんな都市やってますけども、そのやり方とかいろいろ聞いたんですけども。やっぱりあの福岡市でもですね、漠然と都市公園全体で何か提案ありませんかっていうことでしたら、応募は1件もありませんでしたということ。やはりこう、だから事前に個別にいろんなところ業者聞いてから、その中で町のほうこういう施設を欲しいとかそういう等を提示してですね、提案を求めれば、そのような提案が上がってくるけども、ただ漠然と一般的に何かありませんかといったら、そういう応募はなかったということで、そこら辺について、もう少しそういうことで今後検討していただきたいと思っております。

私としてもですね、いつも一般質問等で駕与丁公園のことを取り上げておりますけども、やはり、粕屋町の顔でございますから、やっぱり、こう利用される方が本当に半日でも一日でも過ごすよう、過ごしたいというようなそういう空間はですね、整備してほしいというふうに思っております。それで今回の計画、都市計画マスタープランの計画見直しでは、20年先ですね。当初私は10年先かと思ってましたけど

も、やはり10年ごとにローリングしていくから、常に20年先を見据えての計画をつくるんだというふうに聞きましたので、20年先の粕屋町の将来都市像を描き、その実現に向けた都市整備の指針を策定すると聞いておりますけども。そのためには、当然市制ですか。前回質問したときに、粕屋町の人口は多分6年後の国勢調査では、5万人を突破してるだろうということと、その後2年ぐらゐすれば、市制施行ですか、の可能性があるとこのような聞いてます。

当然今回の計画は、5万人突破、そして市制施行。それを踏まえた上、視野に入れたまちづくりというふうに考えますので、そういうことで、町長は20年先の粕屋町をどのような町にしたいと考えておられるのか。また、その都市整備の方向性についてお伺いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員がご指摘のとおりですね、粕屋町は全国的には人口減少が叫ばれている中で、いろんな公的機関からも認定されるように、将来にわたってまだ、まだまだ人口が増えるだろうというふうに見込まれております。その中で、住民の方々がどういったニーズを持ってあるか、粕屋町の将来像を考えると、やはり都市整備の方向性、これは福岡市に隣接するこの都市圏の粕屋町にあっては、非常に重要なファクターだろうと思います。

一つ目が、中心拠点と5つの地域拠点を核として、JR駅などの交通拠点を中心に、にぎわいと都市機能の充実を図り、集約型のまちづくりをめざす。それが一つ目でございます。二つ目はですね、人口増加や産業需要に適切に対応できうる土地利用、これを誘導する必要があると思います。三つ目が、交通の要衝としての役割を果たしながら、環境に優しい交通体系を構築する必要があると思います。四つ目が、多世代が安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを目指す必要があると思います。五つ目でございますが、粕屋町の貴重な資源でございます水と緑、これを守り、町のシンボルとなるような景観を育むことも必要でございます。六つ目が、住民と事業者そして行政の協働でまちづくりを行う必要がある。この都市整備の六つの方向性を示しており、令和2年度の見直しに向けて策定委員会を開催し、その作業を進めておるところでございます。

今、後段のほうで市制施行のことも見据えながらというように、これはエールを送っていただいたと思いますけども、市制施行には、様々な条件、問題がございます。この一つ一つを解決しながら、やっていく必要がございますが、先ほどの本田議員のご質問にも答えましたが、市制施行を見据えるためには、必ず財政基盤の確

立、これが必要でございますので、自主財源、自己財源の増大、これも図っていき
たいと思っておるところでございます。

また、市制施行は、我々行政、そして議員の方々だけではなくて、粕屋町住民の
方々全ての方々がその市制施行を待ち望むような、そういったシビックプライドと
いいますか、故郷を思いやりながら、またこのまちの将来を考える。本当に夢見る
ようなですね、市制施行のそういった環境の充実が図れる、そういった空気を醸成
する必要があるかと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

町長から今回の見直しで、六つの都市整備の方向性についてご答弁いただきました。
やはり、今回は特に前半、前回と大幅には変わってませんけども、第1番目の
部分がですね、前回から少し変わったJR駅などの交通拠点を中心に、にぎわいと
都市機能の充実を図り、今、集約型、前はコンパクトシティとか言っていましたけ
ども、そういう集約型のまちづくりをめざすということで、そういう方向で、今後
頑張っていたきたいと思っております。

時間の関係がありますので、次に2問目の九州大学農場跡地の利用についての質
問です。

町民の方から、九州大学農場跡地の利用についてどうなっていますかとよく聞か
れます。住民、町民の方は議員だから当然知ってるだろうってということですが。ま
た、交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会、特別委員会あるという知って
る方は、この特別委員会でどんなことが検討されていますかとかも聞かれますけど
も。私は特別委員会に所属していないので、なかなかこれらのことに十分自分が答
えることはできないので、また、町民の方々ですね、やはりそれだけまちづくり
の興味と参画意欲を促すためには、やはり、町ももっとこまめに情報提供すべきと
思い、質問いたします。

九州大学は、平成3年10月に伊都キャンパスへの統合移転を決め、箱崎・六本松
地区及び農場もある原町地区の売却費をその整備費に充てることとしております。
箱崎地区につきましては、平成17年の工学系の移転から、27年の理学系移転、そし
て昨年平成30年の文系・農学系の移転によって、キャンパスは、全て移転が完了し
たわけでございます。それと農場につきましては、先日、今年の10月に伊都キャン
パスに農場が新しくできて、それがオープンするという記事がございましたけども。

そこで質問ですけども、原町農場の全面移転完了はいつ頃になるのかお尋ねいた
します。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

九州大学によりますと、令和2年度中に原町農場から伊都キャンパスへ農場移転を完了される予定にされておるようでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

農場跡地周辺の方々は、農場移転後の新しいまちづくりに大変期待されております。そこで、跡地の利用計画についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

跡地の利用、これはですね、その跡地の利用計画は、今いろいろその勉強会、研究会などで進めておりますけども、まずその前に建物の解体、これは移転後の建物の解体が必要でございます。

まだ九大の農場の奥のほうには、いろいろな管理棟、研究棟がございまして、その解体が2年程度はかかるだろうと。そして文化財の発掘、これも並行しながらする必要がございます。そしてその後売却ということで、まだまだ売却までは数年間かかるだろうと思います。

この跡地利用計画につきましては、詳細を担当所管のほうからご説明いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

ただ今、町長のほうからの答弁もありましたように、九大の全体計画がもともとありまして、農学部が最後という移転の計画になっておりましたので、そういった点で、農場の移転も令和2年度が完了というようなこととなっております。

跡地の利用計画についてですが、現在、九州大学と町と定期的に勉強会、こちらのほうを開催して、跡地事業について協議を行っておる状況であります。原町農場は、約22.8ヘクタールの広大な敷地で、粕屋町都市計画マスタープランの中でも跡地となる農場を、公共公益施設、商業、住宅、公園緑地など複合的な要素を併せ持つ新たなまちの顔となる拠点と、こういう位置づけを行っておるところであります。このマスタープランの位置づけに即しまして、原町農場跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地利用を進めるために、その基本的な枠組みを示すことが必要なことか

ら、跡地利用計画、こちらにつきましては、土地の所有者であります九大農場と勉強会を重ねることによりまして、農場自体の諸条件、跡地利用計画案の作成は、その最終的な案の作成までには至っていないという状況であります。今後もこの勉強会を継続することで、利用の方向性を出していきたいというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今、定期的に九大と勉強会をやっているということですが、平成30年に移転●●箱崎地区の跡地利用についてはですね、福岡市と九州大学連携してから、これについては、平成25年に地元住民とか学識経験者とか、経済界を交えて跡地利用協議会を設置しましてから、平成27年3月に跡地利用計画。そして、平成30年7月にランドデザインを策定してる。これから比べると、もうかなり遅い感じがしますね。

それで、九大のほうと勉強会やったとおっしゃいますけども、具体的に、例えば年に何回ぐらいどういうことをやったのか、もう少し具体的にお聞かせ願います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

九大との協議については、不定期で行っております。

昨年、30年度につきましては、7月それから10月、今年になりまして1月、それから5月に行っております。それ以外にも担当者レベルで、協議ということは重ねさせていただいております。先ほど町長の答弁の中にもございましたように、令和2年度で九大の農場の機能が基本的には移転しまして、その後に施設の撤去、建物等の撤去が始まります。その後、遺跡の調査等が行われます。そういった不確定、土地自体の不確定要素、こういったものがまだ残っておりますので、なかなか具体的な計画の話が進んでいないというのが現状であります。

ただそういった中でも、今後の跡地利用について、九大のほうとは協議を現在重ねておるといのが状況ではあります。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに、令和2年度までにもう完全に移転して、それから2年かけて建物を全部撤去する。それから、遺跡は調査するということですが、ちょっと順番は変わりますが、以前にも遺跡調査、建物の建ってる部分以外は、遺跡調査やってあ

りますけども、今度建物を撤去した後の遺跡調査で、更にどのような重要な遺跡なり出土品の発見が想定されるのか、それについてお尋ねします。社会教育課長さんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

遺跡の状況についてお答えをいたします。

今議員さんがご指摘になられてるのは、事務所棟と家畜舎がある部分になろうかと思いますが、今現在は建築物の間を縫うように調査を進めてまいりました。それが27箇所ございまして、その中に3箇所だけ、建物跡が発見されております。調査指導委員会の中でも、これらの建物も一応は注視するように意見を上げられておりますけれども、もともと、この事務所棟が建っておる場所が小高い丘陵を削平して、現在立てられているという状況がございます。

そういう状況もございますので、現在の建物の基礎部分を外した時に、遺跡が残っておるかどうかというのも不透明な部分がございます、もしその依存状況がよければ、追加指定もまた考慮しなければならない、判断せざるを得ない状況も発生してくる場合もございます。

ただ、今のところはちょっと不透明な部分が多いという状況です。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

建物部分とはね、確かに小高い丘を削ってから建物をしてますんで、多分その下はあんまりないだろうっていうことが何か想像されますけど。

現在、史跡、遺跡指定されてるのは4.1ヘクタールぐらいがありますよね。今回その遺跡調査する範囲は何ヘクタールぐらいされるんですか。

建物解体後の遺跡調査を行う範囲、範囲っていうか面積はどの程度なんでしょう。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

全体のですね、約今23ヘクタールぐらいありますけども、全体の6分の1ぐらいが該当するんじゃないのかなというふうに思いますが。建物の影響に応じて進めて参りますので、23ヘクタールのうちの約4万㎡が該当しますけども、建物とか削平状況に応じてちょっと面積が狭くなっていくという状況だと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それじゃ、現在指定されたのは4ヘクタールありますよね、4万で。更にあと同じ程度の面積を遺跡調査を行う必要があるっていうふうに理解していいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

その4万㎡を対象として確認調査を実施いたします。全面掘るわけじゃございません。その中で先ほどもお答えしましたけども、現に今ちょっと合間を縫って、27箇所指定の中で3箇所しか見つかっておりませんので、大半は削平の影響を受けてるんじゃないかというふうに今のところは推測しておりますけれども、少なくともその中でもどうでしょうか。

半分ぐらいは、遺跡が残されている可能性が今のとちよつとあるんじゃないかというふうに危惧いたしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

遺跡調査するとすれば結構日時を要しますし、これは全部粕屋町の教育委員会のほうで史跡調査されるんでしょうか。そしたら、年間どれだけが調査できるのか。そしたらその調査にどれだけの日時を要するのか、そこら辺を合わせてちょっとお聞きいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

一概には言えませんが、確認調査の時点までは、今現在は市町村が負担して確認調査を実施するというようになっております。期間につきましても、先ほどから申しておりますように、削平の状況に応じて、やっぱり面積を縮小したり、拡大したりする部分がございますので、なるべく早い期間で終えようとは思っておりますけども、少なくとも一年はかかるだろうというふうに推測はしております。

ただこれはあくまで建物の解体と併せた形でやってまいりますので、そこら辺の期間が、ちょっとどのようになるかは未定な部分もございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それでは先ほどの話を合わせますと、令和2年度中に移転してから建物解体に2箇年かかって、そして遺跡調査も最低一年はかかるっていうことですね。それを結果が分かるまでは跡地利用計画はできないっていうことでしょうか。もう少し、地元住民の方もですね、周辺含めた新しいまちづくりを期待してありますけども。

その遺跡調査の結果が分からんと跡地利用計画ができないんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

現在の九大農場につきましては九大と先ほど言いましたように、勉強会等で意見交換等を繰り返して行っておりますが、そういった中でも九大のほうといたしましても、活用するためには、民間の活力、資源、そういったものを活用して売却を検討しているというのが現状でございます。そういった中で、ある程度の土地の利用が可能な方向性が見えてこない、なかなか提案に合わせた内容に合わせた提案を受けられないという現状があります。そういった中でも、どういった方法かで進められないかということも含めて、協議は行っておりますので。全く史跡の結果が出ないと進められないって判断でもないかとは思っております。

ただできるだけ、九大のほうも売却を早期に考えておりますので、そこを今、協議しながら進めているというのが現状であります。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに九大のほうは、早う売りたいってことを聞いてますので、協議の中で粕屋町が買うてくれという話はないとですか。どうぞ。

九大から何か具体的な提案とかないんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

九大も、もともと国立の大学ですので、公的な機関に売却するというの一番望ましいという考えは持ってあります。

ただ町といたしまして、その対応は致しかねるということで、そういうふうな考えです、はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

九大からそう言われたけど、町もやっぱ財政的な問題があるから、そういうね、応じかねるということと理解しましたけど。参考に、箱崎キャンパスの跡地の関係が、ちょっと参考も。

あそこは全部で50ヘクタールありまして、ちょうど九大農場跡地の倍ぐらいあります。それと北側エリアを市施行の区画整備、その中でなぜかという、要するに、中学校とか公園も移転して整備するということで、そういうこともあって、市施工の区画整備するように決めてますし、南側の30ヘクタールについては、民間事業者による開発行為で、要するに民間でやったほうが迅速な都市基盤整備が図れるということで、南エリアは30ヘクタールは、民間事業者による開発を行うごととしております。

そうですね、ただなかなかですね、それと九大との協議の中で、例えば粕屋町のほうから、要するに箱崎は地元の住民の代表者も交えたそういう跡地利用の協議会ですか。そういう住民の意見も踏まえてですね、そういう計画なりをつくらうという、そういうことは粕屋町からのほうからは特に提案はされなかったんでしょうか。だから、やはりこう、はい、都市計画マスタープランに見直し案になりますけども、新しい粕屋町の新しい顔としての、活用整備を図るとしてはありますが、その新しい顔がなかなかちょっと見えてこないところがありますので。

そこら辺について、やはりもう少し地元住民とか、そういう学識識見者を入れた形でどういうふうに活用しようかというふうなそういう協議会を設置する話はないのかっていうことでお伺いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当部署のほうがですね、様々な問題、この九大の開発についての様々な問題は申し上げました。

それに加えて、県施工の都市計画道路の関係もございます。今、そういう時期ですので、地元を交えた協議会をする事業はちょっとまだ尚早だろうと思うんですね。

いずれこれは地元の方々のご意見も賜る必要がございますので、箱崎と同じような形で、協議会を設置はしたいとは思いますが、以後の問題だろうと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

分かりました。そういう協議会も考えているということで時期を考えてからですね、そういう形でやりたいということで。今、都市計画道路の話が出ましたので、

これに関連しまして。

都市計画道路の井尻粕屋線は、粕屋西小の近くを通る予定になってまして、地元の方も、これはいつ頃できるのかなっていうあれが。やはり交通渋滞してますので、できるだけ早くですね、粕屋町は結構南北のラインが結構渋滞は激しいので、これが開通しますと、201号線から接続できますと、大分渋滞が解消されると思いますけども。

これについての整備のスケジュールについてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

議員が質問されておる都市計画道路につきましては、井尻粕屋線、それと一部、広田の交差点から先につきまして、粕屋久山線ということで、2箇所都市計画道路という整備内容となっております。

この井尻粕屋線、一般的に福岡東環状線と呼んでおりますが、これまで地権者の方々のご協力をいただきながら、用地買収、用地の取得を行ってきております。国道の201号線、こちら広田の交差点があるところですが、順次整備のほう工事自体も進めてきておる状況であります。原町農場周辺の整備に伴いましては、JRの軌道を移動する必要性が発生します。これは高さを上げる必要があるということで、線路の高さが上がります。こういったこともありまして、農場周辺においても、整備に期間を要しておるという現状であります。

全体の完成時期につきましては、概ね10年程度、今後必要ではないかというふうと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

全体の完成は10年かかるということで、それでは先に農場、扇橋からそっこのほうから農場跡地か、通って工程的にはそういう順番になってくるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

当初から、県のほうの計画では、広田の交差点側から整備を進めるというふうなことで、用地買収等も広田の交差点側から入ってきております。

計画図あたりをちょっと詳細にご説明できれば分かりやすいかもしれませんが、広田の交差点から西小学校の入口付近まではですね、現道の拡幅、今ある道を広げ

るというような工事内容になります。西小学校の入口から扇橋につきましては、基本的には、新たに道をつくるというような工事になっております。

そういった兼ね合いもありまして、もう1点先ほど説明しましたJRとの工事に時間が必要だということもありましたので、当初の計画から、広田の交差点側から整備を進めるということで県のほうは進められております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

都市計画道路については、西小学校の近くを通りますので、保護者の方から、やっぱりこう通学児童の安全確保への不安がありますし、また遺跡の上を通りますから、この遺跡の保存しても配慮が必要になりますけども。

これに対して、どういうふうな配慮がなされているのかお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

基本的には地元阿恵区等につきましては、この都市計画道路を含めまして、事業の説明等を行ってきております。

東側の完了、先になります、供用開始しますと、これまで阿恵区内とか先ほどから言われております西小学校前、この道路を車が通過している分については、今現在の町、村中を通ったりしてる車は減少するというふうに考えております。ただ児童の通学に際しましても、そういった点から、広い都市計画道路の歩道を通学するようになってきますので、安全な通学が望めるのではないかとこのふうには考えております。

あと東環状線、すみません。阿恵遺跡、こちらへの配慮ということですが、遺跡にかかる道路、こちらにつきましては、荷重を軽減、遺跡への影響を考えまして、荷重を軽減するために、軽量の床板材。こういった材料等の検討も行いまして、盛り土で道路を整備するという予定をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それとあと、九大農場跡地の移転に関してから、令和2年度に移転完了して、その後の管理について心配する声もあります。

現在でもですね、こう農場として使われてない部分について結構草が生えてるということで、その移転した後の、そういう草刈りとかそういう管理はどうなるのだ

ろうかということと、それが防犯上ですか、草が生い茂るとそういう治安上不安があるということになりますけども、それは、当然土地の所有者である九州大学のほうは、きちんとそこ辺の管理をするっていうことで私は理解してますけども。

町からもそういうことで、九州大学のほうに申し出させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほどから話出ております、所有者はあくまで九州大学になりますので、跡地の管理につきましては所有者である九大のほうで管理するべきものというふうに考えておりますので、町のほうからも協議の機会がありましたら、そういったことでお話をさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

最後ですけども、いろいろと申しましたけども、九大の農場跡地っていうのは、先ほど町長が言われましたように、全部で23ヘクタールありますし、粕屋町の都市整備を考える上で、非常に貴重な空間であると思います。そこにどういう絵を描くのかどうか。

それで一つ疑問に思うのは、こういう跡地の利用計画というのは、基本的にその中で粕屋町が果たす役割はどういうものかっていうことを、まずお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

部長のほうがですね、ご説明しましたが、今回の開発にあたっては、粕屋町が主体的に跡地利用を誘導する必要があると。主導する必要があると。ですから、その旗振り役として粕屋町が存在すると思います。

そしてまた、それが、粕屋町の顔づくり、福岡市に隣接して一番の粕屋町の玄関口でありますこの九大農場跡地に占める、その粕屋町に占める役割が重要であろうと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そうですね。粕屋町の役割はそういう旗振り役というか、やはり九大の土地であってもですね、あるのは粕屋町にあるんで。やはりそれにつきまして、やっぱり町民の方もある程度利用したいというふうに考えてますし、そういうことで確かに九大との交渉の中でなかなか難しい問題があるかと思えますけども、やはり住民の方は、やっぱりそういう情報がないから、ちょっと途中途中でね、そういう情報があったり、どこら辺までいってるのかね、どういう考え方でね、どういうそういう情報が得られればね、少しは安心されると思いますが、そういう情報が全くないですね。自分の代で果たしてできるんだろうかと思われる方もあります。

そういうことで粕屋町のほうからもですね、もっともっと積極的に九大のほうに働きかけて、なかなかこっちから働きかけんと、なかなか九大のほうも動かんと思いますので、そういうことで阿恵遺跡もありますので、これを活用した粕屋町の新たな顔となるまちづくりのために、町長のほうについても九大に働きかけ、跡地利用計画の早期策定について町長の考えをお伺いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々議論の中で申し上げましたが、検討課題、非常に山積しております。

従いまして、それらのことを一つずつ検討し解決しながら、この跡地利用の計画検討を積極的に進めてまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（3番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは暫時休憩といたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号10番、久我純治議員。

(10番 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議席番号10番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

まず、その前に私は釣りが好きで、山登りもよくやっています。そのために色んな工夫をやっております。それが魚釣りであって、山登りです。まず第1問目、第5次粕屋町総合計画についてと、2番目、マイナンバーについて質問をします。

1問目、これは総合計画と言いましたけど、都市計画基本計画の間違いだと思うんですけど、ちょっと私もよく分からんやったんですけど。見直しの時期が令和2年に控えて、平成8年から平成17年までの10年間は第3次計画、平成18年から27年までの10年間は第4次計画でした。現在は、平成28年度より第5次計画が始まっています。令和2年に中間見直しの年になります。

まず1番目、第5次総合計画で自慢できること、またしたくてもできなかったこと。これは、第4次計画も含めてもいいですから教えてください。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

まず、久我議員が冒頭におっしゃられたことは、自然を考えたということで、そういう観点からでよろしいですかね。そういうことですね、はい、ありがとうございます。

そしてまた、総合計画。これはまず今言われたように、3次計画、4次計画で、ただ今第5次計画が28年度より始まっていると。それはそのとおりでございます。都市計画マスタープランのことではございません。総合計画のことでございます。私が、まずしたくてもできなかったことっていうのは、28年度からですので、昨年なったばかりですので、これはまた今から先、今度見直した後、したい事があるというふうに思います。

これはできなかったことではなくて、今からしたいことということで、また後ほど、ご説明したいと思いますが、自慢できることについては言及できます。っていうのは、平成28年度から第5次が始まったわけですが、26年、27年でですねワールドカフェ、あるいはそのシンポジウムをやって、これ粕屋町初めてのことでございました。それぞれ住民の方々、各階層の方、男女を問わず、各年代層、各階層の方々が集われて、それぞれの思いを粕屋町の将来像について、熱く、深く語られた記憶がございます。私もその場において、本当、してよかったなと思いました。

そういったことが、この5次計画の自慢できることというふうになるかと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

ちょっとさっき言いましたけど、4次計画のほうはどんなふうですか。
第4次計画のほうで、終わっとろおけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町長になりましてまだ1年ですので、前の事は前の方々ができなかったことって
いうことになりますので、私は、それは差し控えたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員、挙手願います。久我議員。

◎10番（久我純治君）

色々私もずっと見てきて初めて、今年この質問するために、前の総合計画書から
ずっと読んでみたんですよね。とにかくいい言葉がものすごく並んどるんですよ、
塀のように。

だから、私もこんな質問するんじゃないんですが、現実とのちょっと差が出てる
からですね、こんな質問になるんですが、2番目の後期計画の中で、第2章、基本
目標「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」の中の、「自然と調和
した便利で快適なまちづくり」とありますが、自然は、私が知ってる限りはどんど
んなくなってると思いますが、これについてちょっと説明してください。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

最初に冒頭に述べられた部分が、これだろうと思います。

それぞれ町民の意識調査もしておりますので、そのデータをお示ししながら担当
所管のほうからご説明いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

久我議員のご質問にお答えします。

粕屋町におきましては、現在総合計画と一緒に、都市計画マスタープランに沿っ
て、まちづくりを行ってっております。これに沿った形で、景観や環境保全、あ
るいは地域農業に及ぼします影響に十分配慮いたしまして、計画的なまちづくりを

進めているところでございます。住宅の供給、あるいは企業の開発事業の増加によりまして、市街化区域内の農地やあるいは土地区画整理などで、これまでであった畑や田んぼが宅地に変わり、緑が少なくなっていると感じられる方も、おられると思います。こういう形からですね、久我議員はおっしゃっているのかなというふうな一場面はあるかと思えます。

これに対して、私どもの毎年実施しております町民意識調査というのはございます。無作為に18歳以上の方を約3千人を対象にいたしまして、毎年やっております。この結果によりまして、基本目標第2の中で、実感指標というのがございます。

「自然と調和したまちづくりが行われていると思う町民の割合」というところがございまして、この分で少し数字を申し上げますと、27年度、現状の数値46.3%に対しまして、年々増加しております、30年度は、50.8%というふうな数字を表しております、年々増加していております。

こういうことで、地域によっては多少の差はあるようでございますけれども、全体的には、本町の計画的なまちづくりを評価していただいているというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

今の評価しているって言われる方、若い人が多いんですよ。後から入ってきてこられた方が多いんですよ、あれは。だから、前から住んである方は逆に言うと、減ってるんですよ。どんどん、やりにくくなってきたというのが実情なんですよ。だから、私こんな質問するんですけどね。

結局、私たち来た頃は田園風景のいい町で、昔なりの町やったんですよ。人も少なく、今どんどんどんどん増えてますよ。そして、そのころの人は、みんな外へ出てありました。そのころ転入したのが、今40年ぐらい住んである方なんですよ。40年以上とか。だから、その人たちにとっては、結局周りにはどんどんどんどんのうなってしまうのに、自分たちは置いてきぼりのごとなっているというようなことで、この快適という言葉がよく言われる。何を目標で快適っていうのかっていうのがよく聞かれるんですけど、私も。だから、本当の昔から居る人の痛みなんですよ、これ。だけん、新しい人は新しい町でいいですよ。

緑のまちが、その緑が、自然が本当にどこまでの自然というのが私も分からんとですたいね、田んぼ入れて自然っていうのか。駕与丁公園みたいなだけが自然っていうのか。基準は大体どこですか、自然っていうのは。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私もですね、その意識調査あるいは、住民の方々とお話し合いをする中において、自然は何かと言われたら、それぞれ人によって物差しは違います。

従来からある、古の昔からある山を自然と言われる、限定的に自然と言われる方おられます。人間が入っていたのはもう自然じゃないと。言われる方おられますが、そういった非常にその特徴的な方を除けば、緑、そして水にあふれる風景が自然だと。

そうなると水田、それは田畑の関係も、自然の一部じゃなかろうかと私は理解しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

だから私言うのは、自然というのは田畑をどんどん減らすばかりやから、大体このマスタープランちゅうが、これが初めてからどれ位減ったんですかね、田んぼ自体は。

分かりますか、どの位か。どん位減ったか。

◎議長（鞭馬直澄君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

はい。5年ごとに行われております、農業センサスという調査がございます。

それでいきますと、分かりやすいとこで言えば、平成2年に水田で言えば、370ヘクタール。これが、平成27年度で言えば、204ヘクタールということで、ざっと言えば半減してきているような数字にはなっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

そんなとをずっと見てきてるもんですから、私が自然が減りようていう意味で言ってるんですよ今。

その件についてはもういいんですが、基本目標の「誰もが安心して暮らせる安らぎのまち」の中に、「子育て世代が明るく暮らせるまちづくり」、「高齢者が元気で暮らせるまちづくり」、「障がい者が共に暮らせるまちづくり」とありますが、行政の一つ一つの取組みを、ちょっとよかったら説明してください。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

それでは、基本目標3「誰もが安心して幸せに暮らせる安らぎのまち」の中にあります、政策の2つ目の今言われた「子育て世代が明るく暮らせるまちづくり」につきまして、お答えいたします。

この政策では、まず、安心して子育てできる環境づくりの推進を基本施策としてしております。すべての子どもが健やかに育ち、保護者が子育てに喜びを感じることができるような環境づくりとして、まずは、待機児童解消のために令和元年度より、粕屋町の西地区に新園を開所しております。また現在、更なる受け皿の拡大のために、仲原小学校校区に限定いたしまして、令和2年、来年の10月の開所を目指しまして、認可保育所の公募を今現在、行っているところでございます。子育て支援としては、かすやこども館における子育てに関する情報発信や保健師や子育てアドバイザーによる相談体制の充実を図っております。

次に、子どもの健やかな成長を支える支援の充実を基本施策として、子育て世代の住民が、安心して子どもを産み育てられるよう健康センターにおきまして、子育て世代包括支援センターに専任・専門のコーディネーターを以前より配置しております。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない総合的な支援を行っております。以上が主な取組みとなっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

子育てしやすいまちと言いますが、粕屋町は、税務課の人は知ってあると思うんですが、若い人の給料ちゅうたら、大体年収夫婦で450万位なんですよね、400万から450万なんですよ。その中で、やっぱり働かないかんから、預けるんです、保育所に。だから、逆に言うと、預けんでいいようなまちづくりも、考えたらいいじゃないかなと昔から言いようけど。

二世帯、三世帯で住むようなまちづくりすればですね。幼稚園だけでも行かして、それでもいいようなこともできると思うんですよ。だから、その色々手当かかりますけど、まちづくりを根本から変えると、どっかで二世帯、三世帯おったら、逆に言うと補助金出してでも増やすような町もありますよね。粕屋町は、この街に、博多駅近い土地なんです。それにしても、こんな働かないかんごたあ生活せないかんからですね保育所に預けて待機児童が、作っても作っても足らんとですよ。今年

はまた、無償化という言葉でみんな預けて保育園に入れますけど、だからまた保育園作らないかん。悪循環なんですよ、これは。

だから、まちづくりからですね、それは昭和の、言うたら笑われるかもしれんけど、二世帯、三世帯住まれるような地域づくり、それも一つの手やないかと私は前から思ってますけど、どんなふうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国の政策として、日本の将来を考えると、労働人口、非常に減ってくるという側面がございます。

その中で、女性が社会進出するのは、これは外国から労働者を入れるよりも、まず、日本に蓄積している、隠れている、男性だけじゃない、女性の非常に優秀な労働力も社会的に活躍してほしい。そういう場を設けるといことで今の、自民党政権は、うたってあるわけです。ですから、そういった大きな潮流の中で、女性が働きに行っちゃいかんというようなことは、これは時代に一部逆行してる面はあろうかと思えます。

確かに議員がおっしゃられるように、女性が働きに出たら。これは働きに行かなくちゃいけない位、経済的に苦しい、そういうご家庭もあるかと思えます。しかし、大きな流れとしては女性が社会に出るといことは、もう今の時代の流れだろうと思えます。

また、幼児教育無償化、そして保育料無償化あたりも、これは子どもを産み育てる、将来の日本の人口の減少をくい止めるためにも必要な政策ということで、私も理解はしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

働き行くなつていうんじゃないんですけどね。働きに行かなくていいような家庭づくり、家族づくりをしたらどうですかっていいようですよ。

同じことかもしれんけど、要するに、実際ですね、今0歳時から3歳児まで開けてますよね。昔から言いますが、3つ子の魂何とかか言いますが、今から先、こんな今世の中見たら分かるごと、子どもが親を殺したり、親が子どもを殺したりですね。結局、感情がなくなってますよね、親子の。愛情もなくなつとうとかどうか知らんけど。虐待もするし、何十万件で起きてますよね、虐待も。要するに、接することが少ないからなんですよ。生まれて間もなくから保育所にやっ、おし

め変えるのも先生、立つとも●●も先生。だから、よく保育園の先生と話すんですけど、3歳まではやはり自分の家で育ててほしいですねって言われますけど。

それは、国の政策って言われるかもしれんけどですね。粕屋町はもう少し考えていいじゃないかと、私思うんですよ。どんどんどんどんよそからまだ入って来ますけど。そうするとなおさらのごと、絆というのなくなりますよ、今。親子の絆もどんどんなくなってます。今、若い夫婦がよく家買って喜んで来ます。ところが、この前の9月か何かの働き方改革ですかね。あれで残業代がのうなってしもうたからって、家売るっていうのが2人来てました、この前。やっぱそんなふうに国の方策もいいじゃないけど、そんなふうにおいかんごとが実情なんですよ、今現在が。だからできたら、親がずっとこう住んで、財産があったらそこに家建ててってなったらいいじゃないかなということで、私も一応こんなふうの質問ばかりするんですけど。

実際地元の人が、ちゅうが前からおった人の相談が多いんです。こんなとが。だから子どもが、それは確かに奥さんも働いたらいいんですけど、預かる所があれば、昔は当然、じいちゃんばあちゃんでも、預かってやとったですよ。今、それはいかんって言うかもしれんけど、そんな家庭も必要だと思うんですよ、私は。それは現代の流れ、反するかもしれんけど、だから、昔はこんな殺人事件やらなかったけど、今、田舎ほど多いやないですか。要するに、愛情はないし。だから私は、子どもたちのあるいはもう少しやり方も考えていいじゃないかちゅうことで、こんな質問やってるんですが。

そしたら「高齢者が元気に暮らせるまちづくり」ということで、すみません。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

次に「高齢者が元気に暮らせるまちづくり」ということで、「高齢者が元気に暮らせるまちづくり」といたしましては、元気高齢者の活躍を促す環境づくりの推進、住み慣れた地域での生活を支える支援の充実を指標としております。

元気な高齢者が活躍する環境づくりや高齢者に対する支援を充実させるために、御存じのようにゆうゆうサロン、それから、介護予防教室、これはちなみに元気プラス講座とかですね、かすや元気ばい講座とかいろいろ教室を行っております。それから介護予防サポーターの育成のために講座等も開いております。それから、認知症の対策にも力を入れておまして、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、いろいろな事業を実施しております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

続いて、障がい者のほうもお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

それでは、続きまして「障がい者がともに暮らせるまちづくり」といたしましては、生きがいを感じ社会参加を促す環境づくりの推進と地域で安心して暮らせる環境づくりの推進ということを基本施策として、推進施策としての就労・社会参加の支援、相談体制と生活支援の充実と障がい者の家庭への経済的支援を今現在行っております。

具体的に申し上げますと、障がいのある方の自立や就労を支援するための自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援などのサービスの提供、そして、障がい者一人一人の状況に応じまして、暮らしを支援するためのサービスや外出支援サービス、介護する家族の方の支援サービス、昼間の活動を支援するためのサービス、住まいの場で生活するためのサービスの提供、それから、障がいに関わる医療費に対する助成や各種補助、最後に、各種相談窓口等の周知や、障がい者の支援関係者との連携した相談体制の構築。

以上、申しましたことなど、今現在行っているところでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

今言われた障がい者のほうの、訓練とか言うところはどこである。

訓練等色々するっていうようなこと言われて。場所は、どこですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

自立支援につきましては、自立した障がい生活及び社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練を行うところでございます。

機能訓練と生活訓練がありまして、それぞれ行ってるサービス事業所で行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

場所は何処ですか。そんなことをしてる場所。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

各事業所等で行っておりますが、かすやで言えばステップアップさんとかですね。そこで行っておるのが、町内では行っておると思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

1箇所ですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

粕屋町内にはですね、それ以外にも施設がございますので、そこに、どこの事業所に行かれるかは、使用される利用者さんが決めるところでありますけれども、粕屋町としては自立訓練するところがございますけど、粕屋町としての実施するところであれば、ステップアップさんが一番機能訓練とか行っているところがございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

そこは大体何人ぐらい受け入れられるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

何名っていう形では、ちょっと今時点では何名ですと、今ちょっとすみません、分かりませんが、後日調べましてご報告させていただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

とにかく、障がい者の方の手厚いやり方をやって、うまくですね、保護者もいろいろありますから、負担のかからんようにやってください。

すみません。4番目、総合計画の中の土地利用について、用途地域の変更また容

積率の緩和の見直しについて。この件については、何度も言いますから、またかと思われる方も多いと思います。

今までは、県がどうかということで、一步も進んでいないと私は思っております。数年前、役場の職員と県庁を訪れたことがありますよね。当時の担当課長。国からの出向の人でしたが、役場のほうでは、そんな人はだめだと言われたので、出向いていったところでした。町内全部を見直しはできませんが、1箇所ずつだったらできるとの返事でした。

以前から住民の人からも、第一種低住地域の見直しの要望がありまして、建ぺい率の緩和。また、当時、建設委員長でした太田議員にも、職員のところに出向いたときも、自分のほうで調査しますからということの返事でした。そのときに、町民の人が署名活動するようなこと言われたけど、それはやめてくださいというような返事でしたが、その調査とは何をされて、報告がないんですが、何を報告されるんですか。

調査しますという返事をちゃんと言われて、その後2年以上経ってると思うんですよね。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今のご質問の内容で、ちょっと状況なりが、こちらのほうで把握できません。

どういった内容の調査をするというようなことを、誰が言ったかっていうようなことが分かれば、こちらのほうで後日確認させていただきたいと思いますけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

課長やなかったですかね。いやいや、課長。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

当時、調査ということで、用途の関係あたりをするに当たりましては、いろんな状況、建築の状況とか、そういうのを把握をしないといけないというところで、また、今後のまちづくりをする上での高齢化の状態とか、そういうところを調査あたりを当時、行わさせていただいて、確か、建設常任委員会の際ですかね。その際に、一定の地区の建ぺい率、容積率の使用状況あたりというのはご報告をさせていただいた記憶がございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

それじゃなくて、調査するっていう返事やったでしょう。そやけん、あそこで署名運動を始めますよって言うたら、いいやそれはやめてください。自分のほうで調査しますから、そやから、何の調査か知らんけど、ずっと待つとうけど返事がないから言うんですよ。

要するに、今ですね、開発って言いますけど、時代がどンドンどンドン変わって、県に言わしたら、何でこの40の60、粕屋町にこげんしてあるかっていうと、当時は田んぼばかりやったらしいんですよ。だから、まさかこんなに発展すると思ってなかったし、要するに、居住のためのあれで、結局、よく一種低住はセットバック1mせれとか何か言いますけど、それでいいんですよ。そして、一番私が最初聞いたときは、火事をどうのこうの言って、火事あったときはどうするかというような返事やったんですよ。説明されたときは。だけどそうするなら、ほかのどこやったらビルやらべったりひつついとうし、50の80やなくてまだいいとかありますよね。あんなのがひつついてますよね、ずーっとひつついてますよね。だから、結局昔の人は、40坪区画で分譲してあるんです、粕屋町は。花ヶ浦とか長者原も。全部。そして、それが全部網かけてあるのが40の60なんですよ。だから、24坪しか建たないんです。家が。その人たちが今、80前後なんですよ、みんな。その子どもが今、外に出て、子ども連れて帰ってきたときに寝る家がないんですよ、いつも言いようごと。狭いから。

また年取って、自分がもう家を処分したいからというて売ろうと思っても、土地利用がうまくできないからですね。値踏みされてるんで、安いんですよ。今粕屋町は土地はどンドン上がってますよね。長者原なんか40万の50万言わっしやあけど。実際売れたら仮に40坪やったら、40万やったら1,600万ですよ。それが1千万してないんです今。実際売られてるいる人は。それだけ、土地の利用が出来てないんです。それが博多駅から10分のところです。それも駅から歩いて5分位とこでもですよ。昔まんまなんですよこれが。片や田んぼどンドン埋めていって、土地開発じゃ何じゃ言うてするけどですね。今はいいですたい。40坪以上で、50坪いいようになっとうから、60坪でも何でも分譲していいんですよ、それは。だから、その頃入って来られた方たちが、みんな今苦勞してあるんですよ。子どもに財産譲ろうとしても、子どもがいらんって言うんです。家建てられんから、帰ってきても。だから私ずっと言いよんですよ、これを。実際何軒もあるから。これが50の80にして何でその隣と悪いかって、県にも行って言われたとおり、全部一緒せんやったら1箇所

ずつやったら出来ますよっていう返事はもらってるんですよ、私も。

当時の課長は、国から来てありますよ。今はですね、あの人がこの前、去年引越されたんなんですが、内閣府の地方創生推進室、都市可視化調整官で博士と技術士、情報処理技術者ということになって、今転勤されましたけど、国に帰られましたけど。その人も言ってあったごと、全部一緒しようとする、だめやけど、1箇所ずつ位やったらできるっていう話で、進んできたんですよ。だから私5年間行ったけど、私は個人的仲良くなったけどですね。私ではなくて、私はもうお前のこと言うって言うかもしれんけど、私ちゃんと土地は持ってます。みんな今苦情が多いからそれ言いよんですよ。

4、5日前も、地元の人も上だけ言いますけど、石川さんっていう人から電話ありました。久我さん、この頃はどげんなっとうなって言われた。それは計画道路、それとやっぱ建ぺい率の問題。だからですね、言える人はいいんですよ。言えない人も多いんですよ、今。だから、都市計画見直す中で、何でこれができんとかって私いつも言うんですよ。

これ、それこそ言いたくないけどですね、今まで都市開発色々やってますよね、あちこちに。私来たときに流通センターがまず出来ました。それから今度は、大隈のインターンところに倉庫群できた。ヤマト運輸側。その後今度は、ダイヤモンドシティですかね。その後江辻の人が、俺んところはどうかの言われて、前町長のときやったっちゃけど、家の近所、佐川急便へ色んなと開発してますけど、全部インフラとか金が多額、大金出てるでしょう。町からの。自分たちでやりよう訳やないでしょ。当然、インフラやら払っていいんですよ。だけど、私が言うその元ある家の、ただ地目を変えるだけにと金がかかるんですか、これ。町が何か出費するようなことあるんですか。

なぜできないんですか、これが。前から言いようけど。お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今議員が言われた中でですね、40坪とかそういうお話も出てきましたけど、やはり時代的な政策。

こういったものの流れの中で、そういう開発等を行ってきておられると思うんですよ。時代によっては、多くの宅地が必要であるという状況の中で、そういった中でも最低制限の敷地。60坪は守りなさいと、そういうふうな中で開発をやればそういう宅地が増えると。現状で生まれてきた結果だと思えます。粕屋町今、どんなことを取り組んでるかっていうと、新しいまちづくりをやる際には、そういった最低制限の

ところをもう少し拡大して、ゆとりが持てるような敷地設定、そういったことをしていただくとか、まちづくりをするに当たっても、塀とか、そういったものを取除くとかですね。だから、新しくやろうとしてるところは、そういうふうな道とかについても整備が進めますし、そういった取り組みをされております。

やはり、社会的なニーズで、そこら辺は動いてきたっていう経緯がありますし、先ほど言いました40の60とかいう設定を承知でそこに入ってこられたという状況も当時、あると思います。ですんで、もともとそういうことを望んである方っていうのは、別のですね、広い敷地とか建ぺい容積のもっと大きいところを望まれている方は、そういうところを望んで行かれておったと思います。

今、久我議員が言われているのは、時代の流れで、その時代に取得された方が高齢化してるんだからというようなことで言われてますが、すべてそこに住まれている方が、同じような、意見を持たれておるのか。そういったことが関わってくるのかなというふうに思っております。やはり、用途地域など都市計画の変更、これを行うに当たっては、その区域に居住されている方々の生活、例えばその建ぺい、容積緩和すれば、隣との距離が近くなるとかですね、生活上。そういったこととかも影響しますので、今までの環境が変わるわけですので、住んである生活への影響がありますので、やはり慎重かつ的確に、変更をするのであればですね、相応の理由、こういった状況、理由なので、変更の必要性があると。そういうことを確認しながら事業を進めるべきだろうと思います。

過去から将来にわたって、人口と土地の利用の状況、そういったものを変わってきておるといのが事実でありますので、そういった点を大きく方向付けするのが都市計画マスタープランですので、町としては、都市計画マスタープランの中に即して、今後もまちづくりは進めたいというふうに思っております。

現在、都市計画マスタープランの見直しの中で、検討しておる項目といたしましては、既成市街地、こちらの住宅系の用途地域ですが、これで第一種低層住居専用地域、これの建ぺい容積が、実は町内2種類、存在するようになっておりますので、これにつきまして、地域の特性や平等性、将来の土地利用にあつての柔軟性など、ここいら辺を配慮いたしまして、規制の統一を行っていきたいというふうに、今現在のマスタープランの中では検討しておる状況であります。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

それはいつまでですか。期限は。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今のご質問はいつまでで言うのは、都市計画マスタープランができ上がるまでということですか。

都市計画マスタープランの見直しについては、現在作業を進めておりまして、来年の3月までに、この検討委員会等とかの案を決定する予定です。その後に審議会等にかけますので、来年度に入ります。最終的にはですね。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

今さっき一軒一軒聞かないかんようなこと言われましたけど、これは別のことですけど、粕屋町は匿名の電話には弱いやないですか。何かちょっと言われたら、すぐこう何かやめたりするやないですか。これこそ、粕屋町のもともと入ってきた要するに最初の人たちなんですよ。だから不公平って言ってるんですよ、私はただ。

今は開発の、そら60坪でも80坪でもいいんですよ。農地の方は、持ってる方は。持っていない自分の土地があるから、それを有効活用してもらいたいだけにとずっと言ってるんですよ。だから、そこは町長の一言で出来るんじゃないですかって、本当いうたら言いたいんですよ。よそもあんな私なんか、篠栗なんかあんな山に工場が来るなんか、一言も思ったことないですよ。あのはげ山、今はげて、あそこは何かめんたいこの工場やら来るらしいんですけどね。今まで私たち考えたことないことができてるんですよ、よそは。

だから、粕屋町にそれが何でできんかって私は思うんですよ、ただ。

何ですか、そら。言うてください、立って言ってください。何ですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

久我議員に私もですね、部長しようときに、担当しようときに何回も答えましたけど、用途地域を変えるっていうのは、それなりの理由が要るんですって、何回も申したと思うんですよ。

だから、町長の一声で変わるとかそういうことじゃないんですよ。篠栗のほうも、それなりの計画を持ってやってるんですよ。うちのほうも変えろうとしたら、今、部長が説明したように、住宅なら住宅の40の60を変えろとしたら、それだけの理由が県には言わないかんわけですよ。だから、議員は県の課長と話して1軒ずつだったらできると言われましたけど、私は聞いたことありません。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

1軒ずつやないんで、1箇所ずつっていうんです。1軒って言ってないですよ。私1箇所ずつやったらできますいう返事やったんですよ。全部一緒出来ないけど、1箇所ずつやったら、町が権限持ってますから、それ出来ますよちゅう返事やったんですよ。

そのとき言うたら、当時課長やったとが、悪いけど、国から来てある人つまらなくて言うたから、私はわざわざ連れて行ったんですよ。課長の前に。はっきりしてもらいたかったら。そんなに国から来たお宅はだめですかって面と向かって言いました。あんとき私も。だから、私はこの時代の流れで土地開発いう名前ですね、農地をどんどんどんどん変えていきようから、何で昔からおる人の建ぺい率を変えれん、出来んとかっていう、そこなんですよ私は。

全部一緒変えれって言いいよっちゃんなんですよ。したら署名運動するって言うたときも、それはせんどってください言うたでしょうが。いや、部長。副町長は知らんけんいいたい。課長言いいよっちゃんから。課長ちゃんと返事したんですよ。あん時署名運動を始めます言うたら、自分たち調べて報告しますから言ったから、黙ったんで今まで私も。この前、また催促来られて、久我さん署名運動始めていいですか、ちょっと待ってください、今度質問しますからいうことで、これ新たに質問しよるんですよ私は。そんなふうでですね、人は待ってあるんですよ。

だから、したら、悪いけど町からそれに関して、何か県に言うて行かれました、課長。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

用途地域の指定等に係る基本的な考えになるんですが、用途地域は土地利用規制の根幹をなしているものでありまして、長期的に安定的なものとして定めるものでございます。

そういうものに対しまして、マスタープランに示された、市街地像の将来像に合った内容とすべきというところがございます。現在ですね、先ほど部長のほうもご説明いたしましたが、都市計画マスタープランの見直しを進めております。その中で、既成市街地の住宅系用途地域。

議員おっしゃってます、第一種低層住居専用地域の建ぺい率、並びに容積率が町内に2種類の規制があるため、地域の特性や平等性、将来の土地利用にあつての柔

軟性などに配慮し、規制の統一化を検討しますというようなマスタープランの位置づけを今考えて、これがこういうふうに将来の位置づけがないと、都市計画の変更等というのは難しい状況ですので、今その作業を行っているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

そしたら、早くそれば返事してくれれば良かったんです。私こんな質問せんでよかったんですね。私、返事がないから、お客さんから催促されている。だからこんな質問やってるんですよ。前の2年前か2年ちょっと前やったと思うんですよ。

あんときに自分たちで報告しますからということで、待つとってもないし。私も説明しようがないから、県に言うたら、まだ言いようとはすかって言われました。だから進めんからですよ、これを。だから、来年なら来年見直しますからなら、それで言うてもらえばいいんですよ、私は。考えますとか、やろうと思えますいう返事やったら、私は納得いきません。いつも言うように。単純ですから。そこの答えが聞きたかっただけなんです。とにかく、見直しを是非やってほしいと思います。その人たちは、何か署名運動を始めるそうですから、私はもう何も言いませんけど。とにかく地目変更の要するに用途地域変更の容積のあれなんか始めるらしいですから、私も影ながら応援はします。とにかく、よろしくお願いします。

そしたら、2問目、マイナンバーカードについて質問いたします。

政府は、国、地方のすべての公務員に個人番号の記載されたマイナンバーカードを2019年度内に取得させる。身分証と一体化を拡大して、携帯が必要な状況を増す計画で、実質的な義務化を図るそうです。現状では、全国で8月8日現在で、1,750万枚で、人口比は13.8%だそうです。また、政府はマイナンバーカードを活用して、2020年度に実施するポイント制度の概要が1月1日に分かったそうです。一部の自治体が独自発行するのではなく、全国的に普及するのが柱で、民間のスマートフォン決済業者に幅広く連携し、利用者が、スマートフォンに入金すると、地域を問わず、使えるポイントを国費で上乘せする。2020年10月初め、入金2万円に対して5千円、約25%を提供する案が有力だそうです。

とにかく、マイナンバーカードをするために、国はあらゆる方策を考えているようですが、粕屋町のマイナンバーカードの取得率は、現在は何のくらいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

粕屋町のマイナンバーの取得率ですけれども、本年の7月末現在の数字ですが、

4,952枚交付しております。4,952枚。これは、人口の比で割りますと10.39%、10.39%に今、取得率となっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

今後のマイナンバーカードの拡充の取組みについて、説明してください。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

はい、今後のマイナンバーカードの拡充の取組みということですが、交付率を増やす取組みといたしましては、マイナンバーカードは証明書コンビニ交付に対応いたしておりますので、広報、ホームページを始めとして、窓口で手続きに来られた方に、今現在案内をしております。また交付の際には本人による、最終的には本人が窓口に取りに来なければなりません。それが原則となりますけれども、お仕事で平日等来られない方がおられますので、現在月1回、休日開庁を行って手続をしております。

今後このような取組みを続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

是非進めてくださいと言いたいんですが、認知症の方とか乳幼児とか、要介護認定者とか障がいのある方の取得の方法について、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

認知症、それから乳幼児、要介護認定者、障がいのある方等々の取得の対策ということですが、マイナンバーカードの申請は、通知カードに添付されている交付申請書を使って、郵送それからパソコン、スマートフォンなどから申請が可能ですので、本人に取得の意思があれば、代理人、家族の方でも申請はできます。

交付に関しましては本人受領。申請はできますけれども、受領のほうは本人受領が原則となります。ただ、乳幼児の方、15歳未満の方につきましては、法定代理人が本人を連れてご来庁していただきまして、本人確認の上、交付ということになり

ます。要介護認定者、そして障がい者の方でやむを得なく来庁できないという場合があります。この場合は、代理人交付を行うこともできます。その場合は、事前に相談をいただいた上でのご対応になりますけれども、交付、渡すときには代理人の方に、本人の確認書類、本人が確認できる書類を持って来ていただきまして、代理人、そしてご本人について、厳格な本人の確認をさせていただきます。そういった確認をした上で、交付という形になります。

また、認知症の方に関しましても、前に述べましたような、代理人による手続による取得は可能かと思われましても、原則的には、本人が取得の意思がないとできないというふうになっておりますので、これは十分確認していきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

このナンバー制は、国は生まれた子どもからって言うてありますけど、顔写真やらつけたら、毎年変えないかとでしょ。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

一般といいますかね、一般の方は10年に1回、手続が、写真の交代。要は顔が変わったりするということです。

それと後、詳しい内容は、課長のほうに答えさせます。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

マイナンバーカードは10年に1回の更新となっております、原則ですね。

20歳以下の方、未成年の方に関しましては5年に1回の更新となります。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

私が言ってるのはその下なんですよ。ちっちゃい子ども。生まれてから何かマイナンバーつきますということでやったから、子どもは毎年大きくなるやないですか、5年に1回じゃなくて。だから、これはもう国の施策やからしようがないって言うかもしれんけど、どんなふうなやり方でやるんかなと思って。

写真付けられて言うから、それを聞きよんです。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

今、課長が説明したように20歳、20歳以下は5年ごとに更新となりますので、その更新の方法は、先ほど言いました方法で取得していただくということになります。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

そうするとこれは何歳から大体そんなさせるんですか。

2歳児とか3歳児だめですよ。しきらんから。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

今ですね、その小さいお子さんがマイナンバーカードを申請されることは余りないのですが、乳幼児の方でも、最後お顔の確認があるので、子どもさん連れて来ていただくことはいただくんですけど、交付してる事例はあるようでございます。赤ちゃんとか。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

私が言いようのは、そんな小さいとまでさせるんかっていうんですよ、ただ。だから、子どもたちは小さい子どもであって、国は全部背番号をつけられているようなこと言いますが、行政として本当にできるかどうか分かりませんが。

もし、このマイナンバーカードで犯罪に遭ったときの補償は誰がするのですか。

町、それとも国、それとも自分自身ですかね、こんなとは。何か決まりあるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

久我議員が言われております、マイナンバーカードで犯罪があったときということは、具体的内容がちょっと非常に多岐にわたりますので、ちょっとお答えしづらいところもありますけれども、このマイナンバー制度に便乗した詐欺等に関して、お答えさせていただきますと、国や町から補償する制度は、今現在ございません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

ただ今のこれだけ犯罪がカードでありますよね。だから、国がこれだけを押つけてするんやったらですね、今のNTTも何かこの前から言ってますけど、補償するようになりましたけど、そんなふうでやっぱ国が押つけてすることやったら、やはりこれで犯罪に合えば、自分自身で責任とれていうとやなくて、やっぱ国の問題ですよね。私たちには言わするなら一般から見ると。だから言いよんですよ。

そして、これに国のあれやろうけど、5番目行きますけど、これを取得なったときに、もし、取らなかったときの罰則あったら教えてください。あるかないか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

これを取得しなかったからといって罰則はありません。

このマイナンバーカードは、義務ではなく取得が義務ではなくて、任意ということになっておりますので、罰則というのは現在ございません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

粕屋町のあれもあと4年後ですかね、窓口でするやつものうなるから、マイナンバーカードで要するにコンビニやら使ってしなさいって言ってますよね。そしたら、このカードなかったらされんやないんですか。コンビニなんかで行くとも。やっぱり必要になりますよね、それにさせんやったら。

罰則なかったら、いうように認知症の人は持つ必要もないし、国もガーガー言う必要ないと思うんですよね。そんなとこ不思議で、県やら国に問い合わせるっちゅうことないんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

マイナンバーカードの非常に長所、短所。今浮き彫りにはなっております。

そういったカードの紛失、あるいは犯罪に利用されるっていう非常にデメリットといいますかね、リスクはございます。これはすべてのことに対して、リスクがな

いものはありません。皆さんお持ちのようにクレジットカードあたりもですね、例えばそれだけでなくプリペイドカード、あたりもお持ちになってあると思いますが、便利さと引きかえにそういったリスクを負ってるというのは、これは現実問題としてあります。罰則がないのかと、罰則はございません、任意ですので。ただし、持ってる限りそういったリスクを考えながら、使う必要が。

ただ、利便性は向上します。私自身もですね、今までは役場のほうで窓口でしてたんですが、そのカードを取得したことによって、本当もう目と鼻の先にある、コンビニエンスストアで印鑑証明だけではなく、納税証明もこの頃はできます。戸籍関係も取得できます。

従いまして、そういった便利さを享受できるっていうことがございますので、それを私ども市町村は、国の指導によって進めておる状況でございます。で、言いますように、必要のない方は、これは取得されなくて結構でございます。

ただ、非常にあったら便利だということは申し添えたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

私はこれ、最終的に聞きたかったのは、これが強制的かと思っただけですよ、国の。任意ということで分かりました、それで安心しました。

今ですね、よく相談来られるんですよ、年寄の人が。自分はこんなと持ちきらんって言うて。よその行政の、前も話したかもしれんけど、年寄りには勧めませんって言うてたんですよ。ところが色んなところで必要と言うて、銀行も言うし色んなと言うてくるんで、給料もどうのこうのとか。だから、結局これで犯罪が多分起こると思うんですよ。だから聞いたんですよ。だからせんならせんでよかつちゅう、任意やったら私もそれで説明されるあれですから、安心しました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（10番 久我純治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

暫時休憩といたします。

再開を午後2時10分といたします。

（休憩 午後1時58分）

（再開 午後2時10分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号7番、川口晃議員。

(7番 川口 晃君 登壇)

◎7番 (川口 晃君)

皆さんこんにちは。議席番号7番、日本共産党の川口晃です。これより、一般質問を始めます。

まず最初に、公共施設の長寿命化と老朽化対策。そういうことについて質問します。項目の1番、公共施設の長寿命化と建替え・改修計画の進行状況について質問します。

現在使用されている建物の多くは、築後40年から50年経つものが多いのではないかと思います。私は、今回取り上げている建物などもそれらに該当するものと思います。粕屋町には、粕屋町公共施設等総合管理計画、こういう冊子が発行されてますね。これは、平成28年11月版です。これに基づいて質問したいと思います。この冊子の51ページ、5の1項ですが、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築ということがありますが、そしてこのような図が示されています。こういうシステムで進めていきますよということになっております。

1番トップに粕屋町公共施設等総合管理計画推進委員会なるものがあり、その役割として、公共施設等のファシリティ、設備というふうに訳していいんじゃないかと思いますが、ファシリティマネジメントや維持管理に関する承認機関となっています。この機関はこの3年間で、何回ぐらい会議がされたのでしょうか。それでどのような内容が検討されてきたのでしょうか。主なものだけでも結構ですから、報告してください。

箱田町長答弁をお願いします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長 (箱田 彰君)

回数につきましては、所管のほうから後ほどお答えします。

まずその議員、正にですね、今ご説明ありましたように、総合管理計画、それに基づきまして今、個別計画の策定に着手しているところでございます。言うまでもなくその個別施設計画は、その管理計画に位置づけられました公共施設のうち、道路・橋梁や上下水道施設など除いた役場庁舎などの36施設を対象に、既存の資料等を活用しながら、現状の評価を行い、ライフサイクルコスト、これは言うなれば公共施設とかインフラあたりの企画設計、建設、運用管理、解体、再利用、それらの各段階で発生するコストの総計のことをライフサイクルコストと言いますけども。それらや保全優先度、これを勘案しまして、今後の維持保全の方向性を検討し、なおかつ各公共施設の長寿命化の方向性を整理するというふうになっておりました。

去る6月28日に施設管理を所有する関係各課との打合せを行ったところでございますが、現在関係所管課の協力を得ながら、委託事業者が各施設の老朽化等の現状を把握するため、現地調査を行っている最中でございます。

今後のことでございますが、10月から11月ごろにかけて整備の基本的な方針検討を行い、12月から来年の2月ごろにかけて、長寿命化の実施計画案を検討。3月になりまして、計画策定を完了する予定で進めております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

かなりいいスピードで進行しているというふうに判断しました。実際は、この図面でいうと、部会とこっちのほうも聞きたかったんですけども、これを聞くと時間が長くなりますので、次の項目に移ります。

さっきおっしゃられました、庁舎・社会教育施設等の改修計画などについてお伺いします。今後の問題で大きな問題として上がってくるのは、当然やっぱり庁舎建設問題だと思います。まず伺いたいのは、現在の庁舎の耐用年数ですが、何十年で設計されているのでしょうか。そして今後の使用可能年数、例えばコンクリートの中性化の問題とか、鉄筋の腐食具合とか、そういうことは考えられますが、使用可能年数は何年ぐらいになるのでしょうか。そのことをお伺いします。

担当課でも結構です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

今のお答えに関してはですね、最終的には今、計画の中で行ってます、個別計画の中でライフサイクルコストとかですね、いろいろな項目を含めて結果が出てくると思いますけれども、庁舎についてでございますけれども、これ昭和58年12月の建設当時から35年が経過しておりまして、いろんところで老朽化が行っておりますので、空調並びに水道施設とか配管とか、雨漏りとかいろんところで、修繕の箇所が年々増加しておりますので、そういうことも含めまして、個別計画の中ではっきりとしたところが判明してくるというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

使用可能年数っていうのは、そういう感じで出てくると思いますが、庁舎のやっぱり耐用年数っていうのは、設計段階で出てきてるんじゃないかと思います。

何年でしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

すみません。ちょっと資料持ってきておりませんので記憶の範囲になりますけども、大体60年ぐらいで計画をしてたような記憶がございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

60年というのは結構長いですね。丈夫につくられて。ちなみに分からんでしょうね、コンクリート強度は大体どれぐらいで、そこまでは分からない。はい、結構です。

さて、庁舎問題については、次のことが検討されるのではないかと思います。他の場所に新しい建設をするのか。それと、これ1番目ですね、2番目として今の庁舎を補強改修しての庁舎にするのかということですが、いろいろな検討がなされているというものと思いますけど、まだこの検討は進んでいませんか。

進んでいたら教えてください。担当課で結構。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

庁舎に関しましては確かに老朽化してきております。空調ですとかあちこち修繕、必要な箇所が増えてる状況ですけれども、また会議室等もですね、非常に少なくなっておるような状況でございます。ただ、今現在まだ建替えるだとかそういう話につきましては、具体的な検討には入っていないところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

そういうことで理解しました。

続きまして、近年、福祉関係の仕事が国からの地方自治体に移管されて作業量が大きく増えてきています。今後の問題ですが、介護福祉課の部屋の広さをちょっと考えると、私ときどき行くんですが、職員数に比べて、余りにも部屋が狭いように思うんです。このことは、どのように考えてありますでしょうか。部屋の拡張はやったほうがいいんじゃないかと私は思います。

例えば、福祉と健康ちゅうのは相関関係がありますので、例えば健康センターの

建物増築の問題とか、健康センターっていうのは、上につき足すことはできないんでしょう。幅を広げるんじゃないくて、上に延ばすということは、あれはできませんか。回答をお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

たとえコンクリート構造物であっても、そのときの構造計算がなされております。健康センターについては調査はしておりませんが、この本庁舎の両ウイングがございます。東と西にですね、事業課関係そして上下水道課、税務課がありますけども、その上に増築をすることが可能なのどうかっていう調査をした私記憶がございます。残念ながら構造計算上できないというふうになっております。従いまして、多分健康センターも今2階建てですので、3階の増築は無理だろうと思われまして。

従いまして平面的な増築、増床を考えざるを得ませんが、御存じのとおり、職員の駐車場そして健康センターにご来客していただけるお客さんの駐車場が手狭でございますので、それも非常に困難性があると思われまして。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

続いて、社会教育施設を伺いたいと思います。学校教育の場合は進んでいますね。社会教育施設として、サンレイクかすやとドームとフォーラムですね、図書館・歴史資料館がありますが。この計画はどうなっているのでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

社会教育3施設につきましても、耐用年数につきましては一応私も60年だったと記憶しておりますが、各施設もかすやドームが20年越えをしております。フォーラムも20年、サンレイクにつきましては17年ぐらいを迎えて、今老朽化が若干進行しているかなという状況でございます。

先ほど、総務のほうからお答えがございましたけども、一緒に今、協力して個別管理計画を策定をしております。ただ社会教育施設につきましては、附帯設備が大変多ございます。そこら辺は昨年度中に、中小規模の設備とか備品につきましては調査を終了して、もう、その今調査を実施してる委託業者のほうに、調査データのほうはこちらのほうから提供を行っている、そういった状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

3番目の柚須文化センター及び上大隈公民会館のエレベーターの設置について質問いたします。

柚須文化センターは昭和54年、これ1979年に建設されて40年目を今年迎えています。上大隈公民会館は1年遅れて建設されました。両館とも今年の7月から8月にかけて耐震診断がなされたものと思いますが、その結果について伺いたいと思います。

耐震補強の可能性はあるのでしょうか、どうでしょうか。担当課の課長。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

今、議員が言われたとおり、柚須文化センター及び上大隈公民会館について耐震診断を行っております。

耐震診断を実施中でございますので、まだ診断結果については、町のほうにはきておりませんので、今後の状況を確認して、また内容が分かりましたら、ご報告なりさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

はい。結果については、いつ頃できるんでしょう、出てくるんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

工期としては、来年の1月頃をとっておりますけれども、もし大規模な改修工事とかを行うっていう形になれば、もう少し事前にもし分かるものがあれば、業者のほうから連絡をいただきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

分かりました。私たち人権連では7月の22日月曜日、吉塚の総合庁舎で福岡県との交渉を行いました。

そこで、粕屋地区人権連として長年要求していましたが、さっき申しましたエレベーターの設置に関する回答がありました。次のようなものでした。エレベーター設

置についても、令和元年の隣保館に対する当初予算の補助対象になっていると。その回答がありました。やっと政府が動いたという感じです。これは、1年限りではないようです。さっき、1時間ほど前、県のほうからの情報がこちら入りましたので、それを申しますと、2018年から20年、3箇年にわたっての予算が付くらしいです。これはもっと確認しないといけません。両館ともこの補助金を使ってのエレベーター設置が実現できる可能性が出てきたのではないかと思います。

箱田町長、早期の設置をお願いしたいんですが、よろしくお願ひします。答弁お願ひします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

情報提供ありがとうございます。

ただ先ほど申しますように、要するに耐力度があるかどうか、建物自体のですね。エレベーターは今建物の中にはもうつけられませんので、外壁等、構造材を含めて耐力度があるかどうか耐震性があるかどうかというのを検討しながらエレベーターの設置につきましては検討したいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

私が見た感じもあるんですが、上大隈公民会館は、建物の構造が長方形でほとんど長方形で、入口からちょっとつき当たりの道路がスペースがちょっとあります。設置はかなり容易にできるんじゃないかなというふうに思います。

柚須の文化センターっていうのは複雑な構造をしているので、副区長の山下君の話によると、ちょっと難しいなあっちゅう感じだったんで、相当頭を使わないといけないなと思います。両方ともつけてもらいたいんですが、できるだけ早急な設置をお願いして、質問を終わります。

続きまして、4番目の町営住宅の建替え及び老朽化対策について質問します。

今年度の当初予算では、内橋団地のバリアフリー化の工事で5,800万円ほどの予算がつけられておって、町営住宅の改修工事が進んでいるように思います。まず、町営住宅は4団地ほどありますが、改修工事なりの進展状況はどうなっているのか伺いたいと思います。4団地の状況を報告をお願いします。

箱田町長でいいですか。担当課でもいいです。どちらでも。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

ただ今申されました今4団地ではありますが、その中で朝日団地は、中に1・2・3団地がありますので、団地としては7団地というふうな取扱いになっております。

こちらにつきましては議員おっしゃられたとおり、今年度は内橋団地のバリアフリー化工事を行いますけれども、粕屋町町営住宅の長寿命化計画に基づきまして、昨年度平成30年度は、上大隈団地についてバリアフリー化工事を行っております。翌年度以降は甲仲原団地、宮町団地等について計画がございます。朝日団地につきましては、ちょっと建てかえ等を考慮いたしまして、適時修繕の対応という形で修繕をさせていただいてるところでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

続きまして、私ちょっと住居者の要望もあって現地を見に行ったこともありますので、それについて質問します。朝日の町営住宅について伺いたいと思います。

地図上を見ると朝日区の公民館を挟んで北側と南側に大きく分かれると思います。私は見た感じでは、南側部の住宅がかなり老朽化しているように思いますが、過去には改修計画の話が何かあったような気がするんですけども。建設計画とかね。

かなり古いように感じたんですが、建設計画とか改修計画とかが、建物そのもののね、バリアフリー化だけじゃなく、何かありましたらお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

朝日の町営住宅につきましては、粕屋町町営住宅長寿命化計画や、粕屋町の公共施設等個別施設計画に基づきまして、今後、事業手法等の適切な方法を行いまして、今後、社会情勢や町の財政状況とか考慮いたしまして、建替えを含めた計画を進めてまいるということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

他の団地に比べて何かかなり老朽化がひどいように見えるんですよ。

あれは築後何年ぐらい経っているんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

朝日1団地につきましては、昭和49年度に建設をしております。朝日2団地につきましては、昭和51年・52年度にかけて行いまして、朝日3団地につきましては、昭和53年度に建築をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

何年ぐらいになるのかちょっと分かりませんが、30年、40年、50年がもうほとんど。あれは鉄筋じゃないですね。鉄筋ではないでしょう。

かなり老朽度ひどいと思うんでね、これは早急な計画が必要じゃないかと思いますが、どうでしょうか。町長の判断、答弁をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、担当課長が申しあげましたように、様々な選択肢があろうと思います。

建替えも含めたところですね、方法、そしてまた居住者との合意形成を必要としますので、民間賃貸住宅の活用あたりも、これは日本全国各地でいろいろ協議がされておりますが、研究をしながら今後の対策を練りたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

続きまして、あそこの団地の上のほうに焼却場がありますよね。それでちょっと私は心配なのは、焼却場の解体と絡んでくるんですが、ダイオキシンの影響の程度の問題が考えられる。その問題は何か関係ないんですかね。町営住宅の改修に当たって何か、どう言ったらいいですかね、こういうふうに言いましょう。

焼却場の解体があるんですが、ダイオキシンの影響というのは、あそこの地域には関係ないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

焼却場を解体するときに飛散する心配があるということですかね。それは当然解体を行う際には、万全の体制で飛散が全くないように解体する。これはもう法律的にはこれ決まっておりますので、そういうふうな影響がない状況で解体は行います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

分かりました。そういうことで、最善の運びをしていただきたいというふうに思っています。

次はですね、住民からの直接の要求がありましたので、答弁をお願いします。

部屋に入ってくださいと言われたんで、部屋にも入って見させていただきました。バリアフリー化の問題があります。建物の構造が狭くて、荷物の収納スペースがあまりないみたいで、部屋の中にも荷物を置かれていました。階段があって2階にも部屋があります。上がっていきますと、階段の傾斜が急ですね。それで一概には言いませんが、高齢者とか足腰の弱い人は、2階に上がるのは、困難であるなというふうに感じました。それから、浴槽回りを見てくださいと言われたんで、浴槽回りも見ました。旧形式のコンクリートで造られておりまして、四角に区切って落ち込みようあたりです。それに浴槽をはめ込んだという形になってるんですが、股越して浴槽に入る構造です。浴槽の回りは何もなく、コンクリートで囲われています。見た感じ本当に貧弱です。冬は、お湯がすぐ冷えるんじゃないかというふうに思っています。早急なバリアフリー化が必要と私は感じました。

もう一つは、集合アンテナの設置の件です。一般のアパートやマンションは避雷針がつけられておるし、もちろん地上波の集合アンテナが設置されています。憲法第13条は何人も個人として尊重されると規定していますので、人権を保障していく上では、していかなければならないと思います。生活が豊かであれば、個人で設置できるかもしれませんが、山あいの所でもあるし、せめて、社会の情報を知る上で、また、防災情報の伝達という考え方からも、テレビで放送見れるぐらいの設備は、公共の手で支えるのが当然ではないかと私は思います。

この2点について、答弁をお願いします。担当課でもいいし、町長でもいい。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

集合住宅のアンテナの件でよろしいですか。

朝日1団地につきましては、昨年度、屋上から水漏れがあったので、外壁の屋上の屋根の補修をするときに個人で付けてあるアンテナが邪魔になります関係で、集合住宅、集合アンテナのほうを設置しております。朝日2団地・3団地につきましては、もう今までどおり個人で付けてあるアンテナをそのまま使用していただいている状況でございます。

こちらにつきましても、朝日団地の今後の建替え計画とか、長寿命化計画に基づいたものになりますので、現状としては、今の状況で進んでいきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

2団地・3団地って言っても、ちょっと場所が分からないのでどうも質問できないんですが、やはり、2団地・3団地についても、情報伝達という意味でやっぱり必要性が高いんじゃないかと思っておりますので、1団地に準じて早急な設置をお願いしたいと思っております。

それから、バリアフリー化の計画でさっき申しましたが、その点はどういうふうな感じになっていくんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

朝日の町営住宅につきましても、今後、どういうふうな形で進めていくかによりますので、今時点で、朝日住宅のバリアフリー化工事という形のものはありませんので、そこも建替えを含めてというふうなやり方っていうのを、粕屋町の公共施設の個別施設計画等に基づいて行っていきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

私、今回初めてこういう質問するんで、問題提起として伝えておきたいと思いません。早急な対処をお願いしたいと思いません。

続きまして、5番目の公共工事または公共的仕事にまつわる諸問題について質問します。これはエセ同和と反社会的勢力の問題です。現在、政府との交渉権を持っている人権団体は、人権連、解放同盟、自由同和会、これは自民党の友ぎ団体、友好団体ですよ。この3団体です。人権連と自由同和会は、先の部落差別解消推進法に対して、この法律は、ここまで進んできた部落問題の解決にとって新たな差別を掘り起こし、差別問題を固定化しかねない、逆流となるということで、そういう観点から反対しました。

今年の2月、福岡県議会で、一部勢力の意を受けて、福岡県部落差別解消条例なるものが成立しました。これらの勢力は、法律に魂を入れるということです。不当な補助金の要求や公共事業への進出を図るものと予測されます。これらは絶対に許

すわけにはいきません。7月22日月曜日のさっき申しました対県交渉でも、差別条例を利用して、エセ同和団体や反社会的勢力が同和団体を名乗って、補助金の要求または企業をつくるなどして公共事業の指名入札に進出してくる。これらを絶対に防がないと、逆に差別が大きく広がると厳しく追及しました。県側も、警察側が公共事業については、自治体から情報を取寄せて、下請業者まで反社会的勢力との関係があるかどうか、また、エセ同和かについて調べているとの回答を伺いました。私たちは、私たちの意思を警察側に強く伝えるように要請しました。

町として、エセ同和団体と反社会的勢力に対して、どのような考えでどのように対処していかれるかについて、箱田町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

公共工事入札関係につきましては、粕屋町は指名委員会というのがございます。

その指名委員会におきまして、こういった反社会的団体あたりの排除、規制関係を考えております。

私が言うよりも担当、そのキャップであります副町長のほうから答えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

川口議員のご質問にお答えいたします。

町として、公共工事等の実施時における反社会的勢力への対応といたしまして、平成22年3月に、粕屋町暴力団排除条例を制定しております。第6条において、公共工事等により暴力団等を利することとならないよう、暴力団等と関係があるものを入札に参加させない等の措置を講ずる旨を規定しております。更に請負契約作成時におきましても、暴力団等の排除に関する条項を必ず盛り込むよう関係各課に周知徹底を図り、公共工事等から反社会的勢力を排除できるよう努めております。また警察のほうから、暴力的組織等と関係があることが判明した事業所について、その情報を受けております。

それをもとに、当町の指名登録を受けている中に該当事業者が含まれていないか確認を行って、指名委員会を開催しておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

こういうエセ同和、反社会的勢力に対しては、厳しく対処していただきたいとい

うことをお願いします。

続きまして、ちょっと、これは質問項目に入れてなかったんですが、つい最近です、ね、こういうことが起こったんで担当課にやっぱり言うておきたいと思います。

ある事業者にある産廃関係の会社から電話があつて、また訪問もあったそうです。内容は、事業所ごみを安く引取りますということです。名刺も置いていってます。会社名も分かっているし、誰が来たかっていう名前もちゃんと私つかんでます。次の2点、答えられたら答えてください。粕屋町で事業所ごみを収集している会社がありますが、それ以外に事業所ごみを引取る方法があるのかどうか。2番目は、一般に産廃のほうが事業所ごみよりも引取料は高くなると思うんですが、安くなるという方法があるのでしょうか。環境課長さん何か、答えができれば答えてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

今のご質問で、まず1点目は、事業所のごみを排出する、収集することができるのかということですかね。一般廃棄物につきましては、許可業務で出しております。それで一般廃棄物を収集する場合においては、許可を出した業者ということで、収集はその業者のみができるというふうになっております。

産業廃棄物につきましては、産業廃棄物は事業所から出される部分におきましては、事業系一般廃棄物と事業系産業廃棄物がございます。その金額というのはこちらでは把握はしておりませんが、産業廃棄物であれば、一般に公表してある産業廃棄物の収集運搬業者のほうに収集を直接依頼をされて、処理をさせていただいてるというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

ちょっと、説明趣旨も悪かったと思いますけども、後でまた話に行きます。

2番目の項目に移ります。会計年度任用職員への移行計画の進行状況についてです。1番目、非正規職員の移行の聞取りの現状について。

今年の3月での私の質問に対して、総務課長は、1月1日現在で嘱託職員は103名、臨時職員、これは、質問通告書を提出した日付ですかね。それで実数が199名と報告されました。200名でもいいですよということでした。非正規の職員は合計で302名となります。非常に多くの非正規職員が働いていることとなります。むしろ非正規職員なくしては、役場の機能を果たすことができない事態に陥っていると。正規職員が、定数が200数十名だったでしょう。だから、60%近くが非正規職

員というふうに思うんです。3月議会で、私は次のようにも質問しました。会計年度任用職員に移行される職員はどの範囲で何名になるのかと尋ねますと、総務課長は次のように答弁されました。各所管と協議などを経まして、ご本人に非正規の職員の方々の当然ご意向というのもありますので、これを反映していく必要があるのかなと思いますということでした。また、こうも言われました。現在雇用しております嘱託及び臨時の職員につきましては、ほぼ会計年度任用職員のほうに移行する対象になるものというふうに考えておりますというふうに答弁もありました。

それで質問なんですが、嘱託職員、臨時職員で会計任用職員に移行を希望されている方は、おのおの何名でしょうかということ、嘱託職員103名のうち、フルタイムは何名、それからパートは何名。臨時職員概ね200人とおっしゃったから、200人で結構ですが、200人のうち、フルタイムが何人、パートが何人というふうに教えてください。

お願いします。総務課長。どちらでもいいですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まだですね、具体的に各個人さんが会計年度に移行されるのか、別の手段というのがあるんですけども、どういう形になるのかというのが一人一人ここが決まっているわけではございません。ただ、もう事業単位で、同じ事業同じ仕事をしてある方の中で、この方は会計年度です。この方は別のことで、っていう形にはちょっと現実的ではないかと思えますんで、事業単位でその辺が決定をしていくようになるかと思えます。で、大体概ね今300名程度いらっしゃいます臨時嘱託職員の中で、3分の2程度は会計年度職員のほうに移行されるのではないかというふうに見込んでおります。その会計年度職員につきましては、全てパートタイムと。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

全てパートということで、次の質問が困りました。会計年度任用職員の処遇問題について、進めていきます。そうだなあ、フルタイムがないということだから、フルタイムの問題はもう質問できないですね。それでは、パートタイムの項に質問としますか。

続きまして、パートの会計年度任用職員の場合の問題ですが、大体パート職員の時間数ですけど、例えばフルタイムだとですね、38時間45分ということになるんです。パートタイムの場合は、大体基準は何時間、週当たり何時間ぐらいになるんで

すか。例えば20時間とか、30時間とか、何かこうなるんですか。北九州市の場合は、パートの場合は30時間、それぐらいで大体いっとるみたいですが。

粕屋町はどういうふうに考えてありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

今現状で、臨時、嘱託かかわらずですけれども、一番長い方が一日の勤務時間が7時間半ということになります。

実際、現状の働き方でもそうですし、今から会計年度に移行しても同じなんですけれども、短時間の勤務の方や、週の勤務日数が短い方もいらっしゃいますので、月時間、週時間で言いますと、人によって変わります。最大で1日7.5時間、週で言いますと37時間半というところの勤務が最長という形になるかと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

私はちょっとフルタイムの職員が出てくることを希望してたんですけど、パートではちょっと期待外れなんですけども。そしたらどうするか。これで行きますか。

2番目は継続して勤務ができるのかどうかという問題ですが、フルタイムの場合は、これ相当影響してくるんですけども、パートタイムでも、継続して勤務ができるかどうかというのは、その人の将来にわたって非常に関係があると思えます。パートタイムでも、どういったらいいですかね、継続してですね、会計年度は1年間ね、4月から3月までの会計期間中になるんですけど、翌年にはまだ継続して、勤務できるかどうか。

そこのところについても答弁をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

あくまで会計年度任用職員という制度は会計年度が単位となっておりますので、新年度、新年度を迎えるごとに新規の雇用というのが、国の今度の新しい制度上の建前でございます。当然、業務の継続性っていうのが私どもも必要でございますので、今いらっしゃる職員さんについては、そのままスライド移行していただきたいというのが希望でございますし、そのつもりにしております。

毎年度、それを一旦公募をかけまして、また同じ方に募集をしていただいて、そこを採用できるかどうかはまたその年度次第という形にはなっておりませんが、

も、総入替えというのは当然、業務的にあり得ないかなというふうには考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

私は、この自治行政局の総務省から、これ読まれたでしょ。検討してありますよね。これに基づきますと、フルタイムの場合だと繰り返し、繰り返しして5年ぐらいまでは、これに書いてあるんですよ、記述があるんですね。

それで、フルタイムと同様にパートも、長期間5年以上勤務ができるんですか。その可能性について。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

そのあたりが、国のQAでも両方の書き方がされてありまして、私どもも両方に対応しないといけないんで、なかなか今後困るところなんですけれども。

先ほど言いましたように、業務の継続性から考えますと、同じ方、引き続き勤めていただくのが大変ありがたいというところなんです。制度上は単年度の雇用ということで、毎年度新規の雇用になります。当然公募をかけて新規、何らかの選考かけて採用するんですけれども、この公募をかける時点で、例えば議員の言われます5年経過していることを理由に、募集対象から外すということは、国のほうもしてはいけないよということをおっしゃるので、募集していただいて採用、問題なければ採用していくという形になるのではなかろうかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

このマニュアルによりますと、これ52ページに問91で任用期間が5年以上になった場合でも、として書かれてありまして、5年以上となった場合でも可能性があるというニュアンスがあるんですよ。そうすると、あるいは20年も30年も任用できるのかという問題がちょっと出てくるんですが、そういう問題はどうなるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

ちょっとなかなかそこら辺は、私たちもまだ情報をです、つかみ切れておらない。今後、国の対応がどういうふうになってくるかなというところを注視していく

必要があるのかなというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

フルタイムのことがちょっと抜けてるんで、もうこれ以上質問がなかなか難しいんですが、例えばパートの場合だとすると、いろいろな手当がありますけども、最終的には、期末手当はありますよね、当然。どうなるのかな。勤務して6箇月を越すと、期末手当がつきますよというマニュアルの説明がありまして、そして、1年越して次の年、またなるんですが、要するに、給与関係はやっぱ昇給をしていくんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

期末手当のほうから申し上げますと、議員言われるとおりの6箇月以上勤務される見込みがある方については、期末手当がつくという形になっております。また、昇給につきましては、会計年度職員用の給与表を設けまして昇給をするという形になっております。

ちょっとあまり具体的な制度、今回委員会等でもご説明を差し上げる内容なので、どこまで踏み込んでいいかちょっと悩みながら回答しておるんですけども、一応給与表を定めましてですね、ある程度職員のように、ずっとではございませんけれども、昇給をするような制度に設計をしているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

フルタイムの場合だと、級数と号俸が一般的に非正規職員の場合ありますよね。どこの級にどこの号俸に勤務したときに所属するかというのは経験年数とか、諮って決められていくわけですけども。そういうのはパートにも採用されるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい。あと、なかなか具体的な数字を出さないと説明しにくいところになっておりますけれども、言ってしまいますとその4級の給与表を設けております。年間で4級昇給しますので、要するに1年たつと1番上までいってしまうという形でございます。例えば実際勤務を始める際に、どこから始まるかという内容につきまし

ては、過去の経験年数等も勘案して、例えば4級上がったところから始まるという方もいらっしゃるようなふうになります。

その金額につきましてはとにかく現給保障をですね、今の給与を保障するという点はですね、もうそれを最優先事項といいますか、優先して考えておりますので、現給から下がらないような形で給与表に当てはめていきたいというふうを考えているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それでは、次の質問に移ります。

移行措置についての政府の財政補助の計画の問題ですが。新聞がちょっとあるんですけども、自治総連という自治労とは違う自治総連という労働組合があります。そこでは、財政省前でやっぱり会計年度任用職員制度への移行の財源の要求をして、統一行動なんか組んで、政府にその補償を要求してるんですが、粕屋町も移行に当たっての概算要求をしたと思うんですね。

パートの人3分の2ぐらいですかね、200名ぐらいになるんでしょうが。それについて概算要求されたと思いますが、幾らぐらい要求されたんでしょう。

なかなか厳しいかと思いますが。常に概算要求はするでしょうが、当然。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

すみません、今、私の記憶の範囲では概算要求まではしておりません。大体かかるであろう費用の調査があったという段階であったかと思います。恐れ入ります。

その金額まで今ちょっとすみません、把握をしておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

何か政府予算案を決めるときは概算要求を必ず調査する必要があるんですが。これは人件費じゃないですよ、物件費としての要求ですよ。分かります。いいです。答弁できないわけで。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

結構です。はい。そしたら、当然これは交付されてくると思うんですが、交付さ

れてくるのは3月にならないと分からないということですか。概算要求を出してない。出したと。

交付されてくるときは、会計年度職員の給与とかいうことでぽんと出てくるんですか。それとも各所管に分かれている物件費で入ってくるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

県のほうなどにも、例えば会計年度に制度移行するに当たって、例えば補助金であるとか交付でどのような財政措置があるのかとかいうことを尋ねておるんですけども、まだ具体的なことは決まってないというようなふうに聞いております。

恐らく、今回、制度移行に当たって全く新規に増加する費用、例えば、退職手当これはフルタイムですから、うちの場合は関係ないかもしれませんが、退職手当かあるいはシステム改修が必要な場合はシステム改修費だとか。そういったものについては、恐らく交付税措置をされるんじゃないかと思込んでおりますが、詳細は分かりませんというようなところが県からいただいている情報でございまして、それ以上につきまして私どもまだ把握してない状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

今度、会計年度任用職員制度という採用の仕方が出てきました。

それで、役場職員の採用の仕方は、正規職員として試験採用します。それから、会計年度職員として採用しますよね。それから自治法に基づいての嘱託職員の採用。それから、臨時任用採用ですよね。職員の採用、4通りの採用に今度発生することになりますよね。ということになると思いますが、それは確認できますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎7番（川口 晃君）

議員の言われるとおり、地方自治法等を各法律条文に基づいて、今回の法改正で、その条文が例えば新設されるものがあったり、あるいは書き換えられるという形で改正されるものあって、該当する場所が厳密化、厳格化されるというところがございますけれども、雇用にかかわってる法律としましては、同じものという形になります。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

会計年度任用職員に該当しない非正規の職員がこれはまた発生しますかね、しませんかね。それ以外で。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

全国的に厳しい地方財政の中でということ、どうしても必要になっておる臨時、嘱託、非正規の職員さんについてなんですけれども、会計年度任用職員制度の移行に当たりまして、業務委託という形で、民間の活力を使える部分とかないかとか、そういったところの検討もさしていただいております。

業務内容の整理とか必要になりますので、所管しております各課と今協議を進めて、業務の洗い出し等を行っております。今後、委託先の公募等にかかる費用につきまして、これそれこそ今度予算委員会のほうでご説明を差し上げるように考えております。

会計年度任用職員ではない部分につきましては民間への活力利用という形での職員さんが一部発生をしてくるように想定をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それは、民間からの派遣ということですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

派遣ではございません。業務委託という形になります。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それでは、大体会計年度任用職員の町の考え方の概略が分かりました。それでは、次の問題に移ります。3、最後ですね。通学道路及び一般道の危険箇所の安全性。柚須信号から阿恵橋信号までの歩道の拡幅及び電信柱の移動についてです。

電信柱の移動については、以前、これ要求しております。移動についての調査を九電のほうに依頼してるというようなことも聞いております。

その結果についてちょっと報告をお願いしたいんですけど。

担当課長で。田代課長。部長でいい。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

ご質問の件は、平成26年の6月に質問内容としてはいただいております。

現地調査を行いまして、結果として車両の通行量が多く、歩道幅員が約1.5m程度しかないというようなことで、電柱も建柱、その中にですね1.5mの中に電柱も建柱されておるといようなことで、危険防止のために歩道からの転落防止柵、こちらのほうを当時設置して歩行者の安全確保に取り組んでおります。

電柱を移転する、若しくは歩道を広げるということになりますと、おのずとそれに対する用地が必要となってきますので、その用地の確保が優先される事項だというふうに思っておりますので、その点が解消できれば、移動等ができるかというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

一つ提案です。あの道路に対してですが、北側には数箇所家はまだあるんですけども、空き家になった家もあります。北側。で、工場の敷地が空間もかなりありますので、北側に道路を移動して南側の歩道を拡幅するっていう案も一つは考えられます。2、3軒家んとこひっかかるんですけどね。ま、できるところから出発するというだけでもいいんじゃないかというふうに思います。時間がありませんので、よく現地を見て可能なことを考えていただきたいというふうに思います。

最後の質問です。須恵川西側道路と県道607号線が交わる土井の内のTの字交差点の改良問題です。もう昔から非常に危険だったんですけど、扇橋信号で車が渋滞して、原町方向に向かって左側車線がいつもこれが渋滞しています。そして、その上に朝方は、扇橋の方向から須恵川に向かう、右折して須恵川道路に向かう車数、それが数台並んで、須恵川のほうから来て右折する車、博多の方向に行ったり志免の方向に曲がって行く車が、非常に南側が見にくく危険です。

食堂喰焼処と粕屋診療所の間に志免からの道路があるんですけど、これと須恵川からの道路を結んで、ここに信号をつけて四叉路交差点にするというのが、昔からね、20年30年ぐらい前から近くの人たちは言っております。

そういう要求があるんですが、それを検討していただきたいというふうに思いますが、箱田町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これにつきましても、担当所管のほうがですね、いろいろ調査研究しておりますのでお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

ただ今議員が言われましたように、須恵川西側ですね、ちょうどこれ土井の内砂子田線と言いますが、こちら粕屋中学校の通学路というふうなこともなっておりますので、平成30年度に歩道のほうの拡幅の工事を行ったところであります。

交差点の改良についてですが、福岡県土整備事務所により、県道607号線、これ千代粕屋線ということで整備を行っております。これは平成21年当時なんですが、その際に警察等も交えて協議は言われております。今の現道のちょうど2路線、これを今の現況のまま交差点を作るということになると、かなり大きな交差点になってしまうので、それはもう警察としては認められないというようなこともありまして、当時、町道2路線、この位置をずらして十字の交差点。先ほど言われました十字で結ぶというような交差点の整備をするというこの内容でも、検討は行われております。当時、県土整備事務所のほうで、用地等の話を地元の地権者の方にもお伺いしておるようですが、同意がとれないというようなことで実施できないというような結果になっております。最終的に警察協議等を経て、現状の整備でやむを得ないというようなことで現時点になっております。

町としては先ほど言いましたように通学路等がありましたので、30年度に歩道の整備をやって、安全確保に努めたという現状でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

もう時間がありませんけど、改良工事を何とかですね、実現していただきたいというのが地域の要求であることを伝えてから、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（7番 川口 晃君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて予定いたしておりました本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆様にお知らせいたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は4名をもって終了といたします。よって、明日11日水曜日に4名の一般質問を実施いたします。お時間の都

合がつかますれば、明日も引き続きお越しいただきますよう御案内を申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後 3 時11分)

令和元年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和元年9月11日（水）

令和元年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月11日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 9番 | 福永善之 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 4番 | 安藤和寿 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 5番 | 中野敏郎 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 2番 | 井上正宏 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 末若憲治 | 9番 | 福永善之 |
| 2番 | 井上正宏 | 10番 | 久我純治 |
| 3番 | 案浦兼敏 | 11番 | 本田芳枝 |
| 4番 | 安藤和寿 | 12番 | 八尋源治 |
| 5番 | 中野敏郎 | 13番 | 木村優子 |
| 6番 | 太田健策 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 川口晃 | 15番 | 小池弘基 |
| 8番 | 田川正治 | 16番 | 鞭馬直澄 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次
税務課長	中原一雄	収納課長	臼井賢太郎

協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	吉 村 健 二
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課長	安 松 茂 久	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
会 計 課 長	藤 川 真 美		

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めまして、おはようございます。

先ほど小池副議長より、十分程度遅れるとの連絡が入っております。

従いまして、ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、また答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か、明確となるように声に出して挙手をされますよう、併せてお願いします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号9番、福永善之議員。

(9番 福永善之君 登壇)

◎9番（福永善之君）

議席番号9番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を始めます。

昨日の一般質問で、町民の意識調査のアンケートを総務部長のほうで、これは久我議員の答弁ですかね。久我議員の質問に対して、総務部長のほうから毎年、町民意識アンケート調査を取っていると。その対象は、粕屋町内の3千人を無作為抽出して、郵送方式によって取っているということでありました。それから、同じく昨日、本田議員の質問に対して、町長のほうが、職員アンケート調査を実施したと。聞き取りですかね。したということで、答弁をされておりました。

昨年の9月に、箱田町長が、始めて職員時代と副町長時代は本会議に出られていましたが、町長としては初めて9月議会、仕切られたということで、そのときに私が鮮明に覚えているのが、今までの公務員の在り方っていう、頭の中に描いてる在り方っていうのを、ごろっと変えられるような発言をされました。何かというと、外に飛び出せ、出ていけ公務員ということですね。私的な一般的な感じだと、公務員っていうのは、自分の陣地にお客さんをただ呼び込むだけかなというようなそういう見方でしておりましたが、いやもう違うぞと。時代が、これからは住民ニーズを、公務員であろうと聞き取っていかないといけないという、そういう発想のもとで恐らく外に飛び出せと、いう感じで自分は考えておるといふ発言をされたと思

ます。

昨日二つの住民の意見を求めるような感じの発言をされましたことに対して、まずですね、ちょっと私の質問と関連がしますので、総務部長から、町民意識調査の目的は何でしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

様々な施策を町のほうで行っているわけですがけれども、それに対して町民の方々がどのような形で町政のほうに意見というか、好感を持ってあるか、そういうものも含めて、いろんな立場で、視線からですね、調査をやっているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

すみません、町長のほうもよろしいでしょうか。

所信表明のときに、今までの公務員の在り方っていうのをですね、根本的に私からすると変えるような、外に出ていけという感じで言われましたが、町長自身はどのような感じで、そのようなことを述べられたのかお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私がですね発言しました「外に飛び出せ公務員」。これはですね、二つの側面がございます。

まず一つは、従来の行政組織の在り方は受け身の行政でした。役場の中、庁舎の中において、要件があられる住民の方が来られて、その要件を申請、また相談してそれを受け付けて処理するという形でしたが、それではだめだと。やはり積極的に外に出て行って、現場を確認し、その現場で問題点があれば、すぐ対応するような、機能的なですね、役所作りを今からしなくちゃいけない、という一つの仕事の延長上の積極的な、外向きのやり方が一つ。

もう一つは、職務から離れて、自分の地域、若しくは自分の趣味、学校、PTA色々ございますけれども、そういったその職務とは離れたところで、様々な住民の方々と触れ合い、意見を交換し、コミュニケーションを行うことで、自用にもなるし、やがては、それが行政のレベルアップにも繋がると、いうその二つの側面で、昨年9月に就任したときに、「外に飛び出せ公務員」というキャッチフレーズを投

げかけております。

ちなみに、内容は、昨日私が申し上げましたけれども、およそ90件程度の外での活動があつてるようでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永委員。

◎9番（福永善之君）

総務部長も町長も、やはり私が感じ取った、今答弁された中では、やはり、色々なアンテナを張って、やはり、今、納税者である町民がどう思つてるのかとか、職員であるとも公務から離れて、実際に公務ではない、一民間人として、納税者と触れ合ったときに、どういう意見を持っているのかということ吸い上げて来い、という趣旨の考えを持たれているんだなというふうに理解をしています。では、今回私の一般質問を始めます。

これは、地域消防団の在り方についてということで、消防団っていうのは、全国各地地方自治体があるところには、もう存在してゐるのではないかというふうに考えてます。かなり歴史的に古い、長い組織になっておりますので、なかなか伝統とかそういうところ。先輩・後輩とか、上下関係とか、色々なしがらみがあつてっていうことも組織の中ではあるかと思ひます。

本年の4月4日に、現役の消防団員の方から、これ匿名を希望されておりました。自分の名が出ると本当まずいということで、匿名希望で私の個人メールのほうに、かなり長文で投稿がありました。長文のメールの内容は、その方は現役の消防団員で、子育てをされておられます。内容の文面からしても、その方のお父さんも消防団に入られておりましたので、おのずと自分も抵抗なく、消防団に入ったのかなというふうな方であります。その中で、消防団活動を積み重ねる過程において、やはり色々な疑問というのが沸いてきたという感じですか。これは消防団の組織だけではなくて、我々も色々な組織に属していると、その組織の中のやっぱり、これってどうかなとか、ここは改善したほうがいいんじゃないかなとか、ここはいいことだなとかですね。それは色々なやっぱり意見等は出てくると思ひます。だから、その方が消防団組織に属して、自分がこれどうなんだろうという意見というのは、これはもつともなことだなというふうに私は感じております。

ただ、そのもつともなことが、その組織の中で上げることが難しいというのが、ちょっと問題があるかなという感じではあります。数回のメールのやりとりをさせていただきました。まず、私から申し上げたのが、言わんとしていることは分かりますと。今の消防団の在り方、全国的な伝統のある組織の中で、それを言う。組織の中で、内部から発言することの難しさも分かりますと。ただ、まずは、周りに、

そういうことを上げるような環境を、まず自分からそういうことをしていただく必要があるんじゃないかと。いうことを伝えましたが、やはりそれは難しいということでありました。私も、役場の職員の方で消防団を経験された方、多々いらっしゃいますので、色々なご意見も聞きました。その中で、消防団っていうのを否定するのではなくて、ただ組織としての在り方。例えば、そういう意見が上がったときに、やはりそれを受け取れる、受け入れられるような組織体系が必要ではなかろうかということで、質問をまとめております。

では、まず一番目に、これは、西日本新聞社が、今年の1月25日に、新聞でマスコミ発表しております。「若者離れに懸念、消防団どうあるべきか」と題して。これは、西日本新聞社の中に特命取材班っていうのが設置されているようです。消防団員の方が、その特命取材班のほうに恐らくコンタクトをとられてっていう感じの流れだったと思います。西日本新聞社のほうで、福岡市の消防団、63ぐらいあるみたいですけど、63の消防団に対して聞き取りのアンケート調査をやったということでありました。

まず、質問を始める前に1月25日付のマスコミから発表された新聞の記事は、参照していただけましたでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

1月25日の新聞、拝見しております。はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

それでは、新聞記事を参照しながら質問させていただきます。

まず、1月25日の前段階といたして、同じく同じマスコミが、昨年9月の25日付で、「消防技術を競う操法大会の訓練に励む消防団員」ということで、記事を出しております。その中で、団員への報酬に関する記述がございます。これそのまま読ませていただきますね。団員への報酬はそれぞれの市町村条例で規定されている、これは粕屋町も、消防団条例がありますので、その中に明文化されております。福岡市の場合、団員個人の口座に直接振込む。一般的な団員な場合は、福岡市の場合、年額3万6,500円、粕屋町は2万8千円。出動ごとに、原則7千円の手当、粕屋町は3千円、入団する際に、口座振替依頼書を記入し、各地域の分団を通じて市に提出する仕組みだというふうになっております。

では、粕屋町の場合は、団員個人に振り込むような手続きをなされているのかお

聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

私どもの条例にもこのような文面はありますけれども、第15条に報酬及び費用弁償という形で、消防団には別表第1に掲げる額の報酬及び費用弁償として旅費を支給するという形で支給方法については、この中には、明文化というのは、銀行に口座に振り込むというふうな形ではしていませんが、本人に支払うという形で文面としてはとれると思います。町としてどのような形で、支給をしているかという形のご質問だと思いますので、それまでお答えさせていただきます。

私どもも、このような記事を含めまして、消防庁からも既に平成20年に通達が出ております。やはり、個人の労苦に対して支払うべきなので、できるだけ改善をするようにという形で通達が出ておりますので、その当時、20年から分団長会でも役員会でも含めて協議をし、本人の了解を得てではございますけれども、分団のほうに支払っております。分団を通じてというかですね、受領して、個人のほうに支払うという形をとらしていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

消防庁の通達もあるということもご認識はされてて、条例では、確かに第15条に旅費を支給するというところまでしか明文化されてなくて、個人に払うのか、それとも分団に払うのかってところが、明文化されておりませんので、今のところは分団に。分団が口座を持っているということですかね。分団のほうに振込んで、分団のほうから、分団の判断で、各個人、消防団員のほうにお渡ししていくという流れをつくってるということでございます。

ただですね、そのことに対して今、総務部長のほうでは聞き取りをされたということで、今、ニュアンス的に承ったんですけど、各消防団員の了解を得た上で分団が受領すると。その分団が受領したやつを、各個人にお渡しするという流れがあるんですけど、それは、各消防団員がそれを本当に納得の上で、そういうシステムに賛同されているのかってところは、確認はされたのでしょうか。

ただ、分団長に確認しただけなのでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

平成20年当時、通達も出ておりますので、そういう形でやっておるんですけども、今現在、出動手当等は、一人どれ位でしょうか、平成30年度の出動回数というか、出動手当の回数と、それと総額と、あと団員の数あたりから比べますと、15回から20回ぐらいの色々訓練から、消防団実際の消火活動も含めて出動しているようでございます。

その出動記録を、各分団、各個人宛に記載をしまして、表をつくりまして、各個人が出動に間違いはないかという形で、確認をするとともに、出動の旅費については、分団で受領することに問題ありませんという形の文書も含めて、各個人から印鑑をとった上で、分団のほうに代表して受領をさせていただいているのが、今の現状でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

福岡市消防局、消防団課のキハラ課長さんというのがですね、この件に関して、コメントを寄せております。団員個人の連絡先や勤務先と一緒に口座番号もシステムに入力している。個人に支給されないということは、まずあり得ない。

これですね、これは今までの流れなのでそれも仕方ない、そこを批判することではないんです。ただ、今、やはり町から支給されてるお金っていうのは、一応税金になりますので、監査が入った場合は、非常にこれは何でこういうややこしいことするのか。ちゃんと正規にその分団、個人に払って、その個人が最終的に判断して分団に譲渡するのであれば、そこは問題ないと思うんですよ。ただ、これを一旦分団が集めて、分団から資金を提供していく。その分団が集めた資金が実際にどう使われているのかっていうところの、そこを監査で突っ込まれたらですね。内部監査は恐らく緩いから大丈夫と思いますよ。ただ、外部の全く粕屋町の関連のない方たちが監査に入った場合、どうなってるんですかと。それに対して答えられますかっていう話になってくると思うんですよ。だから、記事には、全部が全部ではありません。これは福岡市です。粕屋町でもありません。ただ、この福岡市の例、それから匿名取材班に全国各地から寄せられた意見の中には、分団でプールして、そのプールしたお金を分団の活動費にも使ってるとか、色々そういう声が上がってるんですよ。

そういう中で、やはり税金の使途の透明化っていうのは、今後していかないといけないんじゃないかなというふうには考えてますが、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

今、団員のほうで、出動手当と報酬等ですね。活動費から色々な消防団活動の中の、様々なものに使っているというふうなご意見でございますので、それは各分団で、当然監査も受けて、それから、各分団においては、地域からの、やはり貢献。地域にも貢献しておらっしゃられますので、地域からの補助金等も幾らかあつてるようでございます。

それも含めて、消防会計として、各区にも報告されていると、いうふうな認識でございますので、それは適正に処理されてるのではないかというふうに、考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

全国的にある消防団なので、これはもう粕屋町だけ変えるっていうことではないから、答えにくいっていうのは分かります。ただ、今後、こういうのが、やはりこの中で一番最後に、消防団にかなり精通してる大学教授の方のコメントも書いてあります。これ、なるほどなっていうふうに読み取ってください。

報酬の問題も含めて、昔ながらの封建的な慣習が引き継がれていることが多いと。若い人は、もうそれを、そういうことを嫌う傾向が強い。時代に適応した仕組みに変えていけないと、やはり組織の維持が難しくなるのではないかと、いうふうに書かれております。これは、やはりとても、この場で答えられることが難しいという事案と私も思いますので、ただやはり、こういうことをきっかけに、一度やっぱり話し合っていくべきかなと。

先ほど冒頭に申しましたように、町民の意見をやはり吸い上げると。実際に伝統的な流れの中で、上下関係もある、先輩・後輩の流れもある。その中で変えていくっていうことはかなり難しいことだと私も思うんですよ。これは、学校PTAでも一緒に、自分たちがやったことを、例えば、今の時代の人たちが変えようとする、と、やっぱりきます。くるそうです。何で俺たちがやってることを、全部全否定して変えようとするんだとかですね。やはりそういう圧力というか、そういうことがやっぱりあるみたいです。

ただ、なかなかそういう声が上げられないような組織というのは、やはり私はまずいと思うんですよ。声をやはりちゃんと受入れて、その声に対して、改善すべきことがあれば改善していこうとか、みんなが思っていることなのに、そういうこと言っちゃいけないとか、そういう空気にさせるようなことは、やっぱりいかなものかというふうに考えております。これはだから消防だけではなくて、色々なやっ

ぱり組織体系にまつわることでありますが、そういうことで、一度持ち帰られてください。次は、二番目です。ここは私が一番やってもらいたいなということで考えております。

伝統の継承は大事なことです。これは色々なことで、私も伝統がやっぱり潰されていくということは、私もよからぬことではないというふうに考えてます。しかしながら、伝統を受け継ぐ現役の消防団員の現状の意見、考えを、自分たちの活動、消防団活動に反映させることも、大事なことだと私は思います。消防団員の活動は、政府が推奨してますね。働き方改革の目的にも当てはめるならば、働く人。

今回、消防団に従事する人が個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにすることのようだと思います。私が受け取った匿名のメールの中で、その方が一点だけ申されたのが、多々問題はあるんですけど、もしよかったら、西日本新聞社が出してる新聞を読んでくださいと。私はもう読んでましたので、理解してますよと。その方が一点申されたのが、操法大会にまつわる在り方ということで申されました。冒頭に申しましたように、その方の属性というのが、子育てをしていると。まだ小さいお子さんがいると。ただ、操法大会という伝統的に長い歴史の中で、毎年続いているような操法大会に、その練習にかなりの時間をとられると。

もう昔でもなくて、自分たちは本業として生計を立ててるんやけど、消防団活動はあくまでも、その地域のために自分たちやってるんだと。そういう中で、1箇月近く時間をとられるというその在り方、プラスですね、その操法の大会の操法種目ですね。操法の種目が実際的に、現実的に、それが消防活動に本当に適合してるのかという、そういう疑念もあらわれました。これは、ここで答弁を求めることは恐らくすごく難しいと思いますので、これも持ち帰られてください。よろしいですか。

その方がやっぱり、是非お願いしたいというのが、アンケートをちょっととっていただきたいという希望がございます。中々組織の在り方として、自分たちの意見を上げるような、やっぱり吸い取るような、そういう組織体になってないんでしょう。だから非常に難しい。自分がそう思ってることを、やっぱり他人に、仲間たちに知られたくないとか、そういうことがやっぱりあらっしゃるので、アンケートをとっていただきたいという希望があります。

その中で、私が、アンケートのとり方として、一つ、皆さんにご提案をさせていただきたいのが、これは岐阜県の高山市消防本部というところが、平成30年の9月にA4サイズで54ページにまとめた、高山市消防団及び活動に関するアンケート調査報告書というのをですね、作成しております。その中にですね、団員アンケート調査、それから市民アンケート調査ということで、団員はもちろん全員です。市民アンケートは抽出して、送付形式で取っております。どういう内容を入れてるかっ

ていうと、ちょっと一部お伝えします。

まず、団員アンケートに関しては、消防団員の感想ということで、例えば入団の動機はいかがかと、やりがいはいかがかと、家族の理解度はいかがかと、そういうことを問うております。消防団の活動について、例えば改善点はあるかと、今後の消防団について、将来像をどう見据えているかと、そういう感じで問いかけをしております。

一方で市民アンケートに関しましては、消防団員の関心はいかがですかと、消防団活動への評価、それとか望む活動とか、イメージとかいかがですかというふうに、問いかけをしております。アンケート調査の目的は、これ消防団否定するわけでないです。消防団員や市民に対し、消防団に対する意識調査を実施し、その結果を分析して、今後の団活動や入団促進の取組みにつなげていきたいというふうに考えているそうです。

粕屋町も、恐らく入団に相当困ってられるところだと思います。これは一つの策として、アンケート調査したほうがいいんじゃないかと私も思いますので、その点についてどうでしょうか。

アンケート調査に関してですね。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎9番（福永善之君）

ありがとうございます。消防団も今、団員が、年々なかなか定員に及ばないというところも、分団もあります。

有事の際には、消防団の活動というのは、非常に町民に対して十分、生命と財産を守ると。そういう意味では、非常に重要な組織というふうな認識もございます。

なので今、議員さんから与えられました情報については、団幹部並びに町執行部とも協議いたしまして、これから、検討をすることというふうな形で、理解していきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

ではですね、今回の質問はこれで終わりにさせていただきます。

今、アンケートに関しまして、検討するということでございました。その方がやっぱり心配されてるのが、アンケートを実施した場合に、やっぱり、秘匿性の強いやり方でしてもらわないということがあったみたいです。例えば、分団単位で配布して、回収していただきとなると、分団の数自体の人数が知れてますので、そこで

やっぱり本音っていうのは書けないんでしょということだったので、できれば一括で配布されて、回収されるっていうやり方のほうが、一番その町民の意見、実際に現場でやられてる分団員の意見というのが、やはりどういうことを思っているのかっていうのが、反映、分かると思いますので、そういう試みも併せてお願いしたいと思います。

私の一般質問を終わります。

(9番 福永善之君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今30分を経過しております。ここで短いトイレ休憩をしたいと思います。

暫時休憩といたします。始まりを10時10分といたします。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号4番、安藤和寿議員。

(4番 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

まず、質問の前に、今日は2001年9月11日、アメリカ同時多発テロ事件から18年を迎えます。一連のテロの攻撃による死者2,996人、負傷者6千人、日本人の被害者数は24人、尊い命が犠牲になりました。犠牲になられた方にご冥福をお祈りするとともに、改めて、このような大惨事が二度と起きない平和な世界であってほしいと思っております。

また、話は変わりますけども、本日、一般質問にあたり、偶然にも誕生日を迎えることになりました。ここは笑っていただくところなんですけども。笑顔が出るような答弁を期待して、今回の質問に入らさせていただきたいと思っております。それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

質問事項1、2020年東京オリンピックについて。質問事項2、児童受け入れについてです。まず初めに、2020年東京オリンピック・パラリンピックについて、概要を簡単に述べさせていただきます。

東京での開催は、1964年、昭和39年の大会以来、56年ぶり2回目であります。アジア初の同一都市による複数開催となります。開会日は来年の7月24日、閉会日は8月の9日。参加205箇国と地域を予定。参加人数1万2千人以上を予定されております。競技種目数33競技・339種目。パラリンピック開会日は8月の25日、閉会日は9月の6日。競技種目数22競技537種目以上となっており、現在の実施競技状

況です。そこで質問いたします。

来年、東京で開催される2回目の夏のオリンピック・パラリンピックにおいて、開催地以外の地方自治体である当町は、どのような関わりがあるのかお尋ねいたします。

1 問目、参加国の事前合宿を誘致する自治体もあります。福岡空港から東京まで移動しやすい粕屋町は、かすやドームなどを利用した合宿など、参加国の受入れはあるのでしょうか。2 問目、糟屋郡7町の全体での動きはどうでしょうか。3 問目、粕屋町の子どもたちが関わることはあるのでしょうか。

1 から3 まで質問要旨を一括して質問いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

答弁をする前に、今、安藤議員がおっしゃったように、誕生日が9.11の世界的に悲惨な、事件・事故があったような日にお生まれになったこと。おめでたくもあり、非常にこれは逆に忘れられない。毎年この時期に、こういったことを起こしちゃいけない、起こせるような、起こさせるような状況になっちゃいけないということを、肝に銘じておかなければならないと思います。誕生日おめでとうございます。

オリンピックの開催につきましては、これは日本国全体、そしてまた福岡県、その県内に位置するそれぞれの市町村が、このオリンピック・パラリンピックの開催について支援していこうと、全国的に協力・支援を行っていこうという機運はもう盛り上がっております。つい先日も、聖火リレーについての協議をなされたところでございます。

ただ、この開催につきましては、もう既に私が就任する前から平成28年度からその動きがございまして、その当時からの経緯、そして今現在の状況を含め、担当所管課のほうからお話したいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

安藤議員のご質問にお答えをいたします。

実は、平成25年9月7日に正式決定をいたしまして、今、町長が申されたように、28年度からオリンピックに関する誘致につきまして、いろいろ県内でも動きがございました。平成28年度の前半にあたりますけども、粕屋町の単独、今議員がおっしゃいましたようにかすやドームを中心としたことも視野に入れて、うちのほうでも誘致ができないかということで検討いたしましたが、一つだけ課題がございまして、

宿泊施設の問題がございました。それで、当時三役のほうにもご説明をさせていただいて、糟屋郡7町での共同開催ということで、いろいろと協議をした部分がございます。協議を実施いたしましたのですが、残念ながら誘致することができませんでした。

同じ平成28年の11月につきまして、オセアニア地方、これ特定の国は申し上げられませんけれども、県のほうから再度打診がございまして、粕屋町でのかすやドームでの受入れについて打診がございました。それにつきましては、うちがかすやドームは利用可能ですよというお答えを差し上げておったんですが、やはり、宿泊施設の課題がございまして、残念ながら他市に決定されたという経緯がございます。それが誘致に関しての経緯でございます。3番までよろしいでしょうか。

2番目の糟屋郡7町全体での動きはということでございますが、二つの動きを実施しております。経緯をご説明いたします。一つは、来年5月12日13日に福島県を発出いたしました聖火リレーが、福岡県内、5月12日・13日に通過をいたします。それで、町といたしましても三役にもご相談申し上げて、その聖火リレーに参加しますという表明を、町のほうから去年の9月付で申請を行いました。ただこれにつきましては、県のほうがコースを設定するということで、残念ながら糟屋郡内では志免町のみ、5月12日に通過するというので漏れた経緯がございます。また、パラリンピックにつきましては、糟屋郡7町の町長会のほうで、採火式を共同開催するというので、これは意思決定が図られまして、予定としては、次年度開催地は志免町。8月の14日に7町で共同開催するというので、今、準備を進めておる状況でございます。

3番目の、粕屋町の子どもたちがかわることはということで、町内の子どもたちが直接的にかかわることに関しては、現在、計画はいたしておりません。ホストタウンが中心になってまいりますので。ただ、マスコット名称の公募、学校連携観戦チケット、これ学校単位での観戦になりますけれども、それと聖火ランナーの募集案内等は学校を通じて情報提供をしております。オリンピックに関しましては、ジュニアオリンピックが開催されておりますので、このジュニアオリンピックに、水球・ハンドボールの選手が出演しておりますので、町として助成をしているような状況です。県内のホストタウンを中心にイベントが行われておりますけれども、オリンピック選手・トップアスリートなどの交流機会がある場合には、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

ありがとうございます。やはり宿泊施設の問題等で、積極的に動かされた結果、ホスト的なことができないという状況はよく分かりました。

課長のほうからホストタウンのことを言っていたので、私も事前にちょっと調べさせていただきました。近隣町では、福津市、古賀市の共同でルーマニアの選手団を誘致するという事になっているそうです。2018年11月にルーマニアの柔道連盟との間で、東京オリンピックに向けた事前キャンプ実施に関する基本合意を締結しております。このことを契機として、地元農林水産物などを使用したルーマニア料理を提供するイベントなどを通じて、両市民のルーマニアに対する理解を深めるなど、大会終了後も報告会を開催したり、選手たちと特に日本文化や伝統、風土的なものを通じた市民交流を行うようなことになってるようです。

そこで、2020年東京オリンピックの大会に向けて、ホストタウンの推進が内閣官房、東京オリンピック・パラリンピック推進本部というところから発表がされておると思います。ホストタウンとは、日本の自治体と2020年東京大会に参加する国・地域の住民などが、スポーツ・文化・経済などを通じて交流し、地域の活性化などに生かしていくものであります。ホストタウンに登録されると、特別交付税措置として、交流活動の2分の1の支援が得られる。また、これに関して、現在登録数は375件、自治体では442件、外国地域152件など、被災3県、岩手県・宮城県・福島県の自治体を対象にする復興ありがとうホストタウンや共生社会ホストタウン。概要として、障がいのある外国の選手たちを迎えることをきっかけに、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーに向けた自治体ならではの、特色ある総合的な取組みを実施しておるということです。

そこで、ホストタウンのことが出ましたので、登録っていうのはされていらっしゃるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ホストタウンについては、登録は行っておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

いわゆるその中で、先ほど特別交付税措置があるということで、施設改修への支援ということで、ハードな面ですね。競技施設の改修の経費、いわゆるIFの基準、国際競技連盟が定める基準を満たすために、必要に既存の競技施設などの改修工事を対象に、地方債、地域活性化事業債配当率90%発行などがあります。また、バリ

アフリー化への支援など様々であります。

そこで質問いたしますけども、現在のかすやドームは、いわゆる I F の基準、国際競技連盟が定める基準になってるのかどうか、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

具体的には、どこまでが基準に適合するかというのは分かりませんが、確かかすやドームが開館されたときは、国際バレーといいますか、日本国内のトップリーグのバレー大会を誘致したことがございますので、メインコートに関しては、多分適合してるんじゃないのかなというふうには覚えてますけども。

それ以外、具体的に適合しているか存じておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

それでは4番目にいきたいと思います。2020年のオリンピック・パラリンピックが、東京で開催されると決まったとき、地方はこういった意見がありました。東京の話で、地方の人は関係がない。東京に公共工事が集中し、人手・物流の流れは東京一括集中。地方のインフラ整備も遅れるのではないかとといった後ろ向きな意見が多かったように思います。反面、世界の人々は東京という都市を見るだけでなく、日本という国に関心を持つと言われました。東京も地方もともにオリンピック・パラリンピックから得られる果実を手に入れようという思いから、五輪は地方が変わるチャンスとし、自治体単独でも世界に対して、町の情報発信をできる絶好の機会だと、積極的に活動している自治体もあります。

そこで、オリンピック・パラリンピックを、地域活性化のきっかけになるような取り組みをしていただきたいなというふうに思いますけども、どのようなお考えがあるか、町長いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

直接、オリンピック・パラリンピック、これはもう開催地に行って見るのが一番でしょうが、なかなか経済的な理由、時間的な理由で不可能な部分が多ございます。従いまして、その関連事業で、パブリックビューイング。よく野球あたりで優勝決定がなされるときに、東京で開設されているそのゲームを福岡で見る。そういった

画面といいますかスクリーンを広げて、みんなで応援するっていうことも考えられるかと思います。詳細は、この2020年の1月に詳細の公表があって、4月以降にそれぞれの申請等がございまして、たぶん内容はですね、NHK枠は無料、民法は有料というようなこともございます。

そういったいろんなハードルが考えられますけども、検討する必要があるかと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

2019年8月30日現在、まだホストタウンのない相手国・地域が55箇国ほどあります。地域の中でも少ない人数でオリンピックにされる選手など、様々だと思います。先日、サッカーのアビスパさんの件もありましたけども、何かしら今回、やはり、せっかく日本でオリンピックが開催されるわけですので、何か粕屋町にも足跡を残していただきたいなというふうに思っておりますので、今までアジア太平洋こども会議等の実績もあるかと思えます。小人数でも構いませんので、何かしら検討していただきたいなというふうに思えます。

では、次の質問に行きます。児童受入れについてです。酒殿地区開発事業など、将来人口増が見込まれます。小学校の受入れについてお尋ねいたします。これは初日に、田川議員のほうから教室不足の解消ということで質問がありましたが、今回は、仲原小学校をピンポイントにして質問させていただきます。

1 問目、予測される世帯数から校区内仲原小学校の児童数の増加が見込まれますが、受入体制は万全か。現在の教室数で対応できるのでしょうか。

2 問まで一括して質問させていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

安藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番と2番の質問を通してですが、あくまでもまず学校教育課の予想でお答えします。区画整理事業で、児童の増加数は個別住宅や集合住宅建設を想定して、最大で140人程度を見込んでおります。これらの児童を普通学級6つの学年に均等に振分けた場合に、現在の教室数では、受入れは可能であると考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

可能であるということで安心いたしました。このことは、やはり仲原校区内の皆さまも、すごく心配されておられるところがあります。それで今、課長が言われた対応が可能ということで、町民の方も、校区内の方も安心されるかと思えます。

しかしながら、マイホームのタイミングとして、やはり現在、酒殿のほうで行われております開発、ステーションタウン駕与丁公園南ということで、総区画数が154区画保有地。マイホームを建てるタイミングとして、やはり年齢は35歳、通常住宅ローン35年返済で考え、お勤めを引退する時期に終わるとというのが一つ考えられます。その中で、小学校6年間、中学校3年間、高校は置いといて9年間、地元の小・中学校に通うタイミングでマイホームを購入すると。

3番目、住みやすく子どもにとって環境のよいところであること。マイホームの立地及び家を建てる場所は、交通アクセスやふだんの買い物など、生活スタイルそのものが、マイホームの立地によって左右されると言われております。そこで、小学校の土地が高くなるとか。理由としては、小学校に通う内6年間は安全面への特別な配慮が必要ということで、購入者のアンケート調査にあるようです。そこで、ざくっと私は、154区画戸建てが増えるということであれば、約300ほど増えてくるのかなと思ったんですけども、最後ちょっと確認させてください。

140何名で、大体学校教育としては推測されてると、予測されてるということでよろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

一応ですね、算出としては、一応都市計画課のほうで想定した世帯数が310世帯ほどございます。それに対して、文科省のほうで発生率かけて、集合住宅による学級数の算定についての発生率の係数がありまして、それをかけまして、大体140前後の児童の人数を算出しております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

学童の受入れが懸念される場所であるんですけども、現状の仲原小学校の学童保育に関しては、待機等も出ておる状況であります。

待機、学童保育の受入れについては、どういう対応というか、体制なのかをお尋ねしてもよろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

仲原小学校の学童保育の受入れ体制は、平成29年度に増員を行いまして、現在は定員160名で運営をしております。

今回の酒殿の開発により、小学校の児童数の増加が見込まれ、これにより学童保育所の申込数も当然増加するとは考えてますので、これに対しては、施設面の整備、指導員の確保、また民間事業者等の活用等も含めまして、今から検討していく必要があるというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

課題は大きい形であるんですけども、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に4番目に移りたいと思います。今現在、もう第1期大規模改修工事が仲原小学校のほうで行っておられますけども、これが3期大規模改修工事計画まで一応予定されております。その中で、私としては教室不足等が発生するんじゃないだろうかということで、現在の現在というか内装工事は、どういった計画が、工夫したところはあるのかお尋ねしたいと思うんですけども。

ここに仲原小学校の創立100年誌がございます。それで当時、これを振り返ってみますと、4年2組だった私は、当時の教室は今、家庭科教室になっております。そういった中で、その都度状況が変化して、環境が変わって、教室も内装等もやり替えられてる。例えば理科室であったところが、教室に間仕切りをして、拡大して対応するっていう考えもあったんだろうと思います。

そのあたり、内装工事のほうは何か計画はされていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

仲原小学校の大規模改造工事は、令和元年度から令和3年度までの3期を予定しております。で、今年度の1期工事で、主に建物の外側を改修しております。で、内装工事につきましては、来年度、再来年度、2期、3期に行う予定で、現在設計中でございます。

具体的な案は今のところはまだ出ておりませんが、設計にあたって業者と協議を行う中で、学校の先生方の意見等を取り入れながら設計を進めてまいりたいと今、思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

今のところ内装、教室に改造するっていうところはないというところだったと思います。そこで、酒殿地区に焦点を当てるわけじゃないんですけども、マイホームのモデルハウス等もございますよね。事前に、例えば事前調査ではないんですけども、行かれてとか情報で、どういったご家族の構成の方が購入されるとか、見に来ておられるとか、そういった情報も次の万全な体制にいくこともいいんじゃないかなど。あくまでも見込みであるかと思っておりますけども。

そのときになって、いざとなったときに受入れがとか、そういったところもあろうかと思っておりますので、事前にちょっと情報収集等もしていただいて、対応していただきたいなというふうに思います。

最後に5番目ですけれども、上記の工事で、屋内・屋外を含めた総合的な問題解決に講じる検討課題は、ということでご質問したいと思っております。

私は46年前に仲原小学校を5年生まで通学いたしまして、それから、そのときの生徒数が938名というところで。その時点で、西小学校を開校し、西小学校に一年間だけ通学させていただきました。現時点での児童数は、947名ということで、昭和40年に給食センターも当時、仲原小学校にありましたけども、現在の教室、今改修されてる建物は、昭和42年施工し、53年が経過しております。昭和48年に開校100周年を迎えて、現在、46年が経過。体育館のほうは、昭和48年に竣工して46年が経過しております。

そこで、総合的な問題解決、今後の問題解決構じる検討されてる課題は何かございますでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

検討課題といたしましては、教室数の確保と老朽化対策であると考えております。現在の教室をうまく活用できることはないかと考えながら、また、長く安全にこの校舎が利用できるように設計を進めてまいりたいと思っております。

先ほどちょっと言われましたけど、例えば特別教室を普通教室に替えたり、あとは今してることは、耐久性が高い塗装を塗って、校舎の長寿命化等は図るように、その辺を今計画しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

答弁のほうありがとうございます。

今回の母校の100年誌を改めて読まさせていただいた中で、当時の石川登校長先生のコメントが載っておりました。創立100周年の歴史に榮えゆる今日の仲原小学校。威容を誇る白亜の殿堂を築くべく、あらゆる努力を惜しまれなかった当時の安河内作美町長をはじめとする町当局の方々、所見という形でコメントがありました。また、御手洗教頭先生のほうからは、石油不足から、ちり紙に至るまで店頭から姿を消し、物価は2倍、3倍とはね上がり社会は騒然となった時期だったということでありました。

これを読ませていただいて、そのときの町当局の方々の、先輩方のご努力っていうのがありましたので、今後、仲原小学校のいろいろな課題があるかと思えますけれども、ぜひともよろしく願いいたしますということで、一般質問を終わりたいと思います。

（4番 安藤和寿君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号5番、中野敏郎議員。

（5番 中野敏郎君 登壇）

◎5番（中野敏郎君）

議席番号5番、中野敏郎。一般質問を始めさせていただきます。

安藤議員は、誕生日の話から始まりましたが、なんら私の取り得はなくて、ちょうど半年前の3月10日というのが私の誕生日なんです。その3月10日というのは、子どもの頃は親父から、東京大空襲があった、そんな日っていうふうなことを言われて、それが頭にあったんですが。私の人生の中では、3月10日というのはすごい記念日なんですね。いろんな新幹線が開通するとか、高速が。そのときぐらいがちょうどいいんでしょうね。工事の関係とか、そういうふうなことがありました。ただ、それは余りにも関係なくて、1957年という年に私は生まれて、これが正に粕屋町の誕生日っていうか、3月10日だからその20日後。粕屋町は、私の弟分というふうな形にもなりますが、そういうふうな中で、だから自分の人生を、皆さんは、

粕屋町と思ってもらったらいいんですが。

ただ私がそういう中で、この粕屋だけじゃなくて世界中でっていうか、危惧するところは前回も取り上げました。そして今回は、本田議員も取り上げていただきました。そういうことで随分話もしやすくなったんですが、SDGs。そういうふうなことに對してすごく私は、興味・関心というか、そんなもんじゃないというか、どうなっていくだろう、この62年間でも相当暑くなりました。まだ今日も暑いですよ。こんなことがいつまでも続いたらやってられないなと思いますが、そんな思いを皆さんも持たれてあるんじゃないかな。

町長もこの間、提案させていただいたからどういう報告が出るか楽しみにしております。1問の質問をぜひお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

質問内容は省略されましたので、類推して。

1問目のSustainable Development Goalsと。これは本田議員さんが再三言われましたので、頭の中に残っております。この17のGoals、開発目標に對して、最初のころは、発展途上国。これはもう非常にその悲惨な状況があつて、貧困をなくそう、あるいは飢餓をゼロにというようなことで、これは開発途上国や後進国もですね、非常に切実な問題だろうと思います。そしてまた、そのあとのエネルギー関係、産業革命、人や国の不平等をなくそう、Sustainableに住み続けられるまちづくり、そういった日本が今抱えてる問題を目標として掲げてあります。

なお、それに、今後の新たな目標としては、中野議員がおっしゃった気候変動に對する対応を世界的規模でやろうじゃないかと。これは世界的規模といいますか、先進国は特に気象変化に伴って、それぞれの産業の在り方、排気ガス、あるいはそのごみも含めて、そういったことを考えながら、世界がSustainableに続くようにということで目標を掲げてあります。

粕屋町が居場所というよりも、粕屋町が何をしなければならないかという、手がかり、足がかりは、後半の7番目から以降の問題について全て該当するものと思います。ただその中で、粕屋町が非常に弱みと私自身も思っております。

これは中野議員も、あなたも非常に今までの中で、町に對してのご要望・ご意見もありましたが、男女平等社会の構築というようなことも、私は粕屋町が喫緊に對応すべき問題だろうとは思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

男女平等というふうな話が出るとは思いませんでしたが、確かに前回言って、私もこの後っていうか、この間ジェンダーのっていうふうなことと本田議員と、県のほうのあすばるでの研修受けたんですよね。そのときすごくうれしいこともあったんですね、SDGsが始まる。これっていうのは、ついこの間15年から始まったんですが、その前どなたか知ってますかっていうふうな質問があったんですね、SDGsの前は何かって言われてから、会場におられる方大部分の方が、こうやって手上げたんですが、教育長はもう知ってるから声が出てるんですが。その前はMDGsというのがあったんですね。私も知ってたもんで、こう微妙に手上げたんですが、この辺の話は置いて、そういうふうな形でいろんなところでSDGsが扱われている。

で、やっぱり私が思うところは、もうひとつ明快にもうこれやっていこうというふうなですね、これ別に町長じゃなくてもいいというかですね。何でかって言ったら、これっていうのをやっぱりそれぞれの担当の中で、教育部局であるとかいろんなところでそういうものを持ってほしいと思ったし、これどちらかというと町長がいつも言っておられるような飛び出せ公務員、そういう世界かなあと思うんですよ。で、この間というか昨日の報告でありました90件ぐらいのありました。先ほどもちょっと出ましたけど。

そんな中でSDGsにつながるようになっていうか、職員いなかったかなというふうなことを私アンケートの結果を知りたいなと思ってるんですが、そのあたりでちょっとご報告をお願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

直接はですね、つながらないかなとは思いますが、自然環境の関係では、地域猫といいますか、公園あたりで放置された猫に対する考えを地域猫ボランティアあたりにも加入して活動している職員もおります。そしてまた、広い意味で、本田議員さんも入っておりますが、バラサークルあたりも積極的にかかわっている職員もおります。

それと、やはり、これからの日本考えるときには、過去の日本が歩んできた歴史文化、それを翻ってみる、研究する必要があるということで、この古代文化、あるいは九州、粕屋だけじゃなくて、九州の古文化にもそういったサークルにも加入して研究・勉強している職員もおります。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

そうですね、さっと見て私もSDGsにつながるかなっちゅうな部分、いろいろ工夫していけばできるのかなというふうな気もしますが、私が一つ悔しいのは何かといたら、この近辺の町が、やっぱりSDGsなんかとっていかれますよね。

一番最初のSDGsの認定受けたのは、29都市ですか。そして、つい2・3月前ですかね、31。全国でまだ60しか、これ指定されていないんですよ。60というのはどんくらいか。全国の自治体の数、私もぱっと調べましたが、およそ1,788。県レベルも含めて1,788あって、わずか60。これは3.3%なんですよ。国が目標としてるのは、およそ3割かなっていうですね、3割ぐらいの自治体がこれに何か賛同してもらってというか、当然いろんな形でこれやっていかなきゃSustainableにはならないというふうな考えになるかと思うんですよ。

そういう中で、例えば福津市が、福津スタイルなんていうふうな言葉で、何か今度とってるんですよ。それから、大牟田市もこの間私もちょっと行ったんですが、教育委員会のほうが、1人もっていうんですかね、子どもたちの残さないというか、そういうふうな取り残さないというふうなことも言いながらやっていっている。それから、まだ九州各地いっぱいあるんですが、そんな中で一つ、私も知ったのは、モデル事業にならないとっていうか、これってというのは、上位10みたいなんですけど、そうすると3千万っていうふうな活動資金みたいなのも与えられて、なお一層励みが出るというふうなところで、私もいろいろ大牟田やらこう見たりしたときに、温度差があるなというふうなことも思ったりしたんですが。まだまだいろんなところで、これから、こうやっていけるような部分っていうのはあるのかな。ただ、SDGsだけじゃなくていいんですよ。私の今言ってるところの悔しさというのは、こんなの飛び出そうよっていうかですね、そんなのがあっていいかな。

この間、この一般質問の中で言うの忘れてたんですが、例えばのお話、九大と福津であるとかみやまとか、小城市とか大牟田ですかね、ちょっと忘れちゃったけど、そういう5つの市が提携して地域のまちづくりなんかをね、一緒に研究しようとかそういうふうなことがあっている。そういうのに粕屋も入り込んだらいいなってですね。そしたら、私たちもついでにっていうか、そういうのに参加できるかなと。それは議員がフェイスブックで小城市の市議会議員が、出してたんで分かったんですよ。そうやって一緒に勉強できるな、まちづくりをとっていいかですね。大いに何かそういうふうなトライチャンスっていうのはいろんなところにあるかと思います。で、飛び出すというところを、いろんなところで見ていたらまだまだあるかと思いますので、ぜひ何か、次、見つけていただきたいと思います。

昨日の町長の本田議員のところで、社会基盤をっていうか、そういうふうな話がありましたね。私も確かにそうだよなと思いながら、その流れをずっと考えてたんですよ、財政基盤をしっかりする、方向性をはっきり示す。そして、幸せ感じられる。幸せを感じるとかいうことがですね、2回ぐらい町長言われてたんですよ。で、持続可能な社会をつくっていく。財政基盤をしっかりするということにも、実は、いろんな持続可能性を失うようなものもあるかもしれないっていうか、そういうのもやっぱり検討しながらやっていかないと、変な方向に行くかなというふうな気もしております。幸せというふうなところを言われて、私もいろいろ勉強した。また後でも話が出ますが、ノルウェーであるとかデンマークであるとか、そういうところのいろんな勉強をしたんですよ。そんな中で、彼ら、これは世界幸福度ランキングで上位13の国をあるドイツの女の人がずっと巡ってるんですね。どういう特色があるかというふうなのを書いてるんです。もう今、こんな話ですから言いますが、簡単に言ったら、どんな国かだけは言いましょうかね、興味あるでしょ。結構、北欧の国が多いんです。アイスランド、ノルウェー、順番じゃありませんよ、これは。たまたま書いてある順番です。コスタリカ、デンマーク、スウェーデン、スイス、フィンランド、カナダ、オーストラリア、パナマ、ルクセンブルク、メキシコ、コロンビア。私にとって見たら、ルクセンブルクがちょっと違うかなというぐらいで、ほか何か自然が豊かかっていうか、そういうのがすごい共通項にある。そんなところに一つの幸せの在り方っていうのがあるのかなあとって、私のこれは課題として、また次回でも質問させていただきたいと思います。

じゃ、2番目に入っていきたいと思います。テーマに書いてましたように、これ前回質問したところですね。教育現場における混合名簿は、福岡県の公立高校まで進展している事実がありますが、どう解釈しますか、と。

もうこれ単純な質問で、教育長にまたお願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

個人の見解といいますか、学校教育課の見解のほうを学校教育課長のほうからお答えさせます。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

近隣市町村の小中学校の男女混合名簿実施状況は、粕屋町を含む糟屋地区1市7町を調査した結果、一部の保健行事等を除けば、ほとんどの市町で男女混合名簿を

使用しております。

粕屋町におきましては、名簿の種類によりまして、男女別の名簿を使用しております。しかし、やはり1市7町の中でも、100%を達成している町も2町ございません。100%に近づくように取組みを進めていきたいと考えております。男女混合名簿の使用は、男女共同参画の観点から、男女平等教育の推進における重要な項目であります。今後も、男女混合名簿の使用率が高まるように、各学校に指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

この間も教育長は、総合的な面で見えていくというふうな世界もあって、当然そんな方向にしかいかないだろうな、なんていうふうな思いも持っておりますし、私も焦りました。正直言って焦ったんですよ。これもまた、本田議員と一緒に、飯塚の男女共同参画の研修会に行ったんです。そのときは、ノルウェーのことだったんですね。ノルウェーのこれは、そういう教育の世界もあるんだけど、議員の世界も。議員なんて半数半数というか、それから経営者も半数半数。クオーター制っていうか、そういう世界が徹底している世界だったんですね。それは置いとしまして。

そんな中でっていうか、私終わってから質問したんですよ。三井マリ子という先生だったんですが、元高校の先生ですね。質問したんですよ。うちの町では、まだ男女、そういうふうな混合名簿になってないんだけどどうのこうのと言って。そしたら、会場全体から何っていう顔をされたんですよ。飯塚だから進んでるか、進んでないか。どっちかっちゃうと私からしたらそうでもないのかな、なんて思ってたら、もうそんなの当たり前でしょっていう話で答えられたというか、悲しかったなこのときっていうか。終わってからその会場の中に、鞍手高校の女の子がいたんで、そういうの高校はどうなってるって言ったら、男女混合ですよって言われて、ううんとか思って。私あ那时候佐賀の話をしましたもんね。佐賀ぐらいで進展してるなと思ったら、そんな感じで、帰ってまた息子に高校の教師してるんで聞いたら、え、やってるよ当たり前やん、とか。そうしたときに思ったんですよ。粕屋町で教育を受けた子どもたちが、そういうレベルに行行って、高校に行行ってっていうか、そのときええこんなのまだとかそういうふうなちょっとしたギャップが起ころはしないか。そういうことがやっぱり基本に、男女共同参画とかにあるわけですよ。で、そういうふうな動きというのが世界中にいろいろ起こってますね。だから私はそういう耳いっぱい立ててます。

ら見ると、やはり分けてあったほうがうちの子が女子だから女子のところを探すというのが早いわけですよ。そういった配慮されてますので、混合名簿は全小・中学校にはあります。ただ、それが表に出て使われてるか使われてないかの違いというのがありますので、うちも男女混合名簿はあるというふうに判断をしていただきたい。

ただ、活用の度合いがほかの町とは随分違います。もう一つちょっとあえて言わせてくださいね。議員もいろいろお話されてますので、私もお話しさせていただきますが。私も男女混合名簿で卒業式、入学式をしたことがあります。そのとき、全く違和感ございませんでした。特に卒業式なんかは、卒業賛歌といいますが、歌を歌うときは、そういった学校は小学校と同じようにステージに壇を組むんですよ、合唱の。そこで男女が分かります。だから、歌を歌うときも、男女混合名簿でこっち側に座って、男子が女子がこうやって立ってやってるんですよ。五十音で並んでますので。そこは違和感ございません。なので、整列も男女混合で並んでおります。しかし、歌になるとステージの上で男女分かれるわけですよ。ところが、粕屋町二つの中学校、数が多ございますので、壇は組めませんし、じゃあ歌うときは混合でいいのかというような話もありますので、そこはやはり分けて入場して、分けて卒業式も参加をしているという。だから、そこはもう名簿は男女分けて名簿になってるかと思えます。

だから、そのTPOに応じて、やはり名簿は使い分けていってるというふうに捉えていただきたいなというふうに思いますし、一番大事なの、やはり男子だから、女子だからという境は、私はないようにしていくのが大事かなというふうに思っておりますので、今後、男女混合名簿をもうちょっと表に自信持って出して使っていくってこれということは私も学校現場には伝えてはいきますけど、それが目的ではなくて、それはあくまでも手段であって、一番大事なの子ども一人一人のやっぱり個性じゃないかなと。人間性だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

私も、1問あたり10分ぐらいの予定をしております、7問すると70分になって適当にはしりながらという感覚でいて、私が指名したんですから。でも、そうやってから教育長もストレスがたまらないような形でおられるかなと思いますし、ぜひとも少しずつでも、形もあろうしそういう意味もあるから、進んでいく方向でありますので、ぜひよろしく願いしときます。

3問目に入らせていただきます。これ最初だけ、実はここに図書館長さん呼びたかったけど、そういうふうなことは、なかなかできにくいというふうなところも

あるみたいですので、3番目粕屋フォーラムの駐車場は、時折満車になっています。

このあたりのデータというのは、まずここまで、ありますか、取ってありますか、満車になってるとかどうのこうのという。

料金のほうあるかもしれません、この辺まず答えていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

この駐車場は、平成19年の12月から、24時間駐車場として解放させていただいております。

実績は、ちょっと述べさせていただきますと、30年度の実績、16万、ほぼ年間で16万8,779台ということで一日の利用者数でいきますと、490数台という形となっております。満車の日はどれくらいってというのは、実際のところちょっと数字はつかめておりませんが、いろいろ町でイベント等を開催しておりますので、そのときが、割と満車になっているのではないかとという形で把握としては掴んでおります。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

私からしたら、図書館長さんやはですね、聞いたらちょっとは分かるかなと思ったんですが。単純に私がですね、この夏の間ちゅうか6月議会終わってから、今日までっていうか7回ぐらい図書館行ったんですね。そのときに2回満車だったんですよ。入れなかったんです。もう期日を言います。例えばの話で、8月1日の木曜日午後2時、8月の10日土曜日12時、たまたまだったというところもあります。で、たまたまだったんだけど、このときちょっと頭に来たって言ったらいかんのですけど、これやばいよねと思ったんですよ。

そういうことになったらいかんな。何かといたら、線路があります、そして県道がありますね。それから図書館のほうに向かって並行していきます。二つ目のところから入りますよね。入るときに、前の車がもう既に頭突っ込んで満車になるんですよ。そしたら次右に曲がろうと思っても曲がれないから、その道路で待つとかなんといけない。そしたら後から来たら、あるいは前から来たらとか、こうなってきたらですね、えらくこれ困るなあという状況分かるでしょう。じゃあ、分かる人は、もうちょっと向こうの玄関入りゃいいんやないかとか言う人もいるかもしれません。だけど、みんなリズムがあるんですよ。私のところから直線でしゅつと来たほうが、あそこをなるべく右折したくないな。やっぱり交通渋滞になるからと

思うわけですね。そうやってくると、そういうことも起こっている。じゃあ、満車になるということで、一番頭にくるのは、これちょっと家族と話したときね、やっぱり単純に本を借りようと思うときは、真面目に待っておきますね。だけど、本返してどっかに行こうとかいうときだったら、返せないから、わあもうただ返すだけなのにもうこれ返しとかないと、と。そういう何か精神衛生的に悪いなあとかも思ったんですね。それにかこつけてっていうような話じゃないんですけど、そうしたときに、あの近辺の、まだ空いてるところもあるやないか。

私はもうこれについては、2回も質問したっていうか、既に因町長のときにも質問したんですよ。もう言葉なんて返されたかも返せますけど。あそこも委員会を開いてやりましょうというような話だった。そのとき、町長のときにも言いましたね。そしたら、そのときはまだ工事が終わってないからっていうふうなことなんです。だけど、けどなんです、みんな何かあそこを見ててから不満持ってるんですよ。町長もよく分かっていますが、昨日、一昨日もそんな話があったんですね。

私、今日どうのこうの一般傍聴席、おい中野さんあの横のこないだも出てましたよね、歩道がばかでかいっちゃうか、なっていると。旧庁舎の横に今度カットしてもらって横につくったけど、それは私たちも委員会の中で説明を受けたんですけど、ただすごい杓子定規な世界でそうなってるな、そういうふうなことも思ってるし、あの庁舎がもう何年もあんなふうな形になってんですよ。何でこれまだ委員会も開けないのかなっちゃうのを思うんですよ。その工事が終わってなくても関係ないやないっちゃうか、いつあるか分かんないか。

だから2、1問目の、すみません。旧庁舎の活用はどうされていますかということ、進展ございますかという質問をいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

長者原駅西駐車場の満車の問題から、ちょっと旧庁舎の駐車場までちょっと飛んだんですが、これはですね、図書館の利用をされてる方で、確かに本を返却されるだけの方もおられると思います。ですから、これは対応を考えたいと思います。

具体的にはちょっと言えませんが、やはり返却場所の増築とか、いろんな追加を考えるように検討をしてみたいと思います。それによって、特に夏休み期間中の本の貸し出し、非常に多ございますので、その辺の解消ができるのかなとは思っております。

旧庁舎の跡地利用、これ駐車場っていうふうにということではありませんが、これは考えないといけない。以前のご質問に私お答えしましたが、今月に何とか開催

できるようなことで今内部協議をしておりますので、それはまた後日、関係各位の議員さんには、非常に忙しいときはと思いますが、その委員会の招集時にはよろしくご協力をお願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

そういうふうな前進あってやっとなっていうかですね、私も委員になるか、その立場かなとも思ったりしていろいろと思ひあります。そのときまた話したいと思いますが、次の4番目のほうに行きたいと思ひます。

大川の薬師堰というのが2009年ですかね。大水あったときに、あそこが一つのきっかけというか、オーバーフローして、大川小学校の地下いっぱい水が入ってしまったって床を変えるとかね、そういうふうなことが起こった。それからあそこの堰を可動堰にするというふうなこと、これ県の事業ですもんね。で、その横に魚道もつくるといふふうな形ありました。この魚道ができるから私からしたらうれしいなと思ひつて。じゃあ、これっていつてうれしかったんですが、残念ながらできてもう今完成してしまつて、完全じゃありませんけどね。してるんだけど、1回質問したんですよ。あんな魚道がせつかくあつてつていうか、それがどうやって観察できるんだと。そのあたりについて、一回質問してるんだけど何ら対応はないんですよ。

もう一回、その辺何か考えられないか、知恵はと。はい。お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

魚道について、薬師堰の工事とともに、多々良川右岸のほうに魚類の遡上のためということで、魚道が設けられております。

薬師堰を改修するきっかけですが、先ほど議員も言われましたが、平成21年の豪雨災害。災害の軽減を行うという観点から、薬師堰、古屋敷堰の統廃合の検討をした結果として、改修計画が出されております。よつて、あの堰を整備するに当たりましては、親水公園的なものとして改修するといふようなことではなくて、農地への利水等災害対策に主眼が置かれた形での計画と、こつう内容になっております。

そのよつうなことから、人が近寄れないといつた構造、形になっており、議員もご覧になったと思ひますが、4m近く段差がある、高低差がある状況であります。関係者以外が、堰に近寄れないといつた災害対策、安全対策に重点を置いたものとなっておりますので、現在の形になって親水性においては、欠けた状態の整備といふふうになっております。

実際、堰を設ける場所ですので、親水的な設備に変えようとするれば、護岸の形態を変えるとか、そういったものがなくなってくるのではないかと考えておりますので、結果的に現在の状況の整備結果というふうになったものと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

今の話だったら、全然進歩がありませんよね。単純な話、あそこに看板を上げるだけでも一つはいいじゃないですか。それから、あそこに魚道というふうなシステムを、どんなになってるか。私は、あそこにもう相当何十時間もいました。カワセミの撮影するためにですね。議会だよりのあの表紙はあそこで取ったものなんですけど。そのときですね、実際魚が下から上に上がっていくかどうかっていうのを、ずっとチェックしてたんですよ。そしたら、あそこ25mぐらい距離があるんですよ。そして高さは、2m30ぐらいあるんですね、それを10何段か、20段ぐらいを上がるんですけど、それが大変なんですよ。もう鯉が上がりそうと、なんか2回に1回は失敗しますね。ほんと失敗するんです。でも彼らは、体力を温存してぼんぼん上がっていくんですね。よし上がってる、行けたなあと思って私も喜んでいました。そしたら、最後の一番上に板が置いてあって、板は越えきならなかったというか。そしたら彼は、彼っていても鯉ですが、仕方なく下までしゅっと、これは下りるのは簡単なんですね。だけどこんなものっていうのをわざわざつくったんだし、そういうのがいい教材になるんじゃないですか。

私は、エコ何とか推進運動だったか、蛍の100万円。こんなのとんでもないと言って否定しました。だけどそういう生もので、じゃあこの作りが悪いとか、いいとかいうのもあんな中で判断できないかと。子どもたちも見て、もっと見やすいようにしいよって、椅子ぐらい置いてとか説明、さっき言ったようにそれぐらいは、あそこは町の領域じゃないですか、公園だからですね。伊賀公園の中なんですよ、あの上に作れとは言ってませんから。だけんフェンスをうまく加工しながら見れるとか、そしたら、私書いたように、あそこにはカワセミも来るから、そんなバードウォッチングするとか、そういうのも併設させてもいいという、そういうことがSDGsの一步かなというふうな気もするんですよ、ちいちゃな一步なんです。そんな持続可能になっていうのは、人間の前にやっぱ魚はあるんですよ。鳥もあるんですね。彼らの持続可能を考えないと僕らにも来る。で、そういう観点から、ぜひ何か頭を捻ってもらってっていうね、つくってもらいたいなというふうなことを思って4番を終わりたいと思います。

5番行きます。5番が結構あるんですよ、実は。だもんで、ここにちょっと時間

とりますが、大川小学校で行われている通学路の安全対策、ブロック塀対策について、わざわざここに部長制というのを書いてますから、これを組み込んだ答えを期待しているんですが。そして総合的って書いてますから、そこも入れてほしいんですが、計画や取組みがなされているのか。まずここまで結構です。

大川小学校今やってる工事中、あと1箇月ぐらいで終わります。これ、どうですかということですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

現在の経過を含めてお伝えします。

大川小学校で行われている通学路の安全対策といたしましては、粕屋町の通学路の交通安全プログラム関係機関合同会議っていうのがありまして、それを2年に1回行っております。そういうときに、通学路の危険な箇所を関係課ですね、それから、一応総合的といいますか、関係課が、道路環境整備課、協働のまちづくり課、福岡県の県土整備事務所と警察等と協議をしながら行っております。

主な対策箇所といたしましては、平成29年から30年度に大川幼稚園と薬師大橋間の歩道の拡幅を行っております。次に、大川小学校にあるブロック塀。現在ですけど、地震などの災害時に倒壊すると児童の命にかかわる危険があるので、現在、コンクリートブロックを撤去しまして、フェンスを設置する工事を施工しております。

この工事に際して、交差点の安全対策について、関係各課の意見を聴きながら検討はいたしました。そして、大川小学校のグラウンド前の交差点のブロック塀の撤去に合わせて、間口の拡幅と運動場で信号待ちしている児童が、車から見えるようにしております。

今現在、そういうところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

今言われたとこ、確かに必要なところですが、今言われたところを一つまず言いましようかね。その拡幅したと、私も大体毎日と言ったらあれですが、そこで交通安全の見守りしておるんでもうよく分かるんです。雨の日なんか特に思うんですよ。広くしてくれようと言って、確かに門柱というのがなくなりました。横のほうの側溝はそのままむき出しですが、一つ注意したいの何かといたら、なんでコンクリートがもうできてるんだけど、角やら立ててるんだよ。子どもたちがわっとう行くのにですね。なんで、途中ででもそんなことをさしちやいけないでしょう。今歩

いてんですよね、現実には。ね、何でそんなことをするんか。そんなことっていうのが総合的にとつか、いろいろ話し合ってるのか。

もう一つ言えば、学校長やらともきちんと話してるんかと。何か、これ昨日の話で言いましたら、Sustainableの話でね、本田議員のときに教育長がもうすばらしいことを言った。ここは褒めておきます。すばらしいこと、なんて言ったかといったら、持続しながら、持続しながらだけじゃなくて、接続しながら。ああ、そうよねって。ただ単に持続というのはある意味では時間軸かもしれませんが、接続とは横とのつながり、そういうのをきちんと持ってからやっていかなきゃ、自分だけが生きていくんですか、じゃないんですよね。横もしっかりつながって。だからそういうふうなことをきちんと勉強して、というかお互いに話し合ってるってほしい。

僕は担当課の彼にも言いました。名前言いませんね。いろいろ言ってんですよ。何もなんない、何もなんないっちゃうか、そういう反応が来ないですね。ここで言ってもらえばいいんですけど。あそこのもう最大の問題でしょ。もう前も言いましたよね。横断歩道がぶつかるところは、ガードレールがあって、あそこに待ってたらもういつ命が取られるか分からない。これがもう何年も何十年か分からない、ある。

それからもう一つは、ずっと行って、大川保育園。で、そこには子どもたちが、学童で行きますが、そのところにも、学校に向かって横断歩道があって、そこにブロック塀があった。そして、今どうなったか。そこには、フェンスがまた完全目隠しのフェンスが置かれました。こんなことを何でするんだっちゃうか、総合的にやれば、教育長うなずくから答えてもらいますからね、何でそんなことを。検討しなさいよと。子どもたちにとっての一番の安全なんかと。やっぱり短距離でっていうか、短い距離で危なくないところに行くんですね。あそこができたときくらいか、まだ因辰美町長が議員の頃、なんか質問したそうなんです。私もいろんな人から聞いたりしたら、何で言ったかといったら教育長は分かっていると思うね。体育館の周りにはあの辺は歩道やらできんのかとか、そういう質問が前あったそうなんです。因町長が議員の頃に。そういうこともあってる。で、私もそんなことも思うし。だけど、今は学童の子ども目線でいったらそれで当たり前かもしれませんが、大人目線でいったらもうそんなんはあり得ないよね。あそこの横断橋渡ってまた一つ横断して、また横断してずっと危ない狭いところずっと行くんです。誰が考えたって、ぽっと行きゃいいやないかと。もうこれはもう当たり前のことでしょう。

学校の先生、朝、通勤で来ます。伊賀駅やらから来る人いますが、誰一人歩道やらあんな高いとこ通って来ませんよ。真正面から道を通って、正門から入って行き

ますよね。そういうふうなことは考えられないのかっていうふうなところなんですね。

その辺、多分相談されてると思います。教育長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

中野議員が今おっしゃるように、確かに不思議な交差点、それから不思議な横断歩道が学童の前にありますね。

私も担当者または役場っていうと道路環境課になるのかな、これは。そういったところと話も通してくれよというような話でですね、これも今回指摘をされたので、もうそろそろ無駄な所はもう省けと。そして、何か新しいことを考えられんかというような話もするんですけど、やはり学童と体育館の間のあの狭い道は、やはりカーブもしてきてますので、あそこに横断歩道をつけてもやっぱ危ないだろうなっていう気はします。かといってじゃあ歩道橋をつけられるかといったら、そういう幅もないからですね。やはり子どもの安全面を考えると、多少遠回りしても、やはり歩道橋を通して、グランドの中通って、あそこの五差路を渡ってと。そして、あの歩道を歩いて来てもらわんと学童にやっぱ入れんよね、ということはやむなしかなっていう気は逆にはします。

それともう一つ、五差路の体育館側に横断歩道がありますね、今おっしゃるように。それで渡ってしまうと、交差点だから立って待つとかないかんような状態。あれは恐らく昔は、あそこは渡って体育館の横から学校のほうに入っていける、それこそ議員も大川小学校のご出身なのでお分かりかと思いますが、地下道があったときのやっぱ名残で、あそこは渡れるような状態になっとったのかなとは思いますが。

あの横断歩道ははっきりいって不要だなっていう気がします。ので、そういった話は今進行中だと思います。何らかの形で変わるかだと思います。それとあとポールですね。

そういったところも、今総合的にちょっと考え直せということで、今検討中だということ、お答えさせていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

ちょっと一つ認識が違った部分があっただけからですね、もう一つ、私は言ってるのは、大川保育園の学童のところから真正面から子どもたちが学童行けば一番安全やないかというふうなことを思うんですよね。あそこに信号でもつけてっていうか。

いろいろ曲線がどうのとか、そういうことあるけど、そんなことを検討したが一番、ただ安全でしょう。一応何か私もいろいろ話聞いてた子どもたちがあの学童保育まで行く間っていうのは、学校が一応の責任であるんかっていうか。だったら、あんなどこからさっと行くほうがいいし、今、何ていうか歴史的にいったら昔は小学校や中学校というのは、正門から入ってみたいなどこあったけど、今そうじゃないですもんね。大川小学校でもいくつものところから入っていけるんですよ。

私も昨日ですかね、子どもたち、雨水の子どもたちが来る通路というのは裏のほうにあって、もう50何人来るんですよ。ああと。伊東校長あんまり知らなかったんですよその辺。かわいそうに、あの子らは来ても誰も挨拶運動のときにはね、おはようとか中学生に言ってもらえないっていうか、こう変なところ。変なところって言ったら悪いんですね、そうやってきちんとしたとこなんですよ。で、江辻やらのほうから来る、それも上がって行きますけど。そして、大川、戸原やらのほうからのルートですよ。そういうふうな形で来るんだけど、やっぱそういう価値感というのはもういろんなところで、便利なところ、安全なところで帰るといふふうな方向性でいいと思うんですが、その辺、もう一回大きく大川保育園と直結とかできないのかっていうところ。

今あなたができるといふことじゃないけど。うん。はい。検討しますとか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すみません。一番何ですかね、学童保育所の柵からもう直接あの横断歩道があるところを言ってあるんですよ。

そこですね、学童保育所前の横断歩道の所に、押しボタンの信号機を設置して通路にするとか、それは一応関係課と粕屋警察署と協議をしております。距離的には、信号機の設置は、原則200m以上要するけれど、大川小学校前の交差点と既設の横断歩道のところ207mで問題はないということではありますけれど、信号機設置の場所の確保とたまり場がございませんので、その確保等があり、ちょっと今のところ困難で、それで粕屋警察署のほうから、やはり今の状態であれば、大川小前の交差点の通行が事故の防止からも、やはり最善というふうな答えをいただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

そちらがね、最善とかいうんだったら私も思うけど、あそこのガードレールなん

かしてるところか、保育所の前やら全然してないやないですか。

それが安全なんですか。それが安全なんですか。安全なんですか。はい、もういいです。ああ、どうぞ、どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

横断歩道の設置は、これ私も経験しております。近所の地元の区でもですね。

これは同僚の安藤議員さんも、御存じなんですが、たまり場の設置は、非常に困難性があるんですね。確かに今言いました、200m超えてるから設置はできる。しかしながら、その安全性はですね、いろんな安全性がある中の一つに、児童が横断するのにたまり場が必要だと。これは、公安委員会が非常に力説するんですよ。そういう意味で安全性を担保できないという意味でございます。

ちょっとガードレールのごとは、これはもう県道の関係ですから、特に教育委員会は答えられませんけども、そういう意味の安全性の確保ができないということだろうと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

なんか私から言わしたら、その小学校にしろ、あそこの園にしろ、町の持ち物ですよ。大いに小学校の土地を、あの辺とってもらってもいいじゃないですか。

今は何か変な話、どっかの誰に貸してあるのか分かんないけど、4台・5台分大川小学校の土地が、駐車場になってますね。そんなことを思えば、あそこをもっと整備してからできるじゃないですか。何か基準が違ってるとかと思うんですよ。

この辺もう一回しっかり検討してください。それができないんだったら、あの辺のガード全然なってないんですよ。いつ飛び込んで来るか分からない。今度木を切ったから、案外広くよく見えるようになりました。だけど、結構昼間は飛ばすかもしれない。そういう安全不安定である。

それから毎回も言ってますように、前も言いましたように、小学校の横、私がつも立ってる、あの場所にあるポールなんかいうのもそのまんま。喉元過ぎたらそのまんまにしとくんか。鉄のポールに変えるのがいいかいろんな判断があるかもしれません。だけど、何かそんな答えを出してください。ああいう問題が起こったら、やっぱ検討するのが当たり前じゃないですか。そんな結果が全然出てないしというふうな暗い話ばかり言いましたが、ああ、まあいいです。

もう一ついったら、明るい話で言えば、せっかくこうやってからね。僕は730人

があそこを通ると言いました。子どもたちが中学生含めてですが、500人ぐらいがあそこから入っていくんですね、子どもたちが。雨水から来る子どもたちの場所を見ました。ちゃんと門柱があって、鉄の格好いいゲートがある。よかったね、子どもたちよかった、おまえたちいいところ入るね。ただ、僕は何かそこに山茶花の並木があるんです。であれで毛虫、あ、ダメ。おれね植木屋やから、よしそれ触っちゃいかんぞ、毛虫でやられるからと。だけど、おまえたち春になったら桜の並木があって素敵やねって、そんな話できるんですよ。じゃあ今、今度改良されてるところなんだって言いたいんですよ。フェンスがあって見通しはいい。こっちも見通しはいい。だけど、私たちのイメージの中にある小学校の門とかいうのは、ありますよね。

僕これ、今の校長とちょっと話したんですよ。例えばスマートな鉄柱でピューっとなんかね、大川小学校やら看板作って、それも板でつくって、校長が自ら大川小学校とか書くんですよ。そして、その裏になんて書くか。自分が一番やりたいことをね、一年とか二年とか三年、校長やる間に、自分がこれをやりたいというの書いてから、そこに挨拶をしようとかでもいいわけですね。そしてそんなん置いたらどうですか。何の色気もないゲートで毎日毎日来るわけですよ。何か色合いがあったほうがいいじゃないですか、色合いちゅうのはもう想像してるものがあるからなんですけどね。そして自分の任期が終わったら、その板はとってから持って帰って自分の記念にすればいい。そんな板なんて安いもんじゃないですか。

それぐらいの思い持ってから、小学校でやったほうが楽しいじゃないかと。そんなアイデアどうでしょう。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

大変参考になりました。ありがとうございました。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

中野です。じゃ、残りの最後のところいきたいと思います。あ、すみません。もう一つ言ったら安松課長に出番をつくらないといけないし。

あのですね、私が思ってるところにですね、今大変なのはずっともう何年もっていか、毎朝、育成会の人たちが、親が3人とか2人とか立っておられて、公民館前と伊賀の踏切のところでずっとやってる。で、この間私は7時半ぐらいから立つんですけど、その前に行く子が前におってから、なかなか渡れないんですよ、伊

賀の踏切んところを越えるのもっていうか、道路がヒューといくし。前も言いましたようにいろんな方向にいて、もうこれって限度やなど。じゃあ、あの辺がどうかなるかったら今もう住宅が3軒ぐらい建った、4軒目ができよとかそんな感じになってきて、ここはどうなるんだろうかと。で、安松課長にいいアイデアはないかというようなところで、ずっといろいろ聞いているんです。現場見てもらいたいっちゅうようなところは思っていて、町長もぜひ一緒に、何か見たいなというふうなところあるんですよね。ある意味でおもしろいんです。おもしろいと言ったら失礼な、安全とか考えたらね、あるけど。

町長もいつもなんか立ってあられたということで、もう子どもたちと仲よくなって、そういうふうな意味でも楽しいんですが、こんな子どもたちが知ってたら、なお一層また事故があったら嫌やなとも思うんですよね。是非何か一回来てもらいたいし、安松課長、あのあたりをどうにか、なんか県道を変えるような手だてというのを、やっぱ県と何回も交渉してもらいたいし、町長も含めて、次の課題はあそこじゃないかな。次にまた、戸原のほうであれができるんですよね、できるような予定、一つの倉庫が。そうしたら、そこに働く人が100人ぐらいだそうです。その人たちがまた通勤してきます。そこからいろんな車出て行きます。今でも飽和状態的な感じがあります。そういうことを含めて何かアイデアがないかと。

安松課長お願いします。部長でもいいですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

ただ今の伊賀の踏切、県道伊賀仲原線の伊賀踏切から交差点までの件でございますが、あそこの通学路に当然なっております。ので、29年度の、先ほど学校教育課長が申しました交通安全プログラム会議等でも、歩道がなく、危険であるという旨の内容も上がっております。それで、福岡県も現場のほうは立ち会いまして、状況は把握はしております。

それで、あそこを今、議員さんが言われましたように分譲されまして、ちょっとまだ難しい状況にはなっております。しかしながら、県と連携もいろいろ、今ほかの対案とかそういうのも、ちょっと協議をしているところではございます。そこについては、そういう状況でございます。

それともう一つは、戸原に倉庫ができるということで、戸原の交差点につきまして、あそこは大型車両が今までの停止線では、ちょうど交差点に止まったときに右折等ができないというふうなことで、ちょっと問題がございましたので、粕屋警察署と協議をいたしまして、交差点の東側と北側の停止線の位置を最大限下げるよう

なことを今行っております。それで通行緩和が多少図られたのではないかというふうに考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

今おっしゃったことも確かだと思いますし。ただですね、まだ根本的な対策じゃないですよ。そういうことも都市計画とあわせていろんなところで検討していただきたいと思います。そしたら後、二つ残っておるんですが、足りませんが。

ぼた山について私、箱田町長がどんなボタ山に対するね、憧れっていうか、こうしたいとかですね、昔の話でもいいんですよ。今、町長となられたらまたその立場も違うかなと思いますが、そのあたりをお聞きしたいなというふうなことを思っています。

なかなか発言の機会、そういう場に出くわしてないので、ぜひお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

須恵町、志免町、粕屋町。この3町で共有しておりますボタ山につきましては、3町の首長でこのぼた山に対する考え方、これはもう共有しております。3町の協議会でもお話ししましたように、現状のボタ山は非常にボタを堆積しておりますので、非常に危ないということですので、これは危険箇所になりますから、原則立入りは禁止ということで、その管理につきましては、3町で管理委員会をつくり、以後の管理をしていくというふうに決めております。

また、今現在の科学技術、土木工学技術あたりもそうなんですが、将来にわたる技術力の開発によって、このボタ山を有効に活用できる道、非常にその民間からのよいアイデアとか事業計画があれば、積極的に検討しようじゃないかというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

いろんなところであるかなと私も思ってるんですね。ぼた山に対しては、もうこの半年というか3箇月の間にいろんなところを自己視察に行きました。

一つは、多久の炭鉱跡にボタ山があって、そこが2年前からずっと燃えているというふうな話があって、これは見とくべきだと思って、マイナスのあれになります

すが。そしたらやっぱりボタ山っていうのは、上にいっばいうちと同じように木が茂って、持ち主の方がそれを切られて、そこで燃やしたらそれが下まで燃えてしまって、何回かけても百何十回の消防出動だったそうですね、2年間。今でも、現在私行ったときも、石炭の香りかなっていうふうな香りがしてます。そういうふうな問題あるし、ついこの間、これも2年前ぐらい私自分で行った大町町のあのボタ山。ちびっこボタ山広場とか公園とか、そういうところなんです。あそこもこの間180mとか30mの幅にわたって下がりましたよね。あそこは上を平たくして、サッカー場にして、ただ側道のあたりぐらいがずらっと下がった。こういうことがあるとやばいっていうふうなところを思うんですが、あと1分しかありませんので、一番しゃべりたかったこともあったんですが、これはいつかのところでしゃべりたいと思います。

まだまだアイデアがいっぱいあると思うんですね。例えばの話、毎年これから今年160万ぐらいですかね。それからもう何年後かには670万ぐらい森林環境税やというのがきますよね。こんなものを例えばうちとか志免なんていうのは、山ないんだから、そんなところにつきこむとかいうアイデアもあってもいいんじゃないかな。あるいは、前、地域協力隊とかいうふうなことも言ったんですが、こんなのは都市しかないんですよとピンとはねられたんですけど、そうじゃないんですよ。いろんなところでもやれるんですよ。そういうところでもうちの町でも。そういう人たちも入れ込んでからやるとか、新しい何か山づくりですね。もう一つ言ったら、私は幸せだったんですね。あの山がずーっと放置されたからいい森になった。ですけどですね、今がある意味では最高の森と思うんですよ。だけど、それが過ぎたら何になるかと。もうジャングルっていうか、もう入れない。もう今でもくずとかウォーッと生い茂っててどうなるんだと。地球の緑が減ってるから、それで環境に提携するかもしれませんが、親しめるというふうな形ありませんね。

そういうアイデアというのは、私もいっぱい持ってて、今言えませんでしたから、今度の明後日提出する書類にいっぱい書きますので、ぜひ何かの形でっていうか、お願いしたいと思います。

すみません、町長の最後のこれは答えを聞きませんでしたけど、もう町長自身が飛び出せ公務員というふうなことをやってもらいたいと思うんですが、そのあたり最後一言。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

言うまでもなく、私自身が外に飛び出して、皆さんとお話ししながら意見を交換

したいと思います。

リーダー像というふうに質問がありますけども、住民の皆さんが幸せを感じるような、自然を親しみ、そしてこの都市の中で便利な町を目指して、今後も頑張っていきたいと思います。

(5番 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

暫時休憩といたします。

再開を午後1時ちょうどといたします。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号2番、井上正宏議員。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎2番（井上正宏君）

こんにちは。議席番号2番、井上正宏です。

通告書に従いまして、一般質問をします。

最初の質問ですが、防犯対策の今後の取組みについてということでお聞きします。

7月初旬に、粕屋町仲原の須恵川で事件が発生しましたが、粕屋町行政のトップとして、この事件の見解は。また、この事件を踏まえて、防犯の所管である協働のまちづくり課や関係機関など、防犯対策に関する新たな指示を出されたり、要望はされましたかということの質問ですが、この質問は、初日の一般質問で、他の同僚議員が同じ内容の質問、事件後、町長はどのような手を打ったのか。

また、この場所の改善をどのように考えているかと質問をされ、町長が事件を時系列に説明され、答弁いただきましたが、本日、傍聴にお見えになっている方の大半は、初めてではないかと思いますが、再度で申し訳ありませんが、町長に答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町で過去の歴史を考えてみますと、様々な事件がございましたが、その中でも、非常に悲惨さを感じ、また残されたご家族、ご遺族の方の心中を察すると、粕屋町町民として、非常にその慚愧に堪えません。これほど惨忍な事件があったでしょうか。そういった意味では、私も二度とこういった犯罪が町内で起こらないように、対策を立てるべきということで、この7月の9日に報道がありましたこの扇橋

付近の殺人事件について、すぐの対応を行ったところでございます。

まずは、初日の山脇議員のご質問にもお答えしましたが、初動としてはですね、警察っていうよりも県道の所管、県の所管であります県道の付属する歩道の分でございますので、県の土木事務所のほうに、早速伐採撤去を依頼し、とにかくあのような見晴らし、見通しがきかないような環境じゃだめだということで、環境の改善をお願いしたところでございますが。それと並行して、7月の10日の日には、協働のまちづくり課、そして学校教育課連合で防犯パトロールの強化を行っております。

先ほど言いました県への依頼は、翌7月11日の日に県の土木事務所のほうに依頼し、間もなく14日の日に容疑者として逮捕されておりますが、その後の捜査状況等も、あまりその我々のほうには耳に入っておりませんでした。死体遺棄容疑で立件されて、その後起訴されるということになりましたが、その間、地元の区長さん、そして農区長さんあたりとも、現場で現場の立会を行いながら、どんなふう改善したほうがいいのかという対策を現場で練っております。

そうこうしているうちに時間がたってしまいましたが、なかなかその現場のほうに県の土木事務所が改善しないと、変わらないという状況がございましたので、また再度尋ねますと警察当局のほうから現場保全の関係で草木あたりの伐採、撤去がまだストップをかけられているという状況でございました。早速、8月の1日の日に私自身が粕屋警察署のほうに出向きまして、警察署長、そして副所長、また管理官、事件の担当しております管理官ともお会いして、早いうちの伐採許可をしてくれというふうに強く要望しておりました。分かりましたということで、県警のほうにもその旨は伝えていただいております。しかしながら、その後お聞きしますと、公判の維持、裁判で訴追されますけども、その時点での現場の保全がまだ必要だということで、なるべく早く急ぎますが、もう少し待ってくれということでございました。実は昨日、御存じの方も多いと思いますが、昨日のテレビ報道、そしてまた今朝の朝刊の中で、殺人として起訴されております。そういった関係だったろうと思います。

昨日、電話が粕屋警察署のほうからございまして、県警のほうから伐採の許可が出ますということで、本日から以降の現場の伐採並びに撤去については、許可がおりております。早速、昨日、県の土木事務所のほうにその意向を、今後どうするかというふうに尋ねましたら、県の土木事務所のほうも県警のほうから連絡が来ておりまして、すぐの対応をしますという回答がありました。

今日以降ですね、どんなふうなことで、スケジュールを決めていくのかを協議を行うつもりでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

県の土木事務所、また粕屋署への強い改善のお願いの答弁、今いただきました。それで、やはり粕屋町の町民の皆さまが一番やっぱり心配されるのが、やはり一日でも早くですね、現場の環境整備。これは、同僚議員もお話しされておられましたが、町民の目で見ると大幅に改善されるということが、必要不可欠ではないかということですので、一日でも早くこの事件のことばかりではなくて、やはり今回のような大きな事件は、もう全国的にマスメディアを通じて入りますが、いろんな事件がやっぱりいろいろあるんじゃないかなと思いますけれども、このような事件を、やっぱり二度起こさないようにするというのが、当然自分の身は守るというのは当然そうなんでしょうけれども、最終的には公助という形で、公的な力をしっかりいただきまして、一日でも早くこういう環境整備ができるのが、町民の願いではないかなと思っております。

また、同じ同僚議員が、通学路や通勤路、農道や生活道路の暗闇地域と申しますか、そういう危険箇所での安全対策の質問でも、危険箇所の街灯ですね、防犯灯。防犯灯の設置ももう早目にしていただかないと、第2、第3の犯罪が起きる可能性があると言われてる中で、同僚議員からも少しお話いただいたんですが、千代粕屋線の県道ですね。福岡市からずっと粕屋のほうに帰ってくる中で、福岡市の中では街灯のほうもよく目立つし、特に街灯については、しっかりと確認されているけれども、粕屋に入ると吉田、四軒屋、扇橋とかいうそういう道路になると、防犯灯がついてないんじゃないかというようなお話。

更に今回事件が起きました道路、東環状線ですよ、東環状線。これ、今後は扇橋から広田交差点まで伸びると。今から整備されていくということですが、先ほども話しましたように、千代粕屋線は、福岡からこう帰ってくると、何か粕屋暗いよねと、防犯灯ついてないよねっていうことをよく言われる中で、今後はそういう道路整備の中で、千代、すみません千代じゃないですね。扇橋からそういう広田交差点の道路整備の中で、ひょっとすると、防犯灯つかないんじゃないかと、そういう危惧の声がありますが。

それについて、お答え願えれば、担当所管で構いませんので。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

千代粕屋線、これは今議員がご指摘の防犯灯というよりも街路灯、道路の街路灯

でございます。高い位置に大きな水銀灯若しくはLEDの器具がついております。

その数については、それほど変わりはないと思いますが、確かに街並みといいますか賑わいから言うとですね、二又瀬を過ぎたあたりから店の数も少なくなり、家の数も若干少なくなるような状況で暗いイメージはあるかと思いますが、その大きな県道についてはですね、それほどのことはないかなと思います。ただ、もう一方でご指摘の東環状線、これは粕屋中学校の前から今回の扇橋の所までありますが、これは農地の関係で、どうしても農作物への被害を危惧される農家の方々からの要望により、県のほうもああいった形でちょっとすごい高いところにですね、水銀灯があったりして若干暗いようなことがございますが、今回の現場のことで言いますと、あそこは農地ではございません。

従いまして、樹木の繁茂が激しい状態でありましたけれども、先に防犯灯を町のほうでつけております。県の許可をもらいながら、防犯灯だけ先につけて、環境改善を先に行っております。その後、高木の強剪定あたりで、今つけております防犯灯の効果があらわれるものと思います。

今の扇橋から内橋広田までの件につきましての道路街路灯の計画につきましては、所管のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

扇橋交差点から広田交差点にかけての今後整備を進めていく福岡東環状線につきましては、今後福岡県と協議をいたしまして、街路灯の設置等の検討協議を行っていきたいと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

粕屋町では、様々な防犯対策に取り組んであるということは、私も承知しております。

町民の皆さんが、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、先ほども申しましたが、町民の皆さん一人一人が防犯意識を向上させていくことが重要であると私も痛感しておりますが、今後も引き続き、防犯にかかわる啓発運動を積極的に地域の自主的な防犯活動の支援と、警察、地域が一体となった防犯体制の確立に努めていただきますことを要望したいと思いますが、町長に答弁をお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、目に見える防犯は何かと言われればですね、先ほどちょっと紹介しましたが、青パトによる巡回パトロール、これをですね、足繁く一日中行っております。特に、子どもたちが通学する登校時、下校時に合わせては、特に入念に防犯パトロールを行っております。また、防犯のボランティア団体、これ登録をいただいておりますが、このボランティアでですね、見守りを行っております。

そして、最近ではですね、これ非常に県のほうも進めておりますが、ながら防犯という形で、何々をしながら見守るとい形ですね。なかなか例えば目立つようなベストを着て歩くというのはですね、それだけのために行くのは、非常に大変な苦勞がありますけれども、例えば散歩をしながら防犯をする。本当にご近所の方で今散歩も結構してありますので、その散歩をしながら防犯をする。あるいは、現場に仕事の関係、業務の関係で行くときには、その行きながら防犯をする。仕事をしながら防犯をする。そしてまた、ご自宅でいろいろその作業等を仕事をしてある方につきましても、ご自宅で仕事をしながら家の周りだけでよろしゅうございます。それを見守りをしていただく。

そういったながら防犯の推進を今年度は強く行っていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

後ほどですね、青パトとかながら防犯について少し町長にお聞きしようかなと思っておりますが、少しですね、そのお話をいただきました。また後で確認させていただきたいと思っております。次の質問に移ります。

粕屋町における犯罪の発生場所などをはじめ、この一年間の不審者情報件数及び不審者情報の種別をお聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

2番目の粕屋町における犯罪の発生場所と不審者情報件数等についてでございますけれども、粕屋警察署のほうからですね、校区別に報告を実に受けております。

平成30年の1月から12月までの30年中の数字でございますけれども、大川小学校区内68件、仲原小学校区内266件、粕屋西小校区内58件、粕屋中央小学校区内98件、合計の490件という形で、仲原小学校区いわゆる仲原校区っちゅうのはちょっと大

規模集客施設等もですね、いろんなところがございますので、そういう意味でもそういう軽犯罪が多いような報告のようでございます。

あと、不審者情報という形なんですけれども、犯罪の報告で受けている中ではですね、凶悪犯とか粗暴犯とか窃盗犯とか、あるいは知能犯、風俗犯そういうくくりでしかですね、報告っていうのはございません。また、不審者っていうのはやはり犯罪を今から起こす。あるいは起こした後、どのような行動で皆さんがたからの目で不審者というふうな感じで見られるというところで、不審者と特定する項目というのはございませんし、また発生場所につきましても、警察のほうとしては捜査の情報とか、そういうもので発生場所を特定して発表するという事は差し控えておられますので、粕屋町としてもですね、そんな状況を公表できる資料というのはございませんので、ただ今申し上げた資料が今、議員にお伝えするような情報ということですよ。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

この質問をしようかどうかということで迷いはしたんですけども、どこまで所管が答えていただけるのかなということで、ひとつ参考にさせていただきました。

当然議場での答弁ということで、いろいろ難しいプライバシーの保護の観点からも、いろいろあるからなあなんて気持ちを私なりに思っていましたけれども、具体的にはやっぱり関係機関などと確認するという事でよろしいのでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

今の質問、場所とかそういうものを特定される情報が確認できるかどうかということでしょうか。

そういう質問でございますと、捜査上からですね、警察のほうとしては、外部に発表することはできないというお答えをいただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

今、所管の答弁いただきました。一応できないということですので、次の質問に移りたいと思います。3番目の質問になります。

先ほど町長がお話ししてありました青パトですね。青パト。また、ながら防犯と

いうのは町の広報紙のほうにも紹介されてたんじゃないかなと思いますけれども。

非常にですね、あの事件が起こって以来、回覧版ですかね、回覧版で町民にこうですよと、ああですよという形。また各関係の防犯ボランティアの方にも、きちっと連絡がいったということもお聞きしております。

そこで、現在、粕屋町が実施してあります、青パトによる巡回パトロールの内容とその効果。また、青パトによる巡回パトロールの運転ができる役場の職員。また、防犯ボランティアは何人おられますか。お聞きします。

所管でいいですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

青パトの巡回パトロールについてでございますけれども、小・中学校の休業を除きますほぼ毎日でございますけれども、町のほうで雇用してます警察官OB職員による青パトのパトロールを行っております。これ登下校時間帯の循環パトロールを毎日実施しております。

実際に効果っていうのが、目にどのような効果という、数字とか、そういうもので表せるっていうのはなかなか難しいと思いますけれども、やはりその時間帯にいるいろんな生徒に対する犯罪とかというものは確認できておりませんので、やはり、ある一定の犯罪の未然防止、あるいは犯罪を抑制する効果っていうのは上がっているのではないかというふうに認識しております。

また、この青パトの運転できる粕屋町の職員というご質問でございますけれども、青パトはやはり警察が主催します講習会を受講する必要があります。職員の中では、この講習会を受講しまして、26名の職員が実際青パトを運転するようなことが実際できます。この26名の数名の協力を得まして、先ほどの事件後、警察OBの職員とともに、パトロール強化を行ったところでございます。また、防犯ボランティアの団体の中では、数はちょっと少ないですが、1名の方がこの免許を持っております。

そういう地域の中では、4月にはこの1名を含めて、先ほどの凶悪事件後に、地域挙げて防犯パトロールを地域の中で実施していただいたところでございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

私も、青パトっていうのがよく理解できてなかったんですけども、私だけじゃ

ないと思いますが、当然警察のパトカーですよね。あれ、夜じゃなくても、昼でも何もやましいことがあっても何かあいうパトカーを見ると、どきっとします。

当然、青パトですね、今盛んに青パトで夕方そういう巡回してあるということですね、これはもう本当にですね、私がそういう時間帯にしっかりと確認すればよかったです。いつ青パトがそういう巡回をされてるのかなあと、今理解できました。

青パトというのは、小学校を対象にした登下校のときの防犯対策ということで理解してよろしいのでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

パトロールを重点的にやっているのはですね、今申しました小・中学校の登下校時に通学路を主たる通学路の登下校時ある一定の時間帯に限られますので、その中で行ける範囲をですね、くまなく時間いっぱいパトロールをしていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

青パトをもう1回ちょっと確認させていただきますが、青パトはあくまでもそういう時間帯のみの防犯の対策ということになるのでしょうか。

その時間帯ですね、夕方の時間帯だけということでの巡回なんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

今定期的についていうかですね、行っているのはその時間帯で、必要があれば町のほうで日中も防犯パトロールに出動することもございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

ちょっと私のこと言わせていただきますが、私も長年、地域のボランティア活動や粕屋署との連携でのボランティア活動を続けさせていただきまして、粕屋署とのボランティア活動の防犯対策の巡回につきましては、やはり私も長くやる中で、やっぱり若い人にやっぱりいろんなところを見てもらわなくちゃいけないということで、今年の4月に、若い人に粕屋署との連携されてる防犯ボランティアに代わって

いただいたんですが。巡回、月に1回程度、また緊急があれば別にそういう連絡があったんですが、そういう巡回日は、役場の裏の駐車場に午後9時ですね。9時以降からのそういう指導というか巡回とかということになっておりましたので、9時に集合して、役場の公用車、役場の公用車で、町内の公共施設ですね、中学校2校、小学校4校、並びに大型商業施設とか、仲原ファミリープラザ、また、各公園などを回ってましたが、今回の事件現場も最初、酒殿駅からずーっと回ってくる中で、仲原小学校の巡回に行っ、それから粕屋中ですね、粕屋中学校の巡回。

そして先ほどですね、どうしても町長答えられましたが、やっぱり農区の関係で、やっぱりそういうちょっとそういう防犯灯、街灯ですね。街灯っていうのはつけづらというお話もされてましたが、やはり、あそこを粕屋中学校から粕屋西小学校に行く途中で、ああいう今回のそういう現場というのも再三ですね、私の目の中には入ってたんですけども、非常にですね、長年防犯ボランティアをさせていただく中で、まさかこんなところでということで心を痛めました、防犯ボランティアとして何か事前にできなかったのかということでも責任を感じております。

そこで、先ほども申しましたが、どうしても夜になると、そういう巡回というのが手薄になる。これはもう当然しょうがないという言葉を書いていいかどうか分かりませんが、町内にはいろんな形でボランティア活動、防犯対策に対するボランティア活動さんが一生懸命頑張っているというのも、私もそういう流れでやっておりましたので、よくいろんな方々からのお話も聞いておりました。

それでやっぱり一番はですね、先ほども言いましたように、警察のパトカーで、いつもじゃないでしょうけれども、事件が起きたからということじゃなくて、ちょっと定期的にパトカーで巡回していただくというのが、本当一番抑止力があるんじゃないかなと思いますけれども。

この青パトでのですね、その夜の巡回というのは考えてありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど部長のほうから説明しましたように、警察のOB職員1名を雇い入れて、この青パトの巡回の専任として一日中町内のパトロールしていただいておりますが、なお、夜間までということですね、非常にその労務管理上、そしてまた人件費的な面を考えると、非常に困難性がございます。

警察のほうに夜間の立寄所の特に危険箇所は、やはり町内例えば青少年が非行に走るような、温床になると思われるようなところを中心に、警察のほうの夜間の巡回パトロールは強化していただくように、その都度、所管のほうからは、それぞれ連

絡会議が定期的にございますので、そういった申し出をしておる状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

今、町長の答弁はよく理解できました。青パトですね。青パトはそういう夜ですね、防犯、当然ボランティアになります。当然ボランティアになると思いますが、ボランティアの防犯ボランティアの青パトとかというのはどうなんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

青パトの運転につきましては、役場の職員問わず、ボランティアの方にも運転していただくことができるのですが、運転していただくにあたりまして実施者証が必要となりますので、事前に講習等を受けていただいて実施者証をとっていただいて、青パトを町のほうからボランティアの方にお貸しするというような制度がございませぬ。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

それは、夜もということによろしいんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

今現在では、昼間の巡回にお貸ししてるのが現状でございます。夜としては、今のところ実績のほうはございませぬ。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

先ほどもお話ししましたように、やはり夜ですね、パトカーとかああいう青パト、すごく犯罪防止の抑止力になるんじゃないかなということで、私が先ほどもお話ししましたように、防犯ボランティアで夜の9時以降に巡回していたときに、事前にもっと早くこういうシステムを私自身が理解できてれば、そういう巡回のときにその青パトをつけて走ってればなということで思っておりますので、先ほど青パトのそういう資格を取る話。そういうなんて言いますかね、資格講習で取れるというこ

とでもありましたので、そういう講習を今、私自身連絡いただければ、ちょっと今までそういうボランティアもしてましたので、その所管課のほうで何かそういう連絡をいただければ、また、防犯ボランティアの仲間がたくさんおりますので、いろんな方にちょっと呼びかけたり、まず自分自身がそういう講習を受けて、そういう時間があれば回るというか、防犯ボランティアとして私もお手伝いさせていただきたいと思っております。それでは、次の4番目の質問にいきます。

粕屋町の防犯カメラの具体的な設置場所と設置数をお聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

防犯カメラにつきましてでございますけれども、粕屋町といたしましては、防犯用にJR6駅ございますので、その付近に15台設置しております。

この詳細の場所につきましては、ご質問の中もでございますけれども、防犯上という形で、具体的な場所につきましては、この場でのご回答は差し控えさせていただいて、後日、議員に直接でも御連絡差し上げたいというふうに思っております。

このほか、町内の公共施設の施設管理面も含めて、防犯も含めて学校に26箇所。それから、あと社会教育施設に40箇所。それから水道施設等に7箇所。合計70台ぐらいの防犯カメラを公共施設等に設置をしている状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

前回も、私が議員なって他の同僚議員も同じような質問されたんじゃないかなと思いますけれども、この防犯カメラですね、防犯カメラについての今、前回よりもちょっとですね、詳しく今、説明いただきましたけれども。やはり、先ほども何回もこう私言ってますけれども、やはり、町内を巡回している中で、やっぱりここも、あそこもつけてもらいたいという要望も確かにあるわけですが。

今、私が一番心配しているのは、町内の公園。特に、駕与丁公園ですね。現在、ちょっと話がこう横にそれるような話になるかも分かりませんが、他の同僚議員も先ほど町長もお話ししておられました猫ですね。猫のそういう対策の中で、駕与丁公園、捨て猫の犯罪が繰り返されているということ。

この年間の捨て猫が、どのくらい捨ててあるかというのは、所管のほうでは確認とれてるんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長、通告書には入ってないんです。回答できます、箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっとそれは数字は持ち合わせておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

通告書にちょっとすみません、ずれたかも分かりませんが、ちょっと結びついてくるところなもので。

私が言いたいのはですね、いろんな情報をいただく中で、年間の捨て猫が60匹ということで、非常に駕与丁公園に防犯カメラをつけていただきたいという強い要望が出ておりますが。

それにつきまして、何か担当所管のほうからご意見いただければ。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

すみません、防犯カメラにつきましては、公園利用者の個人的なプライバシーとか、そういう状況もございますので、総合的にですね、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

全体的に総合的に検討していただきたいというお話いただきました。

それですね、これもやっぱり犯罪、最終的には犯罪につながるような流れになってくるんじゃないかなということで、最後のお話私したかったんですけども。

やっぱり年間60匹の猫がですね、60匹の猫が捨て猫という形で、私の耳には入っております。当然、行政の皆さんもお分かりのように、捨て猫は犯罪と。また、その捨て猫に対しての殺傷、そしていじめ、最終的には動物から人というような流れで大半来てるような事例がたくさんありますので、そういう犯罪の温床になってるところでもあるのではないかなということでですね。今からの調査とか、研究とかしていただいて、やはりそういう抑止力のある何か一つ方法を、当然そういう団体の方も考えていくというお話もされてましたし、中にはですね、防犯灯を設置するということであるならば、協力もしましょうというお話もいただいております。

そこで、また議長のほうからちょっと質問以外なことっていうことで言われるかも分かりませんが、今日朝ちょっとそういう猫の、私も駕与丁公園にはできるだけ行けるときには朝行っております。当然、自分の健康のためにもですが、やはり、

他の同僚議員もやはり、駕与丁公園については、これはもう町の一つの象徴でもありますので、しっかり今後、この駕与丁公園を生かしたまちづくりを目指していく中でということで、他の同僚議員さんもそういう形でよく駕与丁でお会いしてご挨拶することもあります。

この猫ですね、これ変わったんですね、法律がですね。動物愛護管理法というのがあります、第44条、2019年の6月の12日に施行されております。でですね、殺傷は2年以下の懲役、200万円以下の罰金、ネグレクト100万、猫、捨て猫。私先ほど、金額のことは言ってませんでしたね。猫の捨てられてる数を言ったんですが、100万というのが6月12日、法改正になっております。駕与丁のそういう掲示は、まだ昔の掲示の金額になっておりますので、今日朝ですね、その掲示を見たときに、今の金額の半分ですね。今の金額の半分ということで、殺傷は1年以下の懲役、100万円以下の罰金。捨て猫は50万となっておりますので、もう法改正になって3箇月ぐらいたちますので、そういうふうに直していただければですね、またいろんな方が見てあると思いますので、一つ抑止力になるんじゃないかなと思ってつけ加えさせていただきました。

最後ですが、今後の粕屋町の防犯意識を高めるための広報は何かということで。

当然ですね、いろんな広報をされてるということで、私も知っておりますし、私もいろんな方から声かけられる中で、一つこういうステッカーですね。これは粕屋町のステッカーじゃないんですけども、たまたま隣の町に行ったところのガス屋さん。志免町はこういう形でということでやってるんですかということで、志免町やったんですけども、会社が志免町で、これは企業と連携してガス屋さんですね。ガスさんと警察のほうで、みんなで防犯というのをやっぱり車に。

これは当然粕屋町もされておられますし、ほかの行政も防犯対策の一つとしてされてます。それで、これ企業ということになるわけですけども、私は今これ貼って、粕屋町内行くときにはこれ貼らせていただいております。最近、ちょっとこれ小さいんですが、これが粕屋町の粕屋町の動くこども100当番の家ということで、こういうのもですね、もうやっとうこういう形で、そんなふうにしてやっぱり私はこれつけてたもんで、あなた粕屋町の議員さんなら、こっちのほうをつけときなさいよみたいな感じで、今ですね、二つ軽トラにつけてですね、これ抑止力ということに一つなると言うんですけども。

当然この質問もですね、初日の日に同僚議員とかぶるということになるんですけども、今後の防犯対策の方針を聞くということで、質問はされませんでしたけれども。

あわせてですね、防犯意識を高めるための広報は何か。また、今後の対策の方針

を聞くということで町長にお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

防犯については、正に犯罪を防ぐということで、これは犯罪になってしまえば、この警察当局の所管といたしますか、仕事になるわけですが。

我々は、犯罪を抑止するための何か施策がないかということで、常々、日々考えておるところでございます。今議員がお示しされましたステッカーについてもですね、これはもう本当に犯罪の抑止のためのステッカーであります。車で移動中、運転中、運転しながらの防犯と。これも、ながら防犯の一つだろうと思います。

それに加えて、今ちょっと部内でも検討しておるのがですね、特に子どもたちの登下校時の防犯については、非常に生活弱者ですので、これを今は、学校に行ったときに校門を通過する、学校の玄関を通過するときに信号を送って、その親御さんたち、保護者の方に今通過されましたということの通知をするんですが。それ以上に、この通学路ってというか、粕屋町内中の道に、各家々に電波を受診するような器具、これ福岡市が既にもう検討して、全市内的にも普及されるというようなお話は聞いておりますが、今その研究を行っております。

ですから、その場合には、各家々に今あるようなステッカーで警戒中と。粕屋町内中は警戒中だというようなですね、犯罪者犯罪の予備軍に対して啓発する非常にその抑止力あるだろうというふうに副次効果も考えております。

そういったことで、検討を重ねておりますので、ご報告申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

すみません、時間のほうもちょっと来ておりますが、一つ、今私のほうからも提案ということで、マグネット式のステッカーですね、これは社会福祉協議会とかシルバー人材センターのほうにつけてありますけれども、もっと大きくしたもの。そして他町を見るとですね、やっぱり下のほうに赤のラインで何々町、何々町、何々町って大きく載ってるんですね。

ですから、今後こういうステッカーをつくられるときには、やっぱり大きなステッカーで、しっかり町がやってるんだよというような、こういうマグネット式をつくっていただきたいということが一つと、あといろんな町で講座されてますが、その中に防犯対策講座みたいなものを入れていただければ、そのときの講師とかなんかいろいろっていか言われれば、そういう面でも私少しですね、お手伝いもでき

ますので。これに対しての答弁はもう時間がありませんので、提案としてマグネット式をもっと大きくしたものということと、広報については、防犯対策講座みたいなのを開いていただきたいという要望をしておきます。すみません、時間のほうがもう7分ということなんです、次の質問ということで、学童保育指導員の給与改善についてということで質問します。

昨年の12月議会で私の一般質問、学童保育指導の処遇改善での学童指導員給与改善についてお聞きしましたが、行政の答弁はキャリアの高い方、経験年数で加算をやるパターン、あるいは研修により資格を取得された指導員さんの改善に努めていきたいと考えておりますと答弁されましたが、短めで構いませんので、町長と教育長に進捗状況をお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨年の12月議会でそういうお答えをしましたが、なかなかですね、今の厳しい財政状況では全ての問題を解決することができませんでした。

残念ながら、令和元年度につきましての予算化が実現できませんでしたので、学童保育指導員の給与関係の改善は、なりませんでした。しかしながら、今現在も検討中でございます。

喫緊の問題としてその学童保育指導員の方々の数が不足している状況が顕著になってきましたので、それも含めて、今後の取り組むべき課題というふうに捉えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学童指導員につきましては、やはり経験者はそれなりにやっぱ安全面、それから指導技術を持っておりますので、外に逃がしたくないということもございますので、対応はぜひお願いをしたいというところで、町長部局のほうにお願いをしております。

予算決算等につきましては、教育委員会はお願ひするしかできませんので、町長のほうにお願いをしているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

私も長年、教育現場のほうで仕事をさせていただきましたが、長年、そういう現

場の中で、先輩のですね、先輩先生の教えで教育現場にかかわってる教師、先生はですね、金では買えない職業なんだということで常にですね、先輩先生がたからには、そういうお話いただき、私もその言葉を胸に刻み働いてきましたが、当然ですね、月日が経てば少しでも、そういう経験年数とか資格加算などによって給料が、アップするということもあるわけです。ですので、何と申しますかね、教育現場でそういうお金の話っていうのはどうかなということもありますが、当然、指導員のモチベーションとか、よしと、少しでも、少しでもですよ、少しでもやっば上がればですね、先ほども言いましたけれども、やっばりよしというそういうやっばり腹の底からそういう気持ちが出てくる。これがですね、教育現場で働いてる方ですね、一つのそういうものが、実際教えている子どもに対していろんな相乗効果を生み出すんじゃないかなということで、私は思っております。

当然、いろんな予算がいる中で大変だと思いますけれども、やはりこれも、粕屋町の一つの教育の中での独自の教育ということ、私常々何かないかなと思いつつながら、こういう形のものではないかも分かりませんが、やはり少しでもですね、そういう上がるよみみたいな感じの中で、今ですね、また今後も検討していきますというお話をいただきましたので、ひょっとするとですね、半年後、一年後、つくのじゃないかなという期待は私自身しておりましたけれども、できたら、つけていただきたいということは、今後もですね、しっかりとこの議場で今後の動向を見ながら、いろんな状況があると思いますけれども、再度、議場で一般質問をすることを伝えまして、私の一般質問を終了いたします。

(2番 井上正宏君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて、三日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時59分)

令和元年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和元年9月30日（月）

令和元年第3回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和元年9月30日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

（追加）第1. 議案等の上程（第71号）

（追加）第2. 議案等に対する質疑

（追加）第3. 議案等の委員会付託

第4. 各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決

（追加）第5. 議案等の上程（決議第1号）

（追加）第6. 議案等に対する質疑

（追加）第7. 討論

（追加）第8. 採決

第9. 委員会の閉会中の所管事務調査

第10. 閉会

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治

2番 井 上 正 宏

3番 案 浦 兼 敏

4番 安 藤 和 寿

5番 中 野 敏 郎

6番 太 田 健 策

7番 川 口 晃

8番 田 川 正 治

9番 福 永 善 之

10番 久 我 純 治

11番 本 田 芳 枝

12番 八 尋 源 治

13番 木 村 優 子

14番 山 脇 秀 隆

15番 小 池 弘 基

16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文

ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次
税務課長	中原一雄	収納課長	臼井賢太郎
協働のまちづくり課長	豊福健司	学校教育課長	早川良一
社会教育課長	新宅信久	給食センター所長	吉村健二
都市計画課長	田代久嗣	地域振興課長	八尋哲男
道路環境整備課長	安松茂久	上下水道課長	松本義隆
総合窓口課長	渋田香奈子	子ども未来課長	神近秀敏
介護福祉課長	石川弘一	健康づくり課長	古賀みづほ
会計課長	藤川真美		

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めまして、おはようございます。

明日10月1日からは、消費税がアップになります。軽減税率制度が実施されます。事前に軽減税率の対象品目などを確認することが肝要と思います。また、先週は非常に強い台風17号が、福岡に接近をいたしました。強風が吹きましたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。今週は台風18号が発生し、17号と同じような進路を通ると予想されております。一人一人が防災意識を強く持ち、防災力の高い安心・安全な粕屋町になるには、私たちが先頭に立ち、取組みを強化していくことであります。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

本日、町長から追加議案が1件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、「議案等の上程」とし、議案第71号を議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって日程を追加し、追加日程第1、「議案等の上程」として、議案第71号を直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第1、「議案等の上程」、議案第71号を議題とします。

お手元に配付しておりますように、本日提出された議案等は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

追加で提案させていただきます、議案1件について提案理由をご説明申し上げます。

議案第71号は、「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

議案第49号の、「令和元年度粕屋町一般会計補正予算」によりまして、一般会計の補正予算を提案させていただいたところでございますが、法令の定めるところに

より、清掃センターの土壌汚染調査を実施し、その後、福岡県と協議を行ったところ、緊急的に対応すべき案件が生じたため、一般会計補正予算を追加で提案させていただくものでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億6,849万円とするものでございます。

歳出の内容としましては、現在実施しております清掃センターの土壌汚染調査の結果、土壌汚染対策法に基づいた、詳細調査の実施が必要となりましたところから、清掃センター保安管理事業費を、4,900万円増額するものでございます。

また、財源不足を補うため、財政調整基金から歳出と同額の4,900万円の繰入れを計上しております。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第2、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

この焼却場の追加議案の件ですが、これは各地域との協定書ちゅうのが、ありまして、その中で、今までも調査は、何回かされてきたということで聞いております。調査も今まで報告で聞いたことありますが、今回の調査で50cmしかしてないということを知りましたが、前の調査の資料があれば、そういう、また10mぐらい調査をせないかんということですが、50cmする必要は本来はなかったっちゃんないかと。二度手間もなるようなことをやって、お金を無駄なお金を使わないかんということは、ちょっと納得いきません。

その辺は分からないと、ちょっと説明をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今回行いました土壌調査につきましては、あくまでも汚染の範囲を限定するために必要であるということで、県とも協議をして実施したものです。今回範囲が決まりましたので、今回の調査で物質的なものが出なければ、この後の調査は必要なかったんですが、今回の調査である一定の物質が発生しましたので、深度、深く、今度は調査が必要になったという経緯でありますので、必要ない調査ではありません

ので、その点をご報告させていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

いや、私が言いたいのは、協定書の中でですね、毎年調査をして報告をするということになっと思うんですよ。そんな時の調査は何のための調査やったか、何も出なかったっていう報告を聞いておるんですけど。それやったら真下にある私らの朝日区。何も心配する必要ないんですが、今回出たということで、調査をまたするというので、地元では、そのことを聞いて大変心配しておる状況でありますので。

出来れば慎重にやはり、2回も3回でもせんでいいような無駄な金を使わんでいいような方法で調査が出来なかったのかと思って、結局毎年協定書に載っておる調査で報告されておったことが間違いなければ、わざわざ今回の調査をし直す必要なかったっじゃないかなと思っておりますが、その件でお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

事業の流れといたしまして、今回はあそこの焼却センター、清掃センターのですね、解体するということがありますので、それに向けての調査ですので、これまで地元との調整の中で行ってきた調査と内容も違いますし、範囲も違います。

あくまでも施設の解体に向けて、その施設内での土壌汚染の調査を行ったものですので、過去の調査とは違いますので、今回の調査は改めて必要であったというふうに判断しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。最後です。

◎6番（太田健策君）

今回の調査は、前回とは関係のないということなんですが、しかし関係のない調査を何で今までして、その報告していたのかというようなですね。やはりその疑問に駆られる訳ですね。それで、結果的に駕与丁区の駐車場の下の灰にしろですね。あれも調査をされて報告をされようということで聞いておりますのでですね。

是非、やっぱり調査と結びつけたというような、やっぱり調査方法でお金が必要らんようなことで考えられなかったかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

答弁必要ですか。

◎6番（太田健策君）

(許可のない発言あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第3、「議案等の委員会付託について」お諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第71号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算」につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、既に開会日に設置しております、議員全員で構成する予算特別委員会に付託して審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって本日上程されました、議案第71号につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

それでは、ここで追加議案の審査を行いますので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前9時31分)

(再開 午前10時50分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

ただ今、審査を行いました追加議案第71号の討論及び採決は、後ほど行います。

◎議長（鞭馬直澄君）

議案第45号「粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について」及び議案第46号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、以上、2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案第45号及び46号について、一括議題により、総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第45号は、「粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきましてご報告を行います。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布されました。同法の中で地方公務員法の一部が改正されました。この一括整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないようにするものです。

粕屋町消防団条例第5条では「成年被後見人又は被保佐人は消防団員になることができない。」と定めていますので、今回の法改正の趣旨にのっとり、成年被後見人等に係る失格条件を削除するものです。また、粕屋町消防団全体で新人団員の確保が課題とされる中、女性団員は、新設以来増加を続け、現在は15名と、同規則で定める定員7名を上回っている状況です。現在の粕屋町消防団にとっても必要不可欠な存在であり、今回の条例改正により、定員の増を行うものです。

付託を受けました、当委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第46号は「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

今般、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されました。主な改正内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用服務規則等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な移行を図る改正であり、施行日は令和2年4月1日です。国の政策として、正職員の給料に近づける、同じ条件で支給する、フルタイム、パートタイムの違い。協会けんぽ、厚生年金、共済年金等の取扱いや業務内容、会計年度任用職員雇用の体制づくり、パートタイムの報酬や、100名近くの方が包括的に従事する業務を民間へ委託することの説明に対して、現在、勤務する職員の今後について心配する意見、説明を求める質問が多くありましたが、付託を受けました当委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第45号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第45号「粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第46号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

第46号議案「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」。

2017年地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員が導入されることになりました。粕屋町でもそれに対応して、今議会で46号議案が出されました。適正な任用、勤務条件を確保するための内容で、この条例の制定自体には問題がないと思うので、賛成いたします。

その上で、今後取り組まれる給与基準や休暇等の詳細な基準は、現在、規則として作成中ということなので、今まで嘱託・臨時の雇用として働いてこられた職員の勤務実績を重んじ、会計年度ということによって一年限定と思いますが、そういう方に対する、粕屋町として細やかな配慮をなされるように要望いたします。

それにもう一点。最近、40歳近くの嘱託職員の方が役場を退職して、新たな職場に正規採用で就職されたことをお聞きしました。優秀な方だったと推察されます。それで、この度の議案制定の今後において、粕屋町役場で働いてきたこの実績が加味される、フルタイムの会計年度任用職員からの正規採用の道が開かれるように、検討を願ひまして、私の賛成討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第46号、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、第47号「粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」、及び議案第48号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」、以上2議案を一括

して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議案第47号及び議案第48号について、付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第47号は「粕屋町町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」であります。

改正の趣旨ですが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)が、令和元年5月に成立し、令和元年10月1日から施行されることに伴い、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)が改正されます。施行令の主な改正は、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額を零とするように改正することに伴い、所要の規定の整備を行います。改正の内容、条例の主な改正点。第3条第1項中、「入園料及び保育料は、零とする。」に改める。施行日は、令和元年10月1日からです。

これは国の進める無償化によるもので、当委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決しましたことをご報告いたします。

議案第48号は「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」であります。

改正の趣旨は、女性活躍推進の観点から住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令(平成31年法律第152号)が4月に公布され、本年11月5日から申請された方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記する取扱いが開始されることになりました。これに伴い、印鑑登録証明書にも旧氏併記が必要な場合も考えられることから、それを可能とするためにも、これに関する規定を追加して、加えて所要の整備を行うものです。なお、改正にあたっては政令の公布に伴い一部改正された「印鑑の登録及び証明について」(総務省通知)別添の「印鑑登録証明事務処理要領」の内容に準拠する形で行います。

改正の内容、条例の主な改正点は、第5条中、印鑑登録として可能なものに「旧氏」を表すものを加入。関連規則(粕屋町印鑑条例施行規則)の主な改正点は、第6条中、印鑑登録原票に登録する事項及び印鑑登録証明書において証明する「氏名」事項について、「旧氏」の内容を加入。その他、現総務省より通達された印鑑登録証明事務処理要綱に準拠するため、不足する内容を追加するとともに、文言の

整理及び修正を行います。施行日は、令和元年11月5日からです。

当委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第47号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第47号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第47号「粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第48号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第48号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、議案第49号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第49号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみを簡潔に報告したいと思います。

議案第49号は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億704万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億1,949万円とするものです。

歳入の主なものとしては、9款地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金

が406万2千円、14款国庫支出金の国庫補助金が1,071万3千円、15款県支出金826万3千円、18款繰入金5,745万1千円、19款繰越金5,645万9千円、以上を増額し、10款地方交付税を661万2千円、21款町債を3,073万2千円減額するものであります。

続きまして、歳出の主なものとしたしましては、2款総務費の徴税費が756万円、3款民生費5,772万3千円、10款教育費の教育総務費が796万6千円、幼稚園費が2,133万6千円、社会教育費が650万2千円を増額し、2款総務費の総務管理費を733万円、10款教育費の保健体育費を359万6千円を減額するものであります。

付託を受けました予算特別委員会において、慎重に審査いたしました。

先ほど可決されました、46号議案「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」に関わる債務負担行為補正、粕屋町行政サービス包括業務委託料、令和元年度から令和4年度までの期間となる限度額4億5,600万円に関することについては、特に活発な審査がなされたことを申し添えておきます。

結果、退席者2名の中、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決したことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第49号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

賛成討論を行います。

今年度の補正予算の中で、会計年度任用職員制度に関しての債務負担行為補正として、4億5千万円の補正が組まれました。会計年度任用職員と補正に関し、数点危惧する点もあります。この点を指摘し、指摘は指摘として賛成討論をいたします。

皆さんも御存じのように、私は役場職員の中の非正規職員の待遇改善を求めて、幾度も一般質問してきました。今、全国の自治体で働いている非正規職員は約50数万人、60万人とも言われています。正規職員と同時間、仕事内容もほぼ同水準の職務をしている非正規の職員さんも大勢いらっしゃいます。我が粕屋町も、300名を超す非正規職員さんが働いています。今や、これらの非正規職員さんなしには、役

場機能が果たせない段階になっています。しかし、これらの非正規職員さんの待遇は非常に低いものです。政府の働き方改革を巡ってこの論議がなされ、また、現場からの要求、労働組合からの要求なども強く、今回の会計年度任用職員制度が誕生したとも言われています。そういう点では、積極面が非常に多くあり、賛成出来るものです。しかし、審査の中でも不明な段階だと説明があったように、指摘する点があります。

一つは、会計年度任用職員制度には、正規職員と同時間勤務するフルタイムの会計年度任用職員が、生ずることが前提で制度が作られています。自治体の多くは、パートの会計年度任用職員を採用しています。粕屋町では、一週37時間30分の勤務時間で、正規職員より1時間15分少ない。一律にすると15分少ないだけです。それでフルタイム職員にはなれません。フルタイム職員になれば、各種の手当が付くし、地方公務員共済にも加入が開けてきます。パートでは、期末手当が付くだけです。この程度では、働き方改革とは言えないのではないかと思います。糟屋郡のある町では、フルタイムの会計年度任用職員が計画されているやに聞いています。粕屋町の任用制度は、仏を作って魂入れずと言われることがないように。まだ時間はあります。フルタイムの任用制度を作ってほしいものです。

二つ目は、粕屋町の計画では111名の方の所属する業務が、外部委託されることになっています。この部署も元来は地方自治体が自ら行う業務であるから、直接雇用したわけです。そうでなければ、最初から外部委託しておけばよかったです。業務の中には、たとえ短時間であっても専門性が要求される職種、守秘義務を要求される職種などもあることでしょう。また、現状部門でも、災害時即応体制の体制を常時作っておく部署。これは直接、町が管理する部署もあるのではないかと考えられます。外部委託に関しては、足立区の委託業務のように裁判で法令違反が下される、そういう要注意の点もあります。また、外部委託をしても、さして経費の削減に繋がらないのではないかとさえ、私は思います。外部委託に回される職員さんは、おのずと待遇削減にあうだろうし、地域経済にも些少なりとも影響が及ぼすでしょう。外部委託に回す部署は、極力少なくしていただきたいと思います。

三つ目は、現行は選考採用により、正規職員へ採用の道が開けています。しかし、会計年度任用職員制度の結果、特にフルタイム職員の場合は、相当な待遇改善が図られました。政府の意図を感じずに、事実上選考採用による正職員の道が閉ざされ、万年、会計年度任用職員で終わる職員も多いのではないかと危惧されます。

以上のような問題点がありますが、現在の非正規職員の待遇の改善という面からは、るる申しましたように、非常に優れたものがあります。また、多くの非正規職員が、この改善の恩恵を受けることになります。後は現場労働者の待遇改善の取組

みを期待します。

以上の所見を述べて、賛成討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第49号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第50号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第51号「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第52号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第53号「令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」、以上、特別会計4議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇）

◎5番（中野敏郎君）

議案第50号から議案第53号「令和元年度特別会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、一括して報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみを簡潔に報告いたします。

議案第50号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」。

議案第50号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,311万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億9,760万3千円とするもので

す。歳入の主なものとしましては、1款国民健康保険税875万1千円を増額し、4款県支出金112万6千円、7款諸収入2,074万4千円を減額するものであります。続きまして、歳出の主なものとしましては、3款国民健康保険事業費納付金399万7千円、9款前年度繰上充用金942万8千円を減額するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第51号「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」であります。

議案第51号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,308万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億3,989万8千円とするものです。歳入の主なものとしましては、4款繰越金2,808万2千円、を増額し、1款後期高齢者医療保険料500万円を減額するものです。続きまして、歳出の主なものとしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金2,308万2千円を増額するものであります。

慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第52号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」であります。

議案第52号は、保険事業勘定歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,877万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億6,947万8千円とするものです。歳入の主なものとしましては、3款国庫支出金57万4千円、7款繰入金254万9千円、8款繰越金1億1,582万3千円を増額し、1款保険料82万4千円を減額するものであります。続きまして、歳出の主なものとしましては、1款総務費134万円、4款諸支出金1億1,582万2千円、5款地域支援事業161万円を増額するものであります。

次に、サービス勘定でございます。

介護サービス勘定歳入歳出予算の総額に、それぞれ111万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,639万8千円とするものです。歳入の主なものとしましては、3款繰越金111万2千円を増額するものであります。歳出の主なものとしましては、3款繰出金92万2千円を増額するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第53号「令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」であります。

議案第53号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ206万6千円とするものです。歳入といたしましては、2款繰越金89万1千円を増額するものであります。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、2款諸支出金89万1千円を増額するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第50号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第50号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第51号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

議案51号「後期高齢者医療特別会計補正予算について」反対討論を行います。

福岡県高齢者後期高齢者医療保険料は、発足当時は均等割は5万935円でした。所得割が9.24%でしたが、改定のたびに引き上げられて、30年度は7万7,140円になり、31年度は7万8,876円、このように引き上げられてきました。これは全国的

にも福岡県が保険料が高いと、そういう状況になっております。また均等割の9割軽減、29年度に7割軽減となり、30年度は5割軽減まで減らされる。このような状況で、これによって年金収入169万円の単身者の場合は、28年度は5,608円だった保険料が、29年は1万6,825円と引き上げられ、30年度はさらに2万8,042円。このように引き上げられてきて、2年間で保険料5倍に跳ね上がるという状況になってきております。更に年金からの天引きの対象にない、低所得者の保険料の滞納も深刻な問題になっております。

このような中で粕屋町では、30年度では6箇月や3箇月の有効期限しかない、短期保険証の交付が21件にもなっており、滞納繰越金も30年度は、402万7,572円に上っております。このように、低所得者に対する保険料の問題と滞納差し押さえということが、問題になってきております。年金収入が年80万円以下の低所得者、最大9割軽減するということで後期高齢者医療制度が発足してから特別軽減措置が行われてきましたが、来年度には完全にこの特別措置を廃止するというようになってきており、保険料が3倍化するというとも言われております。更に、明日からの消費税10%増税ということになれば、日常生活に大きく負担がかかっていきます。

私はこのような高い保険料の負担を軽減するために、福岡県が設置している財政安定化基金、約62億円あると言われてます。また、連合が料金を活用している運営安定化基金。これが約227億円あるというふうになっております。これらの黒字になっている基金から14億円を活用すれば、一人当たり1万円の引き下げが可能なんです。

高齢になれば、現役代の無理がたたって、体のあっちこっちが痛んできます。いくら予防しても加齢による衰えや疾患が増えるのは避けられません。年金が引き下げられ、病気がちで収入が少なく、暮らしが不安定な人が多い75歳以上の高齢者の方々、一つの保険制度で集めて運営する制度設計そのものに無理があると思います。後期高齢者医療制度を廃止して、元の老人保健制度に戻せば、75歳を過ぎても、国民健康保険や健康保険から切り離さずに済み、際限のない保険料アップの仕組みも無くしていけます。

以上、福岡県の後期高齢者広域連合が蓄えている、剰余金や基金を活用して保険料を引き下げることが求めるとともに、75歳以上の高齢者に負担を強いる後期高齢者医療制度に反対する立場から、この補正予算について反対の討論とします。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第51号「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第52号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおりに決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第52号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第53号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第53号「令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第54号「令和元年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、及び議案第55号「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」以上、企業会計2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第54号から議案第55号、令和元年度事業会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみを簡潔に報告いたします。

議案第54号「令和元年度粕屋町水道事業会計補正予算について」。

議案第54号は、既定の予算総額に、支出を新上下水道料金システム構築委託料の減額により、1款水道事業費用の1項営業費用を936万円減額補正するものであります。また、このことにより、上下水道料金システム更新事業の債務負担行為、期間令和2年度から令和6年度までの限度額を、補正前1,930万円から補正後1,227万6千円に減額するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第55号「令和元年度粕屋町流域関連下水道事業会計補正予算に

ついて」であります。

議案第55号は、議案第54号に出ました新上下水道料金システム構築委託料の減額分を、均等割したものであり、水道事業会計同様、既定の予算総額に支出を1款下水道事業費用の1項営業費用を936万円減額補正するものであります。また、このことにより上下水道料金システム更新事業の債務負担行為、期間令和2年度から令和6年度までの限度額を、補正前1,930万円から補正後1,227万6千円に減額するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第54号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって議案第54号「令和元年度粕屋町水道事業会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第55号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって議案第55号「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、議案第56号「備品購入契約の締結について」、及び議案第57号「工事請負契約の締結について」、以上2議案を一括して議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇）

◎4番（安藤和寿君）

議案第56号及び57号について、一括議案により、総務常任委員会の審査と結果についてご報告いたします。

議案第56号は「備品購入契約の締結について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告を行います。

粕屋町消防団第3分団、受け持ち区域は、江辻区における消防ポンプ自動車は平成12年3月より使用開始以降19年が経過し、主な不具合として電気系統の劣化、放水を行う際の揚水機能の低下などの不具合により、消防ポンプ自動車を入替するものです。この度、指名業者7社による指名競争入札の結果、契約の金額1,914万円（税込み）。契約の相手方、株式会社九州防災センター 代表取締役 永江昭浩を納入者として定めたことにより、契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求められたものです。

付託を受けました当委員会での審査では、初期消火時において素早く対応できる車両の購入を、今後は検討してもらいたいこと。また、車両の選定には、行政区からの要望だけでなく、町からも提案していただきたいなどの意見がありました。

付託を受けました当委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第57号は「工事請負契約の締結について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

粕屋西小学校放課後児童クラブ室の増築工事に伴う、工事請負契約で工事を施行するため、指名競争入札により、契約の金額5,859万7千円。契約の相手方、株式会社オリーブハウス 代表取締役 田中金丸が落札し、工事の期間、契約効力発生の翌日から令和2年3月27日まで。工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和42年粕屋町条例第3号）の規定により、議会の議決を求められたものです。

付託を受けました当委員会での審査では、工事期間中の安全対策面の強化、入札の経過、入札金額についての意見が出されました。

当委員会で慎重審査の結果は全員賛成にて、可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第56号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第56号「備品購入契約の締結について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第57号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第57号「工事請負契約の締結について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

議案第58号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第58号「工事請負契約の締結について」、江辻橋橋梁補修工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定め、その者と工事請負の契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

江辻橋は、昭和43年架設された幅員6mの車道と、昭和50年架設の幅員1.9mの歩道橋であります。町内道路橋、122橋の中でも補修が差し迫ったものであります。

議員からは、障がい者のために歩道は2.5m必要ではないかであるとか、長寿命化に向けてどのような検査体制がなされているのか、あるいは工事中の供用はどうするのか。結局、う回路というふうな形になりますが、う回路はどうするのかというふうなこと、あるいは工期を守るようになどの活発な質疑がなされました。

今回の工事で、車道部はひび割れ注入工、断面修復工、表面含侵工、橋面防水工が、歩道橋では、床板の取替工が計画されております。契約の金額は8,178万5千円。契約相手は、株式会社SNCでございます。

以上、当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべ

きことを決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第58号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第58号「工事請負契約の締結について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開を13時ちょうどといたします。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議案第59号「平成30年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

久我決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議案第59号「平成30年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」です。

付託を受けました決算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、長い時間をかけて議員全員によります審査でございますので、要点のみをご報告いたします。

歳出総額145億9,881万7,618円、前年度比1.4%減。歳出総額142億1,956万5,123円、前年度比0.8%減。歳入差引額3億7,925万2,495円です。歳入の主なものとしたしましては、町税64億4,240万2,338円、地方交付税10億2,910万2千円、国庫支出金21億643万3,636円、県支出金11億7,464万9,993円で、歳出の主なものとしたしましては、総務費11億383万7,050円、土木費12億4,215万4,384円、民生費59億9,169万5,654円、教育費21億659万1,595円等ほかにもありますが、歳出の不用額が、3億5,806万6,877円となります。歳入歳出ともに減っていますが、前年度より経費の節減に努められた結果と思われま。

質疑としましては、給食センター建設における流れ、予備費充用について、スマイル調査はどの位の人が見ているのか、第5次総合計画の調査は毎年やっているのか、というような質疑がありました。

付託を受けました決算特別委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成にて認定しましたことをご報告いたします。

（決算特別委員会委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第59号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

第59号議案「平成30年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」、今年度の決算概要は、歳入総額145億9,976万円、歳出総額142億1,961万円、実質収支は繰越明許繰越額を除いて3億5,736万円でした。単年度収支は、平成28年度から3年間マイナスが続いているということでしたが、多額の繰越金が出ていたところに比べると、健全な内容と評価し、認定することに賛成いたします。

ただ、一点だけを指摘いたします。それは、地域振興課の事業報告の中で、これ

まで長年その最初のページにあった農産物直販施設による地場農産物の消費拡大について、という内容がありませんでした。

直販施設なのみの里の開設の経緯、施設貸付料、近年3年間の動向として、年間来場者数、年間売上高、生産者数の表の掲載がなかったことに対する答えは、役場が直接関与している事業ではないからというものでした。農業振興に関する質疑意見なども質疑の折に出し、又、他の議員からの意見もございましたが、この件に関する報告はありませんでした。その後、なのみの里の閉店の告示をされたことを聞き調べてみますと、9月19日の理事会で、30日閉店を決められたようです。役場はこの間、何もつかんでいなかったのか。また、報告する必要ないと思ったのか。非常に疑問に思っていますが、次の二点をさっき指摘しますって言いましたけど、次の二点について申し上げます。

一点は、直接の事業ではないにしても、農産物の生産、消費拡大には、農業振興に大きく影響していること。そして、ここが問題なんですけども、第5次総合計画にもこの事は掲載されております。ページ数は65ページなんですけど、基本目標2の「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」というところで、4「地域個性を活かした活力ある産業のまちづくり」。(1)「いのちを守り育む食と農の創造」のところで、指標として、客観指標、農産物直販施設の売上高、単位はですね、現状値としては1億4,580万6千円だと思いますが、平成32年度の目標値を1億5千万とあげておられます。つまり、行政評価指数として客観指数を上げている、非常に重要な事業でございます。

このですね、決算あるいは予算に対して行政評価をしながら、この町は進めて行くっていうのが大きな重要な内容でございますが、その点についての言及が一切なかったということが、私には疑問に思えるのです。それから、県からの補助金がこの建設に関して出ています。期限は平成37年度まで、とのことでした。補助金による建設、生産者の不安に理事会がどう対応するのかを指導する義務はあるのではないかと。生産者の話では、既に作付が終わっている作物もあるということです。

以上の件に関して、地域振興課の農業振興への対応について、また総合計画に沿っての事業遂行という観点からも、先ほど委員長が報告しましたように、この指標がですね、どれ位その役に立っているかという議員からの指摘もございますが、そういう点も含めてですね、今後、このことに留意して進めていっていただきたい、ということで私の賛成討論は終わります。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長からの報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第59号「平成30年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第60号「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「平成30年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上、特別会計4議案を一括して議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

久我決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 久我純治君 登壇）

◎10番（久我純治君）

議案第60号から議案第63号について、付託を受けました決算特別委員会の審査と経過についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員により審査でございますので、要点のみをご報告いたします。

議案第60号「粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

歳入総額36億338万5,591円、歳出総額36億7,395万6,762円、歳入歳出差引額、マイナス7,057万1,171円です。不足額7,057万1,171円は、翌年度歳入繰上充用金。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税7億9,878万4,715円、県支出金24億4,009万9,212円、繰入金3億3,429万3,369円で、収入未済額は2億1,378万6,288円です。歳出の主なものといたしましては、保険給付費24億745万8,912円、国民健康保険事業費納付金11億1,536万268円、諸支出金8,409万262円、不用額は3

億7,762万7,238円です。

付託を受けました決算特別委員会におきまして慎重審査しました結果、賛成多数で認定されましたことをご報告いたします。

議案61号「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出について」であります。

決算の認定について、歳入総額5億2,046万9,818円、歳出総額4億9,238万6,477円、歳入歳出差引額2,808万3,341円です。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億8,633万1,085円、繰入金1億700万9,971円、繰越金2,694万5,512円です。歳出の主なものといたしましては、総務費1,651万8,538円、後期高齢者医療広域連合納付金4億7,576万5,289円、諸支出金10万2,650円で不用額は、2,762万6,523円となっております。

決算特別委員会において慎重審査しました結果、賛成多数で原案どおり認定されましたことをご報告いたします。

議案62号「粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

歳入総額23億3,417万2,167円、歳出総額22億1,834万8,669円、歳入歳出総額差引額1億1,582万3,498円、歳入の主なものといたしましては、保険料5億6,561万3,763円、国庫支出金4億5,720万5,962円、支払基金交付金5億4,742万7千円、県支出金3億119万7,172円、繰入金3億7,805万6,340円、繰越金8,600万3,244円です。歳出の主なものといたしましては、総務費7,569万2,227円、保険給付費19億5,202万4,584円、地域支援事業費1億893万3,575円で、不用額は1億7,224万6,331円です。

サービス勘定では、歳入総額1,742万9,913円、歳出総額1,631万5,927円、歳入歳出差引額、111万3,986円。歳入の主なものといたしましては、サービス収入1,175万9,118円。繰入金503万6千円です。歳出の主なものといたしましては、総務費1,518万1,067円、サービス事業費113万4,860円で、不用額は429万8,073円です。介護予防事業評価、また費目流用処理表の間違いなどの質問がありました。

決算特別委員会におきまして慎重審査いたしました結果、賛成多数で認定されましたことをご報告いたします。

議案62号「粕屋町介護保険特別会計歳入歳出の認定について」であります。

歳入総額23億3,417万2,167円、

◎議長（鞭馬直澄君）

久我委員長、63号です。

◎10番（久我純治君）

すみません。議案第63号「粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

の認定について」です。

歳入総額202万5,192円、歳出総額112万3,614円、歳入歳出差引90万1,578円。歳入の主なものといたしましては、諸収入131万5,630円、繰越金70万9,562円、収入未済額4,605万5,480円です。歳出の主なものといたしましては、総務費4万4,614円、諸支出金107万9千円で、不用額は58万5,386円です。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重審査しました結果、賛成多数で可決認定されましたことをご報告します。

この中の質問で、滞納者数とか督促状を出しているかというような質問がありました。これで終わります。

(決算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第60号の討論に入ります。

原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

議案60号、国民健康保険特別会計決算認定に反対討論を行います。

私は昨年3月予算議会において、この決算のもとになります予算について、反対いたしました。その反対の理由としては、その時3月の時点で、粕屋町のホームページに国民健康保険税の計算例に基づいて計算してみました。すると世帯主42歳で所得200万円、妻38歳所得100万円、子ども。実際の3人世帯の場合では、保険税が39万6,300円でした。それが昨年4月から始まる、国民健康保険税の県の単一化も含めまして、3月の保険税改定によりまして、39万9,020円となり、保険税が2,720円の負担増となりました。また、所得200万の単身者の場合を見ますと、医療費支援分、介護分の増減で、今までより9千円増額されるという状況になりました。

ですから、このまま粕屋町の国民健康保険税が、国保税の負担増で保険税が払えない。このようなことで滞納して、差押えられることなどを含めた町民の国保加入者が増加するということになりますので、反対をした訳です。そのときに、差押えは26年と28年についての件数について、ですが、26年は174件の差押えで金額は8,466万円でした。それが28年度にかけて、28年度には517件で1億6,904万円と、件数が3倍になって金額も2倍以上ということで増え続けております。このようなもとの、県の単一化の元での国保税に対する支払い能力が負担になるという状況が生まれていくわけです。そういう点では、まさに担税能力を超えた国保税になっているということでもあります。

共産党の県議団がまとめた福岡県の資料を見ますと、3箇月、6箇月しか使えない短期保険証の交付が147世帯、これは粕屋町の指数です。高校生以下の短期証が2名、そして資格証明書が6世帯に上っております。このような状況のもとで、この、あそこの消費税10%ということになれば、国保税を払えない滞納者が増えていくことは明らかであると思います。

このような状況のもとで、9月本会議での30年度の決算の審議の中で、国民健康保険税の保険の都道府県化のもとの決算が初めて行われたわけですが、粕屋町としては先ほどの委員長の報告のように、7,057万1,171円の赤字決算になりました。赤字になる理由として、私は、今まで国や県から歳入であった国庫支出金や療養給付金などの交付金、前期高齢者交付金共同事業交付金、このような歳入交付金関係が歳入ゼロになるという状況にあったと。そういうことから、昨年比で、ということは29年比です、66万5千円。いや違う、6億6,050万2,190円の歳入減になっております。

このようなことから見て、今まで、粕屋町での国保については、一般財政の繰入れを行って、赤字を補填するというようなことなどを行ってきたわけですが、今後この広域化によって、県から示される保険税の納付金を納めるいうことを行うために、町の財政を繰り入れることも含め、また、それができない場合には、加入者の保険料を高くする。また徴収強化をするということなどが迫られていきます。

そういう点では、県の納付金のために町と加入者の負担が増加していく、このような単一化の制度に対して反対をする、という立場で決算の反対を討論を終わります。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって議案第60号「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第61号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第61号「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第62号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

第62号議案ですよね。「平成30年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、不認定という立場で討論いたします。

歳入合計23億3,417万円、歳出合計22億1,834万円、不用額1億7,224万円でした。執行率は92.8%。介護保険の事業内容を予測することは、とても難しいことだろうと思いますが、今回私が特に注目したのは、介護認定審査の審査会の審査状況で、昨年よりも300人少ない。特に今年の1月2月3月が認定数が少ない、ということ

でございました。それで、担当課のほうでも、その理由をはっきりしないということが言われましたけれども、実は私の周りでこの介護保険に対する苦情は、数点ございます。

本来ですね、粕屋町は単独でやっていて、代々ずっと黒字できています。黒字できてるといことはとてもいいことのようにですが、やはりもう少しサービスをですね、住民の皆さんの立場からサービスをする、その一番の基本である認定、介護認定審査会の内容について、もう少しですね、検討を加えたいというふうに思っていますが。

私は現在、不用額が1億7,224万円というところからですね、今回は不認定という立場で意見を申し上げたいと思います。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第62号「平成30年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、議案第63号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第63号「平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第64号「平成30年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、及び議案第65号「平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、以上、企業会計2議案を一括して議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

久我決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 久我純治君 登壇）

◎10番（久我純治君）

決算特別委員会に付託を受けました議案第64号、65号の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、議員全員による審査でしたので、要点のみご報告いたします。

議案第64号は、「平成30年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」であります。

平成30年度の収支決算では、消費税抜きで収益的収支の収入は、10億644万9,751円で、支出は8億2,704万3,666円で、当年度の純利益は1億7,940万6,085円であります。基本的収支は、消費税込で資本的収入が382万7,520円、資本的支出が3億3,712万5,724円、不足額は3億3,329万8,204円となっております。不足額につきましては、建設改良積立金、消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金等で補填されるものでございます。なお剰余金処分につきましては、平成29年度からの繰越利益剰余金1億380万1,954円に当年度の純利益1億7,940万6,085円と、

その他未処分利益剰余金変動額 1 億 5 千万円を合わせました、4 億 3,320 万 8,039 円から自己資本金に 1 億 5 千万円を組み入れ、建設改良積立金に 1 億 8 千万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は 1 億 320 万 8,039 円となっております。

決算特別委員会におきまして、慎重審査しました結果、全員の賛成で原案どおり可決認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。引き続き、議案第 65 号「平成 30 年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」であります。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我委員長、剰余金でございますので。剰余金とおっしゃってますけど、剰余金です。

◎10番（久我純治君）

剰余金です。すみません。

平成 30 年度の収支決算では、消費税抜きで、収益的収支の収入は 13 億 4,866 万 9,867 円で、支出は 12 億 3,637 万 9,732 円。当年度の純利益は 1 億 1,229 万 135 円であります。資本的収支は、消費税込で資本的収入が 8 億 5,654 万 6,240 円、資本的支出が 10 億 6,436 万 7,248 円、不足額 2 億 782 万 1,008 円となっております。不足額につきましては、減債積立金、消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金等で補填されるものでございます。なお、剰余金処分につきましては、平成 29 年度からの繰越利益剰余金 3,133 万 3,848 円に当年度の純利益 1 億 1,229 万 135 円と、その他未処分利益剰余金変動額 1 億 2 千万円を合わせた 2 億 6,362 万 3,983 円から自己資本金に 1 億 2 千万円を組み入れ、減債積立金に 1 億 1 千万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は、3,362 万 3,983 円となっております。

質問としまして公用車の修理の件、五ヶ山ダムについての質問、水道料金の値下げなどはないかとかいうような質問がありました。

決算特別委員会で慎重審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

（決算特別委員会委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第 64 号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって議案第64号「平成30年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第65号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第65号「平成30年度粕屋町流域関連...

(許可のない発言あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

何て言いました。全員賛成と言ったつもりでしたけども、もう一度申し上げます。

全員賛成であります。よって、議案第65号「平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第66号「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」を

議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第66号「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」、付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

都市政策部都市計画課所管で、平成17年度駕与丁区域よりスタートしてまいりました住居表示も今回12区域目となり、今回、大字酒殿、仲原の一部を酒殿1丁目から5丁目へと、名称の変更を求める議案として提出されました。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことを決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第66号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第66号「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第67号「和解について」を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇）

◎10番（久我純治君）

議案第67号は、「和解について」であります。

付託を受けました厚生常任委員会におきまして、審査の経過と結果についてご報告いたします。

理由について、福岡地方裁判所にて係属中の建物明渡請求事件について、裁判上の和解をするにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、第96条第1項12号の規定により、議会の議決を求められたものであります。和解の相手方は、粕屋町在住で、町営住宅入居者です。

和解条件案として、被告は令和元年9月末日において、本件契約につき、87万7千円の未払賃料債務があることを確認し、原告に対し、前項の金員を将来発生する賃料とは別に、次のとおり分割して、原告の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払い、振込手数料は、被告の負担とする。令和元年9月末日限り、3万2千円とし、令和元年10月から令和5年2月まで毎月末日限り2万円ずつ、令和元年5月末日限りでは、2万5千円です。被告が前項の分割金の支払いを怠り、その額が2万円に達したときは当然に同項の期限の利益を失い、原告被告間の賃貸借契約は解除、被告は原告に対し本件建物を明け渡す。また、被告が遅滞なく第1項の金員につき弁済をした場合、その他遅延損害金債権等を免除する。訴訟費用は、各自の負担とする。

事件の概要として、被告は粕屋町が管理する町営住宅の入居者であり、町営住宅の家賃を滞納し、再三にわたる督促にもかかわらず納付しなかった。粕屋町は、平成31年4月25日に町営住宅の明渡しを求め、福岡地方裁判所に申し立てしたところ、相手方から請求破棄を求める答弁書の提出があり、その後、相手方から分割での和解提案があった。粕屋町は債権の円滑な回収を図ることを考え、和解に応じたものである。

当委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で可決されましたことを報告いたします。

（厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第67号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎9番（福永善之君）

議案67号に反対します。

和解についてはですね、否定はしません。ただ、和解の中身についてはですね、一部反対せざるを得ません。和解条項案の第5条には、「訴訟費用は各自の負担とする。」とありますが、これは、原告である粕屋町の弁護士、それから、被告である相手方の弁護士の双方の落としどころと、和解案と思われます。一般の町民は生活の中でやりくりしながら、決められた税金などを納めていることを鑑みると、税金などで運用されている行政は町民に対して公平に、平等に対応することが必要だと思います。今回、原告の粕屋町は被告の相手方に対し、行政サービスの契約において、手順を間違えたとは思えません。被告は分納の誓約書を提出されましたが、それが履行されていないようです。また、数々の督促状にも応じていないようです。

原告は、そのような過程を踏んでの、最終的に司法の場へ結論を求めたと思います。最低限、和解案には原告がこの裁判により被った費用と、未納期間の町営住宅の延滞金は、被告に費用負担を求めるのが筋だと思います。正直に税金などを納めているものが不公平、不平等と思える対応は慎むべきです。

よって、議案第67号は反対です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって議案第67号「和解について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第68号、議案第69号及び議案第70号、いずれも「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」であります。

以上、3議案を一括して議題といたします。

本案に対し委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案68号、69号、70号について一括議題により、総務常任委員会の審査と結果についてご報告いたします。

議案第68号から70号は、「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」、付託を受けました当委員会の審査の経過と結果についてご報告を行います。

現在、糟屋郡公平委員会委員をさせていただいております、藤田清満氏、山田裕嗣氏、櫻木幸弘氏の3名の方が、本年10月31日をもって任期満了となることに伴い、議案第68号、小河武文氏、議案第69号緒方博氏、議案第70号尾畑弘典氏の3名を後任として新たに選任するにあたり、糟屋郡公平委員会規約第3条1項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。同氏3名の方は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的な事務処理に理解があり、また、人事行政に関しましても精通された方々でございます。経歴につきましては、議案に添付されているとおりです。

審査において、質問として、3名の方の中に粕屋町の方がいないがどうしてなのか、という質問がありましたが、所管の説明において、16団体1市7町の順番にて選任されているとのことでした。

付託を受けました当委員会での審査の結果は、全員同意にて同意すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、一括議案番号順にお願い

いたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第68号から議案第70号は、人事案件につき、先例・申し合わせ事項により、討論を省略し、これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって議案第68号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、本日追加提案されました、議案第71号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第71号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、先ほど議員全員によります審査でございましたので、要点のみを簡潔に報告いたします。

議案第71号は、既定の予算総額に歳入歳出をそれぞれ4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億6,849万円とするものです。歳出の財源は、財政調整基金から賄います。

今回の緊急なる上程は、次年度着工予定の清掃センター解体工事に伴う清掃センター土壌汚染状況を、表面から50cmまでの平面的な調査を行ったところ、25地点の中の16地点で基準値を超える有害物質が検出され、また貯水槽に汚水がたまっていたものです。この結果を県へ報告しますと、県より土壌汚染対策法に基づき、立体的な深度、深さ10mまでボーリング調査を行うよう指示がで、また、たまっています汚水にも安全に除去するよう指導があったとの報告がありました。

今回の清掃センター保安管理事業の補正額は4,900万円。その中身は水質検査、滞留水処分、深度調査に係る費用でございます。解体の設計を的確に行うにあたって、この2度の調査により、対象とする汚染状況のボリュームをつかみ、安全状況等、今後の工法の検討、そして解体に反映されるよう調査、作業を行うものであります。本年度中に解体を前提とする土壌等の調査結果を出して、来年度には解体工事の設計変更を行い、次年度工事着手するためのものでもあります。

付託を受けました予算特別委員会において、慎重に審査いたしました。

周辺地域への影響がないかどうか、そういった質問もございましたが、今後、井戸水等の調査等も計画されております。

結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことを決しましたことをここに報告いたします。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

この議案につきましては委員長報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第71号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって議案第71号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

(休憩 午後2時02分)

(再開 午後2時10分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

続きまして、陳情第1号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」を議題といたします。

これより、陳情第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

木村議員。

◎13番（木村優子君）

反対の立場で討論いたします。

特定最賃は、労使間の合意が大前提であります。合意がないと創設できません。また、全国を適用地域とするということは、地方の利用者にとっては負担が大きいこととなります。これをどのように進めていくのか。看護師の場合は、賃金もさることながら労働環境の問題も大きいと考えます。

特定最賃の必要性を見極め、労使間の合意を進めるための課題なども、合わせて考えていく必要があると思いますので、反対といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

受理番号1番「看護師の全国適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかけかける意見書提出を求める陳情書」に対し、反対の立場で意見を述べます。

今回の意見書提出を求める陳情書ですが、議員必携には、陳情書は特定の事項についての利害関係を有する住民が、官公署にその事情を訴え、当局の適切な措置を要望する行為であります。請願権が憲法で保障されているのと違って、陳情は法的保護を受けるものではありません。したがって、陳情を受けた当局側も、これに回答し、その処理の結果について報告する法律上の義務はないとあります。

私は陳情ではなく、請願にて提出すべきだと思います。また、今回の意見書では、看護師の全国適用地域としており、全国には税収が豊かな自治体とそうではない自治体とがあり、一様に賃金の底上げなど、処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するための意見書には反対いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

私も反対の立場で、意見を述べたいと思います。

まず、今回の陳情書は、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書を提出を求めるものであり、陳情書でも、手続上問題はないと思います。しかし、やはり意見書提出ということであれば、強く、やはりこれを求めるといったことであれば、先ほど同僚議員も言いましたように、陳情ではなく、請願の方がいいのではないかといった思いもございます。

また、本来はですね、継続をしたいという思いもあるんですけども、そういったふうなことも出来ませんので、やはり、これは請願に直していただいて、また、十分な説明を聴く機会を次回でも出していただければという思いで、私は今回は反対の立場で意見を述べます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第1号を採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成少数であります。不採択となりました。

次に、陳情第2号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

これより、陳情第2号の討論に入ります。

原案反対の方の発言を許します。

木村議員。

◎13番（木村優子君）

陳情第1号と、内容がほとんど同じような討論になるかとは思いますが、反対の立場で討論いたします。

特定最賃は、労使間の合意が大前提と先ほども申しましたが、これも同じ、同様だと考えております。また全国を適用地域とするということは、地方の利用者にとっては負担が大きいことになる。そういうことで、介護施設を経営する人が少なくなり、地方の雇用が減ることにも繋がりがねません。

ただ、賃金が低いという問題を抱えているのは事実であって、これは国の加算制度を利用していく必要があるのではと考えております。

以上の理由から反対といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

受理番号2番「介護従事者の全国適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」。

これにつきましても、受理番号1番と同じ理由により反対いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

私もですね、先ほど言いました陳情第1号と同じですね、今回、第2号のほうにつきましても、介護従事者という形のものになるかと思います。

やはりこれもですね、ちゃんとした形で国に意見書として出したいということからいくと、やはり賛同議員、議員を紹介者をどなたかしていただいて、請願で出していただきたいなという思いもございますので、今回は反対いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成少数であります。不採択となりました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、陳情第3号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

これより、陳情第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

木村議員。

◎13番（木村優子君）

反対の立場で討論をいたします。

陳情の趣旨の1に対しまして、医師以外は規制は既にあるので、しっかり進めていく必要がありますが、夜勤体制などは労使で決めていく必要があること。3にある患者、利用者の負担軽減とは、お金の軽減のことなのか、また財源をどうするのか、費用負担を軽減する一方で、保険料を上げることにもなりかねないと考えます。4番の、費用負担を目的とした病床削減は行っておりません。

急性期医療から、回復期や慢性期医療への方針転換だと思われれます。地域医療に必要な、病床機能の確保は当然のことです。

以上の理由により反対といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

受理番号3番「安全で安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」につきましても、受理番号1番と同じ理由により、反対いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、反対の方の発言を許します。

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

全く同じなんですけども、陳情第1号、陳情第2号、同じような理由で今回反対いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成少数であります。よって、陳情第3号は不採択となりました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、陳情第4号「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」を議題といたします。

これより、陳情第4号の討論に入ります。

原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

天皇陛下御即位に祝意を示す賀詞は、衆議院で5月9日の日に、参議院では5月15日に、全会一致で議決しています。令和という新たな時代に、天皇、皇后両陛下のいよいよのご清祥、令和の御代の末永き弥栄をお祈りするこの決議案を提出する陳情書に、賛成の立場から討論させていただきます。

私の父はですね、2回戦争に招集されました。2回目とも帰って来ましたので、ここに私はおるわけですが、その時に親父がいつも言うていたのは、戦争に行ってもいい経験をしたということですね。私にいつも、酒飲みながら聞かせていただいて、苦情の一言も言わないで、人生のための大変な経験になったと、いつも親父は

言っておりました。

それから、私の妻のお父さんは宮崎県都城市出身で、潜水艦長になられてまして、妻のお母さんが、お母さんの腹の中に入っとう時にですね、潜水艦もろとも戦死されております。そのお婆ちゃんでありますお婆ちゃんが、いつも息子を自慢にしておられました、靖国神社に桜の咲いた時に行くのを楽しみにされておりました。私もこのお婆ちゃんを連れて、3回ほど靖国神社に参りに行きました。その時、やはり同じ戦死された方の家族もたくさん来られておりましたが、皆さん苦情を言うことなしに、やはり、亡くなった方の冥福をしっかりと祈ってありました。妻のお父さんは、江田島の海軍兵学校の特別室に飾ってあります。私もお参りに行きましたがですね、本当にその中でも、家族は何ひとつ苦情を言うことはありませんでした。

そういうことから、私は議案に対して賛成の討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」に対しては、賛成いたします。

しかし、併せて意見を述べておきます。日本共産党は御存じのように、日本国憲法、全条項を守るという立場から、天皇の代替わりに伴う一連の儀式にあたっては、日本国憲法の原則、特に国民主権と政教分離の原則を厳格に守ることが、大切であると考えております。それは、天皇制反対という立場からではなく、現在の憲法の原則にふさわしい公事、行事にすべきという立場からのものです。

今回の天皇即位について、安倍政権は、平成の代替わりの儀式を踏襲するとしております。日本国憲法に照らして重大な問題があります。それは、前回の儀式が、明治憲法下の絶対主義的天皇制というもとの交付された旧皇室典範並びに登極令を踏襲したもので、国民主権と政教分離という憲法の原則には、反するものだからであります。私は、国事行為や儀式は、根本的な見直しが必要だとは考えますが、この度提出されております陳情書の陳情の趣旨の中にもある剣璽等承継の儀、又は即位後朝見の儀、というこのような儀式は、政教分離と国民主権とは、相入れないというふうに考えます。

また、陳情の趣旨に入っておりませんが、10月の即位の礼、11月の大嘗祭も、日本国憲法にうたっている国民主権の原則、政教分離の原則に反するものであると

考えます。また、今回陳情をされております山本大藏氏は、3月議会において、憲法改正目的をして陳情された人物であります。国における憲法論議の推進を進める立場に立つ日本会議のメンバーとして、この陳情の紹介、陳情者となっておられます。そういう点では、天皇陛下即位とあわせて、憲法改正と。更には戦争に突き進むということさえ、危険が懸念されるということは、考えております。

私は以上のことを、指摘して、この天皇陛下即位奉祝の賀詞決議、決議に対しては賛成します。しかし、賀詞決議の内容については、その都度判断していきたいということを申し上げて、陳情書に対する私の意見といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、陳情第4号は、原案のとおり採択されました。

ただ今、陳情第4号が採択されましたので、決議について協議するため、ただ今から、暫時休憩とします。

（休憩 午後2時30分）

（再開 午後3時20分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

先ほど、陳情第4号が採択されたことに伴い、ただ今決議が提出されましたので、日程の順序を変更し、追加日程第8、「議案等の上程」とし、決議第1号を議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって、日程を追加し、追加日程第8、「議案等の上

程」とし、決議第1号を直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第8、「議案等の上程」、決議第1号を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、本日追加で提出されました議案等（決議）は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

小池副議長。

◎15番（小池弘基君）

決議第1号、「天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議」について。

粕屋町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出する。

令和元年9月30日提出。粕屋町議会議長、鞭馬直澄様。

提出者、粕屋町議会議員、小池弘基、並び安藤和寿、同じく井上正宏、同じく八尋源治、同じく山脇秀隆、同じく案浦兼敏、同じく本田芳枝、同じく太田健策、同じく川口晃、同じく久我純治、同じく田川正治、同じく福永善之、同じく木村優子、同じく末若憲治。

理由につきましては、令和元年5月1日の天皇陛下の御即位に当たり、慶祝の意を表するため、賀詞について決議するもの。なお、「天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議」案につきましては、お配りのとおりでございますので、ご一読お願いいたします。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第9、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありますか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日上程されました決議第1号につきましては、議会運営委員会におきまして、議員全員協議会で確認を行い、本会議場で採決を行うと決しております。よって、常任委員会に付託することなく、本会議場で採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました決議第1号につきましては、

常任委員会に付託することなく、本会議で採決することに決定をいたしました。
ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午後 3 時14分)

(再開 午後 3 時40分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

これより、決議第 1 号「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議」を議題といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第10、「討論」。これより、決議第 1 号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

私だけその名簿に名前が載っておりませんので、そういうふうな形で名簿漏れになってるとか、変な誤解もあってもいけませんので、きちんとした形でですね、発言をさせていただきたいと思います。

段々寒くなってきましたと、私のほう、いつもコーヒーを飲んでるんですが、段々段々渋くなってきて、お茶を飲むとかですかね、そういうふうな場というのが増えてくるんですが、私の使ってる湯飲みに言葉が書いてあります。何て書いてあるか。

自由は世がいける標語である。自由は世がいける標語である。

これは誰の言葉かと言ったら、同志社大学の創設者である新島襄の言葉なんですが、私の信念とか、いろんなところでそういうふうなことというのは、確固たる思いで持っております。その天皇どうのこうのというふうなことに對しての意見を、ここの場で言うことではありません。ただ、そういうふうなことに對して、全体的にっていうか意見が言えなくなるような、そういうふうなことがあってはならないと思いますし、私は自由な立場でこういうふうなことに對して、皆がね、皆さまが賛成するんであっても、別に私には関係ない。関係ないと言ったらおかしいんですが、それはそれぞれの心の中で、祝賀すればいいことであってっていうか、そういうことをですね、これが段々段々強制になっていくような、そういうふうなことを私は危惧いたします。

提案された方が、この間ですね、憲法条例。先ほどもお話がございましたが、そういうふうな形で繋がっていると。そういう思想性というものも鑑みたときに、今回に對しては、私は自分の、自分の自由であるというふうな形での思想を通したいと思います。

よって、これに対しては反対いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

久我議員。

◎10番（久我純治君）

私は、最初的时候には反対したんですがね。何でこんなことまでここで決めないかんかと思って反対したんですが。

これに対してどうのこうの言うことないんですが、みんなで祝福されるんやったらと思って、今度は賛成のほうに回っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

追加日程第11、「採決」。

これより決議第1号を採決いたします。

本決議を原案どおり可決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決されましたので、ここで議長が議会を代表し、議長をして「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議」文を読み上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

「賀詞天皇陛下におかせられましては 風薫る佳き日にご即位あそばされ 日本国及び日本国民統合の象徴として 皇位を継承なされますことは 誠に慶賀に堪え

ません 世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し 令和の世が幾久しく続きますよう 心から祈念申し上げ ここに粕屋町議会は町民を代表して 謹んでお祝いを表します 以上決議する。令和元年9月30日 粕屋町議会」

以上であります。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、日程第12、「委員会の閉会中の所管事務調査」を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

長期間のご審議、本当にありがとうございました。

去る9月の6日の日に、招集をいたしました今議会におかれましては、平成30年度決算の認定議案、そして補正予算等の数多くの議案等の審議を賜り、活発なご議論を頂戴しながら、全ての議案に可決、承認をいただきました。本当にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

さて、人口減少問題。この問題につきましても、もう大きく叫ばれて、幾久しくなりますけども、この間、解決の方策として、東京一極集中の解消、ワークライフバランスやワークライフミックス等の実現など、様々なことが議論をされてきております。

我々、地方自治体においては、住みやすさや、質の高い公共サービスの提供などを求められており、そのサービスを将来にわたり、持続的に住民の方に提供できる人材と財源が不可欠だろうと思います。そのためには、企業立地の推進を積極的に行うと同時に、町内にあります優良企業の他自治体への流出の阻止。そういったことを行う、普遍的な財源の確保を行うこと。また、そのための先見性のある人材の養成、これに尽力をしたいと思っております。

さて、話は変わりますが、先週28日の土曜日、ラグビーワールドカップの日本代

表が、対アイルランド戦で歴史的な勝利を得ましたが、この余韻が未だこの日本中を漂っております。ラグビーの精神であります、「One for all All for one」。一人一人が様々な力を合わせて、一つの目標に全員で立ち向かっていく大切さ。このことを改めて教えてくれたと思います。

私も、愛するこの粕屋町が、住民の皆さまから選択される、住みたいと思われる自治体として、これからも発展し続けるためには、私を先頭に、職員全てがたゆまぬ努力を惜しまないことをお誓い申し上げます。どうか、議会におかれましても、自治体経営の両輪として、様々な議論を積み重ねながら、ご指導そしてご協力を賜りますよう、重ねてお願いし、閉会にあたってのご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、令和元年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって、令和元年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後3時49分）

会議録調製者 古賀博文ほか 議会事務局職員

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議長 鞭馬直澄

署名議員 案浦兼敏

署名議員 中野敏郎